

会 議 録 目 次

平成23年第4回曾於市議会定例会

会期日程	29
○12月5日（月）	
議事日程第1号	31
開 会	35
会議録署名議員の指名	35
会期の決定	35
議長諸般の報告	35
市長の一般行政報告	35
常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	35
議会運営等調査特別委員会の調査報告	37
報告第13号	38
議案第51号～議案第59号、議案第61号、議案第62号、議案第64号～議案第73号	43
議案第60号	46
議案第63号	47
議案第74号～議案第80号	48
議長辞職の件	51
議長の選挙	53
議席の一部変更の件	55
副議長辞職の件	56
副議長の選挙	57
常任委員の選任	59
議会運営委員の選任	61
大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙	62
曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙	62
曾於地区介護保険組合議会議員の選挙	62
曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙	62
議会広報等調査特別委員会委員の選任	62
同意案第5号	67
散 会	68
○12月7日（水）	
議事日程第2号	71

開 議	73
一般質問	
五位塚 剛 議員	73
迫 杉雄 議員	91
九日 克典 議員	107
土屋 健一 議員	119
散 会	134

○12月8日（木）

議事日程第3号	135
開 議	137
一般質問	
徳峰 一成 議員	137
山田 義盛 議員	162
坂口 幸夫 議員	175
散 会	186

○12月12日（月）

議事日程第4号	187
開 議	190
議案第51号	190
議案第52号	191
議案第53号～議案第56号	200
議案第57号	205
議案第58号、議案第59号、議案第61号、議案第62号、議案第64号～議案第73号	215
議案第60号	232
議案第63号	238
議案第74号	246
議案第75号～議案第80号	265
陳情第8号	275
陳情第11号	276
散 会	276

○12月22日（木）

議事日程第5号	277
開 議	280

議案第52号	280
議案第53号～議案第56号	283
議案第57号	292
議案第58号、議案第59号、議案第61号、議案第62号、議案第64号～議案第73号	295
議案第60号	312
議案第63号	313
議案第74号	319
議案第75号～議案第80号	330
陳情第11号	338
議会運営等調査特別委員会の設置について	339
議員派遣の件	340
発議第8号	341
発議第9号	342
常任委員会の閉会中の継続審査申出について	344
常任委員会の閉会中の継続審査申出について	344
常任委員会の閉会中の継続審査申出について	344
常任委員会の閉会中の継続調査申出について	344
常任委員会の閉会中の継続調査申出について	344
常任委員会の閉会中の継続調査申出について	345
議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について	345
閉 会	346

平成23年第4回曾於市議會定例会

会 期 日 程

平成23年第4回曾於市議會定例会会期日程

会期18日間

月	日	曜	会 議	摘 要
1 2	5	月	本 会 議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議長諸般・市長の一般行政報告 ○閉会中の事務調査報告 ○議案等の上程・提案理由の説明 ○議長・副議長の選挙 ○常任委員の選任 ○議会運営委員の選任 ○一部事務組合議会議員の選挙 ○追加議案の上程・表決
	6	火	休 会	
	7	水	本 会 議	○一般質問 議会運営委員会
	8	木	本 会 議	○一般質問
	9	金	休 会	
	1 0	土	休 日	
	1 1	日	休 日	
	1 2	月	本 会 議	○議案審議・表決・委員会付託
	1 3	火	休 会	常任委員会
	1 4	水	休 会	常任委員会
	1 5	木	休 会	常任委員会
	1 6	金	休 会	
	1 7	土	休 日	

月	日	曜	会 議	摘 要
1 2	1 8	日	休 日	
	1 9	月	休 会	
	2 0	火	休 会	
	2 1	水	休 会	
	2 2	木	本 会 議	議会運営委員会 ○委員会審査報告・審議・表決 ○閉会

平成23年第 4 回曾於市議會定例会

平成23年12月 5 日

(第 1 日目)

平成23年第4回曾於市議会定例会会議録（第1号）

平成23年12月5日（月曜日）
午前10時開会
場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議長諸般の報告
- 第4 市長の一般行政報告
- 第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
(建設経済常任委員長報告)
- 第6 議会運営等調査特別委員会の調査報告
(議会運営等調査特別委員長報告)
- 第7 報告第13号 専決処分事項の報告について
(和解の締結及び損害賠償の額の件について)
- (以下21件一括提案)
- 第8 議案第51号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
- 第9 議案第52号 曾於市育英奨学資金貸与条例の制定について
- 第10 議案第53号 曾於市大隅農産加工センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第11 議案第54号 曾於市地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第55号 公の施設の区域外設置について
- 第13 議案第56号 字の区域変更について
- 第14 議案第57号 宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結につ

いて

- 第15 議案第58号 指定管理者の指定について（財部交流館）
- 第16 議案第59号 指定管理者の指定について（末吉老人福祉センター）
- 第17 議案第61号 指定管理者の指定について（大隅農村環境改善センター）
- 第18 議案第62号 指定管理者の指定について（大隅農業構造改善センター）
- 第19 議案第64号 指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）
- 第20 議案第65号 指定管理者の指定について（下水道浄化センター）
- 第21 議案第66号 指定管理者の指定について（財部南地区公民館）
- 第22 議案第67号 指定管理者の指定について（大隅高齢者コミュニティセンター）
- 第23 議案第68号 指定管理者の指定について（財部北地区生活改善センター）
- 第24 議案第69号 指定管理者の指定について（財部中谷地区集会施設）
- 第25 議案第70号 指定管理者の指定について（青少年館等）
- 第26 議案第71号 指定管理者の指定について（末吉高松イベント広場）
- 第27 議案第72号 指定管理者の指定について（末吉寺田コミュニティ広場）
- 第28 議案第73号 指定管理者の指定について（市民プール）
- 第29 議案第60号 指定管理者の指定について（養護老人ホーム清寿園）
- 第30 議案第63号 指定管理者の指定について（メセナ住吉交流センター）

（以下 7 件一括提案）

- 第31 議案第74号 平成23年度曾於市一般会計予算の補正について（第 5 号）
- 第32 議案第75号 平成23年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第 3 号）
- 第33 議案第76号 平成23年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第 2 号）
- 第34 議案第77号 平成23年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第 3 号）

第35 議案第78号 平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第2号）

第36 議案第79号 平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算の補正について（第3号）

第37 議案第80号 平成23年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第2号）

第38 常任委員の選任

第39 議会運営委員の選任

（第1号の追加1）

第1 議長辞職の件

（第1号の追加2）

第2 議長の選挙

（第1号の追加3）

第3 議席の一部変更の件

（第1号の追加4）

第4 副議長辞職の件

（第1号の追加5）

第5 副議長の選挙

（第1号の追加6）

第6 大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙

第7 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙

第8 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙

第9 曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙

第10 議会広報等調査特別委員会委員の選任

（第1号の追加7）

第11 同意案第5号 監査委員の選任について

2. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1 番	今 鶴 治 信	2 番	九 日 克 典	3 番	八 木 秋 博
4 番	土 屋 健 一	5 番	山 下 諭	6 番	原 田 賢一郎
7 番	山 田 義 盛	8 番	大川内 富 男	9 番	西 川 熊 則
10 番	大川原 主 税	11 番	吉 村 幸 治	12 番	(欠 員)
13 番	渡 辺 利 治	14 番	海 野 隆 平	15 番	久 長 登良男
16 番	五位塚 剛	17 番	漆 間 純 明	18 番	大 津 亮 二
19 番	迫 杉 雄	20 番	坂 口 幸 夫	21 番	徳 峰 一 成
22 番	谷 口 義 則				

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	迫 田 雪 春	次長	栄 徳 栄一郎	係長	田平 五月男
参事補	吉 田 竜 大	主任	宇 都 正 浩		

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (24名)

市 長	池 田 孝 教	育 長	植 村 和 信
副 市 長	中 山 喜 夫	教育委員会総務課長	安 田 徒 務
副 市 長	末 廣 光 秋	学 校 教 育 課 長	森 山 勇
総 務 課 長	大 窪 章 義	社 会 教 育 課 長	中 峯 健一郎
大隅支所長兼地域振興課長	上 迫 光 俊	市 民 課 長	切 通 宏
財部支所長兼地域振興課長	川 崎 幸 男	福祉事務所長兼福祉課長	今 村 浩 次
企 画 課 長	岩 元 祐 昭	保 健 課 長	大休寺 拓 夫
財 政 課 長	池之上 幸 夫	経 済 課 長	谷 元 清 己
税 務 課 長	新 屋 義 文	畜 産 課 長	神宮司 寛
監査委員事務局長	真 方 清 治	耕 地 課 長	吉 田 誠 得
会計管理者・会計課長	精 松 実 隆	建 設 課 長	高 岡 亮 蔵
農業委員会事務局長	堀之蘭 訓	水 道 課 長	福 岡 隆 一

開会 午前10時00分

○議長（大津亮二）

これより平成23年第4回曾於市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大津亮二）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、漆間純明議員及び迫杉雄議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（大津亮二）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日12月5日から12月22日までの18日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

御異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸般の報告

○議長（大津亮二）

次に、日程第3、議長諸般の報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので御了承願います。

日程第4 市長の一般行政報告

○議長（大津亮二）

次に、日程第4、市長の一般行政報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので御了承願います。

日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告（建設経済常任委員長報告）

○議長（大津亮二）

次に、日程第5、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告であります。

建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（大川原主税）

建設経済常任委員会所管事務調査報告、議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので報告します。

曾於市支所別秋季畜産品評会。

調査地及び調査事項、農林業・畜産振興に関する調査、1、末吉畜産指導センター、8月29日、2、曾於中央家畜市場、9月1日、3、財部畜産指導センター、9月5日、4、曾於中央家畜市場、9月15日、5、始良中央家畜市場、10月8日。

調査期間、平成23年8月29日、9月1日、9月5日、9月15日、10月8日の5日間であります。

調査委員、建設経済常任委員、全員であります。

調査内容、平成23年度曾於市秋季畜産品評会が各支所で開催され、8月29日午前9時から末吉畜産指導センターで、1部から6部で69頭が出品され、各部から22頭が末吉支所の代表に選ばれました。また、9月1日に曾於中央家畜市場において大隅支所分が開催され、1部から6部で64頭が出品され、各部から18頭が大隅支所代表として選ばれました。9月5日に財部畜産指導センターで財部支所分が開催され、1部から6部、45頭が出品され、各部から15頭が財部支所代表として選ばれました。曾於市の代表として合計55頭が曾於地区秋季畜産共進会に出品されました。

なお、曾於地区秋季畜産共進会は、9月15日、曾於中央家畜市場において開催され、地区内より合計136頭が出品され、午前中に各組全頭の測尺・個体審査等が行われました。結果、最優秀賞78頭、優秀賞50頭が決定され、本市代表が1部、全頭最優秀賞、2部、12頭最優秀賞、3部、6頭最優秀賞、4部、父系群2組最優秀賞、5部、全頭最優秀賞、6部、2組最優秀賞に決定いたしました。

第60回鹿児島県畜産共進会が県経済連主催で、10月8日、霧島市隼人町の始良中央家畜市場で開催され、鹿児島県内10地区から76頭の肉用牛が出品されました。8時30分から測尺・予備審査が開始され、9時50分から比較審査・決定審査が行われました。曾於地区代表16頭のうち15頭が最優秀賞に選ばれました。

また、地区別団体については、曾於地区が団体優勝に輝きました。特別部位賞に若雌2区、小浜美代子さん出品牛が前軀賞に、父系群では森岡六男さん、森岡雄次さん及び町卓也さんの3頭1組が斉一性賞に、成雌区で、森岡徳幸さん出品牛が肢蹄賞にそれぞれ選ばれました。今後も畜産振興協議会を中心に畜産農家、関係機関が一体となり、来年開催される全国大会に向けて取り組まれることを期待しています。

以上です。

○議長（大津亮二）

以上で、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

日程第6 議会運営等調査特別委員会の調査報告（議会運営等調査特別委員長報告）

○議長（大津亮二）

次に、日程第6、議会運営等調査特別委員会の調査報告であります。

議会運営等調査特別委員長の報告を求めます。

○議会運営等調査特別委員長（久長登良男）

議会運営等調査特別委員会調査報告書。

議会運営等調査特別委員会のこれまでの調査報告をいたします。

本特別委員会は、平成22年12月22日の本会議において、議会の機能を十分発揮するために、言論の府として議員の発言を保障し、活発な議論を推進することと、二元代表制の一翼として行政機関との緊張ある関係を保ちながら、共通の目的である市民の負託に耐え得る議会を構築していくことを目的として、議長を除く全議員によって設置されたところであります。

第1回特別委員会は、平成23年1月26日に開かれ、特別委員会の調査項目として、①基本条例、②会派制、③議会運営に関する申し合わせ事項の3項目を中心に調査研究を進めていくことに決定されました。なお、平成23年4月26日の第2回特別委員会では、委員全員による調査方法には機動性に欠けるなどの意見から、7名の委員による小委員会が設置され、小委員長渡辺利治委員、副小委員長山田義盛委員、原田賢一郎委員、大川原主税委員、谷口義則委員、迫杉雄委員、徳峰一成委員が選任されました。

第1回小委員会においては、まず基本条例を中心に調査研究を進めていくことに決定され、第2回小委員会では、先進地の北海道栗山町、福島県会津若松市、霧島市、薩摩川内市の条例の比較表を作成し、それを参考に各市町の議会基本条例に記載されている文言等について研究を行ったところ、議会報告会、意見交換会、議員間で行う自由討議、政策討論会、文書質問、論点形成のための形成過程を明らかにすること等に議論が集中し、引き続き協議することといたしました。

第3回、第4回小委員会では、基本条例制定に向けたスケジュール（案）の作成を行うとともに、調査事項の整理と課題の分析、先進地研修の検討、議会報告会、意見交換会実施へ向けての協議について議論し、平成23年8月3日の第3回特別委員会において小委員長からの報告により、特別委員会の委員全員に確認がなされたところであります。

第5回小委員会では、今後の取り組みについて課題の抽出が行われ、議会基本条例制定に向け協議されていく上で検討する具体的な審査項目、①議会報告会の検討、②意見交換会の検討、③議員間の自由討議の導入、④政策討論会についての4項目を審査順位の上位として調査することが決定されました。

第6回小委員会では、議会報告会・意見交換会の実施に向けて、その必要性を確認し、現在、各市で実施されている議会報告会の実施要領及び内容を参考にしながら協議した結果、曾於市議会としては、毎年3月定例会後、おおむね2カ月以内に市内3地区（末吉地区・大隅地区・財部地区）で、議会からの報告並びに市民との意見交換を内容とする議会報告会の開催（案）が決定されたところであります。

第7回小委員会では、これまでの協議内容をもとに、報告会開催に必要な議会報告会実施要領（案）が作成されました。また、議員間の自由討議については、議会報告会を開催する上で、委員会において実施することの必要性を確認し、実施する上で必要とされる申し合わせ事項の追加検討及び委員会での自由討議の流れについて協議されました。具体的には、委員長が必要であると認める場合において、執行部への質疑前に委員会としての論点抽出を行い、質疑後（討論前）に執行部退席のもと、委員会としての合意点や争点の確認を行うものであります。政策討論会については、開催することを目標に置きながら、その必要性を含めて積極的に検討することとし、次期特別委員会等で引き続き調査研究することといたしました。

以上の小委員会での調査報告を踏まえ、平成23年11月18日に第4回特別委員会を開き、慎重に審査した結果、議会運営等調査特別委員会としての最終方針が確認されたので報告いたします。

基本条例制定に向けて、スケジュール（案）に従い、継続して調査・検討すること。議会報告会を要領（案）に基づいて実施すること。各委員会の必要に応じて自由討議を行い、委員会の充実を図ること。12月の定例会以降も特別委員会を設置し、継続して調査すること。会派制、申し合わせ事項については、次期特別委員会で行き続き調査すること。

以上、本報告をもって議会運営等調査特別委員会の調査を終了することといたします。

以上で報告を終わります。

○議長（大津亮二）

以上で、議会運営等調査特別委員会の調査報告を終わります。

日程第7 報告第13号 専決処分事項の報告について（和解の締結及び損害賠償の額の件について）

○議長（大津亮二）

次に、日程第7、報告第13号、専決処分事項の報告について（和解の締結及び損害賠償の額の件について）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第7、報告第13号、専決処分事項の報告について説明いたします。

市道十文字宇都線で発生した車両破損事故について、示談書のとおり和解が成立したので、地方自治法第180条第2項に基づき報告するものであります。

事故は、平成23年9月20日午後11時30分ごろ、示談書第2当事者の乙所有の軽乗用車が市道を走行中、陥没箇所に着輪し、車両左側前後輪及び車体部を損傷したものです。

この事故による賠償金額は3万1,945円ですが、この賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険から全額支払われることになっております。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（大津亮二）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○16番（五位塚剛議員）

市長に質問したいと思います。

このような形での示談という専決処分がこの間、数回出ておりますが、基本的には今回のこの市道の陥没による損傷というこの問題については、基本的には市側の100%の落ち度になるのか、その確認。

第2点目、以前も質問があったときに、市道に関しては、基本的には定期的にパトロールをしてすぐに陥没等については対応してるという建設課長の答弁でもありましたが、現在においてそのようなことはないのか、これが第2点。

第3点目、国道10号線から産業道路を下っていきますと、ちょうど昔のインフラテックのちょうど下側、下のところの右側のところが、8月の集中豪雨によって陥没をしております。危険ですよという表示はされておりますけど、全く補修されておられません。このようなことが現実ありますけど、なぜ補修されないのか、説明を求めたいと思います。

以上、3点です。

○建設課長（高岡亮蔵）

今回の、この物損事故の責任が市が100%かということでございますが、今回、車両の修理費用は6万3,890円かかっておりますが、その5割の3万1,945円を今回、示談でお支払いするというので、その責任割合は50%、50%ということになって

おります。

それから、定期的に対応がなされているのかということでございます。現在も管理作業班がそれぞれ支所にありますけれども、その方々と協力しながら道路の巡回には努めております。今回もこの陥没箇所につきましては、気づきまして碎石等を一たん入れたんですけども、雨等が続きましてその上の舗装ができずにいたところ、こういった事故につながってしまったということで、早急な対応に今後も努めたいと考えております。

○耕地課長（吉田誠得）

申しわけありません。私、その現場をちょっと把握しておりませんので、また帰りまして把握して御説明いたします。

○16番（五位塚剛議員）

今、担当課長から、今回の事故の責任分担は損害補償金として50%、50%だと思うんですけど、通常考えた場合に、市道の陥没によって車があそこに落ちて車を損傷させたわけですから、これはだれが見ても100%市の責任だと私は思うんですけど、そうじゃないんですかね。それは、その事故の責任という意味では市が100%責任じゃなかったんですか。損害賠償についての補償については50%というお互いの話し合いがされて、保険会社を中に入れてだと思うんですけど、その説明をもう一回求めたいと思います。そうであつたら、今後の、やはり提案の問題っていうのは非常に疑問が出てくる分があると思います。この点が第1点。

今、ここのことについては陥没をして、一たん砂利を入れて表面の舗装をやりかえようと思ってたけど水に流されてしまったという、これはやはり市の落ち度だと思うんですよ。やはり砂利を入れて引き締めて、もう次の日も簡易舗装というのはこれ十分できるんですよ。そういう対策、対応が市のほうにあるかないかの問題だと思います。市長、このあたりのことについて、もっと機敏に対応するという意味では、しないと同じような例がいっぱい出てくるんじゃないかと思います。市長の見解を求めたいと思います。

3番目の問題です。私が提案したところは、8月の集中豪雨で、この産業道路のちょうど駐車場部分が壊れております。50cm径で壊れて、これは排水の側溝の一部が流されてだと思うんです。それで、しかし、私は災害にけるんだらうと思ってました。しかし、これはやっぱり、どうなんですかね、もともと県道の、県がやった工事です。しかし、この産業道路については、あとの維持管理はもう市のほうに委託とかされてるわけですね。ですから、しかし、建設課がそれを担当するのか、耕地課が担当するのか、非常にあいまいな部分があると思っておりますが、このあたりの問題と、実際パトロールが本当にされてるのかと疑問を感じております。だ

れか答弁できたら答弁していただきたいと思います。

○建設課長（高岡亮蔵）

責任割合の件につきましては、今回、その賠償金のほうは50%、50%でございます。車を運転する場合、安全義務を守る、何ていいますか、必要があるってということで、例えば落石等があればそれをよけるとか、危険を予知した運転をするといったことも運転者側にも課されているわけございまして、そういった関係で、保険のほうの今回の判断になったんだということで聞いております。

それから、補修のほうの体制につきましては、すぐやるのが鉄則でございます。事故防止に努めなきゃいけないわけですがけれども、今回、雨が続いたということでおくらせたためにこの事故につながったということで、その点については反省をいたしております。

○耕地課長（吉田誠得）

先ほどの広域農道の件でございますけれども、この件につきましては耕地課でございます。不十分な対応だったというふうに考えております。

○16番（五位塚剛議員）

建設課長の答弁だと、市道において道路が陥没をしていた場合に、その事故に対する責任問題については運転者側にも責任があると言われました。しかし、この案件見ると、9月の20日11時30分、夜中ですよ。夜中に走ってて陥没してる。これは運転者側にも責任があると言われますけど、これは非常に難しいもんじゃないかと思っております。落石も言われましたけど、予期しない事故と、そういう問題とまた違う部分があるんじゃないかと思っております。やはり市道を管理するという立場では、どんなことがあっても市民やら、またほかの方々に交通支障がないように対応するのがやっぱり市当局の役目だと思っております。問題提起として、責任問題を追求するわけじゃありませんけど、市道を管理するという意味ではもっと対応を強化していただきたいというふうに申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（大津亮二）

ほかに質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

質問が前後いたしますけれども、これは財部の十文字宇都間ということ、大体どこあたりかは見当はつくんですけども、しかし、恐らく議員の方々は特に末吉、大隅、大体想像あるいは確定できないと思いますんで、今後、建設課長、即決事項ですね、ほとんど、この種の議案は。地図を添付した上で一応提案していただきたいと思います。

それが第1点と、それから第2点目、五位塚議員の質問に関連して質問でありますけども、合併後、この種の提案が毎年少なからず出されておりますけれども、今後も恐らくあり得ると思うんですけれども、その点で過去のこれまで出されたので、この保険会社が基本的には出しておりますが、あわせて不足して市が一応予算計上して出した事例があるのか、これを確認かたがた質問いたします。恐らくないと思います。

なぜそういった質問するかといいますと、第3点目の質問でありますけども、基本的には保険会社が全額出すための保険会社でありますので、課長、そうですね。ですから、こうした事件が起きた場合は、基本的には市はやはり被害を受けた、そうした運転者を含めた、そうした被害を受けた方々の立場に立つべきだと思うんですよ、保険会社との関係においては。その点では、例えば今の五位塚議員の御質問に関連いたしますが、事故もやはり、どれだけやはり運転する側にも責任があるかはまちまちでしょうけども、基本的には被害を受けた方の立場でやはり考えていくっていうか、一種のマニュアルをつくるべきじゃないかと思うんですよ、過去の事件も参考にしながら。そうした観点に立つならば、今回のこの提案される議案も、100%の過失責任があるかどうかは別にいたしまして、やはり保険会社との話し合いにおいては、被害者の立場でやはり一定のマニュアルをつくっておって、こうしたケースの場合は、やはり例えば7、3とか8、2とかいうことを含めてやはり対応すべきじゃないかと思うんです。くどいようでありますけども、そうしたマニュアル等をつくっているのかどうか、その点をお聞きいたします。

以上、3点です。

○建設課長（高岡亮蔵）

場所につきましては、今回、地図のほうはつけておりませんが、沢田地区の北側にあります台地の圃場整備地区を走っている市道でございまして、その中央部ぐらいの場所でございます。今後、必要であれば図面等を添付したいと考えます。

それから、市が払った例があるかということでは、これに関してはないということとで認識いたしております。

それから、マニュアルについてはないわけですが、一応今回も保険会社のほうは若干まだ厳しい目であったんですけれども、こちらからも若干口添えしてこの結果、50、50になったというような中身でございます。

以上でございます。

○21番（徳峰一成議員）

3項目の質問の再質問に移ります。

課長、今、自分が言われた点を、私の質問との関連でちょっと思い起こしていた

だきたいんですよ。課長答弁弱いと思うんですね、質問に対しての。それでは今後事故が起こっても、しっかりした、ある面ではもっと被害者の立場で、強い立場で保険会社に今から交渉できないと思うんですよ。一定のマニュアルっていうか、基本的な当局としての基本方針をつくっていなければ、やはりケースバイケースっていう形、もちろん口添え的な点はあるでしょうけど、それ以上のことは踏み込めないと思うんですよ。一般の、個人の、民間の場合は、被害に遭うと保険会社が強い態度に出てなかなか解決が思うとおりにならんとですが、やはり大きな、市の場合、団体でありますので、保険会社にもっと強い立場で対応するためにもしっかりした、幾つかの過去の事例も照らし合わせてマニュアル化して、そのもとで、もっと強い立場で、被害者の立場で臨むべきじゃないかって、それを検討していただきたいと思います。課長、よろしいですか。検討していただきたい。答弁をしてください。

○建設課長（高岡亮蔵）

はい。今後検討をしてみたいと思います。

○議長（大津亮二）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告については、以上で終わります。

-
- 日程第8 議案第51号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
- 日程第9 議案第52号 曾於市育英奨学資金貸与条例の制定について
- 日程第10 議案第53号 曾於市大隅農産加工センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第54号 曾於市地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第55号 公の施設の区域外設置について
- 日程第13 議案第56号 字の区域変更について
- 日程第14 議案第57号 宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結について
- 日程第15 議案第58号 指定管理者の指定について（財部交流館）
- 日程第16 議案第59号 指定管理者の指定について（末吉老人福祉センター）
- 日程第17 議案第61号 指定管理者の指定について（大隅農村環境改善センター）

- 日程第18 議案第62号 指定管理者の指定について（大隅農業構造改善センター）
- 日程第19 議案第64号 指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）
- 日程第20 議案第65号 指定管理者の指定について（下水道浄化センター）
- 日程第21 議案第66号 指定管理者の指定について（財部南地区公民館）
- 日程第22 議案第67号 指定管理者の指定について（大隅高齢者コミュニティセンター）
- 日程第23 議案第68号 指定管理者の指定について（財部北地区生活改善センター）
- 日程第24 議案第69号 指定管理者の指定について（財部中谷地区集会施設）
- 日程第25 議案第70号 指定管理者の指定について（青少年館等）
- 日程第26 議案第71号 指定管理者の指定について（末吉高松イベント広場）
- 日程第27 議案第72号 指定管理者の指定について（末吉寺田コミュニティ広場）
- 日程第28 議案第73号 指定管理者の指定について（市民プール）

○議長（大津亮二）

次に、日程第8、議案第51号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更についてから、日程第28、議案第73号、指定管理者の指定について（市民プール）までの以上21件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第8、議案第51号から日程第16、議案第59号まで、及び日程第17、議案第61号から日程第18、議案第62号まで、及び日程第19、議案第64号から日程第28、議案第73号までにつきまして一括して説明いたします。

まず、日程第8、議案第51号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について説明いたします。

平成24年4月1日から、奄美自治会館管理組合の解散及びドクターヘリの代替運行に伴う防災ヘリによる救急患者発生に対応する医療従事者の確保に関する事務等を鹿児島県市町村総合事務組合が共同処理する組合市町村に、曾於市ほか19市町が加入することに伴い、鹿児島県市町村総合事務組合理約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、日程第9、議案第52号、曾於市育英奨学資金貸与条例の制定について説明いたします。

特別育英奨学資金を廃止するとともに、奨学生及び連帯保証人の資格要件、その他規定の整備を図るため、平成17年に制定した曾於市育英奨学資金貸与条例の全部を改正するものであります。

第1条は、条例の目的について、第2条は、育英奨学生の資格要件について規定

するものですが、保護者の定義を新たに設けたところであります。第3条は、育英奨学資金の種類及び額について規定しております。これまで特別育英奨学資金として、市内の高校生に授業料相当額を無償貸与していましたが、高校授業料の実質無償化に伴い、今回削るものであります。貸与額については、従来と変更ないところであります。第4条は、貸与の期間について、貸与開始月を、決定月から貸与開始年度の4月に改めたところであります。第5条の貸与の願い出及び第6条の連帯保証人については、改めて規定を設けたところであります。第7条から第15条については、育英奨学生の決定、異動届、この異動届に伴う育英奨学資金の休止、停止、返還等について追加または改正したものであり、第16条は規則への委任規定であります。この条例の施行期日は、平成24年4月1日であります。

次に、日程第10、議案第53号、曾於市大隅農産加工センターの設置及び管理に関する条例の制定について説明いたします。

平成23年度森林整備林業木材活性化推進事業を活用し、建設する曾於市大隅農産加工センターの設置及び管理に関する条例を、地方自治法第244条の2第1項の規定により、施設の維持管理を行うため必要な事項を定めるものであります。

第1条は、条例の趣旨について、第2条は、設置目的と名称、位置について、第3条は、管理について規定してあります。第4条から第6条及び第17条は、指定管理者に委託した場合の規定であります。第7条は、使用期間及び休館日等について、第8条から第10条は、使用の許可、使用の不許可、使用許可の取り消しについて規定してあります。第11条と第12条は、使用料について、第13条から第16条は、使用に当たっての注意事項が規定してあります。第16条は、規則への委任規定であります。この条例の施行期日は、平成24年4月1日であります。

次に、日程第11、議案第54号、曾於市地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

地域振興住宅につきましては、平成20年度より建設に着手し、平成22年度末で40棟が完成しており、平成23年度につきましても10棟の建設を実施しております。

今回、市外から曾於市に定住を希望する入居者を募集するに当たり、従来の入居資格の条件を緩和させるため本案を提案するものであります。

次に、日程第12、議案第55号、公の施設の区域外設置について説明いたします。

過疎対策事業、市道森田北線道路改良舗装工事について、地方自治法第244条の3の規定により、曾於市の区域を越えて路線の設置をすることに関し、都城市と協議するものであります。

森田北線は、宮崎県都城市との県境に位置しており、工場が立地し、大型トラックの運行には幅員が狭く危険であることから拡幅をするものであります。曾於市

側は工場の建物があり、移転が難しいことから、曾於市の区域を越えて都城市側を拡幅するため議会の議決を求めるものであります。

次に、日程第13、議案第56号、字の区域変更について説明いたします。

県営中山間地域総合整備事業8.5haの完成に伴い、従来の字界が原形をとどめなくなったことにより新しい字界を定めるため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を要するため提案するものであります。

次に、日程第14、議案第57号、宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結について説明いたします。

都城広域定住自立圏構想につきましては、国の定住自立圏構想推進要綱に基づき平成21年10月6日に定住自立圏形成協定を締結し、広域緊急医療体制整備を柱として、市民が安心して暮らせる都市機能を確保し、定住を促進するための圏域を形成するため共生ビジョンを策定して事業を推進しているところであります。

今回の協定内容の変更につきましては、定住自立圏形成協定の第3条第1号、両市が連携して取り組む政策分野並びにその取り組みの内容の項目に、教育及び文化の項目を追加するものであります。

なお、定住自立圏形成協定の変更については、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事項として条例を制定してありますので、条例に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、日程第15、議案第58号から日程第16、議案第59号まで、及び日程第17、議案第61号から日程第18、議案第62号まで、及び日程第19、議案第64号から日程第28、議案第73号までの指定管理者の指定についての14件につきまして、一括して説明いたします。

平成23年度末で指定期間満了となる公募施設1、非公募施設26の施設につきまして選定委員会を開催し、指定管理者の指定を行いました。その結果、末吉老人福祉センターを除く26施設につきましては、平成24年度から平成28年度までの5年間、末吉老人福祉センターにつきましては、平成24年度の1年間を指定期間に定め、それぞれ指定管理者として指定するものであります。

以上で、日程第8、議案第51号から日程第16、議案第59号まで、及び日程第17、議案第61号から日程第18、議案第62号まで、及び日程第19、議案第64号から日程第28、議案第73号まで一括して説明いたしましたが、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

日程第29 議案第60号 指定管理者の指定について（養護老人ホーム清寿園）

○議長（大津亮二）

次に、日程第29、議案第60号、指定管理者の指定について（養護老人ホーム清寿園）を議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定によって、渡辺利治議員の退席を求めます。

（渡辺利治議員 退場）

○議長（大津亮二）

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第29、議案第60号、指定管理者の指定について提案理由の説明をいたします。

地方自治法第244条の2第3項及び曾於市養護老人ホームの設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により、曾於市養護老人ホーム清寿園の管理運営を、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間、指定管理者を指定して管理させるものです。

指定の相手方は、曾於市末吉町岩崎971番地1の社会福祉法人輪光福祉会であります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（大津亮二）

渡辺利治議員の入場を許可します。

（渡辺利治議員 入場）

日程第30 議案第63号 指定管理者の指定について（メセナ住吉交流センター）

○議長（大津亮二）

次に、日程第30、議案第63号、指定管理者の指定について（メセナ住吉交流センター）を議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定によって海野隆平議員の退席を求めます。

（海野隆平議員 退場）

○議長（大津亮二）

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第30、議案第63号、指定管理者の指定について説明いたします。

地方自治法第244条の2第3項及び曾於市メセナ住吉交流センターの設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により、曾於市メセナ住吉交流センターの管理運営を、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間、指定管理者を指定して管理させるものです。

指定の相手方は、曾於市末吉町深川11051番地1の株式会社メセナ末吉でありま

す。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（大津亮二）

海野隆平議員の入場を許可します。

（海野隆平議員 入場）

-
- 日程第31 議案第74号 平成23年度曾於市一般会計予算の補正について（第5号）
日程第32 議案第75号 平成23年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第3号）
日程第33 議案第76号 平成23年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第2号）
日程第34 議案第77号 平成23年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第3号）
日程第35 議案第78号 平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第2号）
日程第36 議案第79号 平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算の補正について（第3号）
日程第37 議案第80号 平成23年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第2号）

○議長（大津亮二）

次に、日程第31、議案第74号、平成23年度曾於市一般会計予算の補正（第5号）についてから、日程第37、議案第80号、平成23年度曾於市水道事業会計予算の補正（第2号）についてまでの以上7件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第31、議案第74号から日程第37、議案第80号まで一括して説明いたします。

まず、日程第31、議案第74号、平成23年度曾於市一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。

一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に1億665万3,000円を追加し、総額を231億8,065万8,000円とするものであります。第2条は、地方債の補正でありまして、5ページの第2表のとおり、臨時財政対策債ほか4件を変更するものであります。

それでは、予算の主な内容について補正予算提案理由書により説明いたしますので、1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入におきましては、高齢者訪問給食サービス事業負担金940万

9,000円、財政調整基金繰入金 1 億6,755万2,000円、市債の県営農村振興総合整備事業負担金等の農業債5,620万円を追加し、国庫支出金の子ども手当国庫負担金 4,774万6,000円、雑入の畜産基盤再編総合整備事業負担金2,119万1,000円、市債の臨時財政対策債7,320万円を減額するものが主であります。

歳出におきましては、東日本大震災に係る消防団員等公務災害補償費の増による市町村総合事務組合負担金1,410万3,000円、対象者の増による自立支援医療給付費 982万4,000円、利用者数の増による高齢者訪問給食サービス事業2,258万7,000円、県営事業の増による県営土地改良事業負担金5,294万8,000円、中学校統合に伴う物品等の移転経費等399万1,000円をそれぞれ追加し、国の制度改正による子ども手当費4,061万3,000円、対象者の事業計画変更による畜産基盤再編総合整備事業2,119万1,000円を減額するものが主であります。

次に、日程第32、議案第75号、平成23年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額に53万5,000円を追加し、総額を62億7,238万9,000円とするものであります。

それでは、予算の主な内容について補正予算提案理由書により説明いたしますので、5 ページをお開きください。

今回の補正は、地方公務員共済組合の長期給付に係る負担率の変更による共済費の追加でありまして、歳入におきましては一般会計から繰入金を53万5,000円追加し、歳出におきましては、国民健康保険総務職員給を53万5,000円追加しております。

次に、日程第33、議案第76号、平成23年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の 5 ページをお開きください。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額に30万9,000円を追加し、総額を 4 億6,865万1,000円とするものであります。

それでは、予算の主な内容について補正予算提案理由書により説明いたしますので、6 ページをお開きください。

今回の補正は、地方公務員共済組合の長期給付に係る負担率の変更による共済費等の追加でありまして、歳入におきましては、一般会計からの繰入金を30万9,000円追加し、歳出におきましては、後期高齢者医療総務職員給を30万9,000円追加しております。

次に、日程第34、議案第77号、平成23年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第

3号)について説明いたします。

特別会計補正予算書の9ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に2,382万2,000円を追加し、総額を47億5,090万3,000円とするものであります。

それでは、予算の主な内容について補正予算提案理由書により説明いたしますので、7ページをお開きください。

今回の補正は、保険給付費の執行見込み額の増額に伴うものが主でありまして、歳入におきましては、国庫支出金626万6,000円、支払基金交付金674万9,000円、県支出金381万7,000円、及び繰入金522万5,000円の追加が主なものであります。

歳出におきましては、総務費32万9,000円、保険給付費2,246万4,000円、地域支援事業費102万9,000円の追加であります。

次に、日程第35、議案第78号、平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について説明いたします。

特別会計補正予算書の13ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に99万1,000円を追加し、総額を3億9,823万8,000円とするものであります。

それでは、予算の主な内容について補正予算提案理由書により説明いたしますので、9ページをお開きください。

今回の補正は、排水設備工事費補助金の追加が主なものでありまして、歳入におきましては、受益者負担金現年度分80万円と、一般会計繰入金19万1,000円の追加であります。

歳出におきましては、排水設備工事費補助金80万円の追加が主なものであります。

次に、日程第36、議案第79号、平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算(第3号)について説明いたします。

特別会計補正予算書の17ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に270万7,000円を追加し、総額を1億55万9,000円とするものであります。第2条は、地方債の補正でありまして、20ページの第2表のとおり、生活排水処理事業債を変更するものであります。

それでは、予算の主な内容について補正予算提案理由書により説明いたしますので、10ページをお開きください。

今回の補正は、歳入におきましては、浄化槽設置工事分担金129万7,000円及び市債100万円の追加が主なものであります。

歳出におきましては、浄化槽の設置基数の増による施設整備費251万1,000円の追加が主なものであります。

次に、日程第37、議案第80号、平成23年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の21ページをお開きください。

第2条は、収益的支出の既決予定額に1,254万9,000円を追加し、予定額を5億2,787万8,000円とするものであります。第3条は、資本的支出の既決予定額から6,489万7,000円を減額し、予定額を3億4,061万2,000円とするものであります。第4条は、起債の限度額を6,100万円に改めるものであります。第5条は、職員給与費の既決予定額に61万7,000円を追加し、8,406万6,000円とするものであります。

それでは、主な予算内容について補正予算提案理由書により説明いたしますので、11ページをお開きください。

今回の補正は、収益的収入におきまして水道料金の追加であります。収益的支出におきましては、水源地整備事業の事業変更等による委託料の減額や各水源地取水ポンプ場等の修繕費、有形固定資産減価償却費、固定資産除却費の追加が主なものであります。資本的収入におきましては、企業債の減額であり、資本的支出におきましては、水源地整備事業の事業変更による建設改良費の減額であります。

以上で、日程第31、議案第74号から日程第37、議案第80号まで一括して説明いたしました。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（大津亮二）

ここで暫時休憩いたします。執行部は退席を願います。副議長、議会広報等調査特別委員会委員、監査委員、一部事務組合議員の方々は議長室へお集まり願いたいと思います。ほかの方々は、議員控室のほうにお集まり願います。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時19分

○議長（大津亮二）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで議長席を副議長と交代します。

（議長交代）

○副議長（久長登良男）

議長大津亮二議員から議長の辞職願が提出されています。

追加日程第1 議長辞職の件

○副議長（久長登良男）

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって大津亮二議員の退席を求めます。

（大津亮二議員 退場）

○副議長（久長登良男）

事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（迫田雪春）

朗読申し上げます。

平成23年12月5日付でございます。曾於市議会副議長久長登良男殿、曾於市議会議長大津亮二。辞職願、このたび都合により議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（久長登良男）

お諮りします。大津亮二議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。したがって、大津亮二議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

大津亮二議員の入場を許可します。

（大津亮二議員 入場）

○副議長（久長登良男）

大津亮二議員に申し上げます。議長の辞職は許可されましたのでお知らせします。

ここで暫時休憩いたします。議員の皆さんは議員控室のほうにお集まり願いたいと思います。

—————・—————
休憩 午前11時22分
再開 午前11時32分
—————・—————

○副議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長が欠けました。

_____・_____・_____

追加日程第２ 議長の選挙

○副議長（久長登良男）

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第２として、日程の順序を変更し、直ちに議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（久長登良男）

異議なしと認めます。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第２とし、日程の順序を変更し、直ちに議長選挙を行うことに決定しました。

追加日程第２、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。したがって、選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○副議長（久長登良男）

ただいまの出席議員は21人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第２項の規定により、立会人に今鶴治信議員及び九日克典議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○副議長（久長登良男）

念のために申し上げます。投票は単記無記名で行います。投票用紙に被選挙人の氏名を記入願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（久長登良男）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○副議長（久長登良男）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので順番に投票願います。

（投票）

○議会事務局長（迫田雪春）

議席順に、順次申し上げます。なお、副議長は最後に申し上げます。1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、13番、14番、16番、17番、18番、19番、20番、21番、22番、15番。

○副議長（久長登良男）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（久長登良男）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。今鶴治信議員及び九日克典議員の立ち会いをお願いします。

（開票）

○副議長（久長登良男）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数21票、これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。うち、有効投票21票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち徳峰一成議員2票、谷口義則議員11票、大津亮二議員8票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票です。したがって、谷口義則議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

○副議長（久長登良男）

ただいま議長に当選されました谷口義則議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

当選されました谷口義則議員のごあいさつをお願いします。

○17番（谷口義則議員）

まずもって御選任をいただきましたことに心から御礼を申し上げます。

前大津議長がすばらしい議会運営をされてこられましたので、引き続き私が議会運営をすることには少し荷が重いのかなという気もいたしますが、今まで議会改革の方針を明確にされて進めてこられたこの火は消さないで、私も皆さんとともに議

会改革に邁進してまいりたいと、今、心新たに決意をいたしているところでございます。もとより浅学非才の身でございますので、非常に不行き届きな点や慣れない点が多いかと存じますが、皆様方の御理解と御協力を心からお願いを申し上げます。

本日は皆様方に御選任をいただきましたことに再度御礼を申し上げ、要を得ませんけれども就任のあいさつとお礼にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（久長登良男）

以上で議長選挙を終わります。

谷口義則議長、議長席にお着き願います。

御協力ありがとうございました。

（議長着席）

○議長（谷口義則）

ここで暫時休憩いたします。議員控室のほうにお集まり願います。

—————・—————

休憩 午前 11 時 50 分

再開 午前 11 時 54 分

—————・—————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

—————・—————

追加日程第 3 議席の一部変更の件

○議長（谷口義則）

お諮りいたします。議席の一部変更の件を日程に追加し、追加日程第 3 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。したがって、議席の一部変更の件を日程に追加し、追加日程第 3 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 3、議席の一部変更の件を議題といたします。

ただいまの議長選挙に伴い、会議規則第 4 条第 3 項の規定によって議席の一部を変更したいと思います。その議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（迫田雪春）

それでは、変更議席番号と氏名を申し上げます。

17番、漆間純明議員、18番、大津亮二議員、22番、谷口義則議員。

以上でございます。

○議長（谷口義則）

お諮りいたします。ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することに決しました。

それでは、ただいま決定いたしました議席にそれぞれお着きを願います。

議席移動のため暫時休憩いたします。ここで昼食のため休憩いたします。おおむね1時間程度休憩いたします。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長久長登良男議員から副議長の辞職願が提出されています。

追加日程第4 副議長辞職の件

○議長（谷口義則）

お諮りいたします。副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第4、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって久長登良男議員の退席を求めます。

（久長登良男議員 退場）

○議長（谷口義則）

議会事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（迫田雪春）

平成23年12月5日付でございます。曾於市議会議長谷口義則殿、曾於市議会副議

長久長登良男。辞職願、このたび都合により副議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長（谷口義則）

お諮りいたします。久長登良男議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。したがって、久長登良男議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

久長登良男議員の入場を許可します。

（久長登良男議員 入場）

○議長（谷口義則）

久長登良男議員に申し上げます。副議長の辞職は許可されましたのでお知らせいたします。

ここで暫時休憩します。議員控室のほうにお集まり願いたいと思います。

—————・—————
休憩 午後 1時03分
再開 午後 1時09分
—————・—————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長が欠けました。

—————・—————

追加日程第5 副議長の選挙

○議長（谷口義則）

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更し、直ちに副議長の選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更し、直ちに副議長の選挙を行うことに決定しました。

追加日程第5、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。したがって、選挙は投票で行います。
議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（谷口義則）

ただいまの出席議員は21人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に八木秋博議員及び土屋健一議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（谷口義則）

念のために申し上げます。投票は単記無記名で行います。投票用紙に被選挙人の氏名を記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（谷口義則）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので順番に投票願います。

（投票）

○議会事務局長（迫田雪春）

議席順に、順次申し上げますのでよろしくお願いいたします。1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番、20番、21番、22番。

○議長（谷口義則）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。八木秋博議員及び土屋健一議員の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（谷口義則）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数21票、これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票21票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち渡辺利治議員12票、迫杉雄議員7票、五位塚剛議員2票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票です。したがって、渡辺利治議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長（谷口義則）

ただいま副議長に当選されました渡辺利治議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

当選されました渡辺議員のごあいさつをお願いいたします。

○13番（渡辺利治議員）

ただいま皆様方の御支援を受けまして、責務の重い副議長という任務を仰せつかりました。山積する課題も多いわけですが、議長の補佐という立場から、そしてまた、議員皆さん方と一緒にになって市民のために輪をもって邁進いたしますことをお願い申し上げ、私のあいさつの言葉にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（谷口義則）

以上で副議長の選挙を終わります。

ここで暫時休憩いたします。議員控室のほうにお集まり願います。

—————・—————
休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時26分
—————・—————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第38 常任委員の選任

○議長（谷口義則）

次に、日程第38、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により土屋健一議員、吉村幸治議員、渡辺利治議員、海野隆平議員、五位塚剛議員、谷口義則議員、漆間純明議員、以上7名を総務常任委員に、今鶴治信議員、山田義盛議員、大川内富男議員、久長登良男議員、大津亮二議員、坂口幸夫議員、徳峰一成議員、以上7人を文教厚生常任委員に、九日克典議員、八木秋博議員、山下諭議員、原田賢一郎議員、西川熊則議員、大川原主税議員、迫杉雄議員、以上7人を建設経済常任委員にそれぞれ指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの常任委員に選任することに決しました。

委員会条例第9条第2項の規定により、それぞれの常任委員会において委員長及び副委員長を互選することになっております。

また、同条例第10条第1項の規定により、委員長、副委員長がいないときは、議長が委員会の招集、日時、場所を定めて委員長の互選を行わせることになっております。

ここでしばらく休憩し、その間にそれぞれの常任委員会を開会していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。総務常任委員会は第3委員会室、文教厚生常任委員会は第2委員会室、建設経済常任委員会は第1委員会室で開会願います。

各常任委員会開催のため、しばらく休憩します。

休憩 午後 1時29分

再開 午後 2時25分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました各常任委員会から、委員長及び副委員長の互選結果について議長に報告がありましたのでお知らせいたします。

総務常任委員長吉村幸治議員、同副委員長五位塚剛議員、文教厚生常任委員長大川内富男議員、同副委員長今鶴治信議員、建設経済常任委員長山下諭議員、同副委員長八木秋博議員、以上のとおりであります。

ここで暫時休憩します。議員控室のほうにお集まりください。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時59分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第39 議会運営委員の選任

○議長（谷口義則）

次に、日程第39、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りいたします。議会運営委員につきましては、渡辺利治議員、吉村幸治議員、大川内富男議員、山下諭議員、西川熊則議員、久長登良男議員、原田賢一郎議員、以上のとおり7名を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

ただいまから委員会条例第9条第2項の規定により、議会運営委員長及び副委員長を互選していただきます。

また、同条第10条第1項の規定により、委員長及び副委員長がいないときは、議長が委員会の招集、日時、場所を定めて委員長の互選を行わせることになっております。

ここでしばらく休憩し、その間に議会運営委員会を開会していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。議会運営委員会委員の方は第3委員会室にお集まり願います。

議会運営委員会開会のため、しばらく休憩します。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時20分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの休憩中に、議会運営委員会から委員長及び副委員長の互選結果について議長に報告がありましたのでお知らせいたします。議会運営委員会委員長に久長

登良男議員、同副委員長に原田賢一郎議員、以上のとおりであります。

ただいま選任されました、それぞれの委員会の委員長及び副委員長の方は演壇の前にお並びください。

それぞれの正副委員長を代表いたしまして総務常任委員会委員長より就任のごあいさつをお願いいたします。

○総務常任委員長（吉村幸治）

どうもお疲れさまです。それぞれの常任委員会等の委員長、副委員長がこのメンバーで決まりましたので、委員会の運営を一生懸命、我々頑張っていきますので、本会議もスムーズにいくように皆様の御協力よろしくお願いします。

終わります。

（拍手）

○議長（谷口義則）

どうぞ席にお戻りください。

ここで暫時休憩いたします。全員協議会を開きますので、議員控室のほうにお集まりください。

—————・—————
休憩 午後 3時22分
再開 午後 3時28分
—————・—————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第6 大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙

追加日程第7 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙

追加日程第8 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙

追加日程第9 曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙

追加日程第10 議会広報等調査特別委員会委員の選任

○議長（谷口義則）

お諮りいたします。先ほど大隅曾於地区消防組合議会議員、曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員、曾於地区介護保険組合議会議員、曾於北部衛生処理組合議会議員の辞職願と、議会広報等調査特別委員会委員の辞任願が提出されました。大隅曾於地区消防組合、曾於地域公設地方卸売市場管理組合、曾於地区介護保険組合、曾於北部衛生処理組合の議会議員選挙4件と議会広報等調査特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第6から追加日程第10として議題にすることに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。したがって、4件の一部事務組合議会議員の選挙と議会広報等調査特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第6から追加日程第10として議題とすることに決定しました。

まず、追加日程第6、大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙を行います。

大隅曾於地区消防組合議会議員は、組合規約により、第5条第1項の議員2人、第5条第2項の議員1人を、曾於市議会議員の中から選挙するようになっております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名推選については、議長が指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

大隅曾於地区消防組合議会の第5条第1項の議員に谷口義則議員及び吉村幸治議員を、第5条第2項の議員に久長登良男議員を指名します。

お諮りいたします。ただいま指名しました第5条第1項の議員に谷口義則議員及び吉村幸治議員を、第5条第2項の議員に久長登良男議員を当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第5条第1項の議員に谷口義則議員及び吉村幸治議員を、第5条第2項の議員に久長登良男議員が大隅曾於地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました谷口義則議員、吉村幸治議員、久長登良男議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

次に、追加日程第7、曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙を行い

ます。

曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員は、組合規約により 2 人を曾於市議会議員の中から選挙するようになっております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名推選については、議長が指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員に山下諭議員及び八木秋博議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました山下諭議員及び八木秋博議員を当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました山下諭議員、八木秋博議員が曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました山下諭議員、八木秋博議員が議場におられますので、会議規則第32条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

次に、追加日程第 8、曾於地区介護保険組合議会議員の選挙を行います。

曾於地区介護保険組合議会議員は、組合規約により 2 人を曾於市議会議員の中から選挙するようになっております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名推選については、議長が指名することにしたいと思いま

す。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

曾於地区介護保険組合議会議員の議員に大川内富男議員及び今鶴治信議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました大川内富男議員及び今鶴治信議員を当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました大川内富男議員及び今鶴治信議員が曾於地区介護保険組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました大川内富男議員及び今鶴治信議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

次に、追加日程第9、曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙を行います。

曾於北部衛生処理組合議会の議員は、組合規約により3人を曾於市議会議員の中から選挙するようになっております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名推選については、議長が指名することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

曾於北部衛生処理組合議会議員の議員に渡辺利治議員、吉村幸治議員、五位塚剛議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました渡辺利治議員、吉村幸治議員、五位塚剛議員を当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました渡辺利治議員、吉村幸治議員、五位塚剛議員が曾於北部衛生処理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました渡辺利治議員、吉村幸治議員、五位塚剛議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

次に、追加日程第10、議会広報等調査特別委員会委員の選任を行います。

先ほど議会広報等調査特別委員会委員全員より辞任願が出され、許可しましたので、議会広報等調査特別委員会委員が欠けました。

お諮りいたします。欠員の議会広報等調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により海野隆平議員、五位塚剛議員、久長登良男議員、今鶴治信議員、八木秋博議員、九日克典議員を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました海野隆平議員、五位塚剛議員、久長登良男議員、今鶴治信議員、八木秋博議員、九日克典議員の以上6名の議員を議会広報等調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

ただいまから委員会条例第9条第2項の規定により議会広報等調査特別委員会委員長及び副委員長を互選していただきます。

また、同条例第10条第1項の規定により、委員長及び副委員長がいないときは、議長が委員会の招集、日時、場所を定めて委員長の互選を行わせることになっております。

ここでしばらく休憩し、その間に議会広報等調査特別委員会を開会していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。議会広報等調査特別委員会の委員の方は第3委員会室にお集まり願います。

議会広報等調査特別委員会開会のため、しばらく休憩します。

休憩	午後	3時38分
再開	午後	3時47分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの休憩中に議会広報等調査特別委員会から、委員長及び副委員長の互選結果について議長に報告がありましたのでお知らせいたします。議会広報等調査特別委員会委員長に八木秋博議員、副委員長に九日克典議員、以上のとおりであります。

す。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時48分

再開 午後 3時50分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第11 同意案第5号 監査委員の選任について

○議長（谷口義則）

お諮りいたします。ただいま市長から同意案第5号、監査委員の選任についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第11として議題といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。同意案第5号、監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第11として議題とすることに決定しました。

追加日程第11、同意案第5号、監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって海野隆平議員の退席を求めます。

（海野隆平議員 退場）

○議長（谷口義則）

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

追加日程第11、同意案第5号、監査委員の選任について説明いたします。

議会選出の曾於市監査委員として、曾於市末吉町本町1丁目3番地5、海野隆平氏、生年月日、昭和26年10月17日生まれを選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、同意案第5号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これより同意案第5号について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これから同意案第5号、監査委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。同意案第5号、監査委員の選任については同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。同意案第5号、監査委員の選任については同意することに決定しました。

海野隆平議員の入場を許可します。

（海野隆平議員 入場）

○議長（谷口義則）

海野隆平議員にお知らせいたします。同意案第5号は同意されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、12月7日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

—————・—————・—————

散会 午後 3時55分

別紙

議 長 諸 般 の 報 告

曾於市議会議長 大津亮二

9月10日	市 内	財部高校、末吉高校体育祭
9月11日	市 内	岩川高校体育祭、敬老会及び桑山刑部・小少将供養祭
9月15日～16日	市 内	曾於地区秋季畜産共進会
9月18日	市 内	市内中学校体育祭
9月19日	市 内	中部校区高齢者のつどい
9月21日	市 内	秋の全国交通安全運動街頭立哨
9月23日	市 内	大隅書道協会共催ジュニア書道展表彰式、北別府学氏の歓迎会
9月24日	市 内	北別府学野球フェスタ、櫛校区敬老会
9月25日	市 内	市内小学校運動会
9月27日	市 内	財部中学校起工式
9月29日	市 内	新規就農者支援対策事業協議会
10月2日	市 内	市内小学校運動会
10月3日	市 内	県畜産共進会壮行会
10月5日	市 内	木材需要拡大の要望活動
10月5日	市 内	弥五郎どん祭り全体会
10月8日	市 内	県畜産共進会
10月11日	市 内	曾於地区ホルスタイン共進会
10月11日～13日	青森県	全国市議会議長会研究フォーラム
10月15日	市 内	第6回曾於市子どもフェスタ
10月18日	市 内	合同金婚式並びにひとり金婚者の集い
10月19日～21日	北海道	県市議会議長会政務調査
10月22日	鹿児島市	T P P 反対決起大会
10月23日	市 内	財部地域体育祭

10月25日	市 内	曾於市戦没者追悼式
10月27日	霧島市	環霧島会議及び意見交換会
10月28日	鹿児島市	県戦没者追悼式
10月29日	霧島市	県ホルスタイン共進会
10月31日	市 内	曾於市土地開発公社理事会
11月 2 日	市 内	どんドン祭り
11月 3 日	市 内	弥五郎どん祭り
11月 5 日	市 内	岩川高校創立70周年記念式典
11月 5 日	肝付町	おおすみ植樹祭（代理：副議長）
11月10日～11日	東京都	県市議会議長会臨時総会
11月11日	市 内	芙蓉の塔追悼式（代理：副議長）
	鹿児島市	鹿児島やごろう会
11月12日	市 内	市民祭、「税を考える週間」作品展表彰式
11月13日	市 内	市民祭、末吉町郷土出身者との懇親会
11月14日～15日	東京都	全国過疎地域自立促進連盟第115回理事会及び定期総会 過疎対策関係政府予算要請活動
11月18日	市 内	弥五郎どん祭り反省会
11月19日	市 内	末吉高校創立90周年記念式典
11月21日	鹿児島市	県市町村総合事務組合 第2回組合議会定例会
11月22日	市 内	曾於市教育活性化対策委員会高校部会第3回会議
11月23日	市 内	末吉豊祭武道大会（流鏝馬）
11月24日～25日	東京都	全国市議会議長会第130回地方行政委員会
11月25日	市 内	曾於市園芸振興会末吉支部振興大会（代理：副議長）

平成23年第4回曾於市議會定例会

平成23年12月7日

(第2日目)

平成23年第4回曾於市議会定例会会議録（第2号）

平成23年12月7日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第2号）

第1 一般質問

通告第1 五位塚 剛 議員

通告第2 迫 杉雄 議員

通告第3 九日 克典 議員

通告第4 土屋 健一 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番 今 鶴 治 信	2番 九 日 克 典	3番 八 木 秋 博
4番 土 屋 健 一	5番 山 下 諭	6番 原 田 賢一郎
7番 山 田 義 盛	8番 大川内 富 男	9番 西 川 熊 則
10番 大川原 主 税	11番 吉 村 幸 治	12番 （ 欠 員 ）
13番 渡 辺 利 治	14番 海 野 隆 平	15番 久 長 登良男
16番 五位塚 剛	17番 漆 間 純 明	18番 大 津 亮 二
19番 迫 杉 雄	20番 坂 口 幸 夫	21番 徳 峰 一 成
22番 谷 口 義 則		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 迫 田 雪 春 次長 栄 徳 栄一郎 係長 田平 五月男
参事補 吉 田 竜 大 主任 宇 都 正 浩

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長	池 田 孝	教 育 長	植 村 和 信
副 市 長	中 山 喜 夫	教育委員会総務課長	安 田 徒 務
副 市 長	末 廣 光 秋	学 校 教 育 課 長	森 山 勇
総 務 課 長	大 窪 章 義	社 会 教 育 課 長	中 峯 健一郎
大隅支所長兼地域振興課長	上 迫 光 俊	市 民 課 長	切 通 宏
財部支所長兼地域振興課長	川 崎 幸 男	福祉事務所長兼福祉課長	今 村 浩 次

企 画 課 長	岩 元 祐 昭	保 健 課 長	大休寺 拓 夫
財 政 課 長	池之上 幸 夫	経 済 課 長	谷 元 清 己
税 務 課 長	新 屋 義 文	耕 地 課 長	吉 田 誠 得
監 査 委 員 事 務 局 長	真 方 清 治	大隅支所産業振興課長	野 村 春 夫
会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	楢 松 実 隆	建 設 課 長	高 岡 亮 蔵
農 業 委 員 会 事 務 局 長	堀之蘭 訓	水 道 課 長	福 岡 隆 一

○議長（谷口義則）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（谷口義則）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第1、五位塚剛議員の発言を許可いたします。

○16番（五位塚剛議員）

12月定例議会におきまして、共産党議員団の一員として市民の暮らし、農業を守る立場、今後の曾於市のあり方について、池田市長を中心に5項目質問をいたします。

第1項目の第1点は、たばこ耕作者の廃作に伴って、たばこ乾燥施設の跡利用、再利用について話し合いがされているのか伺うものでございます。

第2点目は、市内に4カ所のたばこ乾燥共同施設がありますが、たばこ耕作者あるいは行政との関係で負担金の精算は終了されているのか確認を求めるものであります。

第3点目は、今後の施設の再利用について、カンショ、米などの貯蔵用保冷施設あるいは椎茸その他のキノコ類の農業用施設として利用できないか提案を含めて質問をいたします。

第2項目は、末吉道の駅四季祭市場の活性化について質問をいたします。

四季祭市場は、開設し7周年を迎えて県内トップの売り上げと人気を得ております。しかし、現在ある施設内の加工場は出荷者が利用できない状況にあります。出荷者の搬入時の駐車場、施設見学者の研修施設を含めた多目的加工施設の建設を求めたいと思います。前向きな答弁をお願い申し上げます。

第3項目は、財部温泉健康センターの指定管理者の変更を強く求める立場から質問いたします。この一、二年の経過からしても、またこの施設を利用された方々、従業員を初め多くの方々から指定管理者の変更を求める声がありますが、24年度からの指定管理者の変更ができないか市長にお伺いをするものでございます。

第4項目は、特別老人ホームの増設の提案であります。

第1点は、末吉の養護老人ホーム清寿園を含めて財部、大隅の特老施設9カ所において申し込み待機者は現在何名いるのか確認を求めたいと思います。

第2点目は、特老を含めたこの施設の増床・増設あるいは市独自の新設が今後必要になってくると思っておりますが、計画を含めて回答を求めたいと思います。

最後に、フラワーパーク公園づくりは中止すべきであるとの立場から質問をいたします。

第1点目は、9月議会最後の全員協議会でフラワーパーク公園の建設希望予定地が2カ所提案されました。高之峯地域、そして末吉の諏訪の胡摩地域になって提案されておりますが、その理由を求めたいと思います。

第2点目は、市民の大多数の方々がフラワーパーク公園づくりを今行っている状況ではないと考えております。池田市長、中止の方向で決断を求めたいと思いますが、再度確認を含めて、私の第1回目の質問を終わります。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

まず、大きな1番目のたばこ乾燥場施設の再利用についてということで、たばこ乾燥場施設の再利用について話し合いがされているのかということではありますが、たばこ耕作については、8月に日本たばこ産業が葉たばこ農家から廃作希望を募り、本市においては35戸が廃作を希望し、残るたばこ耕作者は2戸だけとなり、激減する事態となったところであります。

市内には四つのたばこ共同乾燥施設がありますが、国の補助事業で建設されたものについては、耐用年数も残っていることから「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用を受けるところであります。

共同乾燥施設の廃止及び目的外使用等については、残存価格に対する補助金相当額を国庫に返納することと規定してあります。

現在、全国たばこ耕作組合中央会並びにJ Tと国において協議等がなされているようであり、多額の補助金返納といった事態とならないよう、慎重に協議を進めている状況であります。

たばこ乾燥施設の再利用につきましては、推移を注視しながら対策を図ってまいりたいと考えております。

②の共同乾燥施設については、たばこ農家の負担金は精算されているかということではありますが、たばこ乾燥施設は国・県及びJ Tの補助金を活用し、平成5年度から平成11年度までの間に建設がなされ、総事業費は約6億3,200万円であり、受益者負担分は約2億1,900万円であります。

たばこ農家の負担金については、平成21年度までにすべて精算が完了していると

ころであります。

③の施設の再利用としてカンショ、米、キノコなどの貯蔵施設として市が支援できないかということではありますが、施設の再利用として、貯蔵施設としての市の施策につきましては、まず、各施設の補助金返納という事態が発生しないよう運営方針についてあらゆる方面から検討してまいりたいと考えております。

大きな2番目の四季祭市場に加工施設と多目的研修施設をとということではありますが、出荷者の加工施設として利用できないかということではありますが、駐車場、また新しく施設の建物をということではありますが、四季祭市場の体験加工室については、豆腐、みそ、そば打ちなどの体験加工ができる施設として整備したものであります。

この施設は、県の補助金で整備されたもので、加工したものを販売するための施設ではなく、今まで加工部会の方々の利用はないところであります。

加工部会の方々の現状としては、ほとんどの方が自宅に加工室を設置し、そこで加工した物を販売されていると思っております。

新規に駐車場・加工施設・多目的研修施設の設置については、用地の確保や建設費等多額の費用が必要であり、今のところそのような考えは持っていないところで

す。

大きな3番目の財部温泉健康センターの指定管理者の変更をとということではありますが、この施設で働く人たちも含めて指定管理者の変更を望む声が多いがということで、新年度から見直しすべきではないかということではありますが、9月議会でも答弁いたしました。指定期間の初年度となる平成22年度の決算を受けて、その内容を精査・検討し、株式会社総合人材センターによる管理にはさまざまな問題があったことを総括し、基本協定書に基づき指定期間満了以前の指定取り消しを行う手続に入りました。

その手続につきましては、協定書に基づいて指定取消事前通知書を発送し、改善策を提出するよう求めたところです。

その結果、8項目からなる「是正報告及び改善策」が提出され、その内容を検討し、同社代表取締役との協議を経て、指定管理の継続を決定をいたしました。

さらに、同社が提出した「是正報告及び改善策」を遵守していないと市が判断したときは、市は指定取り消しができる旨の覚書を別途締結したところであります。

その後3カ月ほどを経過しておりますが、「是正報告及び改善策」を遵守されておりますので、現時点では指定管理者の変更については考えておりません。

ただし、今後「是正報告及び改善策」に反する行為があった場合には、指定を取り消し、指定管理者の変更もあり得ることとなります。

大きな4番目の特別老人ホームの増設をということではありますが、①の曾於市内の老人ホームへの入居希望者の待機者は何名かということではありますが、曾於市内の特別養護老人ホームは、現在8施設ありまして、本年8月1日現在で、定員は381名となっております。

入所を希望されている中で、特別養護老人ホームへの入所優先度の高い要介護3以上の方は98名となっております。

要介護2以下の比較的軽度な方を含めると、全体で207名となっております。

②の特老老人ホームの入所者の増床・増設あるいは市単独の新設はできないかということではありますが、特別養護老人ホームなどの介護保険施設整備につきましては、曾於市の介護保険事業計画に基づいて整備しているところであります。

現在、平成24年度から26年度までの第5期介護保険事業計画を策定委員会にて審議中であり、来年2月には計画が策定される予定であります。

現在の特別養護老人ホームの入所待機者を考慮した場合、90床程度の増床が必要になってくると考えております。

民間事業者の施設整備要望がありますので、市単独の新設は考えておりません。

大きな5番目のフラワーパーク公園づくりは中止をということで、①のフラワーパーク公園の予定地として、高之峯、胡摩地域と発表したが理由はということではありますが、パークゴルフ場・フラワーパーク場の併設でありまして、高之峯、胡摩地域どちらの予定地も、国道・県道・広域農道・末吉財部インター等への交通アクセスにすぐれ、また、山林であり用地面積の確保がしやすく、市のまたほぼ中心にあるため、市内はもちろん市外から訪れる方々にとって便利であると判断した次第であります。

②の市民の大多数がフラワーパーク公園づくりは中止すべきであるとの声が高いが、これを受けて中止すべきではないかということではありますが、本事業は、パークゴルフ場、フラワーパークを併設した事業計画であります。また、グラウンドゴルフ協会からも建設の要望があり、検討したいと思っております。

フラワーパークについては、市民の中止すべきとの意見があることは承知いたしておりますが、事業の推進を望まれている方々からの意見も数多く寄せられているのが現状であります。

合併し、市制制定記念としての拠点となる市民の憩いの場、交流人口の増、地域活性化につなげていきたいと思っておりますので、中止は考えておりません。

以上で終わります。

○16番（五位塚剛議員）

まず、たばこ乾燥場の跡利用の問題でございますが、一つは補助金の関係で、今

簡単にはいかないという報告もありましたが、実際何年を経過すれば補助金、目的外使用ができるようになるのか、これが第1点。

同時に、後の問題については十分可能であるのかです、目的外使用が可能なのか同時にちょっと答弁願いたいと思います。

○経済課長（谷元清己）

お答えいたします。

まず最初の補助金の期限というようなことでありますが、大体構造が建物で鉄骨つくりでありますので35年ということになっていくようでございます。

それと、目的外使用ということですが、これにつきましても先ほどの市長の答弁の中にもありましたとおり、一定の基準をクリアしないといけないというようなことでありますので、この条件をまず補助金の返納をしない形で推移を見守るというようなことであります。

○16番（五位塚剛議員）

補助金を返納しない形で目的外使用はできないかということを、JTを含めて協議をしていくというのが前提だと思うんですけど、これはやはり現実はこのようになってますから、やはり国に対してもこれは積極的に問題提起をお願いをする必要があると思うんですけど、今後はそういう方向で働きかけをする決意があるか確認を求めたいと思います。

○市長（池田 孝）

先ほども申し上げましたとおり、そのような方向で、やはり全国のたばこ耕作組合の中央会やJTなどと話し合いながら国にそのような働きかけをしていきたいというふうに考えております。

○16番（五位塚剛議員）

曾於市の農業を見た場合に、カンショの拡大が、たばこ耕作の人たちも含めて相当ふえてくるだろうと思います。そうなったときにカンショの保冷施設という意味でも非常に有効活用ができるというように思っております。また、米の保冷施設としても、また、椎茸等の栽培としてもこれは大きなメリットがあると思っておりますけど、そのことも含めて前向きに検討されるか確認を求めたいと思います。

○市長（池田 孝）

廃作された面積が約60haということでもあります。これに対するまた作物の植えつけの変更ですね、そうしたものやら、また、今地場の産業として根づいております。こうしたものに有効活用をするということは大変重要であるというふうに思っているところです。そのようなことから国のほうにそのような有効活用ができるように、また、補助金の返納などないように働きかけていきたいというふうに思っております。

す。

○16番（五位塚剛議員）

次に、四季祭市場の問題について問題提起をしたいと思います。

第1回目の答弁では、この施設の中にある加工場は、会員は基本的には利用できないというような答弁でしたが、四季祭市場を盛り上げている方々というのは、農家の方々の野菜部から初め、また多くの加工部の人たちもいろんな加工品で全体の収益を大きく売り上げしていると思います。その利益がこの四季祭市場の大きな活性化につながっているわけでございます。

ただ、現状としては加工部の方々から自宅ではどうしてもできない加工の問題について、研修センター等で利用しようと思ってもどうしても競合してしまうということで利用がなかなか難しいという声が出ております。当然そうなったときに今後の課題としては、現状から一步前進させていくためには、この加工施設の独自で会員の方々が共同でできるというのは大きなこれは今後の対策という意味では重要なことではないかと思っておりますけど、市長、用地の問題、大きな建設費がかかると言われましたけど、これは再度今後の問題として検討する必要があるんじゃないかと思っておりますけど、再度お伺いいたしたいと思います。

○市長（池田 孝）

先ほども申し上げましたように、あそこの施設は県のほうでほとんどを出費をされながら、これは加工の開発用です、これは出品される方々が出店されるための加工施設じゃないということで整備されたものであります。ですので、そこに出荷される皆さん方は現在個人でまたは深川の研修センターとかいろいろ利用しながら出荷されておるといふふうに思っております。

自家製の方々、自分たちでみそをつくったり、いろいろ利用があるようですが、そうした方々と一緒にやられると非常に小言も出てくるようであります。そのような方々がつくられるのは、まだやっぱり自立でやられるというのが一番いいと。目的が自分の収益のためにやられるわけですので、それが望ましい方法じゃないかというふうに思いますが、どうしても出荷者がまだまだどんどんふえていくという状況ならば再度検討する課題じゃないかというふうに思いますが、今後状況を見ながら判断をしていきたいと思っております。

○16番（五位塚剛議員）

加工施設をつくるとなると安くともやっぱり50万円から100万円単位の施設の費用がかかります。やはり冷蔵庫を設けたりとかいろんなことになると、それだけの負担をしてやるという方はよっぽどの方でしかできないと思います。この四季祭市場を支えている零細的なそういう加工の人たちをやっぱり支援をするという意味で

は今後の大きな課題ではないかと思っておりますので、前向きに検討していただきたいと思います。

次に、財部温泉の問題について質問したいと思います。

この財部温泉の総合人材センターの指定管理のあり方については、当局のほうも基本的には問題があったということについては認識が一致するようでございます。それを前提として、この間、変更を辞さない覚悟で臨まれたということも私はわかっております。

再度質問いたしますが、市との関係です、市との契約の関係では、この財部温泉健康センターについては、雇用は10人でやるということで、市からの補助金もそれ相当の金額が出ていると思いますけど、現在の12月のきょうの段階において従業員の雇用は何人であるのか確認を求めたいと思います。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えを申し上げます。

現在、会社側が従業員と契約しているわけですが、契約している者は10名でございます。

ただし、そのうち1名が9月から長期病休ということでございますので、実働は現在のところ9名ということになっております。

以上です。

○16番（五位塚剛議員）

前回もこの問題を取り上げいたしました。それは私たち議会にも提案された予算上も年間をとおして10人雇用というのが予算化されて契約が結ばれている。しかし、あの段階でも従業員が入るけどすぐやめるという形で、非常に従業員の出入りが激しいという、そのときも年間をとおして9人で行っていました。しかし、現在も多分支配人の方が9月から長期入院という形で現在も9名体制でございます。これは私たち議会が承認した立場と、この市との年度協定書の中での問題についてもこれは違反ではないんでしょうか。だれか答弁していただきたいと思います。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えをいたします。

この件につきましては、総合人材センター側とも我々福祉事務所側とも協議をしたところでございます。その中で文書をもって報告をいただいたところでございますが、今その入院されている方につきましては12月中旬には退院される予定ということを知っておりますが、ただし、その後の経過によりましては復帰できるのかどうか未定であるというふうに答えをいただいております、従業員、それを除きますと9名でございますが、そのうち2人が5時間から6時間の勤務をするパートで

ございましたが、そのうちの1名を8時間勤務のパートでございすが8時間勤務にするということで、現状は9名でございすが、時間を多くしていただいたという経緯がございします。

なお、文書にも書いてあるところでございすが、病休している方の早期復帰を望んでおりますが、求人募集については継続して行い、万一の事態にも即座に対応できる体制をとりたいということで文書で報告をいただいているところでございします。

以上でございします。

○16番（五位塚剛議員）

病気で休むとなると、これはその人を責めるわけではありません、病気ですから。ただ、施設を運営するに当たって、市としては10名体制でないと対応できませんですよという前提で予算化もして運営の規約を結んでいるわけです。これに対して9月から1人、一番大事なポストの方がいらっしゃらないということですけど、これに対して会社の問題では済まされないと思っております。市長はそう思いませんか。

○市長（池田 孝）

その報告を受けておりませんでしたが、これは今後担当と十分話し合いながら進めてまいりたいと思います。

○16番（五位塚剛議員）

正直なところ、今びっくりしました。その報告を受けてないということです。

この問題は、なぜ取り上げるかといいますと、この財部温泉健康センターだけの問題ではないんです。指定管理をしているすべてのところについて教訓をすべきだという立場から質問しているんです。ですから、現在支配人が長期入院しているのに、しかし、その後復帰してつけるかということもわからない。また、そのことさえ市長は知らなかったという、副市長は、このことについては報告を受けているんでしょうか。

○副市長（中山喜夫）

そのことは聞いております。

○16番（五位塚剛議員）

副市長は聞いていたけど市長には伝えてなかった、そういうことですよね。

じゃあ、お聞きします。施設の年度協定の中で、この施設を運営するに当たり本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要に応じて研修等を行わなければならないというのが協定書で結ばれておりますけど、この財部温泉センターについて万が一火事が起きた場合の責任者とか、また、防火訓練をするためのそういう全

体の責任者、防火管理者、また、入浴を補助するための入浴指導員としての資格者、これはだれがいらっしゃるんですか、お答えください。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えを申し上げます。

防火管理者につきましては、先ほどありました支配人のほうが、ことしの8月に受講をされて資格をとっておられます。あと、入浴の管理者ということでございますが、そのことについては把握をしてないところでございます。

以上です。

○16番（五位塚剛議員）

前に資格を持っていた方、ベテランの方が解雇されたからこういうことになるんですよ。それで、8月に支配人が防火の管理の資格をとった。しかし、9月から現在まで責任者がいらっしゃらないですよ。これは、万が一何か起きたとき、協定書違反じゃないですか。これは十分見直しをするに値するものじゃないでしょうか。再検討、これすべきだと思いますけど、市長、決意のほう、確認を求めたいと思います。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えを申し上げます。

支配人につきましては、現在病休ということでございますが、会社のほうから、それが9月初旬でございましたが、その折に別な職員を責任者代理、支配人代理として任命しましたという報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○16番（五位塚剛議員）

支配人は月25万円、普通の方々は大体男性の方で15万円、また、機械保守の関係は19万円という形であっておりますけど、支配人の代理ですね、支配人の代理というのはそういうふうに簡単にできるものですか。賃金を含めた補償があるんですか、確認を求めたいと思います。それと資格はあるんですか、答えてください。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答え申し上げます。

支配人の代理の方の採用年月日は昨年8月でございますし、まだ1年ちょっと、1年3カ月、4カ月というところございまして日が浅いところでございます。経験的には不足しているというふうに思いますが、これらの設備の関係につきまして、特に設備の関係につきましては総合人材センターの本社のほうに、この財部温泉健康センターの副担当者という方がいらっしゃるわけでございますが、その方がいろいろ総合人材センターが指定管理をしている施設の設備全般を受け持っている方が

いらっしゃいます。そちらの方との協議等を行いまして、不測の事態が起きないように管理しているということでございまして、昨日もその方が温泉のほうに来られて、うちの福祉課のほうにも来られて、それぞれ問題点等を協議したところでございます。そのような体制を今とっているところでございます。

以上でございます。

○16番（五位塚剛議員）

一応質問したようにいろいろと問題はあるようでございます。再度、再度きょうの段階で、契約との関係で私は契約的に問題があると思っております。再度、年度協定書を見直しをして、これは十分見直し、指定管理者の見直しに値する実態だと思っております。新年度の24年度の4月に向けての指定管理の見直しという立場から再度検討していただきたいと思っておりますけど、その考えを求めたいと思っております。

○市長（池田 孝）

これまで、22年度においては、いろんなことが起きても連絡もなしで、ただ単独で向こうがやっておられ、そしてこちらから連絡して、このようなことが起きているようだがと言っても返事が返ってこない状態で、これはもう大変よくなかったと思っております。しかし、今、福祉事務所長がお答えしたとおり、今年度においてそのような改善策を是正をお願いしたところ、それに基づいて、これは支配人が入院されたけれども職務代理者を置いて、そしてまた本部のほうにちゃんとした財部温泉センターに対する責任者なるべき者を置いて、そこと連携をとりながらやっておられる。そしてまた、福祉事務所にもちゃんとそのような連絡が来る状態であるということでもあります。ですので、今のところそのような状況であれば私はこれを契約を破棄する必要はないというふうに思っております。今後も連絡を取り合いながらサービス向上に努めてまいりたいというふうに思っております。

○16番（五位塚剛議員）

先ほどから言ってるように市との関係では、契約としては年間をとおして10人雇用をするんですよという前提で再度協定書を結んだんでしょ。だけど、9月からはまた1人入院されてその補充をしてない。本来ならどこの会社でも長期的にそういうようになればだれかをまた採用して、また会社がですよ、会社が正式な職員をこちらに配置すればいいんですよ。もともとの契約は総合人材センターの職員をこの財部温泉内に1人配置するという約束だったでしょ。その約束はどうしたんですか。約束が守れてないでしょ。そういう約束だったでしょ、お答えください。

○市長（池田 孝）

パートの方が2人おられて時間に制限がかけられておった、その人数を今度は1人欠けたから勤務時間を長くしてカバーをしておるという対策はとられておると

いう今所長の話でありました。それで対応ができておるというふうに思っております。それ以外にあったら所長に答弁をさせます。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答え申し上げます。

ただいま質問がありました、最初が財部温泉健康センターのほうに職員を1人配置するということですが、総合人材センターの申請書の中に現地の管理者を1名派遣するというのが明記されておりますので、当初の段階ではそのようなことではございませんでした。その後、支配人がその事務をするということで話を聞いているところでございます。

以上でございます。

○16番（五位塚剛議員）

1人足らなくなったからほかの職員の人が残業してカバーすればいいというそういう問題じゃないですよ。これは市の施設で、市民や、また都城の人たちが温泉を利用してもらって健康を保っていただきたい、そういう施設でございます。万が一レジオネラ菌が発生したときに、その対応を間違ったときは大変なことになるんですよ。これは池田市長、あなたの責任が問われるんですよ。だからいい加減なことはしてほしくないんですよ。だから、そういう意味では今言ったことを含めて再検討をしていただきたいと思います。お答え願いたいと思います。

○市長（池田 孝）

病気で入院されたわけですので、今いる職員でカバーし合えるというのは当然であります。その手当というのは、残業した、残業といいますか勤務時間を長くした、そうしたものについては当然手当が、その分が支払われるというふうに考えております。ですので、そうしたことは当然どこの職場でもあり得ることだというふうに思っております。

○16番（五位塚剛議員）

民間のことを議論してるんじゃないですよ。民間の会社のことを議論してるんじゃないですよ。これは公的な施設の指定管理のあり方、指定管理に対する年度協定書のあり方、約束の問題について質問してるんですよ。ですから、市長が言う1人病気であるからという、それは当たり前のことですよ。ただ、それは一般的な民間の話であって、市のこの行政についても当然だれかが病気になるればだれかがカバーして、場合によっては職員を配置がえしてでもするんですよ。それはそういう問題じゃないんじゃないですか。今でもそう思っておられますか。どうぞ。

○副市長（中山喜夫）

今の状態は市長が言ったとおりだと思います。どこの職場でも病休というときに

はかわりの者がまず代がえをするというのが一般的なやり方だと思いますけども。

先ほども所長のほうからあったとおり、ここの温泉センターの総括責任者という人がおりまして、本社のほうに。そして、そのほかに副責任者というのもおられて、その中で全体的なそういった責任体制のことなども協議されているようでありますので、今のところ病気の方が回復されるのがいつかはっきりいたしませんけれども、当分の間はそういった状態で見守っているということでもありますので、当然衛生管理とかそういう重要なことなどは引き受けておられる指定管理者のほうでその責任の重要性は感じておられるというふうに理解しておるところであります。

○16番（五位塚剛議員）

最後に質問します。

もし何か事が重大な問題が発生したきは、それはすべて総合人材センターの責任だというふうに副市長は考えておられるんですか。市には何も責任はないという考えですか、お答えください。

○副市長（中山喜夫）

一義的にはやっぱり市の業務をお願いしているという立場でありますので、それをやっぱり責任を感じていただきたいと思います。最終的にはやっぱり訴訟になったときにはその段階で市が最終的な責任はとらないといけないと思いますけれども、まず一義的には今申し上げたとおり協定書に従ってお願いしてるわけですから、その責任は免れないのじゃないかと私は思っております。

○16番（五位塚剛議員）

この問題はまた文厚委員会でも協議がされるだろうと思っておりますので、議論の場は譲りたいと思います。しかし、大きな問題があるということだけは認識していただきたいと思っております。

次に、特別老人ホームの増設の問題について質問したいと思います。

現在は、末吉の清寿園養護老人ホームを含めると9施設になるわけですが、実際のこれを含めて待機者が何人ぐらいおられるのかという質問に対して、多分特老だけの272人というのが待機者の実態だというふうに思っておりますけど、基本的には市長も、市民の中には市外を含めてですけど、やはり申し込みが多いというのは現実的には増設あるいは入所の新設を含めて、これはしなきゃならないということで第5期の計画で提案をしていくということですが、そういう方向で再度確認ですけど求めたいと思います。

○市長（池田 孝）

先ほど答えたとおり、これは第5期の今検討中であります。そのようなことでどの程度の増床を考えていったらいいのか検討していただくように考えております。

○16番（五位塚剛議員）

この間、民間の企業がこういう施設の建設にずっと手を挙げてきております。それは地域活性化、また、希望される方々に対して非常にありがたいことだと思っております。それはそれで進めていただいて、同時に市単独の老人ホームの建設というのも、これは時代の流れに來ているのではないかと考えておりますけど、全くその考えはないか再度確認を求めたいと思います。

○市長（池田 孝）

民間の方々が多く手を挙げていらっしゃいますので、やはり民間でやれるものは民間でやるべきだというふうに思っております。ですので、市での対応は増設ということは考えておりません。

○16番（五位塚剛議員）

今後の課題として、現在29人の施設やら50人の施設があるわけですけど、当然増床するためには県の認可が非常に厳しいと思っておりますけど、そういう人たちの増床が可能な場合は県に対しても働きかけをしていく考えがあるか確認を求めたいと思います。

○市長（池田 孝）

先ほど言いましたように第5期の計画を立てなければなりません。そのもとでどれだけ必要なのか、これは計画を策定しなければならないかと思います。ですので、その数に合った形でそれぞれ分配をして、そして県には要望していききたいというふうに思っております。もう待機待ちがあるから、つくりたいからちゅうことで、ただ増床、増床でこれだけは認めてくれというわけにはいかないと思います。こちらでも十分検討して、これは県のほうには要望していききたいと考えております。

○16番（五位塚剛議員）

旧末吉町の湯之尻の清寿園跡地というのが現在のまま一応御存じのように取り壊された更地の状態になっておりますけど、もともとは寄附者がいらっしゃいまして福祉施設の利用に使っていただきたいという目的でありましたけど、ここの再利用、こういう施設を含めた今後の考え方としては検討されていないか確認を求めたいと思います。

○市長（池田 孝）

今おっしゃったように寄附を受けて、老人ホームの敷地として寄附を受けて当時つくられたということでもあります。しかし、これが老朽化して住吉のほうにまた新しく立派な物をつくったわけでもあります。ですので、その目的というのは住吉のほうで対応済みというふうに考えております。必ずあそこに福祉施設をつくらなきゃならないという義務的なものはないと思っております。

○16番（五位塚剛議員）

義務的なものはないということでございましたが、あの土地を有効活用するためには福祉施設に対する、場合によっては民間に売却をして、そういう形で生かすということも一つの方策だと思っておりますけど、全く再利用については検討はされておりませんか、白紙でしょうか。

○市長（池田 孝）

そのような手を挙げられる方々があれば、それはそれで前向きに検討してまいりたいと思います。

○16番（五位塚剛議員）

最後にフラワーパークの問題について質問をしたいと思います。

市長は、第1回目の答弁では、基本的には建設をしていくという考えでございしますが、第1点、高之峯、胡摩地域を提案した理由は、国道・県道沿い、また、まちの中心部に近いということもあり、いいことではございますが、特に胡摩地域のここは山の30町歩、高之峯については約50町歩のところを検討がされているようでございますが、私の考え方によっては山の場合は地権者が相続をしてない例というのは非常に多いと思っております。当然ながらその相続については地主さん、地権者が相続をしなけりゃなりませんけど、これはもう既に亡くなっておられる方々も多くて非常に困難だと思っておりますが、そういう場合を想定されているのか確認を求めたいと思います。

○市長（池田 孝）

どこの土地を買うにしても、また、道路を拡幅するにしても、新設するにしてもそのような土地はよくあるところです。ですけれども、それは何とかしてクリアして進めていることでもあります。この事業でもそのようなものは当然広い面積ですのであるだろうというふうに想定いたしております。しかし、何とかそこはクリアをしてまいりたいというふうに思っております。

○16番（五位塚剛議員）

市長は、高之峯と胡摩地域を二つに絞り込んでいるようでございますが、どう考えても胡摩地域は近辺に養豚場施設、また、堆肥の処理施設、ブロイラーの施設、いろんな意味で非常に臭気的なものを含めて条件的には大変悪いと私は思っております。ここは現実的には不可能ではないかと思っておりますけど、お答えください。

○市長（池田 孝）

広い面積が必要であります。畜産といったものは曾於市においては大変大きく定着しているわけで、これはそのような環境の中でどこが適当かということを考えて判断をいたしたところではありますけど、100%とは言えなくても大変そういうことは

クリアできる、何とか畜産の公害を受ける場所じゃないというふうに考えたところ
であります。

○16番（五位塚剛議員）

どんな事業を進めるにしても、また、市長がいろんな問題を提起するにしても、
基本的には市民の声を聞く、また、民意を聞くというのは民主主義の根本であり、
一番大前提ではないかと思っておりますけど、池田市長も基本的には市民の声、民
意を聞くというのは、これは大事だというふうに認識されておるのでしょうか。

○市長（池田 孝）

これはもう当然市民の声を、これはいつも聞かなければならないかと。いろんな
情報を集めた中に今後曾於市の発展はどのような形で進めていったらいいのか、活
性化するためにはどうした施設がいいのか、やはり検討する必要があると思います。
そのようなことで計画をしたものであります。

○16番（五位塚剛議員）

一応、市長も市民の声を聞くというのは基本であるという認識は変わらないよう
でございます。

それでは、その前提に立って質問いたしますが、東北の震災以降、日本の政治状
況、経済状況は激変をしております。そのために国の財政、地方の財政も逼迫をし
ておりますが、市民の中に入っていくと池田市長の考えておりますこのフラワー
パーク公園づくりが果たして市民生活に必要であるのかという非常に大きな疑問
の声があるようでございます。

仮に、池田市長、市民の声を無視しながら強引に進めた場合に、結果的にこの間
の経過から見て市に大きな財政的な負担、借金がふえるということが予想されます。
当然そうなれば市民の人たちは非常にこれは困るわけです。仮に市長、ここにおら
れる三役の方々、場合によっては、ここに出席されている課長、そして賛成される
議員の方々、これは当然大きな責任を感じなきゃなりません。当然強引に市民の声
を聞かずにごり押しした場合は当然市長の責任、そういったものを感じるわけす
けど、場合によっては自分の財産、保証人になって将来、未来永劫まで責任をとる
という覚悟はあるのでしょうか。

○市長（池田 孝）

市長として当然これはいろんな角度で考えながら判断をしなければなりません。
そして、やはり市民に今後どのようなサービスをしながら曾於市全体の活性化を図
らなきゃならないか判断いたしております。今回、東日本大震災が起きております
けれども、これに対する対策は国のほうで別途で行うという方針が打ち出されてお
ります。ですので、曾於市、地方にそのような負担というのは大きく出てこないで

あろうというふうに考えております。

合併特例債を使うということは以前から言っておる状況であります。これは合併するときに法律の中で保証されておるというふうに思っているところです。また、その起債が市民に残って、私は負担を求めるような実態には絶対にならないというふうに考えております。

また、市長という立場で、このそれが返せないときに当時の市長がこれは補償すべきところまでは法律であるのかなと疑問に思うところです。やはり法律に従ってこうしたことは責任を負っていきたいというふうに思っております。

○16番（五位塚剛議員）

池田市長が記憶されているかわかりませんが、25年前に旧末吉町時代に南之郷の高岡地域に養豚場建設の話が挙がりました。それに対して地元の方々も反対をされ、当時の田崎町長もどうかしてこれは解決をしなければならぬということで、当時の農業委員会も加わってこれを、農地の開発行為を行って守っていた経緯があります。そのときに当時の農業委員の方々が保証人になって土地の買収開発工事をいたしました。ときの町長も裏のほうで保証という形で立っておりました。当時私の父が農業委員でしたので、そのことを私にこれは農業委員としての責任で保証人になってこの事業をやるんだよということを言われておりました。結果的にうまくいきまして保証人倒れということにはなりませんでしたが、現実はこの曾於市、旧末吉町時代もこういうことが行われたんですよ。だから、池田市長、法的にできるかできないかという問題じゃなくて、あなたが本当に市民の声を無視しながらこれを強引に進めるんだったら、池田市長、ここで自分の財産をなげうってでもちゃんと担保に入れても保証になってやるという覚悟はあるかないか確認を求めたいと思います。同時にほかの三役の方々にも確認を求めたいと思います。

○市長（池田 孝）

高岡のあの開発行為と、この事業は全く違うというふうに考えております。ですので、そのような例は全国に出てないというふうに考えております。

○16番（五位塚剛議員）

私は一つの例として言ったんです。やっぱりそれをやるんだったらそれぐらいの覚悟で必要性が、そのときはそういう問題になりました。しかし、今の状況でいったら私はもう100%市民に後の維持管理費を含めて新たな市の持ち出し等が出てくるというのはもう目に見えていると思います。

池田市長、花房峡の問題、温水プールの問題、いろんな施設の問題、公共下水道の問題、区画整理の問題、だれが今責任をとってこの赤字のつけをやっておりますか。責任をとった人がだれかいらっしゃいますか。市民の税金で今一般財源で補っ

ていますがね、そのことを言ってるんですよ。

池田市長、市民の声を無視した場合にはそのことを私は強く求めますが、そこまでやれますか。それだったら市民の声を聞くということですので、基本的には賛成の陳情もあるようです。当然そういう方もいらっしゃると思います。一方では圧倒的に反対の声も多いと思っております。ですから、市民に内容を明らかにして、市民の声を十分聞く、アンケートを含めてやる必要があると思います。再度確認を求めたいと思います。

○市長（池田 孝）

私は行政がこのような事業を市民向けにサービスをするわけです。ですので、これは黒字が出るということを必ずこの前に表面に出してやらなきゃならないということはないと思っております。やはりこの事業効果というのは市民にいろんな面で受け入れられるならば私は当然それは後ほど、これは借金として起債として残っていくわけですが、それが返せるか返せないかというめどはいろんな指数に出てきておりますし、私は将来これで曾於市が破綻するようなことはないというふうに確信をいたしております。

ですので、そのときの補償を自分の財産まで市長が出してやる必要はないし、それだけの規模のまた財産ありませんし、出したって、これはもうわずかな微々たるものであります。ですので、これはやはり市政を任された首長が4万人の人口のかじ取り役として仰せつかった責任であります。「おまえがしっかりといろんなことを判断しながら事業は進めよ」ということの選挙であったと。それによって選ばれた自分であるというふうに考えております。ですので、その責任というのが私が負うべきものじゃありませんし、そのようにならないかじ取りをしてサービスを大きくしていくのが私の役目だというふうに考えております。

○16番（五位塚剛議員）

池田市長は、このフラワーパーク公園の問題を提案してきてから、中身を知れば知るほどいい加減な計画だというふうに思っております。だからこそ心配をして言ってるんです。

山田のパークゴルフ場です、あそこはどういうふうにしてできたというのは池田市長も視察に行かれてわかってると思うんですよ。12年、13年度において畑かん事業の捨て土を、あそこをちゃんと埋め立てをして、造成費はほとんどただなんです。そういう2カ年事業の中で、あとは山田のかかしの温泉の問題を含めてまちづくりをどうするかという長期的な展望の中で進められた事業なんです。それでも赤字なんです。あれだけたくさん人が来ても赤字なんです。だから赤字を埋めるために使用料を値上げをした。それでも残念ながら去年は口蹄疫で赤字出してお

ります。ことしも新燃岳の関係で赤字を出しております。人がたくさん来ていただいている状況でも現在は赤字運営というのが実態なんですよ。

市長、あなたは、この市長になったから自分の政策を出すと言われましたけど、市民に必ず大きな負担をもう目に見えているという実態の中で市民はとてもじゃない、納得いたしませんですよ。これは当然です。市民の声を聞くという何らかの形、アンケートを含めて、場合によっては市民の賛否を問うということも含めて、できるかできないかをお答え願いたいと思います。

○市長（池田 孝）

先ほどから申し上げているように、これは黒字を前提として行政サービスちゅうのは判断はできないというふうに思っております。やはり市民に等しく使われるような施設であれば当然、そして効果が大きくあらわれるようであれば、これは少々の赤字でもやらなきゃならない義務的なものもあると思っております。今市内の施設で利用がされている中でも当然赤字のものがほとんどであります。黒字というのは、出るといのはほんのわずかの施設であります。これは効果が大きく私はあらわれておる証拠だと。ですから、市民からそのような施設を赤字だから当時つくったのが悪いと言われる施設ちゅうのは数少ないんじゃないかなというふうに思っております。

ですので、私としては、これはそのようなことで今後大いに住民に効果が出るようにつくっていくし、運転をさせていただきたいというふうに考えているところで

○16番（五位塚剛議員）

黒字を前提にした計画ではないということでございました。多少の赤字は覚悟の上だと言われました。これは、しかし大変な問題なんです。市長、以前私は質問の中で、市民の中にはゲートボールにかわる遊びとして、楽しむ施設としてグラウンドゴルフを自分の農地を提供して各自治体でいっぱいやってるけど支援はできないかと言いましたら、それはそういうのはできないと言われました。グラウンドゴルフを一生懸命自分の自治会の中でお年寄りの人たちが楽しんでやってるのには全く支援はしない。しかし、一方では赤字を前提にしても計画をする。

それではお聞きします。パークゴルフを曾於市内でやってる方々、団体と競技者は約何名いらっしゃるのでしょうか。前回は質問しました。当然もうきょうぐらいではある程度はつかんでらっしゃると思うんです。どのぐらいいらっしゃるんですか。お答えください。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

曾於市内のパークゴルフ場の人口というのは、私どもはまだ把握ができておりません。今、都城市のパークゴルフ協会があるということで、そこに曾於市内の方々が加盟されているということで、その団体がまだ市内にできておりませんので、また登録もありませんので確認をできないところでございます。

以上です。

○16番（五位塚剛議員）

皆さんお聞きになったでしょう。曾於市内でパークゴルフを楽しんでいる方々が何人いるかも把握をしてない。これで推進を億単位のお金をつぎ込もうとしている。計画がずさんというよりむちゃですよ。一方では後の管理費で赤字が出たらそれに対する責任はとらないという。市民の声は、民意を大事にすると言うけど現実はそのようではない。

この問題は、これは多くの市民が非常に注目しております。同時にここに賛成される方も議員の方もおられるかもしれませんが、その方々も今の実態をよくつかんで大変なことが今曾於市で行われようとしているということだけを認識していただきたいと思います。

あとは平行線になるでしょうから、このことについては、また総務委員会に今陳情として付託されております、この市民の皆さんの賛否を求める署名が出ておりますので、ぜひ採択をしていただいて、市民の皆さんたちが本当に必要かどうかというアンケートをしていただくということを強く望んで私の質問を終わりたいと思います。

○議長（谷口義則）

ここで10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前11時10分
再開 午前11時20分
—————・—————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第2、迫杉雄議員の発言を許可いたします。

○19番（迫杉雄議員）

私は、12月定例会の一般質問におきましては、2項目を5点の要旨で市長に質問いたします。

まず、11月11日夜、野田首相はTPP参加を表明して、ハワイでのAPECで交渉参加に向けて関係国と協議に入ると述べましたことから、国を挙げて賛否が大き

く分かれておりますが、我が曾於市議会は反対の意見を採択して提出しております。議論の中身は、我が国の農業に大きな打撃を被ることとして反対が広がっております。

一方、経済流通の製造の分野では、T P Pに参加であるようです。国益の分野から議論しても現在の我が国がバスに乗り遅れる言葉のもとに協議に参加することはいかなものか、まずは農政面の再生と当面は3月11日発生の東日本大震災の復興も見通しがつかないし、原発による放射能汚染問題も対応がままならない今日において、財政的にも強いて申しますと借金大国である中、農業は断固守りぬくとの言葉はなかなか信じがたい言葉であり、少子化、超高齢化社会で文化面でも今日までのすばらしい文化などもなくなってしまっていくことが予想される中、市長におかれましてはどのような見解を持っておられるか伺います。

あわせまして、いにしえからの我が国は1次産業の農業文化で培われてきたと言っても過言ではないと思いますが、今後農業振興についてT P Pをかんがみ、どう対応していくべきか所見を伺います。

次に、②であります、本市におきましての農業振興に際して、来年度の農畜産物実績額が減少している状況であります。いろいろな要因がある中で、農家所得の向上につながることで1次産業から6次産業までをかんがみ、対応が必要であります。市長の見解を求めます。

また、平成19年度からの今日までの実績総額はどのようになっているか伺います。

次に、③につきましては、農家人口減並びに高齢化、後継者難、遊休農地、耕作放棄地がふえている傾向に対しての現在の状況と今後の対応を伺うものであります。

また、今後、遊休農地や耕作放棄地に対してどのような対応策が考えられますか。当然農業生産分野でT P P協議が進むこととなりますと本市においてもしかり、農業振興、農業生産には農地の確保が必然的であります。現段階からの農地の保全はどのように考えておられるか市長に伺います。

あわせまして、曾於ブランドが認定され、これから農畜産振興が観光振興へとつながっていくかが議論されるものであります。

次に、観光振興について。

まず、県外に出ますと、我が町「曾於市」の知名度が低いという場面によく出くわします。市長はいかがでしょう。やはり今後はまちの発展につながることはもとより、知名度アップがどうかすると本市の観光振興を議論する基本的なベースではないかと思いますが、知名度アップについて何か対応策は考えられないのか伺います。

現在、観光と特産品開発に努力がなされているようですが、これからどのように

生かして振興策が図られるか、あわせて答弁を求めます。

次に、②であります。本市は、いにしえからの文化の伝統や年間のイベント等それぞれありますが、観光振興としてもう一步踏み込んだ対応は考えられないか。やはり県内外に行ってみたい曾於市を発信すべきであります。今日までの曾於市における四季を通じての文化芸能やイベントなどを連携できるように対応すべきであるかと思いますが、どのように分析しておられるか見解を、曾於市観光協会長としての市長に伺うものであります。

また、新幹線効果もいまいちですが、ましてや大隅半島並びに南九州地域としても観光はいまいちであります。今後の方向はいかにあるべきかあわせて伺いまして1回目の質問を終わります。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

まず、大きな1番目の農業振興についての①T P P参加を議論すると、我が国の地方は農業文化で成り立ってきたことから、社会の形態が崩壊していくことが考えられるが、見解と今後の対応ということですが、ありましたように野田総理は11月11日のT P P交渉への参加方針を表明いたしました。T P Pは関税全廃が原則であり、T P Pへの参加は日本の農業・地域経済が壊滅する危機であります。

曾於市においては、農業は重要な基幹産業であり、地域経済に深刻な打撃を与えることは明白であることから、今後も関係団体と連携を取りながら反対してまいりたいと思います。

②であります。減少していく本市の農畜産物の生産の実績について、今後どのような対応が考えているのかということですが、まず平成19年度以降の生産実績は、平成19年度が404億8,000万円で対前年約6億9,000万円の減、平成20年度が399億8,000万円で対前年約5億円の減、平成21年度は393億5,000万円で対前年約6億3,000万円の減、平成22年度が375億7,000万円で対前年約17億8,000万円の減になっております。

生産額が年々減少しておりますが、この主な要因といたしましては、耕種部門では干ばつ、低温・多雨等の気象災害等による減少と思われます。

畜産部門におきましても、平成19年以降、毎年5億円から10億円程度の下落傾向にあります。

特に肉用牛生産の落ち込みが大きく、最も子牛価格が高かった平成18年の子牛価格から見ますと、平成22年で子牛1頭当たりの平均市場価格で15万円の安値となっております。生産額に換算いたしますと約20億円の減少となっているところであります。

なお、今後どのような対応を考えているかということではありますが、耕種部門におきましては、畑かんの水利用による作物の推進はもちろんのことですが、市場の価格に左右されない業務用加工用野菜の取引を推進し、農家の経営安定につなげ、農業生産額の減少に歯どめをかけたいと考えており、今後関係機関一体となり取り組んでまいりたいと思います。

また、畜産部門におきましては今後、高齢化による離農により、繁殖雌牛の頭数減が予想されますが、多頭飼育農家による頭数確保及び高齢牛の淘汰事業による優良素畜への転換を図り、生産性及び商品性を高め、生産額の維持拡大を図ることが重要と思われます。

③の今後、耕作放棄地、遊休農地がふえるが対策はどうであるのかと、近況における田畑の休耕地の面積等はどうかということではありますが、耕作放棄地対策については、平成21年度から国の耕作放棄地再生利用緊急対策事業を活用して、耕作放棄地の解消を行っております。

近況における田畑の耕作放棄地等の面積は、平成20年度が657.8ha、平成21年度が565.2ha、平成22年度が540.3haとなっており、事業の効果等により年々減少しております。

今後も引き続き事業活用による耕作放棄地の解消に努めてまいります。

大きな2番目の観光振興についてということではありますが、①の全国的に「曾於市」の知名度は低いということではありますが、どのような見解を持っているか。知名度アップについての対応はということではありますが、本市も合併して7年目を迎えましたが、県内においては「曾於市」の知名度は少しずつ浸透してきているとは思いますが、全国的にはかなり低いと思っております。

しかし、「曾於市」の知名度アップについては、いろいろな機会を通じて日々努力をしているつもりであります。

そのような中で、本年におきましては、1月に「ダイドードリンコスペシャル・日本の祭り」という番組で、「奇習鬼追い」を取り上げていただき、南日本放送で放映されたところであります。

この番組につきましては、コンテスト方式となっており、平成23年中に全国で32の祭りが取り上げられ、その中で3位以内に選定されますと、来年BS放送で、全国に放映されるということになっておりますので、選定されることを祈りつつ、楽しみにしているところでもあります。

2月にはNHKホールにおきまして、「地域伝統芸能まつり」に弥五郎どんも出演し、全国に向け放映され、知名度アップに貢献していただきました。

また、10月には京都府福知山市でありました「第11回全国鬼サミット」への参加

などにより、「曾於市」の知名度アップに努力をしているところであります。

②の今日までの本市における観光の素材を今後どのように生かすことができるか。近隣、南九州として考え対応はどうであるのかということではありますが、曾於市では、県下三大祭りの一つである弥五郎どん祭りや奇習鬼追い、流鏑馬、投谷八幡宮、溝ノ口洞穴など県指定の無形民俗文化財や天然記念物を初め、悠久の森、大川原峡、花房峡などの美しい自然があります。

また、市内にあります三つの道の駅での特産品の発信など本市の観光素材はすばらしいものがあると思っております。

曾於市の知名度アップとあわせ、観光地や観光素材のPRを今後も行っていきたいと思っております。

現在の観光客の動向として、従来までの旅行会社がツアーをつくって訪れる団体旅行ではなく、インターネットなどを検索して、自分たちが行きたい所に自分たちで予約をする個人旅行の志向が高まってきております。

そのような中で、一市町村だけで完結する旅行ではなく、広域にわたって訪れる観光客がふえております。

そのようなことから、曾於市も観光に関する協議会には、大隅広域観光開発推進会議、環霧島会議観光専門部会、日南・大隅地区観光連絡協議会など六つの協議会や会議に加盟をしております。

九州新幹線も全線開業し、九州管内を初め、中国地方や関西方面からの観光客も、大幅に鹿児島に来ていただいていることは、マスコミなどの報道でも御存じのことと思いますが、曾於市での取り組みはもちろんのこと、それらの協議会や会議と協力しながら、広域で連携を深め、観光に力を入れていきたいと思っております。

以上で終わります。

○19番（迫 杉雄議員）

2回目の質問に入ります。

通告要旨に農業振興ということで打ち出しまして、①から③まではほとんど今後の本市の農業振興を語るにはこれからどうなるのか、そんなTPPがもう本当念頭にあり、TPPを議論するようなものでありますが、しかり、本市の農業振興ということで受けてもらいたいと思います。

まず、TPPのことですが、国がTPPに参加した場合の農水省の試算によると4兆1,000億円相当の損失、そして県においても5,667億円相当、その中に農産物の1,816億円相当の試算がされておりますし、曾於市でも以前それなりの答弁があったようですが、150億円相当であれば中身について農業生産物についての分析をお聞きするところです。答弁を求めます。

○市長（池田 孝）

曾於市の状況であります、T P Pに参加した場合、農林水産省によりますとおっしゃるように農業生産額8.5兆円のうち4.1兆円が減少するだろうというふうに推測されております。食料自給率は40%から14%に低下すると試算されておりますが、本市においても平成22年の農畜産物生産実績で試算しますと、おっしゃったように耕種部門で18億7,000万円、畜産部門で131億7,000万円、合計で150億4,000万円程度の影響が出るのではというふうに言われております。

特に畜産部門での影響が高いようですが、水稻、サツマイモ、お茶、そしてまた肉用牛の生産、肥育です、このまた養豚でも特に肉豚、こうしたものが大きく影響を受ける。そしてまた鶏肉においても大きく影響があるのではというふうに推測をいたしているところであります。

○19番（迫 杉雄議員）

ただいまの答弁の本市における損失、試算ということで、耕種部門の18億円と、また、畜産面の131億円相当を念頭に置いて質問をしたいと思いますが、やはり実績額と一緒にやはりT P Pを議論しますと、農業生産額がもう必ず減るということで、いつのことやらということではいろいろ情動的なものも薄い中に10年先をと言いますが、農政面は一夜でできるわけではありません。ここらあたりからですね、もう今までT P Pのいろんな先々どうなるかということで情動的にも並べておりますが、やはり今度は本市としての本格的な対応を見せなければいけないし、先ほどから出ておりますように農業生産額並びに農業生産量を上げていかなければいけません、今市長の答弁の中に水稻とかまたサツマイモとか、強いて言いますと加工大根、青果大根です、この面についての実態はどのような状況なのかです。できますなら、市場、民間的に流通できるような作物を支援することが先々の流れにつながるんじゃないかと。

俗に言いますJ Aをとおしての作物の流れになりますと必ず価格の変動でよかった年ということで、農家は銭にならないよということですからすぐ努力が中断するような過去があるかと思いますが、強いて言いますサツマイモ、そして水稻、特にJ Aが一昨年から奨励しております「あきほなみ」と、こういう関係をどのように今後の方向づけとして持っておられるのか、経済課あたりとの連携がまだ見えませんので、答弁を求めたいと思います。

○市長（池田 孝）

まず、T P P締結を阻止するということが大事だというふうに思っております。その方面に対しては今後関係団体と本当に手を取り合いながら一生懸命努力してまいりたいと思います。

また、曾於市の農産物における取り組み方ではありますが、水稻もどうしても新しい品種のもとに、いい米を、おいしい米をつくらなければならないかと思います。今ありました「あきほなみ」でしたか、そうしたものを今推進が出ているようですが、これを大きくやっぱ取り入れることも大事じゃないかと思います。

サツマイモですけれども、やはり加工用、焼酎用というのが今大きく伸びております。しかし、今焼酎のほうもこれも限界があるというふうに思っております。もう今これが限度かなというふうに言われているようですので、またほかの加工用に向けるような努力もしていかななければならないかと思います。また、新しいサツマイモの加工品の開発、こうしたのもやはり企業と取り組む必要があるというふうに思っております。

また、加工品いろいろなものについて県もいろいろ腰を上げて、大隅半島の農産物をどうするかということでこのプロジェクトチームもできておる状況であります。そのようなことで今後長くしないうちに大隅半島ではこのような農産物を生産して加工にもっていくというのが打ち出されるであろうというふうに思っているところです。県ともパイプをつなぎながら今後進めてまいりたいと思っております。

肉用牛やら豚、こうした肉畜産については、それぞれ銘柄を上げることが大事だと思いますが、非常に5等級、4等級、こうしたものを大きくつくることが大事だと言われておりますが、今景気もこのような状況なのか、非常にそこらあたりまで低価格で値段がさえない状況に来ておるのが事実であります。だけど改良というのは大変必要でありますし、今後そのような形のもとに改良しながら、やはり上物づくりに努力をしていきたいというふうに思っております。

○19番（迫 杉雄議員）

とにかくT P Pもですが、農業振興に関しては最大限の努力はされておるわけです。どこも一緒だということを考えればもうそれまでですが、今答弁されますように、やっぱり一步踏み込んだ施策を曾於市から、もしくは曾於市の施策を打ち出すべきだと思います。

その中でいろいろ考えますと、生産高を上げるということ、中には今度は品質のいいものを生産するということにつながるわけですが、当然T P Pで今、情報的に流れておりますことが、国際に対応するとなると日本型の農業は、やはりスケール型と、早く言えば攻めの農業を振興しなきゃいけないということですが、現段階で国の平均で出しております農家1戸数の耕作面積が2町歩と、逆に今度は外国はアメリカでも93ha、一方、オーストラリアにすれば1,500倍にもなっているというような情報的なものがありますし、今後日本の農家が生き延びるとなるとやはり20ha、20町歩ぐらいの面積を確保すると。今日までの感覚で言いますと2町歩でも大変な

のに、20町歩となるとほとんどの高齢者農家は衰退していくことは当然ですが、やはりそれに向けた対応を考えていかなければもう10年後と言ってもすぐ来るんじゃないかと思っております。その中で曾於市の今後の農業のあり方については耕地面積の増に向ける攻めの農業を考えておられるのか答弁を求めたいと思います。

○市長（池田 孝）

規模を拡大してもらうというのが第一条件だというふうに思います。そしてコストを下げると。ただどアメリカやオーストラリアなどのごとく大きく面積をつくることは不可能じゃないかなというふうに思います。このような中山間地の中で1人で何十町と栽培しなさいちゅうたって、これは地形から見て不可能じゃないかなというふうに思うところです。ですので、T P Pをもし締結したら太刀打ちできない状況に陥っていくというふうに私は考えておるところです。

だけど、やはりここは締結はもう絶対させない方向で努力をしてまいりたいと思いますが、そうした本市の農業は、やはりいろいろと規模拡大をしながら、そして、そうした銘柄をつくってやはりやっていく。やはり規模は拡大しながらそうしたものをつくっていく。

今回16品目においてブランドとして認証できた、これは第1歩の進みじゃないのかなというふうに思っております。ほかにもいっぱいあるわけですから、そうしたものも今後全員がやはり自慢のできる農作物をつくって、誇りにしながら消費者向けに提供していく、これが基本だというふうに思っております。そのような理念のもとに今後努力をしてまいりたいというふうに思っております。

ほかに何か経済課長から考えがあったら答弁していただきたいと思いますが。

○19番（迫 杉雄議員）

議論の中に、やっぱり攻めの農業をやっていかなければ、答弁の中にありましたように中山間地域という条件、地理的条件ですので、その中山間地というのを生かすためには当然今取り組んでおります耕作放棄地とか遊休農地等の実態調査もある程度進んでおるというふうに理解しております。

この中で、やはり外に農産物を早く言えば高値で出すとなりますと、品質の問題であります。本市において23年度の予算の中で環境保全対策事業がありますが、この中身を所管で見ますと、天地返し、廃ビニール対策等がありますが、やはりこう、いいものをつくるとなると、やはりこう、土ですね、土の減農薬もしくは化学肥料の減農薬と、この点の国からの事業的なものがありますが、本市では取り入れてないと、まだ不勉強なところです。そういうところやら、やはり耕作放棄地をどうやって対応するか、畜産的なものに振り分けていくための対応をということで議論するわけですけど、先ほどの答弁の中にありまして耕作放棄地等が平成19年度以降に

減少してると、この実態は直視できますが、これに対してはなお一層の努力が必要だと思います。課長のほうで把握しておりますと、その減農薬、減肥料の対応策事業等は見過ごしたのか、もしくは導入が考えられておるのか答弁を求めたいと思います。

○経済課長（谷元清己）

お答えいたします。

減肥料、減農薬というようなことでありますけれども、これにつきましては数年前に原料高騰というようなこともございまして、それに対する国の事業もあったわけですが、それにつきましては対象者に対しての基準を超えた場合についてはその制度を活用しているところでもございます。

それと、市の単独で言いますと、天地、土壌改良という意味では天地返しの補助事業があるわけですが、それぞれのところでも大隅、財部、末吉、それぞれの地域でもこの制度を活用していただいているということでもあります。

○19番（迫 杉雄議員）

そうしながら、次に、やはり食料基地と位置づけをしなければいけないし、やはり南九州、鹿児島県は食料基地としてどこの自治体も一生懸命取り組んでいます、せめて本市におきましては先ほど答弁がありましたように畜産を主体と、畜産がほとんどウエートを占めております。今後どうなるのかということと、もしくはTPPの関係を情報等を考えますと、畜産が入ってきますと耕種部門の生産高が減少するということに行き当たりますが、もう今の段階から耕種部門を、耕種部門にも最大の努力をして進めていかなければいけないと。当然なことですけど今答弁がありましたように耕種部門の生産額と畜産の生産額との比率に対して今後どう考えればいいのか、いろいろ議論はされると思ってますが、答弁を求めるものであります。

特に、今出されました言葉で並べますと、焼酎から、やや、サツマイモからそのほか茶とかいろいろな物がありますが、本当に毎年減っていく、もしくはそのときの条件にかなわないもので金額は減るけど、決してこう、19年、20年以降の生産高でふえてないわけです。原因は高齢化一点張りなのかです。そこらあたりでやっばりもう一步踏み込んで、二、三絞るべきじゃないですか。畑かんに合わせてでも絞るべきじゃないかと思うし。以前、市長の答弁の中にショウガという言葉も出ましたが、そういうほうをやはり出して、経済課のほうで推進奨励と、これを表面に農家に見せてみたらどうかと思いますが、現段階でそのような手立てはどういうふうになっているのか、課長なり答弁を求めます。

○経済課長（谷元清己）

お答えいたします。

畑かんの推進品目についてはもう議員御案内のとおりであります、ショウガにつきましても、その中の一つというようなことで、J Aと連携をとりながら取り組んでおりまして実証段階であります。水を使った場合にどうなのか、そしてまたショウガも非常にデリケートな品目であって、余り水もかけ過ぎてもいけない、また、少なくともいけない、そしてまた地形にもよる、そしてまたいろんなそういった状況に左右されるというようなことでありますので、そこあたりも今試験の段階でもありますので様子を見守っていただきたいと思います。

○19番（迫 杉雄議員）

様子を見るということで、やっぱり一生懸命努力の方向を見せなきゃいけないと思いますが、やはり農家が高齢化も踏まえて今後ぜひとも議論や壁に当たるのが23年度までですか、時限立法の軽油引取税ですね、これについてもなにも議論が聞こえません。明けての3月までの内容ですけど、これについての今後の対応的なものは何かあるのかです、農家に対する軽油引取税です、聞きたいと思います。

○経済課長（谷元清己）

お答えいたします。

今質問の軽油引取税にかかわるこの期間満了に伴う対応ということではありますが、今のところそれに対しての情報は持ち合わせていないところであります。

○19番（迫 杉雄議員）

持ち合わせてないということですが、議論が進んでないというふうに受けとめますので。

いろいろ考えて今日まで、本市の故人の山中貞則先生の時限立法としてずっとこう耳にしてきたわけですが、やはり農家に対する対応はこれがすたっと23年度末で切れるのであれば農家はどこに農産物に対する利益が生まれるかという考えです。

大型農家については、年間いいところ二、三十万円ぐらいは軽油を使うんじゃないかと想定しますし、また、そこに1,000ℓ、2,000ℓぐらいは普通の農家で使うんじゃないかと想定していますが、担当課のほうで把握してないとなりますとなかなか議論が進みません。そこらあたりをもうすたっと、国の時限立法やから、もう市はちょっと考えられないというふうに市長は考えておられるのかです。できますならもう独自の助成金もしくは補助金対応をする方法があるんじゃないかと思いますが、やりながら今後の農業振興もしくは農産物の生産高に向けていく必要があると思いますが、答弁はいかがでしょうか。

○市長（池田 孝）

そのような情報をつかんでおりませんが、当然これは農家にとりまして、また、漁業にとりましても軽油免税というのは大変な役割をしているわけでありま

す。ですので、国にはぜひ継続の形でまたお願いをしてまいりたいというふうに思います。

また、これがなくなったという想定のもとであらうと思いますが、それはそのときにまた対応しなければならないかと思えますけれども、市での助成そうしたもの、もしこれが廃止された場合は考えていかないといけないのかなというふうに思います。

しかし、その前に国で継続してできるように要請等を強く求めていきたいと思えます。

○議長（谷口義則）

ここで昼食のため迫議員の一般質問を一時中止して休憩いたします。

午後はおおむね1時再開いたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、迫議員の一般質問を続行いたします。

○19番（迫 杉雄議員）

午前中に続いて、午前中で中途半端でしたけど、その軽油引取税の件につきましては市長も答弁されましたが、聞くところによりますと今月あたりに政府の方針が出るというような状況でございます。それは推移を見るという市長の答弁をそのままですが。

やはり、この件に対して最初質問したとき、本市においては、この取引税を受けてる農家戸数等は把握されているのか、そしてまた量的なものも把握できているのか、今後把握できるのか、課長なりに答弁を求めたいと思います。

○経済課長（谷元清己）

今の質問でございますが、農家、また取扱量、これについては今把握はいたしておりません。

○19番（迫 杉雄議員）

把握してないということですが、これは今後の農業振興については本当農家の皆さんに対しては大変なもんだと思えますので、今後継続されるのであれば把握して、また次の段階に備えてもらいたいと思います。

次の質問ですが、やはり先ほどから市長が答弁されておりますように、やはりTPPをかんがみたところで、本市の現状でも農業生産の低下は著しいというふうに

理解していきます。このままＴＰＰを議論しなくても、もう言えば言葉で言いますと下り坂に立っているというふうに考えております。中身の要因については高齢化と、そしてまた後継者難と、そこらあたりと、一方先ほど答弁の中に出ましたように放棄地の増ということ等を考えますと、やはりこれからと、もう今までにも議論を進めていなければいけなかった問題があっておりますが、これからの対応についてどうしても打ち出してもらわんにやいかんのが、やはりこれからは農業公社なるものを本市も取り組んでいって、地域的に農業公社が動けるような形は議論されているのか、市長としては考えておられないのか求めます。

○市長（池田 孝）

農業公社については、取り組もうという姿勢で話し合いなどしておりません。今後また考えてみたいというふうに思います。

○１９番（迫 杉雄議員）

今からの談ということで、やはり再三もう口に出ています今後の本市の農業、もしくは農業振興については、この対応は確実に必要だと思っておりますので、今後の農業振興に対して主軸に添えた議論、対応を要望したいと思います。

それでは、２番目に観光振興についてを通告しておりましたが、１回目の答弁で市長がるる答弁されました。内容的には素地はあると、言えば、言葉で言いますといろんな分野・材料があるということは周知のとおりだと思います。

ただ、曾於市の知名度がなお一層上がればその分だけ観光の要素はまたアップしてくるというふうにとらえますと、市長が知名度アップのために俗に言いますトップセールスで全国を駆け回る。市長の分野で言えば本市の主軸になっております畜産の部門をもって全国を駆け回るという方法やら、また、現在までの活動しておりますメセナレディーの活動ですが、これにつきましてももう何年もたっていますし、一つキャラクターをつけてメセナレディーと活動すればその分だけでもいろんな分野で、俗に言いますマスコミでもとらえてくれると。やはり曾於、曾於というのを広げる、発信にしてもらえないものかです。

まだほかにありますが、例としまして、今申します市長のトップセールスやら、またキャラクターを考えることや、もう１点考えるんですが、市の観光協会あたりで市民を挙げてのイベントは考えられないか。俗にいろんな分野でギネスという言葉で、どここのまちに、どここの市町村に、ギネスに挑戦して、はよ言えば知名度を上げたという例は見聞きするところです。本市においても市の観光協会なるものが動き出すと市民の理解もしくは行政も動けるんじゃないかと思いますが、市長のトップセールスやらキャラクターやら観光協会の今後の対応について見解を求めます。

○市長（池田 孝）

非常に大事なことだというふうに思っております。特に2年前に国の事業で道の駅のところの一角に観光特産開発センターということで取り組むようにいたしました。あそこがいろいろ努力していただいたりして農産物の販売、そうしたところもやっていたところですが、今後東京あたりでもやはりそうしたこともまた取り組みたいというふうに思っております。

国の事業で、あの事業は100%の補助事業ですけれども、今年度で切れるということですが、引き続いて市の単独自事業でも続ける必要があるというふうに思っております。

そしてまた、自分でもいろいろなところに足も運んでおります。この前も東京に行ったついでに寄って、いろいろ自分の口込みで資料を持っていってお願いしたところ、この前、本市に来ていただきましていろいろと事業所等を調査といいますか、見学をしていただきました。ぜひ、曾於市の特産品について協力をしていきたいという温かいお答えをいただいておりますので、また期待もいたしておるところです。

今後もいろんなところに努力をしてまいりたいと思います。特産物のこの販売促進と、また曾於市としてのイメージのアップです、知名度といいますか、そうした方面に一生懸命努力をしてまいりたいと思います。

○19番（迫 杉雄議員）

今、答弁の中で観光特産品センターが23年度までの事業ということですか、もうこれにつきまして今から質問しようという矢先ですが、端的に申しますと、ぜひ市の立場からでも続けていくことこそ曾於市の観光の動向が見えてくるんじゃないかなと思います。極端にぶつっと切ってしまえばまた逆戻りというような感じもします。ぜひ観光特産品センターなるものは継続して、ぜひ活躍をしてもらいたいと思います。

それにちなみまして、観光を申しますと、やはり他の地域等でよく見かけます観光ボランティアガイドです、これにつきまして現在どのような状況に置かれているのか、俗に言います養成されているのか状況をお聞きしたいと思います。

○経済課長（谷元清己）

お答えいたします。

観光ボランティアガイドの養成というようなことでありますけれども、先ほど出ました開発センターのほうでいろいろ取り組みもしていただいております。

目的として、曾於地域において観光客が来られても現地案内を行える観光ガイドが不在なために観光客に十分満足していただけない状況にあるというようなことで、観光推進のネックになっているので、観光ボランティアガイドの養成を早急に行い

ながら、曾於市の観光を満足していただくように観光の推進、地域の活性化に資するということなので、このようなことを目的にしながらいろいろ立ち上げもしていただいております。今会員も31名というようなところではありますが、それぞれの町から大隅、末吉、財部、そういうようなところからそういった募集を募りながら取り組んでいただいているというような状況であります。

○19番（迫 杉雄議員）

観光ボランティアも早速といいますか、要請して取り組んでもらわなければというふうに考えております。

観光について、通告文に書いてあります今日までの本市の素材を今後どう生かすかということを見直しますと、やはり四季を通じて、また1月、2月、3月というふうに並べてみたら曾於市の何月には何がいいというふうな取り組みができるんじゃないかなと思います。春夏秋冬ですね。そしてまた今言いますように月日において。その分において観光ボランティアの養成もできるだろうと思いますし、一方ではそれなりの素地があります。平成14年4月以降かと思いますが、今取り組んでおられる山中貞則顕彰記念館です、これについてはどのような位置づけに。当然、観光的要素、入場して他県から、県外から来てもらわなければいけないと思いますが、これについての対応はどうなっているか答弁を求めます。

○市長（池田 孝）

山中顕彰館ですけれども、これは非常に期待もいたしておるところです。このような状況のもとにまだ目標の金額に寄附も至ってない状況であります、この金額に応じた対応をしてみたいというふうに思いますけれども、やはり知名度といいますか、観光の中にやはり入れる形づくりというのをぜひつくっていききたいと。曾於市内の観光地としてPRをしていきたいと思います。

鹿児島県では例えば新幹線で鹿児島中央行きに乗って鹿児島市内、そしてまた指宿方面、そしてフェリーで大隅半島に来て鹿屋市周辺、そしてこっち、曾於から翌日は霧島泊まりというコース、そして鹿児島に帰っていく、またはこの逆コース。そうしたことを考えているようですけれども、ぜひそのようなルートの中に曾於市の地名度、観光地としてのそれも当然考えなければなりません。そうした形の中で曾於市にはこのようなものがありますよ、食は、昼飯はこのような物がありますよというマップです。そして、そうした山中顕彰館、これも大きく入れていきたいと。そしてまた吉井先生の絵というのも多くあるわけで、そうしたものもやはり見られるように努力をしていかなければならないのかなというふうに思っております。

いろいろと、この農産物の加工とブランド品の開発、この販売と組み合わせた形で今後取り組んでいきたいというふうに思っております。そうした形でパークゴルフ

フ、また、フラワー公園というのも大きく生かされるものというふうに考えております。

○19番（迫 杉雄議員）

今、私の通告、農業振興並びに観光振興ということで再三市長に疑問、質問を投げかけますが、市長は的確な重い答弁をされているなというふうに受け取っております。当然観光についても今日まで一生懸命取り組んだ矢先のこれからだということも感じられますし、今出ましたように山中貞則記念館なるものは曾於市の知名度よりも全国に広がっているのではないかというふうに私は考えます。そのような観光の要素ですか、なれば必ずや人は人を呼ぶということになりますし、遠くまで発信することによってその観光なる花には人が歩いてきて自然と道ができるもんだというふうにとらえております。

それとあわせまして、南九州の観光コースということで、最初通告文に書いておりますが、せめてこの場では曾於市内でそういうのを整備して、そしてそのままの構想を努力して南九州にのせるというような考えはいかがなものかです。俗に今この鹿児島、南九州の界限では新幹線がつながってから、竜宮伝説の指宿とか、また、天孫降臨の霧島と、この狭間におりますが、当然私たちは大隅半島の天孫降臨の霧島という観光の財産を、資源を生かすべきだと思いますし、環霧島と、そしてまた隣接する宮崎空港、鹿児島空港に対する観光を直視しなければいけないというふうに考えております。

そういう意味から質問が元に戻りますが、曾於市においては何かその手順を曾於市内のものをまず足元を生かすという考え、議論はされてないのか。山中記念館やら、また市長が今構想は持っておりますフラワーパークとか、その辺の議論の一端を答弁を求めたいと思います。

○市長（池田 孝）

先ほども申し上げましたけれども、悠久の森とか、いろんな多くのものがあります。こうしたものを大いに活用しながら、そうした中に曾於市を一周できるものとして考えたいと思います。

また最近、経済課長のほうから手元にあるかと思いますが、食のマップといったものも最近できたものがあります。そうした中にめぐるものはめぐるものとして、そうしたものをつくって、今、一体となったものができております。そうしたものに今後は山中顕彰館も当然出てくるように努力をしていきたいというふうに考えております。

○経済課長（谷元清己）

お答えいたします。

今市長のほうからありましたとおり、今曾於市独自で、曾於市内のマップというのができております。今それぞれ議員の方々のも入っていたと思いますが、「曾於いただきもんそマップ」ということで、食の観光というふうにとらえていただいてもよろしいと思いますが、これにそれぞれの観光地、場所、そしてまたいろんな、そういったところと、あと今度は食をする場所もそれぞれ観光協会のほうでそれぞれ会員を募りながら、21店舗の中でそれぞれ個々にマップができているところでもございます。これは前もできておりましたが、今回新たに作成し直したものでありまして、なかなかこれもこの前の市民祭のときにも1,000部お配りをしながら曾於市のPRを出させていただいたということでありますので、ぜひマップのほうも活用していただきたいというふうに思っております。

以上です。

○19番（迫 杉雄議員）

今答弁かれこれですね、やっぱり食の、そして観光というのは、皆さんそれぞれの議論のもとだと思います。まず食、農産物、食を生かすということで、一つ提案的に答弁を求めるものですが、先ほどから出ております生産物、特に言いますと食料自給です、以前の本市の食料自給率も209%ほどが出ておりますが、数字はまた変わっているだろうと。それはさておき、食料を生かした食料供給基地曾於という大々的な、言えば旗、看板を上げて界限にですね、どこも食料供給基地だと発信はしているはずです。それとやっぱり先に高く上げたほうが売り込みやすいんじゃないかという、私はそういう考えを持っておりますが、そういうものを食の供給基地曾於、もしくは食を通じた観光につなげるもとを考えられないもんか市長の見解を求めます。

○市長（池田 孝）

環霧島会議というのができております。また、ジオパークという形でも整ってきたところですけども、大変これも一つの仲間だという気持ちのもとに、やはり一体とした取り組みが必要かというふうに思っているところです。

ですので、この前、霧島の私、ホテルに行ったときも曾於市にはこのような物があるんですが入れてもらえませんかと申し上げたところ、既に今曾於市の物を入れている物も紹介をいただきました。大変ありがたいことです。しかし、またこういうような物もありますから、ブランドとして認定をしましたので、ぜひ考えてみてくださいということもお願いをしたところで。

ですので、今後、この5市2町が本当にいろいろと連携を図りながら、また紹介を我々はそのようなホテルも持ってませんので、紹介をいただきながら、大体この、環霧の中の食材を大いに活用していただきたいということも話しているところで、

お互いに紹介し合うということも大事じゃないかなというふうに思っているところです。そうした形の中で今後進めてまいりたいというふうに思っております。

○19番（迫 杉雄議員）

最後になりますが、今回の質問を通じて本市の農業振興については本当みんな一生懸命汗かいて、真正面から曾於市の農業振興を図らねりゃいけないということのたとえに申しました。今後の先を見越しての農業公社なるものの方向づけをぜひ検討してもらいたい。

また、観光についても曾於市の知名度アップ、そしてまた市民に対する「元気だそお」以上の「元気が出るぞお」に努力してもらうように検討してもらい、努力してもらうように要請したいと思います。

もし、市長のほうで何か答弁があれば求めて、私の質問を終わります。

○市長（池田 孝）

農業と観光といった面は大変曾於市にとって欠かすことのできない本当に大事な部門であるというふうに考えております。いろいろとこれはもう本当に向上するように努力してまいる所存であります。

終わります。

○議長（谷口義則）

ここで質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時24分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第3、九日克典議員の発言を許可いたします。

○2番（九日克典議員）

2番、九日です。議長の許可を得ましたので質問いたします。

介護老人福祉施設に関しましては、同僚議員から質問がありましたが、通告に基づき2項目について質問します。

総務省は、2010年度国勢調査の確定値を発表しておりますが、鹿児島県の総人口は2005年の前回調査時から4万5,000近くの減となる170万6,000人超となり、世帯数は73万弱と、前回より4,300超とふえております。65歳以上の高齢者人口は、前回は上回る45万人弱と、65歳以上人口が全体に占める割合は26.5%で、過去最高を更新しております。本市においては34.7%と県内43市町村で12番目、19市中5番目

の高さであります。人口の3人に1人が高齢者となる計算になります。

また、高齢者のひとり暮らし世帯は10万2,443、一般世帯総数に占める割合が14.1%となり、特に男性高齢者のひとり暮らし世帯数が急激にふえ、15年前に比べほぼ倍の2万3,154となっております。女性の高齢者のひとり暮らしは7万9,290で、15年前の比較でも23.4%増であります。本市の状況はどうであるのかお伺いします。

次、②の老人福祉介護施設において、看取り介護体制は整備されているのかということですが、なぜ私がこの質問をするのかと言いますと、施設のことは外見ではわかりません。内部に入って初めてわかることがあります。看取りの定義に、医師により治療効果が望めないと判断され自然な経過を希望された場合とあります。本人の意見、家族の意向を最大限に尊重し、利用者、家族の支援を最期の時点まで継続することを基本とし、可能な限り尊厳と安楽を保ち安らかな死が迎えらるようケアを提供するというのが基本理念であります。その基本理念のもと、看取り介護体制の整備された施設こそ思いやりのまち曾於市にふさわしい老人介護福祉施設であり、思いやりあふれる人間性を持った介護スタッフが育ち、安心して老後が送れるまち曾於市、このまちに生まれてよかった、このまちに育ってよかった、このまちで安らかな人生の終末を迎えることができよかったという福祉のまちづくりができると考えるからであります。その体制の整備状況をお伺いします。

次、③の特別養護老人ホームの増設計画はあるかということですが、入所希望者が待機者300数名と多数あります。この質問のとおり男性高齢者のひとり暮らし及び女性高齢者のひとり暮らし世帯が増加してきております。このひとり暮らしの高齢者は特別養護老人ホームへ入所される要素を十分持ち合わせておられると考えられます。また、市の委託を受けたショートステイ、ホームケア等の短期入所運営事業やデイサービス運営事業と近隣の家庭で生活している要援護状態のお年寄りに対しても利用可能となり、各種のサービスを提供することにより心身機能の維持を図り、介護している家族の負担の軽減を図ることを目的としたさまざまな事業のできる特別養護老人ホーム施設ですが、増設計画はあるのかお伺いします。

次に、市内の警察駐在所の統合についてであります。本日、きょう12月7日、南日本新聞の朝刊に1面に載っておりますが、42駐在所来春末までに廃止するとあります。この質問をするに当たりまして非常に氣勢をそがれたような感がありますけれども、現状の駐在所の状況なりを説明を申し上げまして質問してみたいと思います。

鹿児島県警は、交番や駐在所など地域警察の再編整備について、2012年から2018年度にかけて現在の59の交番、198駐在所を71交番、94駐在所に統廃合する計画案

の概要を明らかにしました。本市におきましては3年前、大川原、月野の駐在所が廃止になっています。再編整備計画では来年3月までに南、笠木、深川の3駐在所を廃止し、坂元、恒吉、高岡の3駐在所は存続するとの曾於警察署からの趣旨説明があります。

この42駐在所の廃止が来年春ということになっておりますけれども、まだこの深川の駐在所があと残すところの62駐在所の中に含まれることの前提に立った質問を行いたいと思っております。

県警の整備基本計画によりますと、鹿児島県警の駐在所は76%を占め、全国平均は47%であり、交番は鹿児島県24%、全国53%と駐在所の占める割合が高く、事故が多いことも理由の一つであると説明がございました。そして、曾於警察署管内は広範なためパトロールが行き渡りにくいこと。また、269号線より上の地域、北部地域において事件・事故が多いこと。犯罪多発地帯には24時間勤務体制、すなわち交代制勤務である交番でのパトロール強化によって犯罪抑止効果は大となると。そのためには夜の勤務者の増を図らなければならない。昼の勤務者、すなわち駐在所勤務者をその増に充てる。警察官の人数自体に変更はないとの説明であります。

私のいます深川駐在所は、当地域に半世紀以上駐在所が設置されております。地域に溶け込み、安心・安全を提供し、平穏な生活の確保をいただいております。身近な存在であります。深川、柳迫地域においては平成23年、ここ1年の間に重大な事件、事故が続発、多発しております。駐在所が廃止になったら今後どうなるだろうという大きな不安から地域住民は深川駐在所存続の要望を根強く願っておるところでございます。つきましては、市長の駐在所統廃合及び駐在所のとらえ方について見解をお伺いし、私の1回目の質問といたします。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

まず、1番目の介護老人福祉施設の充実についてということで、①の本市における高齢者のひとり暮らしの世帯数はということですが、住民基本台帳上では、本年10月1日現在で、65歳以上のひとり暮らしの高齢者世帯は3,984世帯となっております。この中には、別世帯ではありますが、同敷地内に身内の方が住んでいらっしゃる場合もあると思っております。

②の看取り介護体制は市内の福祉施設に整備されているのかということですが、介護保険施設における「看取り介護」につきましては、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した入所者につきまして、本人及び家族とともに、医師、看護職員、介護職員等が共同して、随時本人またはその家族に対して十分な説明を行い、合意をしながら、その人らしさを尊重した看

取りができるように支援することでありますが、現在、この「看取り介護加算」の指定を受けているところは、特別養護老人ホーム8施設中に4施設、老人保健施設2施設中1施設、グループホーム10施設中6施設となっています。

「看取り介護加算」の指定はありませんが、看取り介護を行っているところが4施設あります。全体で20施設中15施設が何らかの看取り介護を行っているところでもあります。

③の特別養護老人ホームの増設計画はということでありますが、現在、平成24年度から平成26年度の第5期介護保険事業計画を、策定委員会で策定中でありますが、特別養護老人ホームの施設整備につきましては、待機者状況を考慮した場合、90床程度の増設が必要かと考えております。

大きな2番目の市内の警察駐在所の統廃合についての①地域における駐在所のとりえ方でありますが、現在、曾於警察署の機構は、曾於警察署と2カ所の交番と7カ所の駐在所があります。

その中で駐在所は、地域住民と密接に接しており、安全安心のまちを構築するためには、必要な機構であると認識をいたしております。

②の少子化、高齢化、混住化している地域に、現在こそ駐在所は必要であると考えられるということでありますが、今回の機構改革は、曾於警察署の話では、人数は変更しないが8時間勤務の1人勤務駐在所機能より交番機能を充実させ、24時間体制をとることに力を入れたいとのことでありました。

そのために、交番を3カ所とし、駐在所を3カ所にするのを聞いております。

曾於市内全体から見ますと、警らに重点を置くことも、地域に滞在して安心感を得ることも大事であると考えております。

以上で終わります。

○2番（九日克典議員）

ひとり住まいの世帯が3,984世帯ということですが、男性高齢者のひとり暮らし世帯数並びに女性高齢者のひとり暮らし世帯数の内訳等がわかりましたら教えていただきたいと思います。

○保健課長（大休寺拓夫）

大変申しわけございません。住基上で世帯だけを拾ったものですから、男女の比は把握しておりません。

○2番（九日克典議員）

非常に鹿児島県ではひとり暮らしの男性の高齢者に占める割合が12.9%ということで、全国では11.1%、高いわけでございます。女性につきましても全国で20.3%、鹿児島県では29.4%ということで、本市においてもこのひとり暮らしの高齢者の男

性、女性の方も非常に高いんじゃないかなというふうに認識しているところでございます。

高齢者の2人以上の世帯ということではどのように把握されてるか、わかっていたら教えていただきたいと思いますけど。

○保健課長（大休寺拓夫）

2人以上の世帯についても把握はしておりません。

ただ、企画のほうでやった国勢調査はあるんですが、これはまだ市町村別の数字が公表されておりませんので把握できなかったところでございます。

○2番（九日克典議員）

私の前の議事録をちょっと見てみましたところ、市長答弁の中で、末吉が1,244、大隅が866、財部が686の未加入世帯が148で、2,944世帯というふうに聞いております。その中でサポートが必要な世帯、末吉で651、大隅で458、財部で178ということで、1,287の世帯がサポートが必要な世帯であるということで、前の記録ですけども、前に調査したところあるようでございます。

このひとり暮らしの世帯につきまして、本市では平成21年度在宅福祉アドバイザーを設置しております。その中でも平成22年度の訪問実績で2,324世帯、3万9,199回の訪問実績があったと。1カ月当たり1.4回、平均1.4回の訪問回数があったということですが、まだ平成23年は終わっていませんけれども、この状況はどんな状況かお聞かせ願いたいと思います。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えを申し上げます。

平成23年度の状況につきましては、現在のところ把握していないところでございます。社会福祉協議会におきまして、その事業を継続して行っているところでございますが、社会福祉協議会におきましても現段階では把握はしていないというふうに思います。年度末に把握するようにしております。ただし今後、来年度から高齢者見守り事業を進めてまいりますので、来年度からはその方式が変わっていくと。毎月把握していくようになると思います。

以上でございます。

○2番（九日克典議員）

ぜひこのひとり暮らしの男子高齢者、女子高齢者ともども、みんながサポートが必要とは思いませんけれども、ぜひこの1カ月1.4回以上の実績が出ることを希望したいと思っております。

次の看取り介護の件でございますが、全老人施設ではこの体制はとっておられないということでございますけれども、やはり今おっしゃられたとおり、医師により

医学的に回復の見込みがないと判断され、自然な経過を希望された場合にこういう看取り介護をやっていくと。病院は病気でないと入院はさせてくれません。もちろん治ったら即退院という状況であります。回復の見込みのない入居者を人間として人格を尊重し、介護する基本理念を主にした老人介護福祉施設こそこの基本理念に合った介護をしていращやるといふふうに私は認識しております。そうして、それでこそ利用者との信頼関係を構築されて介護の見守りが最期まで継続されてやっていかれるんじゃないかと思っております。

私は、この基本理念こそ、老人福祉介護施設なんかには、この精神こそが一番大事な根底になるんじゃないかなと思っております。

というのは、介護福祉施設に入った場合においては、もう医学的にはもう必ず、必ずということはありませんが病院に入院されるということはない。当然最期まで看取っていただきたいと。その精神でその入所者の利用者を介護していただく、この精神がやはり定義の中にありますけれども、体制の中に医者とスタッフとの連携なり、それから介護されてる重症の利用者に対してやはり何というか最期まで望みは持ってももちろん介護しなくちゃいけないわけですけども、この最期を看取る教育、職員に対してやっぱり弱っていく老人に対しての職員の死生観教育なり、そういったものを徹底して教育していただいてから初めてそういう養護老人ホームの本当の介護というのがなされるというふうに私は信じておりますので、ぜひこの、必ずしも看取り介護をするという意味じゃなくて、看取り介護の整備というものも、整備されていただいて、そして老人福祉センターの質の向上につながると考えますので、ぜひこの体制の整備はやっていただきたいなと思っております。

この整備については行政のほうからは指導というのはできるんでしょうか、お尋ねします。

○保健課長（大休寺拓夫）

今、看取り介護加算なるものを、これは指定になりますので条件がございまして、今議員が申されたとおりでございます。

その中で、もう一つ指針を定めなさいということで、それに関する考え方とか、終末期の経過、あと、医療行為の選択肢とか連携、それから同意、意思確認、そういう具体的な方法等がそろって初めて看取り介護加算がとれるということになります。

そういうことで先ほど市長のほうで申し上げました20施設中15施設ということでしたが、加算はとらなくてもそういうサービスはやってるところがございまして、昨年におきましても実績で11件ほど加算はしてなくてしてらっしゃると、11件ほどされてらっしゃいます。全部で17件ほどが看取り加算があったということでございまして、私どもとしてはそういう基準に合致すれば指定を行うということで、

できたらお願いしたいということ、スタンスでございます。

○２番（九日克典議員）

もちろんこの看取り介護においては、単位が高くなり市の負担も大きくなるわけですが、それ以上に介護の内容充実というものにつながってくると思いますので、ぜひ徹底した指導も踏み込んだ指導もお願いしたいというところでございます。

次、特別養護老人ホームの増設計画の件でございます。現在入所者が非常に多いと、待機者も300名、介護、要介護3以下含めて300名ほどあるということでございます。この要介護者だけではなくて、ひとり住まいの高齢者についても非常にこの特別養護老人ホームには入る要素が非常に高いというふうに感じております。その分、要介護の認定をされてなくてもその施設に入らなければいけないという方がございますので、多分これ以上の待機者だと、隠れた待機者もいるんだなというふうに感じております。

90床程度の増床を計画されているということですが、その計画があるということで非常に私は安心しているところでございます。その養護老人ホームの入所の、なぜ入所、本市に養護老人ホームを設置していただきたいかということを考えますに、南日本新聞の「ひとりの時代―鹿児島で生きる」第1部で「最期の迎え方―孤独死の周辺では」というのを特集がありました。そして第2部では「老いのカタチ」ということで特集があったところでありますが、その中に掲載された、皆さん購読されたと思いますけれども、ちょっと紹介いたしますと、二、三ですが、内容的に何があってもここなら安心と。養護老人ホームがですね。そう言って覚悟して入居された方。それから、県外に住む娘のところに身を寄せて、環境はよく何不自由のない生活でも、慣れないからいも標準語を使い、気疲れしたと。そして娘の反対を押し切って故郷に戻ってきたという例もあります。

それから入居した養護老人ホームの廊下から見える、今まで自分の暮らしていた地域を指差す入居者もいると。その暮らしていたところを懐かしむ人も入居しているということでございます。今ふるさととは懐かしく、生まれ育った地域での生活を臨んでいると。つきましては、この旧末吉駅から財部の駅までの県道500号線沿線に、この12kmほどの距離がありますが、この道路近辺にはこの老人福祉施設というものが全然見当たらない状況でございます。

そういった意味で、やはり入居者は今、前も例に言いましたとおり、自分の暮らしているところ、ふるさとから近いところ、30分かかるところよりも20分、20分かかるところにも10分の近いところでの入居というのを、老人施設の入居というのを望んでいるんじゃないかなと。できれば自分の住んでいたところから見えるような、

新聞で言えば、鉄塔が見えて、その下が自分のうちだよというふうに言われた入居者がおられるということで、やはり自分の生まれ育ったところは懐かしい。そして、やはり我々のその近辺に住むものとしては、その施設をこの500号線に近い地点に設置して、90床の計画があるということですから、それをぜひ社会福祉法人の経営者の方々に誘致していただくということも大事じゃないかと思いますが、いかがでしょうか、市長の見解をお願いします。

○市長（池田 孝）

今のところ、民間の事業者のほうで手を挙げられて、ここにつくりたいという希望のもとで審査を行って、そして決定しておるということですが、おっしゃるように、つくるところには固まってしまったり、1カ所に集中したり、またないところは全くないというようなことも起きてくる可能性もあります。そのようなことから、今後はこのあたりにどうかという提案をして、そして考えていただく方法も一つの方法かなというふうに考えております。この第5期においては、そのようことも検討をしてみたいというふうに考えております。

○2番（九日克典議員）

ぜひこの末吉から7km離れたところ、財部まで5kmという地点で柳迫地区がありますけども、我田引水じゃございませんが、そういうような方向で、この沿線、500号線の沿線から近辺にぜひ設置、誘致をお願いするところでございます。

次に、駐在所の問題について尋ねることにいたします。

けさの新聞によりますと、42施設ということで、深川駐在所もこの2003年度の再編成に含まれないでほしいという希望のもとでの質問にかえさせていただきますけれども、自分のところの深川駐在所の問題についての質問をいたしたいと思っております。

深川駐在所は約50年以上の深川柳迫地域に設置されて、私の記憶では3カ所ほど移転いたしております。そして今柳迫の小学校のほうになおって、ちょっと年数がわかりませんけれども、現在の場所に設置しているのが現状でございます。

私の時代には、以前は家族で住まれ、子供さんも小学校に一緒に行って同級生もいたようなことがあります。そういった家族での駐在所、家族一同で駐在所で勤務され、我々の安心安全、平穏な生活を守って提供していただいたということでもありますけれども、今はほとんど単身赴任ということでもありますけれども、その当時も駐在さん、お巡りさんということで非常に親近感があり、身近な存在であるわけです。今の現在でもそうでございますが、身近に活動されているというところでございます。

今回の地区での駐在所廃止の説明会があったわけですが、この問題は11月15日に

地区の説明会がありました。この話を公民館長以下聞いたわけですが、非常に唐突であり、地区住民の驚きは、動揺の色は隠せなかったような状況でございます。いろんな意見が出たところでございます。

そこで駐在所といたしましては、柳迫小学校の児童は一部複式学級ではありますが、朝晩交通量の多い国道10号線、末吉財部線の県道500号線を毎日通学いたしております。校区公民館はですね、柳迫地域防犯見守り班を結成し、駐在所の部長さんと協力連携のもと、朝晩登下校の通学時間帯である交差点での立哨をいたしております。地域の宝である子供の安全確保に努めているような状況でございます。

このようにこの場合、駐在所が廃止された場合、このような協力、駐在所との協力的な連携体制がとられるのかも、児童も保護者方も非常に不安であると考えられますが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○市長（池田 孝）

おっしゃるとおり、長い間駐在所として通じてきた、そしてまた2人以上の駐在ということでできておったわけですが、2年前でしたかね、1人体制になったということでもあります。それがいきなりわずか2年でこれが廃止になるということで、地域住民の方々にはそれはもう本当に不安な気持ちでいっぱいであろうというふうに思います。また交通事故も大きな事故等が死亡事故を含め発生をしておりますし、また事件も多く発生している地域でもあります。

そのようなことから大変不安であるし、これは存続してほしいというふうには考えていらっしゃるんだろうと思います。そのようなことで、私のほうからもその警察署長のほうに、この地域はこんなところだと、だから再度考えてほしい旨は伝えたところであります。

○2番（九日克典議員）

市長のほうも非常に当地域の事情をよく御存じ、御承知、知っていただきまして安心しているところでございます。駐在所の問題としまして、犯罪防止は地域の協力的なくしては駐在所だけでは防げないと、よく言われております。やはり駐在所の協力のもと防止に努めているのが現状であります。

しかし、先ほど市長のほうからも言われましたとおり、最近この地域、柳迫地域におきましては、平成23年の1年足らずの間に管内では交通死亡事故が2件、農機具窃盗、ホテルでの殺人未遂、コンビニエンスの強盗、その他窃盗未遂等が発生しております。また近辺では、農家の畑のとてもその人たちでわからないようなところの畑の中で作業、農作業している間に、田舎の人たちは純粹ですから車のかぎはよくしないことが多いわけですが、そこでの車上荒らしというものが非常に続発している状況でございます。

5月18日に発生しました内村工業団地、ニチレイの冷凍冷蔵庫の火事、約7時間ほど延焼したことは皆さんの記憶に新しいと思っております。そこでいち早く駆けつけられたのが、深川駐在所の長野部長だったと、被災地の小倉自治会の避難住民から聞いております。小倉自治会方面の住民の避難呼びかけを市に要請され、23世帯、39名の住民が無事柳迫へ避難されました。この深川駐在所管内には20以上の商店、工場があります。パトロールカー巡回の起動力もあるかもしれませんが、駐在所の警察官常駐があったからこそ早急な対策がとれたのではないかと思います、市長の見解をお伺いします。

○市長（池田 孝）

本当にコンビニ・セブンイレブンが鹿児島県で第1号としてつくられて、また数日のうちに強盗が発生いたしました。ああいうのも本当に、県内ではこれまでも何件か聞いてはありましたけれども、我がこの地域であのような事件が発生すると、本当に考えてもいみませんでした、発生いたしました。そのようなことやら、火災の状況、これも本当に、まだ工事中にあのような大火災になってしまっ、真っ黒い煙のもとに避難を勧告を出さなければならない状況であったというふうに思っております。

警察のほうの考えとしては、そのような地域として、やはり交番で、駐在所よりも交番のほうの手っ取り早く、そしていろんな防止につなげることができるという説明でありますけれども、住民としては、これはちょっと理解しがたいところであろうと思います。私自身もお話を伺ったところですが、そこあたりの理解を深めることができ得なかった状況であります。よく考えがわからない状況であります。

○2番（九日克典議員）

る駐在所の存在そのものというものは私、強く望むところでございます。

次、ちょっと消極的な話になりますが、けさの読売に「駐在所来春廃止」と。この中にもし実行され、深川駐在所が含まれている場合、仮定といたしまして、ちょっと質問いたします。この駐在所が廃止になった場合、曾於警察署のほうからは現在ある駐在所は市有地であると。当然廃止の対象にあった場合においては、原状に返すのが原則だというふうにおっしゃられております。まだこの築何年、ちょっと私、わかりませんが、まだ外見上、非常にまだ新しい駐在所であります。もちろんこれは県の所有であろうかと思いますが、非常にこの説明会の中でも、地域住民からは処分するにはもったいないということですね。

それから有効活用の方では、警察官の立ち寄り所にしたらいんじゃないかということですね。あと赤灯なり、赤色灯が消えること自体が非常に寂しいし、また安

心安全がなくなっていくのではないかなという不安があったようでございます。

またあの地を利用しまして、ホットライン的な場所として残してほしいとか、あとは今柳迫の地域防犯見守り班がございしますが、その人たちの集まる場所にしてほしいとか、もろもろの意見が出ております。そういったところの措置というものはどのように考えておられるか、説明をお願いいたしたいと思います。

○市長（池田 孝）

あとの利用のことについては全く聞いておりませんし、どのような対策をとられるか、当然これは廃止になると壊すか、また市に対して、土地は市の所有地ですので、市の考え方を伺われるだろうというふうに思います。

しかし、ここに赤色灯をつけたままとか、またはそのような派出所の看板をつけたままとかなりますと、相談やら、または救急時に走ってこられる方がおられると思います。そうしたときに、もう既に駐在所はなくしてありますよという姿じゃ、これはかえって迷惑をかけてしまう、遅くなってしまうというふうに思います。これはもう廃止されれば、そうしたものは当然廃棄して、そしてあとのその施設については再利用ができるものかどうか、やはり検討しなければならないかというふうに思っております。

○2番（九日克典議員）

再利用のことは、まだ相談がないということでございますけども、住民の意見としては今述べたような利用を再利用していただきたいということをお願いしまして、この駐在の問題については、ちょっと置きますけれども。

次ですね、私もきのうちょっと鹿児島県警の警察における地域警察の体制強化に向けた再編整備基本計画というのを、きのう夕方、ちょっとインターネットで苦労して引き出したんですが、ちょっと勉強不足で問題なんですけれども。この中に、当柳迫地域、深川地域には高齢化が進んでおります。そして安全安心な地域として地区外からも移り住んで来られておる方もおられます。これが混住化ということになるかと思っておりますけども。先ほどもおっしゃいましたけれども、国道10号線、県道500号線と、車社会の中で交通量の多い地区であります。地域であります。この混住化の中、自治会に加入されてない世帯も数多く見られ、隣近所の住民関係も希薄な状態となっているのが実情であります。

そこで、県警は地域警察の体制強化に向けた再編整備計画の指導の中にアンケート結果が出ております。その中に、駐在所の活動に対して非常に満足しているかという住民アンケートがありましたけれども、当地域においては、大変満足しているという住民が大多数であると私としては考えております。その交番となった場合、再編整備基本計画の中に地域警察官の任務というのが書かれております。ちょっと

読ませていただきますが。地域警察官の任務、地域警察は、地域の実態を把握して、その実態に即し、かつ住民の意志、要望にこたえた活動を行うとともに、市民の日常生活の場において常に警戒体制を保持し、すべての警察事業に即応する活動を行い、もって市民の日常生活の安全と平穏を確保することを任務としています。またこの任務を遂行するに当たっては、地域警察官は地域を担当する自覚と責任を持って、市民に対する積極的な交渉を行い、市民との良好な関係を保持するとともに、管内の実態を的確に把握するよう努めなければなりません。と、このように書いてありますが、この交番になったときに、この市民との良好な関係が築けられるのか不安が生じ、地域住民からの不満につながっていくのではないかと懸念されますが、どのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○市長（池田 孝）

もうおっしゃるとおり大変住民の方々は長い間、それこそ50年という月日の中に駐在があったわけですから、大変廃止に当たっては不安が生じてくるものというふうに思っております。

○2番（九日克典議員）

そこですね、また蒸し返すようですけども、再編整備事業の中で再編実施計画の策定の中で、この再編の説明などして住民の意見や地域の実情等を的確に把握し、再編整備実施計画に反映させるものの調査研究を行うというの也有ります。しかし、11月15日に説明会があって、それから地域住民の意志なり意見を掌握されることができたのかなというふうに疑問が生じるところでございます。

しかし、指針として決定されたというふうに新聞に載っておりますけども、最後に再編整備実施の事項にありましたように、地域性の配慮というのがあります。この深川、柳迫地域におきましては、先ほど述べましたように23年度中の事件、事故が続発、多発しております。宮崎県との県境に位置し、また都城までは約7kmの地点に位置しております。深川駐在所の廃止については住民の不安も大きく、安心安全で平穏な生活の確保のため存続してほしいという意見が地域住民では多数であるというのが地域の実情でありますので、当地域を鹿児島県地域警察のモデルとして存続していただくように、特段の配慮を賜りますようお願い申し上げまして私の質問を終わります。

○議長（谷口義則）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時23分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第4、土屋健一議員の発言を許可いたします。

○4番（土屋健一議員）

簡潔な質問に心がけたいと思いますが、答弁される方々は熟慮されて答弁をされるようお願いをいたします。

今般、埼玉県と千葉県で女子生徒が死傷される事件が起きたところでありますが、犯人は16歳の少年でございました。まことに悲しい、許されない、残念なことでございます。子供たちが安全に安心して成長できる社会環境を創造しなければならない、強くそう思っているところであります。

今回は、教育問題について質問をいたします。

まず最初に、中学校の編入統合であります。ようやく来春から旧町ごと市内に3つの中学校となります。編入統合による教育的効果を挙げてください。

次に、市内教職員数の減員数を、また県費を含めて財政面での縮減効果があればいかほどなのか示してください。

なお、通学バスについては既に大隅中学校で実施済みであります。地元から改善の声も聞かれております。来春からの末吉中、財部中の準備についてどのような計画なのか、大まかに示していただきたいと思います。

次に、通告の2番目、小規模小学校の将来が気になります。まず現在、平成23年度小学校20校の学級数と児童生徒数はいかほどか、複式の小学校数、学級数、児童生徒数はいかほどか、報告してください。

5年後、平成28年度になりますが、各小学校の学級数、児童生徒数、複式校の予測を示してください。

合併して6年が過ぎましたが、小学校区の見直しや再編統合についての協議はなされているのか、進んでいるのか、教えてください。

県内において、児童生徒数10名以上ありながらも統合されている報道がなされておりますが、曾於市の協議にはおこなわれているところがないか答弁をしてください。

3番目になりますが、県立高等学校の再編問題について質問をいたします。財部と大隅の中学生にとっては今一番の関心事であります。

まず市内3高校の学級数、専科数と生徒数はいかほどか、県の再編計画に対して、曾於市としての考え方を示していただきたい。末吉高校に対して、岩川高校に対して、財部高校に対して、それぞれ述べてください。

次に、各3校は学級数、定員数、生徒数において県下でどの位置にあるのか、今

後の再編計画の県のスケジュールはどうなっているのか報告をしていただきたいと思います。

以上、壇上からの質問といたします。

○市長（池田 孝）

お答えしますけれども、私のほうからは先に質問事項の大きな３番目の「県立高校再編について」だけ答えさせてもらって、大きな１番目の「中学校統合について」と大きな２番目の「小規模校の将来について」は、後ほど教育長より答弁をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

曾於市内３高校の現状について、平成23年５月１日現在の在籍状況でそれぞれ説明申し上げます。

まず財部高校ですが、すべて普通科であり、１年が２学級の53人、２年が２学級で61人、３年が２学級の50人で合計６学級の164人という状況であります。

続いて末吉高校ですが、普通科１年が１学級の40人、２年が１学級の37人、３年が１学級の38人で合計115人、115人で、生物生産科が１年が１学級の37人、２年が１学級31人、３年が１学級32名で合計100人です。情報処理科、１年が１学級の30人、２年が１学級の35人、３年、１学級の40人、合計105人です。末吉高校全体で合計３学科の９学級の320人という状況であります。

岩川高校ですが、１年が普通科１学級39人、２年１学級21人、３年１学級の29人、合計89人、そして電子機械科が１年１学級の36人、２年１学級の35人、３年１学級の38人で合計109人です。岩川高校全体で２学科６学級の198人という状況であります。

曾於市全体で、普通科12学級の368人、生物生産科３学級の100人、情報処理科３学級の105人、電子機械科３学級の109人、全生徒682人です。

次に、②の県の再編計画に対する市の考え方、それぞれの高校で示せということですが、県教育委員会は、本県公立高校のあり方として、平成22年10月に県公立高校再編整備等検討委員会の答申「今後の生徒の減少に対応した公立高校の在り方」の趣旨を踏まえ、「公立高校の振興方針骨子（案）」を公表したところであります。

この骨子案の中で、「県立高等学校の廃止に関する基準及び適用等」として大変厳しい内容のものを定めておりましたが、伊藤知事の判断により、当該骨子案を廃案としたところであり、現在のところ、県において具体的な再編計画は持っていないものと推察しております。

その後、本年２月には県教育委員会が新たな公立高校の振興策として、「大隅地域高校振興事業」を発表したところであります。

事業内容としては「大隅地域の公立高校の在り方検討委員会」を設置し、大隅地域振興の一環として地域間格差是正の観点から、大隅地域の公立高校のあり方について、高校教育の充実・振興の視点に、地域振興という新たな視点も加えて検討を行うというものであります。

本市においても、県の要請を受けて、市内高校のあり方を検討し、「在り方検討委員会」に提案するため、地区検討会として「曾於市教育活性化対策委員会高校部会」を設置したところであります。

それぞれの高校の振興策については、現在PTA会長、同窓会長など高校部会部員の方々に検討いただいている段階であります。今後これらの意見を十分くみ取りながらとりまとめていくことになります。

③の3校の学級数、定員数、生徒数は、県下のどのレベルにあるのかということではありますが、現在県下に全日制の県立高校64校、市立高校、公立の市立ですね、市立高校7校の計71校の公立高校があります。1学年3学級以下の小規模校が27校で、全体の学校数の38%を占めている状況にあります。したがって、本市の3校については、3校とも1学年3学級以下ということで、この小規模校に該当するところであります。

4番目の、今後の県のスケジュールはということではありますが、先ほど説明しました大隅地域の公立高校のあり方検討委員会では、これまで3回の会議を開いて、各地区別協議会から提案のあった当該高校のあり方について聞きとりや審議検討してきておりますが、今後来年3月までに3回程度の会議を開催し、大隅地域の公立高校のあり方の取りまとめをする計画となっております。現在わかっている県のスケジュールはこのような状況であります。

大きな1番、2番については教育長より答弁をお願いしたいと思います。

○教育長（植村和信）

それでは、お尋ねの1番目、「中学校統合について」、そして2番目の「小学校小規模校の将来について」ということで、まず私のほうでお答えしますが、まず中学校統合についてでございます。教育的な効果を上げられたいということでございますが、中学校が統合した場合の教育的な効果について3つの観点から効果を述べてみたいと思います。

第1に、「生徒への学習指導に関する効果」でございます。多人数で取り組むことにより、体育科での集団競技、音楽科での合唱・合奏などが可能となり、学びを広げることができます。またグループ学習などで多様な考えや意見を出し合い、互いに学び合う学習ができるようになります。近年、コミュニケーション能力の育成というのが大きな課題になっておりますが、それができるということでもあります。

第2番目の視点でございますが、観点でございますが、「生徒の豊かな人間形成に及ぼす効果」ということで効果を申し上げます。スポーツ・文化などの部活動において、選択の幅が広がり、より生徒の興味関心に応じた活動ができるようになります。

また多様な個性を持った多くの友人と交わることで競争意識を高めたり、切磋琢磨しながら学ぶ機会がふえ、豊かな人間関係をつくっていく力も身につけることができるというふうに考えております。

3番目でございますが、第3の視点です。学校運営等に関する効果という点で述べます。生徒の数がふえますと、教職員は生徒の人数に応じて配置されます。教職員がふえ、教科の専門の先生から授業を受けることが十分可能になり、さらに深く学ぶことができるようになります。またPTAや地域の規模も拡大いたしますので、多様で組織的な活動ができるようになります。

2番目の、現在の教職員数と統合後の員数は市全体でどう変わるかという問題でございますが、県費と市費に分けて申し上げます。

まず統合前の現在の職員数でございますが、財部南中学校が10名、財部北中が6名。財部中が17名、南之郷中が11名、末吉中が30名、計74名でございます。現段階ではまだ確定ではございませんので、それを御理解をいただきたいと思いますが、では統合後はどうなるかと申し上げますと、財部中が19名、末吉中が30名の合計49人と見込んでおります。なお、過去の統合校の例を見ますと、加配1名が追加されておりますが、現在この2校については作業中のために確定しておりませんので、それは含んでおりません。したがって、25人の県費負担職員が減少するというふうに見込んでおります。市費の職員につきましては7人減少するというふうに見込んでおります。

中学校統合の3番目、県費を含めての財政的な効果でございますが、現段階の県費負担数の人件費の減額が大体予想、検討できますので、鹿児島県の給与の平均で25人分の試算をいたしましたところ、年額1億9,700万円ほどになる見込みでございます。したがって、その25人分が減額されるということですね。

次に、市費職員の人件費でございますが、7名で年額461万4,000円というふうに把握しております。なお、管理費については工事費を含む施設整備費を除いて、23年度の当初予算と24年度当初予算の今要求中でございますが、その額で比較させてもらいますと、1,800万ほど増額となるのではないかと思います。現在言えますことはこのような状況でございます。増額については3路線のスクールバス委託料が主なものとなっております。

中学校統合の最後の、通学バスの準備でございますが、末吉地域、財部地域の統

合については、21年度に曾於市学校規模適正化計画を作成し、学校、保護者等に説明会を開催し、統合される3中学校にそれぞれ地区別協議会を設置し、4回から5回協議を進めてまいりました。また統合する末吉・財部中学校では、統合準備委員会を設置して準備にかかる協議を進めてきたところであります。

お尋ねの通学バスにつきましては、それぞれ統合する中学校ごとに3路線を運行し、登校時に1回、下校時に2回運行することを決定し、バス停も地区別協議会、準備委員会で決定されているところであります。今後は制服の購入を含めて、保護者への説明会とスクールバスの運行委託事業者を決定し、運行の準備作業を進める予定であります。

ちなみに、3路線のバス始発は、南之郷線は新田山で大型バス、財部北路線は赤坂、財部南線は柴立でいずれも小型バスを運行する計画であります。

次に大きな2番、「小規模校の将来について」、現在（平成23年度）小学校20校の学級数、児童数はということでございます。23年10月末ということで御理解をお願いします。23年10月末現在です。末吉小学校22学級の576名、憶小学校5学級の40名、高岡小学校3学級の14名、岩北小学校3学級の22名、岩南小学校3学級の19名、諏訪小学校6学級90名、光神小学校2学級12名、深川小学校6学級53名、柳迫小学校4学級40名、岩川小学校12学級291名、菅牟田小学校3学級9名、笠木小学校4学級38名、大隅北小学校5学級48名、恒吉小学校3学級14名、大隅南小学校3学級12名、月野小学校6学級66名、財部小学校13学級326名、財部北小学校3学級16名、財部南小学校3学級27名、中谷小学校2学級10名でございます。市全体で申し上げます。学級数111、児童数は1,723名であります。

続きまして、小さな2番目でございますが、複式学級の小学校数、そして学級数、対象児童数ということでございます。現在複式学級を有する小学校は、15校でございます。学級数は33学級、対象となる児童数は251名であります。

この様式で5年後はどうかということでございますが、5年後、平成28年度を申し上げます。末吉小学校が16学級の498名、憶小学校が3学級の34名、高岡小学校3学級の10名、岩北小学校4学級19名、岩南小学校3学級20名、諏訪小学校6学級65名、光神小学校3学級19名、深川小学校4学級40名、柳迫小学校4学級48名、岩川小学校10学級261名、菅牟田小学校3学級5名、笠木小学校3学級22名、大隅北小学校4学級38名、恒吉小学校3学級23名、大隅南小学校3学級11名、月野小学校4学級の42名、財部小学校10学級250名、財部北小学校3学級22名、財部南小学校3学級22名、中谷小学校3学級7名。トータルをいたしますと、学級数95、児童数が1,456名を予測しているところでございます。

なお、複式を有する学校が1校ふえまして16校、53学級、380名を予測している

ところでございます。

4 番目、「合併後、小学校部の見直し、統合、再編についての協議は進んでいるのか」ということでございますが、平成21年8月に、保護者の代表や学識経験者等で「曾於市立学校規模適正化検討委員会」を設置して、22年3月に曾於市学校規模適正化計画を立てたところであります。その計画の中で、第1次計画期間と第2次計画期間を定め、第1次期間は中学校を対象にしたものであります。第2次計画は、市内全域の小学校を対象として25年度から第1次計画の進捗状況により決定することになっております。現在のところ地域の状況等や意見を聞いている状況でございます。

大きな2番の最後になります5番目でございます。県内で本市は対応がおくれているのではないかと、学校規模適正化計画では25年からとしておりますが、18年度から活性化対策委員会を開催して、学校長、保護者等の意見を聞いているところであります。今までは中学校の再編が中心でありました。小学校の再編については慎重に地域の意見等も聞いている状況でございます。

以上でございます。

○4 番（土屋健一議員）

通告順に私のほうは中学校統合から入りたいと思いますが。教育的効果を挙げていただきました。教育長にお尋ねしますが、中学校としての適正規模というのは基準か何か示されておるのでしょうか、お願いします。

○教育長（植村和信）

中学校の場合の適正規模と申しますのは、やはりクラス編成等ができて、いろいろと人間関係等にも対応できる12学級から18学級を適正規模といたしております。

以上です。

○4 番（土屋健一議員）

了解いたしました。教職員数の変化でありますけれども、おおよそ25人、県費の職員の皆さんが少なくなるということでもあります。市費で7名、これも理解をできます。

金額にして、ちょっと聞きとりにくかったんですが、1億9,000万以上だというふうに受けとめてよろしいかと思うんですけども、25人分で。ちょっと待ってくださいね。ということは700万ぐらい、1人ということになります。これは共済費は恐らく含まれていないだろうとそうに思っているんですが、ちなみに、市の職員の1人当たりの平均人件費は、共済費を含めると930万7,000円になるようであります。これは先般の議会の予算資料に人件費の内訳が出ておりましたので、930万円、920万円になるようであります。教職の場合には、大体共済費まで含め

るとどれぐらいになるのか、わかっておったら教えてください。

○教育長（植村和信）

給与で計算をしております、そこらまで細かなところまでは把握してないところでございます。

○４番（土屋健一議員）

やむを得ないことだろうと、そのように思っておりますが。実は、財政上の効果のとらえ方として、私は鹿児島県としては財政上の効果は全くプラスマイナスゼロだと思っています。というのは、減員になった先生方は、どちらかに配属をされていくわけですから、県の財政上の効果はゼロというふうに理解をしております。

ただ曾於市として何か損失があるかと言えば、県が今まで１億９,０００万円、実は曾於市の教育に投資してきたわけですよ。これは県費で明白になるわけです。そのことが実は県費としては曾於市は失われていくという考え方に立てばよろしいんじゃないかなと思うんです。いわゆる今までは県費を投資されてきたと。しかし、それが県費が投資されなくなる、これが中学校統合の実は財政上の効果なのか、負効果なのか、わかりませんが、非常に理解に苦しむところであります。それは受けとめ方次第であろうと思っておりますが。

通学バスの件について、万全であるかという視点から質問をさせていただきます。

その前に通学バスとなりますと、先般９月議会で議会の決議がございましたが、そのことに対する教育長の考え方を一つ聞いておきたいと思っております。お願いします。

○教育長（植村和信）

ただいまのお尋ねの件につきましては、意見をあのよう全員でということでしたので、慎重に検討いたし、継続をとということで予算を要求しているところでございます。

○４番（土屋健一議員）

９月議会では教育長は大変唐突な質問とその後の展開になったので、大変だったろうと同情をするわけでもありますけれども、ひとつ御理解をいただきたいとそのように思っています。

通学バスは大隅町で既存の経験が、既存のバスの経験がありますけれども、今教育委員会で掌握されている地元からの声、これが伝わっているものがあつたらぜひ教えていただきたいと思います。伝わってなかったらもうそれで結構です。

○教育長（植村和信）

今までいろいろと協議を重ねてまいりました。通学バスの性格上、幹線を走り、安全を保つということの中で、一部もうちょっと地域に入れいいのかというような

声等もございましたが、これについてはもう幹線を大事にしたい、それから、バス停をちょっとふやしたいということで、必要なところはふやしたり、地元の声も大事にできるところはしてきたところであります。また途中、始発がもうちょっと奥に入れないかというような意見等もあったりして修正した部分もあったと思っております。

以上のようなものが主なもので、地域と慎重に協議をし、地域の声を生かせるところは生かしながら対応できたというふうに思っております。

○４番（土屋健一議員）

教育委員会にお願いをしておきたいんですが。実は冒頭私、壇上で申し上げました、いろんな事件、事故が起こりやすい社会になってきておりまして、都会だけの問題ではなくなってます。いつ何時どんな場所でどういう事件が起こるかわからない、特に児童生徒等にはですね。これは我々地域社会をつくるものたちがちょっと気を利かせる、ちょっと配慮をする、そのことによって、ある程度の抑止効果、そういったものが未然に防止できると、私は思っているんです。それと今から立派に成長してもらわなければならない児童生徒たち、これはもう社会全体で守って育成をしていくべきだろうと思います。

そこに投資を幾らしても、し足りないぐらいだろうと思うんです。昔の児童生徒はわんさかたくさんおりました。それはもう交通整理をしなければいけないぐらいおったんですが、今日の社会では1自治会に1人いるかないかのそういった状況なんです。ですから、幾ら投資しても、この子供たちを守っていかなければならない、そのように私は思っているんですが、教育委員会も御理解いただければありがたいと、そのように持っているんです。

そこでバスのあり方については、これは単に教育問題だけではないんですよ。地域を起こすといいますか、地域を守るといいますか。先般の議会でもお願いをしましたが、定住促進を図る、子育て環境をよくする、広い意味から地域にこの通学バスなり思いやりバス、こういったものが張り巡らされていますと、その地域が大変不備が少なくなるんですよ。

私、いつも思っているんですが、実は学校まで遠い生徒というのは、実はハンディがあるんです。いわば中学校まで1km、2kmの人と3、4kmの人たちは、この2、3kmがハンディがあるわけですよ。ですから、そのハンディを少しだけ縮めてあげるといえるのは、これはもう公がしなければならないと思うんですね。そのハンディを少なくしてあげることが実は定住促進につながっている。どこにおいて子育てをしても、市のほうがきっちり面倒見てくれる、こんなすばらしい曽於市はないと言われるぐらいにつくり上げる必要があるんじゃないだろうかと、そのよ

うに思っています。

ところで、大隅の中学校は、何km以上がこのバスの乗車できるキロ数になっているんでしょうか、教えてください。

○教育長（植村和信）

バスに乗車できるのは7 km以上だったというふうに記憶しております。

○4 番（土屋健一議員）

もちろん7 km以上バスを利用してくださいと。それ以下は自転車通学を認められているわけですね、はい、どうぞ。自転車、7 km以内の人たちは。

（何ごとか言う者あり）

○4 番（土屋健一議員）

7 km以内の人たち、自転車通学が認められているものかどうか、多分当たり前だと思うんです。認められているんですね。

○教育長（植村和信）

7 km以内の人たちは当然自転車、徒歩、いろいろな通学手段、当然自転車が中心になりますが、そのとおりでございます。

○4 番（土屋健一議員）

そこで教育長、問題は5 kmの自治会の子供がいたとします。雨降り、あるいは朝の寒いとき、えっちらえっちら自転車をこいでいます。7 kmから先の子供たちはバスで中学校まで行けるということになります。どこかこう何とかならないかなと。これは教育委員会の考え方が不適切だということじゃないんですよ。何とかならないかなと思うのが一般の人たちなんです、議員も含め。私は乗せてあげれば良いと思うんですよ。通学路ですから。

じゃあ、1 km、2 kmの人たちも全部乗せるかっていったらそうはいかないですね。むしろ子供たちのほうが自転車を好むかもわかりません。しかし、女生徒、これはやっぱり中学生になりますと、月1回やはり体調が不良ということはある得ます。そういったことも含めて乗せてあげれば良いのに。実はこれが血の通った本当に利便性を追求した私は政策だろうと思います。

きょう答弁は明確にはできないと思いますが、方向転換の様相でもあれば、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

○教育長（植村和信）

確かに議員のおっしゃるとおり、利便を図ってあげたい、本当にそう思う場面があったりするわけですが、時と場合によるんでしょうけれども、雨降りに乗せますと、晴れても乗せてもらえるんじゃないとか、また何かそんな方向、乗るのが当たり前というような状況になったりするおそれもありますし、そこら辺に

についてはまた慎重に検討しなきゃならない。

また私たちが努めておりますのは、7kmという数字に最初のころはやっぱりこだわったり、ルールであるということでこだわったりしてたわけですが、7kmを中心とする集落内はもう7kmと見ようとか、いろいろと少しずつ緩和したりしているところがございます。ただやはり、なかなか思うように任せられないのが、国の監査基準等が厳しくて、非常に厳しいチェックをします。それによってちょっとした私たちの思いやりがたくさんの人の、逆に利便性を奪い取ってしまう危険性もあるものですから、そこらの対応がなかなか難しく悩んでいるところがございます。

○4番（土屋健一議員）

ともかく、通学バスというのはとても大切な手段であります。恐らく数年先には小学校も含めて、こういう中山間地域、あるいは山村地域、恐らく送迎が中心になってくると思います。これは私のちょっと考え方の違いかも知れませんが、恐らくそういった時代が来るだろうなということは予測しておかなければならないだろうと思っております。

中学校統合による通学バスが7kmというこだわりがあるかも知れませんが、途中でぜひ乗車したい子供たちは乗車させられるような仕組みというのも考えていたきたいと、そのように思っております。

次に質問に入りますが、この3路線の契約について、入札があると思いますが、もう既にその入札は進んでいるように伺っております。指名方法、これが今回はかわっているのか、かわっていないのか、担当者のほうで答えをいただきたいと思います。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

これにつきましては、公募による入札ということになりますけれども、今募集をいたしたところがございます。

この前回との違いということですが、前回は本店または営業所の所在地が曾於市、志布志市、鹿屋市、霧島市、肝付町にあり、営業年数が5年以上あること等を条件として公募いたしたところがございます。

今回は少し違っておりますが、本店または営業所の所在地が曾於市、志布志市、都城市、霧島市、鹿屋市及び曾於郡大崎町にあり、営業年数が3年以上であること等を条件に公募をしたところがございます。

以上でございます。

○4番（土屋健一議員）

私は少しだけ曾於市の議員として不思議だなと思っております。この種の業務を

できる業者というのは曾於市内に何社あるんでしょうか。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

曾於市のほうでは、3社でございます。

○4番（土屋健一議員）

3社ではちょっと厳しいかなと思うんですが、鹿児島交通もおられることでございますし。できたらですね、大崎町も入ってる、鹿屋も入ってる、霧島市も入ってるという大きくとらえられておりますけれども、私はまず優先すべきは市民税、法人税、ここらあたりから入るべきだと思います。そして次に、市民権を得ているその市民を幾ら雇用しているか、ここらあたりもやっぱり配慮の余地があるんじゃないだろうかと、そのように思っております。そうじゃないという意見があれば、ぜひ聞かせてください、担当副市長もおられますし、どうぞ。

○副市長（中山喜夫）

担当しておりますので、答えをお答えさせていただきたいと思っておりますけれども。

今このスクールバスの業者の委託について、いろいろと協議したところでありますけれども、今議員から言われたような市民税、法人税、それから市民権を得ていると、ここあたりはちょっと考慮に入れていなかったということでございまして、先ほど財政課長からあったとおりの、そういった基準で公募をしているところでございます。どのくらい来ているかということとはまた別として、そういった範囲で競争性を高めるということからそういった範囲で広げたということです。

○4番（土屋健一議員）

市長も聞いてってくださいよ。実はですね、親心があれば、まず曾於市内の業者の皆さんを育成するという意味でも配慮するはずですよ。そうでない今、この公募が行われているわけですが、今厳しい世界ですから、市外からどんどん入ってまいりますね。市外の業者がいろいろ仕事をとっていきますと、市はより安く通学バスを提供できるということになるかもわかりませんが、一方では市内業者の育成はできなくなったと、市内の雇用も守れないということになってくるわけです。

そうしますと、実は批判はだれに来るかということ市長に来るんですよ。市民の皆さんもわかりません、中身の問題は。職員の皆さんが、あるいは教育長も含めていろいろ答弁なんかをされる、新しい企てをされる、だれに最終的に批判が行くかということ市長に行くんですよ。これは市長がかわいそうなんです。たまったものじゃないですよ。ですから、この行政施策の企て方というのは、非常に慎重にやらなければいけない。市民感情が出てくるんですよ。そのことは今後の公務を進めていく中でぜひ配慮をいただきたいと、そのように思っています。

このスクールバスに考えられる予算は幾らですか。予算要求の額でいいと思うんですよ。

○教育委員会総務課長（安田徒務）

前回の議会の折に債務負担行為でお願い申し上げましたけれども、3年契約でございまして、24年から26年度の方でございまして、全部で1億3,239万円でございます。

以上でございます。

○4番（土屋健一議員）

1番目の中学校統合については一通り終わらせていただきますが、小規模校の将来について述べてみます。

5年後、相当児童数がこのように減っていくわけでありましてけれども、私は合併後6年を経過しまして7年目に入っている今日ですね、まだ小学校については何ら手が増えられていない、現実として出てこない、これが実はおかしくてたまらないんですよ。

といいますのは、弥五郎どん祭りで岩川に参りました。岩川小学校がありますけれども、見える範囲だろうと思うんですが、岩南小学校があります。ここらあたりは合併前からあるんだと、合併したらという話がいっぱいあったんだと思うんですよ。早く岩川小学校になればいいのになという保護者も生徒も児童生徒もいないとも限らないんです。いや、それはだめだと、岩南は岩南で残らないかんのやと、そういった人たちもまたいらっしゃると、そのように思うんですが、進まない理由、ここらあたりをちょっと聞かせてもらえませんか。

○教育長（植村和信）

小学校につきましては、中学校に比べてやはり地域の拠点という意味も大きくて、なかなか地域の方でいろいろ話題になったりするようですが、もう絶対統合はしないほしいというような強い要望がございます。そういうことで意見を聞きながら、だんだん時機到来、ここというタイミングも見計わなきゃならないでしょうし、今のところ地域の声を聞いている状況でございます。

○4番（土屋健一議員）

最初の質問で中学校の適正規模というのを教えてもらいましたが、小学校の適正規模というのはどういう規模なんですか。

○教育長（植村和信）

適正規模につきましては、小学校が12学級から18学級、さっきの中学校と同じ規模を言っているわけですが、中学校もこれを運用しているというようなのが正しいかと思いますが、やはりいろいろ人間関係等いろいろな問題が生じてても十

分対応でき得る学級数でないと、クラスがえにより人間関係を解消するとかそういう効果を図っているところでございます。

また先ほど中学校の統合によりどういう効果があるかというようなことをお尋ねくださいましたが、あそこで述べたようなことができるのは、この12学級から18学級ということでございます。

○4番（土屋健一議員）

くどいようで申しわけないんですが。実は私は小規模校は大好きなんです。たずまいも非常に整然としているのが小規模小学校だと思うんです。身近に中谷小学校というのがありまして、学校に行きますと一輪車に乗れない子供を全部の子供が一生懸命手をつかまえて、あるいは鉄棒に沿わせて、乗れない子を一輪車に乗せる雰囲気というのが見られます。みんなで1人の子供を応援していこうという、そういった人間的なものというは、ものすごく小規模校は深まりがあるんだろうと、そのように思っているんです。大好きなんです。

かつ一方では、実はかわいそうだなという、本当に子供の教育としてこれでいいのかなと、特に1年生、2年生じゃなくて、やっぱり4年生、5年生、6年生になるとやっぱり思われるのが小規模校の現実だろうと思うんです。冒頭の質問で教育的効果、指導の効果、豊かな人間形成の効果、それから運営上の効果、この3点を言われましたけども、これはなるべく早く曾於市内の小学校につくり上げなければならぬだろうと、そういうふうに思っているんです。

通告にページ数をお示しいたしましたが、曾於市教育行政要覧23年度の一番最後の表紙の中、地図がございます。この地図の中で小学校の位置を示されておるんです。これはもう皆さん頭の中に入っておられますので大きな地図は準備しなかったんですが。19番の財部南小学校と7番の光神小学校、ある程度の距離があります。8番の深川小学校と6番の諏訪小学校、9番の柳迫小学校、ここはこの3つの学校は割合近いところに存在をしております。1番の末吉小学校と6番の諏訪小学校、これもやっぱり近いところに位置するようであります。

先ほど申しました10番の岩川小学校と5番の岩南小学校、これはやはり日常生活の中で目に入る距離にあります。それから11番の菅牟田小学校と12番の笠木小学校、これもやはり地理的条件もありますが、距離としては割合近くにあるんです。

それと気がかりなのが、校区の再編をしなければならぬだろうと思います。例えば、財部において、旧町境、末吉町と財部町、蓑原という地域がございます。これが道路を隔てて財部小学校区、柳迫の小学校区と分かれる。国道10号線でいきますと、通山という集落があります。これも北側は財部南小学校、南側は光神小。小学校の場合は割と機転がきいて、近くの小学校に通学できるというのもあるんですが、

10号線を上りますと、光神小学校がありまして、目の前はもう財部側なんですよ。こういったところは配慮というのは割とつけやすいと思うんですが、やっぱり見直すべき時期が、もう合併して7年目を迎えているわけですから来ているだろうと思うんですね。こういったことは今後積極的に進めていただきたいと思うんです。

ところで、平成25年度からというのはなぜ25年度からなんですか。

○教育長（植村和信）

第一次計画で中学校の統合を24年4月1日というようなことで計画を立てました。平成24年度中は、中学校の対応と小学校の準備期間ということで、1年を置いて平成25年度からは動く準備を整えなければならないとして検討いたしたところでした。

○4番（土屋健一議員）

選管の管轄は総務課長ですか。市長選挙はいつですか。

○総務課長（大窪章義）

お答えいたします。

25年度でございます。

○4番（土屋健一議員）

市長選挙を配慮しているのかなと。これは各校区に衝撃を落としますので、そういった配慮があるのかなと思っているのですが、教育長、どうですか。

○教育長（植村和信）

そういうことは全く関係なく検討いたしたところでございます。

○4番（土屋健一議員）

私もそうあるべきだと、そのように思っているところであります。

質問を次に進めたいと思います。

高校の再編問題でありますけれども、高校振興対策協議会、財部でもこれがございました。いろいろ地元の意見を反映させる今の伊藤知事の配慮もあるようでございますけれども。

実は大変興味ある議案が今回出されているんです。議案第57号なんです。定住自立圏の形成に関する協定のことなんです。実はこれに教育委員会はこの変更協定に携わっておられるんですか、おられないんですか。定住自立圏。

○教育長（植村和信）

お答えします。

今のところ直接のかかわりはないというふうに思っております。

○4番（土屋健一議員）

それであれば、定住自立圏のこれは変更については、曾於市はどなたが臨まれた

んですか。答弁してください。その方にいろいろ質問をしたいと思うんですが。

○企画課長（岩元祐昭）

定住自立圏の事務の事務で企画課で行っているところでございます。

○4番（土屋健一議員）

今回の変更協定の中に、教育長及び文化を加えるということができておるんですよ。これは教育委員会が入ってないということでちょっとまずいと思います。まずその項目を述べますと、公共施設の相互利用ということが出ております。

2番目に、「圏域の文化の保存、継承、発展」というのが出ております。これはもっともだろうと思うんです。3番目に、「特色ある教育の推進」というのがあって、質の高い教育環境を整備する、そこに都城市の役割、曾於市の役割というのが実は出ているんです。高等教育機関を活用した教育を推進する、これはもう大学だろうと思うんです。と同時に、やはり高校も高等教育の一たんだろうと思います。

実は申し上げておきたい。定住自立圏の中に高校再編問題が語られないということとは無頓着だということですよ、曾於市の行政は。なぜかと申しますと、都城盆地の高校としてとらえれば、とても有意義な場所に高校が存在しているわけなんです。鹿児島県教委は、鹿児島県の地図の中だけで高校の点在を指摘しているんですよ。違うんです。都城市役所を、あの中心街を中心に地図を描けば、とても立派に高校が点在をしているんですよ。このことは実はだれも気がついてないんです。

ちなみに財部高校は半分が都城からですよ。都城から財部高校に来ているということは、実は都城盆地で求められている高校なんですね。で、どうなんですか、教育長。県の教育委員会にも詳しいんですが。このことに関して鹿児島県教委と宮崎県教委が協議したことはあるんでしょうか。知っておられたら教えてください。

○教育長（植村和信）

そこまでは私も把握してないんでございますが、まあお互い行ったり来たりしておりまして、多少の連絡は取り合っているものと、そしてまた今後もここが熊本、鹿児島の関係みたいに、もうだめよというような関係にはならないということは聞いているところでございます。

○4番（土屋健一議員）

やはり高校再編問題については、鹿児島県だけの配慮じゃだめだろうと私は思います。しかし、この今のままの存続でも限界は来るんですよ、近い将来ですね。しかし、その議論の一つの方法としては、やっぱり都城圏域、特に我が曾於市は定住自立圏の形成に関する協定をしている都城市ですから、これはやっぱり教育問題をより深く協議を重ねていかなければいけない、協定を結ばなければいけない。

末吉高校もそうですよ。岩川高校もそうです。このことまで含めて、やっぱり協

議をしていくべきだろうと、そのように思っているんです。企画課長、もし今後協定が、協議がなされるのであれば、そういったことも含めて曾於市側の体制整備を、たたき台をつくられたほうがよろしいんじゃないかと、そのように思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

最後に、質問をして終わりたいと思うんですが。通学バス、財部は従来どおり予算要求をしていきたいと、そのようにお考えのようであります。それにこの財部だけで話をさせていただきますと、中学校の通学バスが加わります。そして、かねてからふれあいバスが走っております。思いやりタクシーですね、思いやりタクシーが走っている。これをうまくリンクさせられないか。いわゆる補助金とかいろいろ規制が別々だという話も当然あると、出てくると思うんですよ。これをうまくリンクさせられないかなというのが私地元の一議員としての考え方なんです。

例えば、北中を例にとりますと、北中まで通学バスが走ってました、小学校まで。そのバスの連結として中学校のバスを走らせられないか。それは財部南中も同じですよ。ここらあたりもまだ時間がありますので、できる可能な限りのより効率的なバスの運行というものをぜひお考えいただきたいということを強く要望をしまして、今回の一般質問を終わりたいと、そのように思います。

○議長（谷口義則）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は明日 8 日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時30分

平成23年第4回曾於市議會定例会

平成23年12月8日

(第3日目)

平成23年第4回曾於市議会定例会会議録（第3号）

平成23年12月8日（木曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第3号）

第1 一般質問

通告第5 徳峰 一成 議員

通告第6 山田 義盛 議員

通告第7 坂口 幸夫 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番 今 鶴 治 信	2番 九 日 克 典	3番 八 木 秋 博
4番 土 屋 健 一	5番 山 下 諭	6番 原 田 賢一郎
7番 山 田 義 盛	8番 大川内 富 男	9番 西 川 熊 則
10番 大川原 主 税	11番 吉 村 幸 治	12番 （ 欠 員 ）
13番 渡 辺 利 治	14番 海 野 隆 平	15番 久 長 登良男
16番 五位塚 剛	17番 漆 間 純 明	18番 大 津 亮 二
19番 迫 杉 雄	20番 坂 口 幸 夫	21番 徳 峰 一 成
22番 谷 口 義 則		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	迫 田 雪 春	次長	栄 徳 栄一郎	係長	田平 五月男
参事補	吉 田 竜 大	主任	宇 都 正 浩		

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市 長	池 田 孝	教 育 長	植 村 和 信
副 市 長	中 山 喜 夫	教育委員会総務課長	安 田 徒 務
副 市 長	末 廣 光 秋	学 校 教 育 課 長	森 山 勇
総 務 課 長	大 窪 章 義	社 会 教 育 課 長	中 峯 健一郎
大隅支所長兼地域振興課長	上 迫 光 俊	市 民 課 長	切 通 宏
財部支所長兼地域振興課長	川 崎 幸 男	福祉事務所長兼福祉課長	今 村 浩 次

企 画 課 長	岩 元 祐 昭	保 健 課 長	大休寺 拓 夫
財 政 課 長	池之上 幸 夫	経 済 課 長	谷 元 清 己
税 務 課 長	新 屋 義 文	耕 地 課 長	吉 田 誠 得
監 査 委 員 事 務 局 長	真 方 清 治	財部支所産業振興課長	富 岡 浩 一
会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	精 松 実 隆	建 設 課 長	高 岡 亮 蔵
農 業 委 員 会 事 務 局 長	堀 之 蘭 訓	水 道 課 長	福 岡 隆 一
		財部支所建設水道課長	徳 丸 義 友

○議長（谷口義則）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。通告第5、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○21番（徳峰一成議員）

私は、日本共産党議員団を代表して、大きくは4項目にわたり質問をいたします。

質問の第1点、問題点の多いフラワーパークについて、その1、フラワーパーク公園は、全体事業費や維持管理費など、事業の全体像や具体的内容などが市民にまだ知らされておられません。市当局は、事業に入る前に、つまり用地取得の予算を議会に提案する前に、これら事業の具体的内容などについてすべての市民にお知らせをする、そして市民の納得を得るべきではないかと考えます。仮に、市民の納得を得ることが難しいならば、この事業は断念すべきではないかとも考えます。市長の所見をお聞かせください。

その2、ことしの9月市議会以降のこれまでの市当局の取り組みについてお聞かせください。

その3、私はフラワーパークに限らず、すべての事業や施設の運営の中で大事なのは、建設後の利用者が多い、そして安定した維持管理費のもとで施設が運営されていることに尽きるのではないかと思います。

このことに関連して、旧末吉町の総合センター、花房憩いの森、市民プールの3つの施設の建設年度とオープン年度、そして総事業費、さらに最も利用者が多かった年度と利用者の入場者数、あわせて総合センターについては文化センターでのいわゆる自主文化事業で最も入場者が多かった年度とその数、さらにその年の文化事業の本数について、さらに平成22年度の3つの施設の利用者数、合わせて文化センターについては22年度の入場者数と文化事業の本数について、それぞれ報告してください。

質問の大きな2点目、末吉上水道の八反地区の第2水源のいわゆる失敗について質問いたします。

その1、この失敗から市当局、あるいは池田市長はいかなる反省点と教訓点を見出しましたか。

2、この失敗による損失は幾らですか。さらに、事業の計画変更額は幾らとなりますか。

3、第2水源の失敗に伴う今後の対策、さらに、今後の対策に必要な事業費はどれだけになるか、それぞれ説明と答弁をしてください。

質問の3点目、財部の温泉健康センターの従業員の労働条件の改善について、平成22年度市当局は従業員の賞与を予算化しましたが、しかし指定管理団体の総合人材センターはこれを支給しておりません。このため、市は未払い分の半額、本来ならば全額であるべきですが、いずれにいたしましても未払い分の半額を今後4年間に分割して曾於市に返すこととなりました。これは当然のことでございます。今後、市は責任を持って430万880円の従業員に対する未払い分については従業員に支給すべきでございます。市長の所見を求めます。

最後に、質問の4点目、専門職員の拡充について。

その1、旧3カ町は合併して市になったことで生活保護などの福祉業務は、それまでの県から市に移管されました。その仕事を行うのがケースワーカーであります。曾於市は6人体制であります。仕事の内容は、専門職であり手当もつきます。ところが、合併後6年と日が浅いのに、実にこの間6人のケースワーカーがほかの課に異動となっております。1年2年で異動があります。これでは、ケースワーカー本来の職員は育ちません。また、これでは市長の社会福祉行政に対する認識が甘く、軽視されていると指摘されてもいたし方ないのではないのでしょうか。ケースワーカーを育てる観点での人事政策が求められる必要がありますが、市長の見解を求めます。

その2、教育委員会の技術系職員を初めとして、市長部局でも総じて専門職員が不足しているのではないかというのが、私だけでなく、さきの決算審査での委員の共通した認識でございました。関連して、先日の有機センターの脱臭棟の屋根の倒壊を事前につかめなかったのは、技術系の職員が不足していることと関係ありとは言えないのでしょうか。いずれにいたしましても、今後市はもっと目的意識性を持って技術系職員、あるいは専門職員を計画的に拡充していくべきではないかと考えますが、市長の所見を求め、私の1回目の質問を終わります。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。まず、大きな1番目の問題点多いフラワーパークについてということではありますが、①の施設等などについては市民の納得を得るべきではないか所見をとということではありますが、この事業はパークゴルフ場、フラワーパークの併設事業計画ではありますが、グラウンドゴルフ場の要望もあるところであります。

市民の方々からの意見の中で、市側の事業推進への計画を示してほしいとの意見も多く聞くところです。各地域で開催されるイベント等で説明してきましたが、足りなかったのではと感じております。今後、市報などへ掲載し市民の憩いの場、地

域の活性化等につなげていくことを訴え、そして市民の納得を得るべく努めてまいりたいと思います。

②のことで9月市議会以降の取り組みについてであります。本事業のパークゴルフ場、フラワーパークの予定である胡摩地区においては、諏訪、光神公民館長、和田、入佐、胡摩の自治会長へ説明をいたしました。高之峯地区においても、公民館役員への説明会を実施し、11月4日柳迫地区の自治会長への説明会も実施いたしました。また、設計者の選定を行うため、11月8日プロポーザルの審査委員会を設置し、11月16日指名委員会を開催して、10社の業者を指名し、11月25日指名業者への現地説明会等を実施いたしましたところであります。

③の旧末吉町の総合センターなどの施設の利用者などであります。施設によっては目的がそれぞれ違いますが、少子高齢化等による人口の変化、社会の変化により運営に影響を受けるのも事実であります。どの施設も利用者が多くあるということはいいことだというふうに思っております。

まず、末吉町の総合センターについてであります。建設年度は昭和60年度、オープン年度は昭和61年度です。総事業費は10億3,388万5,000円、利用者の多かった年度は昭和61年度の10万6,708人で、自主文化事業での利用者が多かった年度は昭和61年度の7,529人の14件であります。平成22年度の利用者数は4万5,889人で、文化センターの入場者数などは2万3,422人の740件です。

次に、市民プールについてであります。建設年度は平成5年度から平成7年度、オープン年度は平成6年度で、事業費は10億2,171万1,000円、最も利用者の多かった年度は平成11年度の7万3,807人、平成22年度の利用者数は3万2,848人です。

次に、花房憩いの森については、建設年度は昭和63年度から平成8年度、オープンは平成3年度で事業費は10億7,094万4,000円、最も利用者が多かった年度は平成6年度の7万9,860人、平成22年度の利用者数は1万262人です。

次に、大きな2番目の末吉上水八反地区の水源地のことではありますが、①のことについて、反省点なり教訓点はということではありますが、電気探査を八反から川内、上町の広範囲に行いまして、その中で最も有望な箇所を掘削したところです。その結果につきましては、揚水量1日当たり1,400m³を得ましたが、飲料水としての水質基準50項目のうち33番目の鉄分及びその化合物と、36番目のマンガン及びその化合物の2項目が水質基準を超過していました。除鉄・除マンガン装置で除去して使用する方法もありますが、ランニングコストが高額になることから一般的には新たに水源を探す方法がとられております。このことから、本水源の整備を断念いたしました。

教訓点としましては、第1水源が良質な水質にあるにもかかわらず、150m離れ

ただでこのような結果になったことで改めて地下のことは未知の世界、計り知れないものがあると再確認したところであります。

②の損失額と事業の計画変更額はということですが、さく井に要した費用は1,603万円です。これが損失額となります。ことしの水源地整備費用は4,170万2,000円です。合計で5,773万4,000円となります。計画変更額は、八反第2水源地整備を見送ることから4,170万2,000円の減額となり、八反・高松水系の23年度事業費が1億838万円から6,667万8,000円となります。

③の今後の対策と事業費であります。新水源の確保につきましては、現在6カ所ある井戸の水質が悪化または劣化し、損壊する可能性もありますので、引き続き新水源の調査計画をしてみたいと思っております。今後は、現在使用されていない末吉小学校の元のプール水源の揚水試験、水質検査を計画するつもりで、この水源の結果がよかった場合の事業費は水源整備に4,000万円、管路整備に2,040万円の合計6,040万円を見込んでおります。

財部温泉センターの件であります。①の賞与の未支給分、支給すべきではないかということですが、賃金、賞与を含めた雇用条件については株式会社総合人材センターと職員本人が合意され、書類に押印された形で契約がされております。会社が、この契約に従い支払われた賃金等であるので、市から支給することはできないと考えております。

大きな4番目の専門職員の拡充についてということですが、①のケースワーカーの異動が多い観点での改善策はということですが、ケースワーカーにつきましては、現在職員を5人配置していますが、技術系職員として採用しておらず、現在は資格要件を持っている一般事務職員が業務を行っております。一般事務職員でありますので、他の業務も経験が必要なため、長期には配属はいたしておりません。異動時には十分な引き継ぎなどを行い、途切れのない執務をすることが大切であると考えております。

また、ケースワーカー経験者を増やすことにより、将来の福祉機構の構築にも役立つものと考えております。

②の教育委員会の技術系職員を初め、ほかの部局でも専門職員が不足しているという件などありますが、専門職員の職員数については、現在退職者の人数も考慮し新規採用を行っており、現在専門職員が不足し業務に支障を来しているとは考えておりません。これからの専門職については、技術の高度化、多種多様化などを考慮しながら、業務体系の状況に応じた人員の配置や専門職員の採用を行っていきます。

失礼いたしました。末吉の文化センターの自主文化事業は3件です。

○21番（徳峰一成議員）

まず、フラワーパークについて質問いたします。

共産党議員団は、フラワーパーク建設については反対の立場を一貫いたしておりますけれども、ここでは市長とかみ合った議論を進める立場上、立場観点を若干変えまして、視点を変えまして質問をいたします。

まず最初に、アンケートを求める市民の会がこれまで取り組んできた署名活動は、現在市議会に提出した分が総数で5,022名となっております。短期間に5,000名を超えました。特に今回の特徴は1,000人を超える方々が、大変郵便事情が今市内でも悪い中で郵送による、何とかやはり自分の意思を伝えたいといった多くのそうした郵送による署名が寄せられております。

質問でありますけれども、市長がこの5,000名を超える市民の意見、つまりフラワーパークをつくるかどうかは市民の意見をアンケート等を通して聞き、そして市民の判断にゆだねようといった立場からの署名については、5,000名を超える、どう受けとめておられますか。まず、その点についてお聞きいたします。

○市長（池田 孝）

5,000名を超える方々が署名をされていらっしゃるということではありますが、これはそのような多くの方々がいらっしゃるということは、心の中に刻んでおきたいと思います。

○21番（徳峰一成議員）

この5,000名を超える方々と真正面から向き合うという形で、これを重く受けとめて尊重されてアンケートなり、もっと言って例えば住民投票を含めて市民の意見を聞くということは考えておられないのか、確認をさせてください。

○市長（池田 孝）

まず、私なりの執行部の考え方を住民にしっかりと伝えることが大事だというふうに思います。それをまだ伝えている機会というのがありませんでしたので、今後そのほうに努めてまいりたいと考えております。

○21番（徳峰一成議員）

だから、アンケートとる考えはないのかということですよ。

○市長（池田 孝）

ですので、アンケートをとる気持ちは持っておりません。

○21番（徳峰一成議員）

短期間に5,000人を超える署名が寄せられたということは、私はその背景には何と言っても今の厳しい市民の生活の状況、あるいは市内どこでも見られる深刻な高齢化、あるいはお年寄りの問題が背景としてあると私は感じております。市長はそ

のように背景としては考えておられんでしょうか。市長の見解を聞かせてください。

○市長（池田 孝）

市民の住民生活とこの事業と、この事業をしたから市民の生活、そうしたものが向上するということは考えられないと、別問題だというふうに思っております。

○21番（徳峰一成議員）

再度お聞きいたします。生活が苦しくなればなるほど、市民は市政に対して、市政のかじ取りは暮らし向きに大切に使うってほしいというのが生まれるということは、世論がですね、これは当然のことだと思うんですよ。ですから、そうした市民の厳しい生活の状況というのが背景にあるとは受けとめておられないですか。

もっと具体的に言いますと、合併後、今日まで合併前に比べて市民の所得は下がってるんですよ。すべての業種ですね、データ上も。そうした厳しい深刻な状況があるんですが、それが背景としては考えられないか、私は考えておりますけども、市長の見解を聞かせてください。

○市長（池田 孝）

市民の健康づくりの場であり、そしてまた心のいやしの場、また市民の憩いの場、また交流の場であります。そしてまた、市外からのそうした交流のできる場所でもありますので、そうしたことをすることによってまた市民の心も変わってくるし、大変必要な施設であるというふうに考えております。ですから、これをつくったから市民の生活が変わっていくと、悪い方向に変わっていくとは考えておりません。

○21番（徳峰一成議員）

そういった質問はしてないですよ。署名との関連性で、受けとめておられるか。

○議長（谷口義則）

徳峰議員、手を挙げて。

○21番（徳峰一成議員）

いやいや、まともに答えてないからですよ。注意させてください。受けとめておられなかったらいけないでいいんですよ。2回聞いてんだから。答弁させてください。

○市長（池田 孝）

それで、アンケートをとるということですか。

○21番（徳峰一成議員）

もう1回言います。5,000名を超える署名が短い期間に集まったということは、その背景ですよ、背景として今の市民の厳しい生活実態、高齢化問題が、やはり大切な税金はフラワーパークではなくて市民の暮らし第一に使うってほしいという、そうした声と背景があるんじゃないかと私は受けとめておりますが、市長はそう受

けとめておられないですかといった質問なんですよ。

○市長（池田 孝）

それは、そのような考え方の方もいらっしゃるだろうというふうに思います。逆に言うと、この署名運動がやっておられるということは、市民の方々はほとんどもう御承知かというふうに思います。署名されていない方々は、どちらかちゅうと中立または賛成の方がいらっしゃるというふうに思っております。

○21番（徳峰一成議員）

そうした答弁だったら、じゃあ角度を変えて。ことしの9月議会で市長は、フラワーパークについては賛成が市民の半分、反対が半分と答弁されました。現状ではどのような認識、受けとめ方ですか。

○市長（池田 孝）

あのときは突発的な質問でありましたので、5・5ぐらいじゃないかと申し上げました。それから日がたつことによって、やはり必要な施設であるという方々も大分声が大きくなっております。ですので、あの当時からすると賛成の方が多くなってきておるといふふうに判断しております。

○21番（徳峰一成議員）

賛成が反対より多いて受けとめ方だったら自信を持って、全体の、フラワーパークの概要を含めて市民にアンケートで判断を聞くべきですよ。そうしたとらえ方、自信があるんだったら、先ほど話戻りますけども、それでもやはりアンケートなり住民投票でもいいんですけど、される気持ちはないんですか。民主主義ですよ、民主主義の根本。

○市長（池田 孝）

私としては、そのようなアンケートをとる気持ちは、どんな事業でもないと思っております。

○21番（徳峰一成議員）

じゃあ次の質問に移ります。これまでの取り組みで、高之峯あるいは胡摩地区について報告がありましたけれども、12月議会でこれを1カ所に絞りたいということですが、これはいつ議会には報告をされる予定ですか。

○市長（池田 孝）

プレゼンテーションをしてもらうということで、この決定が出るのは1月の半ばだったと思います。それ以後に協議して1カ所に絞るという形になります。

○21番（徳峰一成議員）

議会の報告は。もう9月議会では12月ちゅうことだったですがね。だから、一応何月ですか。

○市長（池田 孝）

12月までに、場所を報告するというので、2カ所を当時すぐ報告をしたところ
であります。

○21番（徳峰一成議員）

9月議会では、じゃあ2カ所で、最終的に1カ所に絞るのは12月議会まで
に報告したいことだったんですよ。記憶ないですか。

12月でなくてもいいんですよ。だから、であるならば何月までに議会に報告、
1カ所について最終的なのは報告したい考えですか。

○市長（池田 孝）

1月の末までにはできると思います。

○21番（徳峰一成議員）

これまで、胡摩地区もですか、高之峯を含めて地権者に測量等の依頼について地
権者等に通知がなされておりますが、これは担当課長が詳しいと思うんですよ、
お聞きいたしますけれども、質問の第1点です。高之峯と胡摩地区それぞれ、まず第
1点、何名の地権者に通知されたか。2番目、当然前提としてその筆数は何筆であ
るか、高之峯が何筆、胡摩地区が何筆。3番目が、その出された通知者の全部の面
積は合わせますと何haにそれぞれなりますか。これは質問の第3点目。第4点目、
もし答弁ができたならその総体の面積の中で山林が中心でしょうけれども、地目ごとは
それぞれ何ha、あるいは何aであるか、この4点まとめて報告してください。通知
がなされていますので。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。最初に胡摩地区のほうですけれども、一応139筆ということ
で30町歩でございます。人数が76名ということでございます。それと高之峯。

○21番（徳峰一成議員）

地目ごとはわからんですか。

○企画課長（岩元祐昭）

地目別。ちょっとお待ちください。畑が5筆、原野が4筆でございます。
続きまして、高之峯。

○21番（徳峰一成議員）

残りは。残りは山林ですか。

○企画課長（岩元祐昭）

はい。残りはもうすべて山林でございます。高之峯地区でございます。高之峯地
区におきましては、地権者が84名ということで、筆数が172筆、面積が同じく30町
歩ということでございます。それと、地目ですけれどもここは原野が6筆、あとはす

べて山林ということで理解してるところでございます。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

まとめて、これは課長でしょうけど質問いたします。それぞれの中で、所有権の死亡したけども移転登記がされていないところが何人で何筆か。それから第2点目、これまでかかった経費はゼロじゃないと思うんですが、どれだけになっているのか、この2点まとめて答弁してください。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。所有者の移転登記については、すべてはまだ把握してないところ。今現在進行をしているところでございます。

それと、経費については、この用地にかかわる分については支出はないところでございます。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

いや、通知とか、全くゼロじゃないでしょう。はがきとかそういった。

○企画課長（岩元祐昭）

通信費用、金額についてはちょっと手持ち持っていないところでございます。

○21番（徳峰一成議員）

お金出してるんだから答弁してください。休憩挟んで。

○議長（谷口義則）

暫時休憩いたします。

_____・_____・_____

休憩 午前10時32分

再開 午前10時36分

_____・_____・_____

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画課長（岩元祐昭）

通信運搬費を1万2,800円支出しております。

○21番（徳峰一成議員）

この1万2,800円は、これまで議会の議決を経てますか。ちょっと補正、あるいは当初予算の何号の何ページでことを説明してください。見た限りないみたいであります。

○企画課長（岩元祐昭）

この通信運搬費については、曾於市の文書として出しておりますので予算化いたしております。

○21番（徳峰一成議員）

全くおかしいですよ、市長。今までフラワーパークについては、当初予算と今回の12月の補正予算のこの2つだけでありまして、通信費を含めてのは一切1,000円たりとも予算計上してないんですよ。してないんですよ。これは金額の問題じゃないんですよ金額の。議会議員から見たら。1,000円であろうと1億円であろうと、やはり予算計上してそして議会の了解、議決を経てから使うべきですよ。足らなかったら、いいことやないけど流用というのがありますけど、これも前提として予算化した上での流用でありますから、全く予算計上ゼロですから。これは目的外使用ですよ目的外使用、議会から見てですね。市長、どのように考えておられますか。

○市長（池田 孝）

いろいろな事業の中で、通信費、これは総務課のそうした費用を使っているのが普通行われてきております。ですので、今回もそのような措置をいたしたところで。

○21番（徳峰一成議員）

もう、これは議会から見て、議員から見ていろはの問題。というのは、予算の款項目節の中でパークゴルフの節項目はあるんですよ。ここにゼロ計上なんですよ。ほかのどこから持って来るってのはもう全くこれおかしいでしょう。ちょっと専門家、どなたか、おかしいですよこれは。1,000円であろうと1億円であろうと。ちょっと休憩して答弁してください。これはもう全くおかしいですよ。これは答弁ならん。

○議長（谷口義則）

暫時休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前10時38分
再開 午前10時39分
—————・—————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○副市長（中山喜夫）

御指摘のとおり、それぞれの費目にそれぞれのこういった通信費等は組むべきだと思いますけれども、予算のこの執行上あらゆるところからそれぞれ通信費が出てまいりますので、これはどの課からどのくらいというのが出てまいりますので、そ

れを一括して総務課の文書のほうで組むというのが今慣例になってるところでございまして、そうしませんと色々な予期せぬこと等がやっぱあるわけで、すべてをこういった通信費でそのとおり予算をするてことは不可能でございますので、いろんなものに臨機応変に対応するためにこの総務課で一括して組んでいるというのが実情でございます。

そこで、この今回のものも予期しないことだと言われればそのとおりでございますけれども、そういったところから執行させていただいたと、特別に予算を、その適切なパークゴルフの予算に組まずにここから通信費として支出させていただいたと思っております。不適切であったということに対しましてはここでお詫びを申し上げたいと思います。

○21番（徳峰一成議員）

市長、そういうことなんですよね。中山副市長が率直に答弁されて私も気持ちがいいんですけども、もう今後こういったことはしないでくださいね。そのために新年度、23年度からこのフラワーパークについての項目が設けられているし、この12月議会でもプロポーザル審査委員会のまた予算化はされているんですよ。あるいは、当初予算でも金額は3万1,000円ですけど予算計上されてるんですよ。これもう基本だと思うんですね。今後は、しっかりした予算に基づいてしていただくってことを確認させてください。答弁をしてください。しっかりした予算を立てて執行はしていただくと。

○市長（池田 孝）

そのようにいたしますけれども、やはり通信費として予期せぬ事態が出た場合は、これは総務課のほうで一応組んでおってそこから出す方法も考えていかないと、次の議会を開くまでこれができないという形になりますので、それは御了承賜りたいと思います。

○21番（徳峰一成議員）

なぜ言うかちゅうと、議会には全くまだ、事業の途中だったらともかくまだこれからなんです。ですから、私だけやなくて議会、議員すべてがこのことは知らんとですよ、ですね。その点が前提になってるんですね。今後気をつけていただきたいと考えております。少なくとも、本年度は12月補正でも新たな測量関係を含めて予算化されておきませんので、その点はくれぐれも一応含んでおいていただきたいと考えております。

次の質問に移ります。市議会は、恐らく12月議会で特別委員会が設置されるかもしれませんが、仮に設置したとして、市議会も全くもうフラワーパーク白紙の状態であります。建設を認めるか認めないかですね、御承知のように。ですから、目的

も適切であるか妥当であるか、建設が、を含めての総合的な調査にならざるを得ないと私は受けとめて考えております。当然その方向になると思っております。現時点ではですね。

ですから、質問であります、議会との関係上もし設置されましたら特別委員会が、市当局は用地買収を含めて事業着手はその予算提案含めて、これは議会の結論が出るまでは保留とすべきではないかと思えます。当然のことながら。そうでなければ、結果として議会軽視になるからであります。議会が特別委員会を設置された場合は、結論を出すまでは用地取得の議会への提案を含めて、これは事業については凍結すべきだと基本的には思いますけども、確認をさせてください。

○市長（池田 孝）

特別委員会が設置されるかもということではありますが、これは今は総務委員会に付託になっておったんじゃないかなと思います。これはもうどちらにしろ、それは議会側の対応の仕方だろうというふうに思っております。

用地買収については、24年度でということですが以前からもう発表しているとおりであります。ですので、この計画は1月の末までにはちゃんと議会側にも発表できます。ですので、24年度の当初予算で出すという基本を持っているところです。

○21番（徳峰一成議員）

市長も議員経験が長かったわけではありますが、今の市長の考え方、答弁は議会軽視にならざるを得ないんですよ。議会は、特別委員会がつくられたとして、建設を前提としての特別委員会じゃないですよ、現時点では。まだ白紙の状況でありますから。そのことを含めてやるかどうか、建設するかどうか含めて総合的な調査にならざるを得ないとなった場合に、当然結論が出るまでは市当局は用地買収を含めて、議会の提案を含めてこれは凍結すべきですよ。凍結されないとは、これ重大な発言だと私は思いますよ。もう1回答弁してください。

○市長（池田 孝）

どのような事業をするにしても、やはり執行部が予算を提案いたします。それから、いろいろとそのような議会のほうで議論し、それが認められなければ否決と、修正という方法があるかと思います。それは議会の権限であると思います。私が予算を出すということが議会無視とは考えておりません。

○21番（徳峰一成議員）

これは私だけでなく、議員で今後論議していきたいと思えます。

次の質問。フラワーパークについても、資金計画並びに事業計画、あるいは利用計画並びに維持管理費計画が非常に重要であることは確認をするまでもないことであります。その中で、事業計画についてはまだ平成26年度の建設費も発表されて

ない、また9月議会の一般質問でも24、5年の事業費の中身も非常にまだ曖昧模糊とした点があり、まだ事業計画が固まっていないという点だけははっきり言えると思うんです。これ確認してください。

○市長（池田 孝）

はい。そのとおりです。プロポーザルによって、この設計ができてしっかりとでき上がるかと思います。

○21番（徳峰一成議員）

次に、維持管理費について質問いたします。9月議会でも課長から答弁がありました。フラワー公園の収支、収入支出が3,400万、パークゴルフ収入1,875万、支出が年間1,900万円、市長に質問いたしますが、基本的にはフラワーパークは独立採算を原則とするということを確認させてください。これは原則です。基本的には。これが崩れたらもう全部あと吹っ飛んじゃいますよ、確認してもらわんと。

○市長（池田 孝）

これまでのいろいろな施設も、その独立採算という方法はとっておりません。これは特別会計なり入れてやるということであればまた別ですけども、こればっかし特別会計で設定してやるという方法は考えておりません。

○21番（徳峰一成議員）

私言ってるのは、基本的な運営の中での収入と支出を独立採算を原則とするということを確認してください。実際、課長答弁では独立採算的になってますよ、初年度も2年度も。だからその確認ですよ。私言ってるじゃないんですよ。確認できませんとですか。結果として、赤字幾らになってもいいことじゃないでしょう。それ非常に大事ですよ。非常に大事。

○市長（池田 孝）

この施設によつての収入が幾ら、支出が幾ら、そういうようなものはちゃんと出せます。しかし、採算をぴしゃっとする独立した形での一切の方法というのは、特別会計でやるしかないのかな、おっしゃる方法でやれば。そういうことはできないと言ってる。だけど、この施設によつてどれだけ収益があった、どれだけ支出があった、どれだけの赤字が出ております。これはしっかりと言えると思います。出せます。

○21番（徳峰一成議員）

再度お聞きします。市民が心配したのは維持管理費なんですよ。どれだけ赤字が出るかということで。今の段階で、維持管理費はもうどんなに当局としても検討して研究しても足りないことはないんですよ。ですから、最初の年から収入と支出をほぼ同額、そういった意味の独立採算ですよ。そうしたもとのフラワーパーク

じゃないんですか。非常にまだ、現在の中ではあいまいとしてるんですか。そのあたりが。あいまいとしていたら、恐らく5年10年後は赤字になったとしても、先ほどの3つの施設に見られますように責任を取る人が出てこないんです。責任を取る人が。非常に最初大事ですよ。提案する以上は確固とした意思を持つべきではないですか。再度答弁いたします。それが、もう最初から曖昧模糊じゃいかんですよ。やらないほうがいいですよやらないほうが。

○市長（池田 孝）

これは、採算がとれなければやめなさいということですが、私は市の公共事業で、それが赤字ならやるな、それだったら今までつくったものも運営をしないでストップさせるべきだと思います。市民へのサービスというのは、これは赤字が出てもやってもいい事業というのはいっぱいあると思います。今もそのような事業がいっぱい入ってるわけでありまして。そのようなことで私は考えております。必ずこれを黒字で賄わなくちゃいけないということはある得ないというふうに考えております。

○21番（徳峰一成議員）

そういった単純化したこと言っていないですよ。フラワーパークについては、収入と支出をほぼ同額の独立採算も原則、もっと柔らかに言って努力目標として建設したい考えじゃないんですか。この確認だけして、確認だけ。それでなかったらなかったでいいんですよ。ほかの施設を云々じゃないですよ。確認できないですか。

○市長（池田 孝）

はい。これは、プラスマイナスゼロにはならない、やはり赤字の方向であろうというふうに考えております。

○21番（徳峰一成議員）

これは、今後ずっと詰めて、3月議会も含めて取り上げます。こんないい加減なつもりでフラワーパークつくったらたまったもんじゃないと思います。今後、3月議会も含めて細かく質問いたしますが、まず維持管理の中のパークゴルフ、歳入が1,875万、歳出が1,900万、この1,900万円はどういった算定のもとでつくられましたか。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。支出の方をお聞きだと思いますけれども、管理費、人件費等ですけれども、これを1,140万円見込んでいるところでございます。あと光熱費が、約で申し上げます。約300万、そして通信費といろいろ会場、協議等の通知を7万ということで、その他浄化槽設備費、大会イベント費というようなことで約1,900万ということで見込んでいます。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

一方、歳入は1,875万はどういった算定で算定されたんですか。具体的根拠。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。収入のほうにつきましては、プレイ料を一応仮定としまして500円をいたしております。これについて、年間3万7,500人というようなことでその数字を掛けているところでございます。

○21番（徳峰一成議員）

3万7,500人の根拠は何を算定したんですか。

○企画課長（岩元祐昭）

これは高崎パークゴルフ場の年間入場者数を参考にいたしております。ちなみに、高崎パークゴルフ場が年間2万5,000人ということで、あそこが36ホールというように聞いております。私どもの計画が54ホールということで、約1.5倍ということで3万7,500人を見込んでいるところでございます。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

市内のパークゴルフの人口が、利用者がどれだけあるかも定かで、はっきりつかんでない中において、課長率直に、ある面じゃ失礼でありますけども、この3万7,500人というのはあくまで高崎を参考にただけで、机の上での言わば試算として受けとめていいですね。自信がある、十分練った上でのこれは試算じゃないですね。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。きのうの五位塚議員のところでもパークゴルフ場の人口というようなことがちょっとありましたけれども、私ちょっと資料を持ってて見損なったところですけども、曾於市には南九州、宮崎、鹿児島、熊本、南九州のパークゴルフ協会と、全国のもありますけれども、そこにメンバーとして登録されているのが59人と聞いております。

そして、県内は588、これには愛好者は入ってません。ただ、ゴルフでいえばメンバーというような形でございます。愛好者については、ちょっと私どももいろんなパークゴルフに聞くんですけども、利用者については曾於市の出身の人とかそういう区別ができないもんですから、きのうちょっと、把握できないというようなことでございます。

○21番（徳峰一成議員）

3万7,500人は自信を持った数字ですか、それともまだ言わば机の上の試算ですかということですか。

○企画課長（岩元祐昭）

数値の計算については、私ども3万7,500人は来るとっております。
以上です。

○21番（徳峰一成議員）

じゃ、これは変わることはないですね。ですね。そういった意味ですよ。十分研究をしないといけないと思うんですよ、後で出てきますよ。答弁よろしいですね。まだ、あくまでも試算でことでなくていいですね。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。これもあくまでも試算ということで御理解いただきたいと思います。

○21番（徳峰一成議員）

大体、1カ所の隣のところを調べて参考にして出すこと自体が試算ですよ、机の上の。そんな甘っちょろいものじゃないと思うんですよ。もう1回確認してください。あくまでも机の上の計算ですねこれは。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。計算上ははじいて計算したところですけども、高崎パークゴルフ場、山田、いろいろと参考にして出して、それで高崎パークゴルフ場の2万5,000を基本として考えたところでございます。
以上です。

○21番（徳峰一成議員）

とにかく固まってないということは確認をしたいと思いますよ。
次に、フラワー公園について。フラワー公園については、中心はもちろん花であります。ツツジもありますけども。その中で、ツツジを除く花公園何haを一応考えておりますか。一番大事な点であります。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。今現在、設計業者のところにプロポーザル、青写真をつくっていただきたいということでやっております。その中で、花公園の位置とかそういうのを提案していただきますので、ツツジとか四季の折々の花のこういった配置とか、そういうのも大体提案がくると思いますので、それを参考にしながらということで考えております。
以上です。

○21番（徳峰一成議員）

面積や花の面積はまだ固まってないことですか。

○企画課長（岩元祐昭）

そのとおりです。ツツジをどれにするか、花がどれとか、通路とかいろいろありますので、そういった考えでまだ確定はいたしておりません。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

花の栽培面積が何haかまだ定かでない中において、9月議会で花の苗代等が1年間に750万というこの歳出の中の経費であります。この750万どっから来たんですか。面積わかってないのに750万ておかしいでしょう。面積は2haだったら幾ら、4haだったらその2倍でことで単純化するとそのようになるでしょう。750万どっから来てんですか。空中から来たんですかこれは。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。この植栽費につきましては、天瀬のフラワーパークを参考にいたしております。その年間300万円と聞いておりますけれども、私どもはその2.5倍ということで750万を計上したところでございます。

○21番（徳峰一成議員）

面積が定かでないのに750万で、ほかの全然離れたところのをやっても、これはもうこれ以上机の計算ないですよ、いい加減なものはですね。これはもう、まだ全く維持管理費については固まってないことは確認してください。市長、まだほかに材料いっぱいあります。今から質問いたしますけれども。

もう、今小学生の論議をしてるんですよ。面積決まってないのにやってるわけだから。

○市長（池田 孝）

いろんなところの情報を集めて出しておりますが、それは議員がおっしゃるとおり固まっておりません。

○21番（徳峰一成議員）

私は、もう時間が制約ありますのでまとめて申し上げますけれども、維持管理費は2年3年、できたら4年ですね、2年から4年間徹底的に研究すべきですよ徹底的に。花は。課長も、まだ大分の天瀬行ってないでしょう。課長、行きましたか。行った。まあいいんですが、私も11月行ったんだけど閉鎖されてんですよ。去年までは年間を通したけど、とても維持運営ができて、台風やら梅雨時、1回1回植え直さなけりゃいけないって。コスモスだけになってました。それほど難しい。

これを、自分の家の庭の何坪花を栽培するのも本当大変だと思うんですよ。私も、今勉強中なんですけど本当大変。これが何ha規模、そして特に梅雨と台風時、しかも露地栽培ですよ露地栽培。しかも種じゃなくて、9月議会では苗を購入するてことでしょう。苗も、いろいろ調べたらわかると思うんですがもう千差万別、値段も。

同じ種類であっても。苗を植えたとして、台風でやられたらもうもう1回やらなきゃいけない。もうこれは大変だって。私は天瀬だけじゃなくて花関係の専門の方とも今意見交換を交えてるんですが、もう大変大変です皆さん。それで、苗代が750万、そして3,400万の歳出で足りるかということですよ。足りるか。8ha、土を含めて。

市長も答弁がありましたように、まだ維持管理が固まってないことでありました。質問でありますけども、維持管理費も固まってない、それから事業計画も固まってない、私は固まった段階で、特に維持管理費はやっぱり3年4年かかると思います研究に。固まった段階で、自信を持って、議会にも市民にもこれを出したらいいと思うんですよ。研究したけども、やはり自信がなかったらもう潔くあきらめる。自信があったら出したらいいと思うんですよ。そこまでは、土地買収を含めて手つけるべきじゃないと思うんです。順序が全くさかさまというか、市長はどのように受けとめておられますか。私の今の提案と意見。

○市長（池田 孝）

これは、いろいろなところの情報を集めて進めているところです。しっかりと確定していないということで、確定しておりませんと申し上げたところでございます。だけど、概算的にはほぼこれくらいというのはつかんでおる状況であります。

○21番（徳峰一成議員）

答弁になってないです。答弁に。時間がもったいない。市長、私はだから維持管理費と事業費をしっかりと固めてから、用地買収を含めて提案するべきだ。そこまで保留とすべきだてことを質問してんです。まともに答弁してください。そうした質問したんですよ、答弁してください。

○市長（池田 孝）

私は先ほど答えたとおりであります。ですので、こまめにぴしゃっと固まってない状況です。ですから、よそのものをいろいろと情報を集めた形でこれくらいはということであります。これは、3月議会までにはしっかりとした設計ができますので、提案しますので、そのときまでにはこれで幾らというのは出てくるだろうというふうに考えております。

○21番（徳峰一成議員）

3月議会でまた論議いたしましょう。論議ですね。私は先ほど3つの施設を全部、フラワーパークと同じ約10億円であります。文化センター、総合センターを含めてですね、であります。すべて当時もこういった議論したんですよ。池田市長も町会議員だったですよ。

つくる段階では立派なことを当局は言うんですよ。利用計画も出されましたよ。

しかし、全部そのようになってない、失敗してるんです。特に答弁があったように、花房憩いの森はもう今わずかに1万ですよ1万人、約8万人おったのが。もう8分の1近く激減しておりますよ。

しかし、当時池田市長は率直に言って議員として賛成されました。昨日の論議にもありますように五位塚議員の、法律上は賛成したからといって、赤字を出したからといって、利用者が少ないからといってこれに責任を負わなくてもいいでしょう。しかし道義的に責任がある。道義的な責任はしてもらわなければ、それが教訓化されて今度の、今回のフラワーパークに生かされないんですよ、生かされないの。

現市長として、やはりこうした経過と体験がある以上、生かした上で、繰り返しますが事業費と維持管理については時間をかけて研究して研究して、そして自信があるならば議会に出したらいいと思うんですよ、市民にも出したらいいと思うんですよ。とてもとてもまだその段階にない、机の上の計算であります。ということを私は強く申し上げておきたいと思います。

○議長（谷口義則）

ここで徳峰議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰議員の一般質問を続行いたします。

○21番（徳峰一成議員）

八反地区の第2水源のいわゆる失敗問題について質問いたします。

この事業は、平成17年度から23年度までの事業であります。つまり、末吉の上水道について、諏訪方の白毛地区に配水池を設けて、そして末吉高校裏のいわゆる八反地区から水源を掘ってそして水を通すという計画でありまして、事業費が約6億3,000万、22年度までに5億2,000万使っております。共産党議員団は最初の段階から、これはもう20年30年、ある面では50年の将来の体系に耐え得る大事な事業であって、特に水問題は非常に掘ってみなきゃわからないということで、やっていけないということで、何カ所かを試験的に掘ってみてそして一番いいところを水源として設置すべきだということを最初から提案してまいりましたが、もう最初から市当局は八反地区に絞ってやってまいりました。第1水源は問題なかった。第2水源は、説明があったように1千数百万円のいわば失敗に終わっております。市長に質問ですが、これはどう考えても、経過から見て私たち失敗と感じておりますが、

失敗と受けとめておられませんか。

第2点目、私は失敗と受けとめております。ですからやはり責任として、市長を中心として関係者はみずからをけじめをつけるべき、処分すべきであります。減給を含めて。もうそれぐらいはすべきじゃないでしょうか。市民の税金を使ってるんですから。

以上、2点答弁してください。

○市長（池田 孝）

先ほどの教訓点としても述べたとおりであります。地下のものは、出る出らんは探察できますけれども、成分がどうこうゆうことはなかなかこれは把握しにくいということで。しかし、またこれも探察をするに当たって、これは専門業者が探察してここがいいということで出たわけであります。その業者をやはり信頼して水が出るか出らんかを探察したわけありますので、これは水はちゃんと出ておるわけで、成分が不適當という形になりましたので、これは職員を処分したり、また自分がそこまで責任を負う気持ちは持っておりません。

○21番（徳峰一成議員）

この間の経過言ったでしょう。八反地区だけから、狭い意味で考えてるんじゃないですよ、最初の段階で八反地区がいいのかどうか、あるいは白毛に近いいわゆる菱田川ですね、菱田川の流系でもっといいところにあるんじゃないかって。そこも何カ所か掘ってみて一番いいところに決めなさいてことを7年前から言ってきたですよ。それをしないままもう、いわゆる試掘をですね、試験掘りをしないまま八反に決めたって、ここに問題があるんじゃないかと言ってんですよ。やっぱり責任をとる考えないんですね。考えはないんですね。ひるがえって言いますと、責任とらなかったら私はもう今後も職員に対して厳しい対応はできないですよ。みずからが、やはり、みずからをいさめないと、その気はないんですか。

○市長（池田 孝）

先ほど述べたとおりのことでありまして、責任をとる気持ちは持っておりません。

○21番（徳峰一成議員）

今後もしも取り上げてまいりたいと思います。

次に、財部温泉の従業員の未払いについて、これはこの間の経過見て中山副市長が答弁がよろしいかと思いますが、それはもうそちらが判断してください。私は、これはもう前向きな答弁があると思ってたんですよ。つまり、昨年度22年度に市は委託を受けた人材センターに従業員の9人分の賞与分を含めて支給したんですよ。それが人材センターが払わなかったって。払わなかったから、だから返しなさいてことで返すことになったわけでしょう。それを従業員に払わなかったら横取りです

よ、横取り。言葉悪いけども。市が横取りすることになりますよ。単純化して考えますとですね。これは、当然払うべきじゃないですか。どなたでもいいから答弁してください。払わなければ、払う必要がないんだったらその理由を改めて言ってください。これはおかしい。

○市長（池田 孝）

市としては、期末手当も払うようにということで、条件のもとに支払いをしたんですが、会社側が職員との雇用の契約の中でそれはうたってなかった、だから支払っていないということでありましたので、そんなら市のほうに返すようにということでしたところ、これは合意のもとにそうした契約がなされております。職員も印鑑についてしっかりと合意がなされておる、そのような判断をいたしました。ですので、職員にこの分をまた支払うということは不可能だというふうに思っております。

○21番（徳峰一成議員）

全くあきれた答弁ですね。中山副市長もそれよく同意されたですね。この間の人材センターとの関係においては、第一義的な人材センターにいろいろ問題点がありました。しかし、きのうもありましたように、あるいは再々委員会とかあるいは決算委員会でも中山副市長も認めておられるように、第二義的には市にも落ち度、問題点があったんでしょう。

これは繰り返し、副市長からも答弁がありましたかね。だから、そうした経過と積み重ねの上に結果として払われない、払うことに対しても強く指導はできなかった。じゃ全額戻しなさい。だけど全額戻さないで。戻させることもできなかった。市に落ち度があったからですよ協定上。こうした経過あるんですよ。それを、従業員に払わないのであれば横取りですよ市が。そうした労務政策でいいんですか労務政策で。あきれますよこれは。もう1回答弁してくださいよこれは。どう考えてもこれはおかしいですよ。もう横取りですよ、これは横取り従業員の。私は横取りでことで回りますよ今から。もう1回答弁してください。こらおかしい。中山副市長おかしいわこれは。

○市長（池田 孝）

この問題につきましては、もう契約を打ち切るという形のもとで、これでどうだろうかということで弁護士にも相談をいたしたりしております。そうした中で、この方法もちゃんとそのほうが望ましいという形でありましたので、そのような相談もしながら判断をいたしたところです。ですので、返す、職員に渡す気持ちはありません。

○21番（徳峰一成議員）

もうあきました。弁護士はそんなことは指導は絶対せんはずですよ、そんなこと、いうことについてですね、ちょっと多少の知識があるのであれば。これも今後宣伝いたします。もう情けないですね、こういった基本点についてまともな答弁ができないのは。

最後の質問、先ほどのこの職員、合併後7年目に入りますけれども、私たち決算委員会の全体の意見は技術系職員、専門職員が不足してるんじゃないかといった総意だったんですよ。不足してないということは、もう1回答弁してください。本当に不足していないのかどうか。

○市長（池田 孝）

技術職ばかりじゃなくて、いろんな部署で職員の数を減らしております。これは行政改革の中の一環としてやってきておるんですが、技術職はそう減らしてないといふうに思っているところで、ですのでこれで十分といえる状態じゃありませんけれども、職員が何とかして頑張っていていただいて対応ができておるといふふうに思っております。

そしてまた、土木、建築、そうしたものも、設計やらそうしたものも技術者が自分たちでやるんじゃなくて、大体概要をこのような形でという基本だけを決めて、そして専門の業者に委託をしている状況であります。ですので、技術職としてすべて不足しておるといふ形じゃないと、何とか対応はできる状態であるといふふうに思っているところです。

○21番（徳峰一成議員）

技術職、専門職を増員する計画もないんですね。

○市長（池田 孝）

退職した分については補足していくという形ではありますが、これ以上ふやすということは考えておりません。何かの部で、また急遽必要になった場合は考えなければなりませんけれども、今のところそのような気持ちは持っておりません。

○21番（徳峰一成議員）

私だけじゃなくて、決算委員会の真剣な決算審査が活かされてないですよこれは。委員長報告にもあったんですよ委員長報告にも。もう具体例は時間の関係で3月議会に延ばしますけどね、こんないい加減なもんですか。これは3月議会で取り上げます。決算でも、いくつか指摘されたんですよ問題点を。非常に私は答弁不満ですこりゃ。

最後の質問、ケースワーカーについて。ケースワーカーは、この生活保護などの業務は町から市になったことで市が行うことになりましたけども、この法律上の根拠とケースワーカーについての資格要件を含めた定義について、法的な立場から答

えてください。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えを申し上げます。ケースワーカーでございますが、法的な根拠を申し上げますと社会福祉法でございます。社会福祉法の第14条で、福祉事務所を設置しなければならない、これは市でございますが、というふうになっておりまして、その中で市町村の設置する福祉に関する事務所は生活保護法、児童福祉法いろいろありますが、これらの職員を配置して事務を司るというふうでございます。

その中で、第16条でございますが、所員の定数というのがございまして、ここに現業を行う所員の数はというふうに出てくるところでございます。この現業を行う所員がケースワーカーという位置づけでございます。なお、このケースワーカーにつきましては、指導監督を行う所員と現業を行う所員これを置かなければならないということでございますので、いずれにしましても社会福祉法に基づいてるところでございます。

○21番（徳峰一成議員）

資格要件は。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

資格要件でございます。この、先ほど申し上げました指導監督を行う所員と現業を行う所員は、その第6項におきまして社会福祉主事でなければならないというふうになっております。

この社会福祉主事がまた何であるかということでございますが、資格等の第19条に資格等はございます。社会福祉主事は年齢20年以上の者であって、人格が高潔で思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ次のいずれかに該当する者ということで5つの要件がございます。

1つは、学校教育法に基づく大学等でございますが、これらにおきまして厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業したものが第1点、第2点が、厚生労働大臣の指定する養成機関または講習会の課程を修了したものの、第3点が社会福祉士、第4点目が厚生労働大臣が指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者、第5点が前各号に掲げるものと同等以上の能力を有するというもので定められているところでございます。

以上でございます。

○21番（徳峰一成議員）

市長、専門職ですよ、法律で定められた。今課長答弁でありましたように、いわゆるケースワーカーは人格が高潔で思慮が円熟して社会福祉の増進に熱意がなければならないと。しかし、合併後わずか1年2年で、20代30代の若い職員はどんどん

異動させてますわね。先ほど1回目の答弁は何ですか。本当に社会福祉業務、熱意持って確固とした体制をつくろうというのがないんじゃないですか。

ちなみに課長にお聞きします。今課長答弁で言われましたように、その中の専門、社会福祉士は何名曾於市にいますか。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

社会福祉士につきましてでございますが、私の把握しているのは、全職員についてではございませんが、合併後福祉事務所のケースワーカーとして勤めたもののの中に4名いると。

○21番（徳峰一成議員）

社会福祉士は何名いますか。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

市全体の職員については、私のほうでは把握しておりません。

以上でございます。

○21番（徳峰一成議員）

それ意味ないんじゃないですか。もう1回答弁してください。

○総務課長（大窪章義）

社会福祉士、主事について。

○21番（徳峰一成議員）

主事じゃないですよ、福祉士ですよ。

○総務課長（大窪章義）

社会福祉士ですね、社会福祉士についてはいないものと考えております。

○21番（徳峰一成議員）

市長も副市長もよく聞いてください。社会福祉士は1人もいないんですよ曾於市には。長い勤務の人が、外山さんが1人は経験的にはおられますけどね、これも社会福祉士じゃない。手当も専門職で3,500円出るんですよ。しかし、曾於市の場合はもうほかの課と同じように一、二年でくるくるくるくる6名も変わってるって。しかも20代30代若者、20歳代の若者がそれがくるくる変わって、50代70代の80代の自分の親、あるいはじいさんばあさんに近い年齢の方々を、いわばその人の気持ちになって生活保護の業務はなかなか厳しいですよこれは。

やはり、時間をかけて育てるような体制をとらなければ、特別な課として新たになかったのが生まれた課でありますから福祉事務所は。そうした観点に市長も副市長も立つべきですよ。もう課長もどんどん交代していますからこの間、所長も、これは市長だけでなく副市長も答弁してください。大事ですから。幾多の事例は時間がないから出しませんけどね、一例は出しましょうか。とにかくしっかりした

体制で今後人事政策は含めてしてください。それで答弁をしてください。

○市長（池田 孝）

これまで1年で異動させた者はありません。2年で異動させた者もありません。
最低3年は置いている状況であります。

（何ごとか言う者あり）

○市長（池田 孝）

いや、1人1年、2年でやめて、させて。

（何ごとか言う者あり）

○議長（谷口義則）

冷静に。

○市長（池田 孝）

そのような者はありません。3年以上勤務させております。それで交代という異動をしておる状況であります。

○21番（徳峰一成議員）

今後どうするんかを含めて。どうするかということですよ。

○議長（谷口義則）

手を挙げて質問してください。

○21番（徳峰一成議員）

さっき質問したですがね。

○議長（谷口義則）

いや、質問が別ですから。もう1回手を挙げて。

○21番（徳峰一成議員）

さっき質問したですがね。

○議長（谷口義則）

手を挙げてしてください。

○21番（徳峰一成議員）

もう一遍。今後の、ケースワーカー含めての人事政策をそれぞれ市長と副市長答弁してください。しっかりした体制をつくるべきじゃないですか。

○市長（池田 孝）

今後、議員の意見も考慮しながら検討はいたします。

○21番（徳峰一成議員）

副市長。しっかりした答弁。

○副市長（中山喜夫）

今市長からもあったとおり、しっかりと今後検討してまいります。

○21番（徳峰一成議員）

検討じゃなくて対応したいことで、決意を込めて答弁してください。

○市長（池田 孝）

人事異動について、確定で何年置きますと、それ以上に置きますということは、確定的な答弁は一切できません。

（何ごとか言う者あり）

○市長（池田 孝）

できません。

○副市長（中山喜夫）

市長からあったとおりであります。

○21番（徳峰一成議員）

なぜこういうかという、一例、時間がないから、ただ若い職員で異動して1年2年もたたないのが、これは職員を責めてんじゃないんですよ。経験未熟、資格取ってない。

例えば生活保護の中で、何とかして生活保護を出さないという指導が受けてあるから、だから訪問して財布までどれぐらい入っていますかって。そしてお金の計算を本人がしてるんです。ケースワーカー。これ許されることじゃないでしょう。これ本人の責任じゃなくって、やはり指導体制がそうした育てる観点がないからですよ。人生経験が短いから、これはだれでもやはり今の福祉行政の中じゃありがたいと思うんですよ。最終責任は副市長、市長がとらなけりゃいけないと思うんですよ。そうした事例があるからなんですよ。もう答弁よろしいです。終わります。

○議長（谷口義則）

ここで質問者交代のため、暫時休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前11時35分

再開 午前11時37分
—————・—————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第6、山田義盛議員の発言を許可いたします。

○7番（山田義盛議員）

質問に入る前に、去る3月11日に発生した東日本大震災における死者行方不明者は2万人を超し、いまだに多くの被害者が大変な生活を強いられています。ここに、改めて哀悼の意を表します。一刻も早い復興を祈念するものであります。

それでは、通告に従い質問いたしますが、本日お手元に資料を配付させていただきましたので参照願います。

まず初めに、財部中学校通学路の環境整備についてであります。

1 番目に、県道財部・庄内・安久線と大倉田・財部線が交わる変則五叉路に通じる通学路（市道）において、歩道が一部設置されていないため通学など大変な危険な状況であります。今日まで歩道が設置されない理由は何か、今後歩道を設置することで歩車分離がなされ、安全な通学路の確保及び地域住民の安全安心を確保することが急務ではないか伺います。

2 番目に、車の往来が多く狭い道路で、暗く視界不良の道を自転車、徒歩で通学しており大変危険な状況であります。視界確保のための通学灯が必要じゃないか伺います。

3 番目に、財部中学校通学路に次の危険個所があります。

アとして、県道大倉田・財部線から中学校正門へのおり口付近の道路改良による安全対策であります。イとして、曾於市内で最も危険な五叉路交差点で信号機の設置による安全対策であります。ウとして、大型車両の対面走行が困難な状況である新地橋の改良工事による安全対策であります。

以上、3 件について関係部門へ働きかけをするべきではないか伺います。

次に、曾於市学校規模適正化計画についてであります。第1次計画の末吉地区、財部地区の中学校統合に引き続き、第2次計画では市内全域の小学校を対象とした統合が平成25年度からとなっております。小学校統合の具体的な考えをお伺いします。

第2項として、曾於市の情報通信基盤の確立についてであります。

まず初めに、光ファイバー網整備事業が平成23年10月から末吉交換局と岩川交換局で民間企業のNTTで開始されています。残された財部交換局は、総合振興計画によると24年度に5億円の事業費が計上されているが、どのような方法で資産の構築を行うのか伺います。

次に、財部のオフトーク通信サービスは、平成26年度でサービス停止と聞いておりますが、今後の曾於市全体の市営放送事業について、調査、検討を進めているのか伺います。

最後に、内村工業団地及び末吉道の駅は五位塚交換局区域で、光ブロードバンドサービス区域外と思われます。光サービス提供の要望がある内村工業団地など、光ブロードバンドサービス化の検討はなされるのか伺います。

以上、1 回目の質問を終わります。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。まず、1 番目の財部中学校通学路の環境整備についてということですが、①この市道は路線名が早馬・湯田線という市道であります、平成8年に中山間地域総合整備事業が採択されて、県営工事により整備された路線であります。

御指摘のように、県道までの約100mにつきましては歩道の整備がなされておらず、整備が完了していない状況となっております。これにつきましては、当時必要な用地の取得ができず、歩道設置工事を中断した経緯があるところです。歩道の設置につきましては、通学路でもあり必要と考えておりますので、用地の取得が可能であれば総合振興計画等へ計上し、整備を進めたいと考えております。

②の車の多い狭い道路であるがということですが、一般県道大倉田・財部線から市道湯田・榎田線における中学校周辺の照明及び市道早馬・湯田線における中学校周辺の照明の状況でございますが、現在防犯灯が電柱にほぼ1本おきぐらいについておりますが、裸電球がついている旧式の防犯灯でありまして、照度的には不足しているようです。

集落内の防犯灯につきましては、総務課で担当しております防犯灯設置補助を活用し設置をお願いしておりますが、交差点や横断歩道、主要通学路や学校周辺の外灯につきましては建設課で対応しておりますので、調査をし検討いたします。

③であります、危険箇所であるため関係機関への働きかけをということですが、アについては県道大倉田・財部線から中学校正門へのおり口付近の道路改良ですが、この部分につきましては県道の整備がなされておらず、一部幅員が狭くなっております。この部分につきましては社会福祉施設が隣接しており、道路の拡幅がその施設への進入路に影響することから整備がなされておられません。

また、中学校へのおり口につきましては、高低差が大きく途中に生活道路としての里道も分岐していることから大規模な構造物が必要となり、事業費が多大なものとなります。また、県道の整備とあわせて行わないと、取りつけ的に難しいものがあると考えており、今後県への要望を行ってまいります。

次に、イの五叉路交差点への信号機の設置についてですが、信号の設置については、五叉路という複雑な交差点であることと、踏切や新地橋との関係も考慮する必要があると考えております。

信号機については、公安委員会が判断し設置しますので、今後調査をお願いいたします。また、ウの新地橋の改良工事についてですが、この橋については歩道橋が併設されているものの幅員が狭く、大型車は離合できない状況であります。大型車両の交通量も多いですので、今後県に対して要望してまいります。

次の質問事項1、教育行政についての2、曾於市学校規模適正化計画についての

質問につきましては後ほど教育長に答弁していただきますので、2の情報通信基盤整備の確立について答弁いたします。

①の光ファイバー網整備の推進事業についてということですが、本市では合併以降県の事業等を利用し、ブロードバンドサービスの復旧に努めてまいりました。光ファイバーを利用したサービスは、合併当初から検討課題であり、通信事業者とも複数回にわたり協議を行ってまいりました。協議の中で、財部の中心部については採算性の問題で通信事業者の単独での整備は難しいとの回答があり、総合振興計画に計上したものです。

構築方法としましては、通信事業者の整備に対して市からの補助金を交付する民設民営方式、国庫補助等を利用し曾於市の財産として整備し、運営を民間業者が行う公設民営方式、この2つの方式に加え通信事業者単独での整備をお願いすることも含めて現在検討しているところであります。

②の財部のオフトーク通信サービスの件であります。財部のオフトーク通信についての停止については、平成26年度をもって停止の予定であるとN T Tの担当者からは聞いておりますが、まだ正式な情報は入手していないところであります。今後は、財部のオフトークの対応について検討委員会を設置し、取り組んでまいりたいと思っています。大隅、末吉の市営放送事業については、現状を維持したいと考えておりますので、今後も御教示いただきたいと思います。

③内村工業団地及び末吉道の駅などの五位塚交換局区域ではというこの問題であります。内村工業団地及び末吉道の駅は言われるとおり区域外となります。また、工業団地への進出企業から光サービスの提供を要望されているのも事実であります。区域外への光サービスについては、事業費の負担が発生するわけですが、立地企業へのフォローとして、また今後の企業誘致推進の立場からも検討をしなければならないものと考え、情報を集めているところであります。

以下については、教育長より答弁をしていただきます。

○教育長（植村和信）

それでは、お尋ねの曾於市学校規模適正化についてのお答えを申し上げたいと思います。

平成22年3月に、曾於市学校規模適正化計画を作成し、現在第一次計画の中学校統合を進めているところであります。この計画は、市立学校の小規模化によって発生します諸問題の解消に努め、よりよい教育環境を提供することで多くの子供たちを楽しく学校に通わせ、社会性や協調性を養い、向上心、想像力を培い、確かな学力を身に着けさせることがねらいです。まとめますと、知・徳・体の調和のとれた心身ともにたくましい子供を育てることのできる魅力ある学校環境をつくることを

目的としているところです。

学校再編統合は、学校区編成や学校にかかわる既存の枠組みを大きく変えることから、教育課程のほか地域から学校がなくなることによる地域活力の低下など、多くの課題を抱えていると思っております。したがって、小学校の統合については十分に関係者の意見を聞きながら、慎重に取り組んでいかなければならないと考えているところであります。

以上です。

○議長（谷口義則）

ここで昼食のため、山田議員の一般質問を一時中止して休憩いたします。午後はおおむね1時再開いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、山田議員の一般質問を続行いたします。

○7番（山田義盛議員）

午前中、第1問に、質問に対しましてのお答えいただきました。それじゃ、順次2問目に質問させていただきますが、まず初めの1番目の歩道の関係であります。答弁では用地取得が可能であれば今後検討して進めたいということですが、もう結論に尽きるわけでございますけど、平成8年からもう10数年たってるわけなんで、当然御承知のとおり周辺の交通量も増大してると。そして、いろんな要素が子供たちを守らなければならないような状況になっております。

だから、私が参考資料でお渡ししたのはそういう意味なんで、例えばちょっと見ていただければありがたいんですが、場所については1番目、1枚目の参考資料という形の中で御確認をいただいていると思うんですけど、2番目、これはきのう議会が終わりましてから急遽状況をちょっとわからんといかんということで、普段見ますがとったわけなんで、この参考資料の1の箇所、2枚目ですね、こういう状況であります。

こういう状況、これはもう歩道がないんで当然子供たちは歩道を通って、歩道が切れたときはもう広がるしかないんです。広がったときに、車の関係がふさがれますから、これはもう私は普段見てますんで私の近くなんで、こういう状況ありますからぜひ、何といたっても用地取得が一番でございますんで、ぜひ当局は御努力いただきたいというのと、私も地元議員でございますんでそれぞれ用地取得について直

接的にできませんけど、何かの形で御支援をしたいとそうように思いますから、よろしく願います。それと、検討していただくということですが、市長これは24年度については間に合わないものか、どこ辺で検討されるかお伺いします。

○市長（池田 孝）

これは、曾於市になってからも用地の交渉を行ったんです。ですけれども、できませんでした。今、断念ちゅうか中断をしているような状況であります。これが可能となった場合は、24年度はちょっと厳しいかと思います。25年度では何とかというふうに思っているところです。

○7番（山田義盛議員）

25年度できちっと計画をして実施するというので、ぜひ願います。

通告の中で、教育長、基本計画をおつくりになってますから十分お分かりだと思わうんですが、この学校規模適正化計画の中に、これは基本計画を、小学校中学校の基本計画をつくって、そして24年の4月1日中学校統合の実施計画が載せられてます。その中に、17ページ、お持ちですか。持ってなきゃ私が、構いませんけど、この中身ですね教育長、安全な通学の確保というのが17ページに載っております。はい。お持ちだったらちょっと広げていただけませんか。

17ページの（3）でございます。私一緒ですよ、持ってるのは。曾於市学校規模適正化計画（基本計画、実施計画）1次、平成22年3月曾於市教育委員会というやつです。ありますか。ありました、ちょっと広げてください。17ページですね。その（3）、読んでいきます。安全な通学路の確保というところで、通学路の指定に当たっては現状確認を行い、通学方法と同じく総合的に判断し、児童生徒の安全性が確保できる通学路を選択する必要がありますと。通学路の状態としては、歩車分離がなされ、歩道、自歩道が確保されるべきですが、整備されてない場合に当たっては、よろしいですか、道路の管理者に対し要望をし早急に改善される必要がありますと、こう書いてある。

そうしますとね、教育長、そしてこれは基本計画をつくって、いよいよ中学校の統合でる御苦労されて、4月1日に今統合をやろうとする中で基本計画にのっとってやるわけなんで、やはり通学路の指定ちゅうか学校周辺についての危険はないかということについては、教育委員会側でチェックする役目が私あると思うんですよ。ね。

教育長は、そのことについて、教育長に現場に行けと私は言いません。これに当たって、今度4月1日に末吉の中学校の統合、それと財部とあるけど、通学路について問題ないかというのを何かチェックされましたか。お伺いします。

○教育長（植村和信）

危険箇所等は把握してるつもりでございますし、財部の通学路につきましては、通学バスの件もありまして再度点検を一部させてもらったところでございます。

そしてまた、今学校の改築に当たっておりますが、改築をするに当たりましても子供たちの安全を確認をしながら進めているところでございます。

以上です。

○7番（山田義盛議員）

私がなぜこれと言うかという、私が質問する前にその検討委員会なるものをつくられてるんで、これで計画でき上がってますから、学校周辺の安全、子供たちの安全を守るためにやっぱり抽出して、市長部局にそれはここは危ないということで上げてもらうべきなわけですよ。

それを抽出してないで実施したとおっしゃいますけど、何ら私たちには聞こえてきませんか。あえて私が質問する必要はないんですよ。ああここ危なかなと。しかし、それは地権が、市長部局は地権が得られないことなんだけど、何とか地権者に同意をとってくれというのは教育委員会からやらないかんですよ教育委員会から。

これはもう、絵にかいたもちですよこれ。なぜ私はそういうこと言うかということです、これは先日、おとといでしたか、事故が発生してますよ。普段危ないと私思ってたんですよ。そういう状況なんで、教育長にお願いしたいのはぜひ、これ以上申し上げませんが、学校の通学路の指定というのはこれ見ますとね、残念ながら実施計画の中ではバスのあれしか書いてないんですよ、バスしか。バスの路線が3路線して、どのぐらいかかってというようなことしか書いてない。実施計画でそんなもんじゃないですよ。基本計画つくって、実施計画についてはこれこれこれ、ここは出てこなきゃだめですよ。通学路の確保というところで。問題はこれこれあるから、これについてはこうするんだと、安全を守るんだというのが、これ実施計画に出てこなきゃ。

私は、これ見とって片手落ちもいいとこやなと思ってます。いずれにしても、ここまできちやうと市長部局のほうで今後検討するということでもありますから、この件については終わらせて次の項目にいきます。

2番目のに入りますが、視界確保のための通学灯の関係でお尋ねして、市長のほうもおわかりいただきまして、ぜひここは今ちいちゃい電気ですか、何ていうのかな、ブラケット方式というのかな、そういうやつが私が調べたところによりますとね、この図でわかりにくいので申し上げますが、②の上のほうのところは、上のほうですね。このルートについては8個ついてます。8個。ちいちゃいのが。そして、下のほうの②のどこ、川っぶちのところですけど、これは6個ついております。それ現状

です。

確かに、ついてるんですよ。ついてますこれね。これは、上のは自治会でやったり行政でやったりいろいろ手だてで今まで積み上げてきてんですね。これやむを得んと思います。しかし、私が通ってみたところ夜、全然これは通学路としては安全をなしてません。

したがって、今後自治会等もありますけど、ほかもありますけどぜひ調査していただいて、明るい、要するに防犯灯を通学灯でいいですか、これぜひ検討していただきたい、早急をお願いしたいんですが、市長これはそんなにお金のかかる問題で私はないと思うんで、23年度にも恐らく予算がどうなってるかわかりませんが、そういう23年度でとりあえず予算が残ってるならばですよ、ならばとりあえずここだけ明るくしとこうというのはやられるか、市長にお伺いしておきたいと思います。

○市長（池田 孝）

学校も統合することだし、特にそうした方面は考慮しなければならないというふうに思っております。ですので、23年度で幾分予算が、予算といいますかつける場所等が残ったりした場合は対応いたしますが、やはりただし24年度にということで答えさせていただきたいと思います。23年度に一部はつけられるかもわかりませんが、そのように対応してまいります。

○7番（山田義盛議員）

その辺について、予算上の話なんでぜひ最大限の努力をしていただきたいということをお願いして次にはいらさせていただきますが、3番目に、通学の危険箇所の関係は3点私のほうから御質問させていただきましたけど、まず1点の県道大倉と私通告しておりますが大倉田の間違いなんで、ぜひ御訂正をお願い申し上げたいと思います。

最初の中学校正門の折り口付近の道路改良について、県へ要望するということなんで、これは大きな事業になろうと思うんで、ここについては極力県へ要望していただいて実施の方向へ働いていただきたいということで、この件については終わらせていただきますが、イとして、曾於市内で最も危険な五叉路の関係のやつですが、これは市長ですね、地元では何という交差点かてのは、こう言われてんですよ、ヒヤリハット交差点。

これはもう細かく言うと、ひやっとしたとかはっとしたとかそういう交差点であると、皆さんがおっしゃいます。そんだけこの交差点は、互助の精神で頭を働かせて通行されてんですよ。これはですね、高齢化社会においては大変なことですよ。実は、これは交通課に私は問い合わせました。私は、ここが一番曾於市内で危ない交差点と書いたんじゃないんですよ、警察署の交通課でも危ない交差点、一番危な

いんだということで、四六時中取締りもしてますここは。

だから、こういう交差点は今後放っておくと大変なことになります。実は、5日の早朝にも事故が発生しております。これは中谷からおりてくる車と、これは一旦停止じゃありませんから、この④のこのところは一旦停止じゃありませんから。そして、新地橋という⑤のこのところから走ったバイク、これは子供さんでした。専門学校の子供さんかな、でした。

早朝にこの交差点でぶつかってるんです。ああ、5日ですから、私が通告した、今度質問するんで、もうタイミング的にびっくりしたんですよ。だが、幸いにけがで終わりましたが、もういつかはやるな、いつかはやるなって。私だけじゃありません。地域の皆さんもそう、みんなそう思ってます。そういう意味で、市長これについては、いずれにしても県の公安委員会等に上申してもらわなきゃいけませんから、ぜひこれについてはもう強力に上申していただきたいと思いますんで、これについては上申していただくということで御了解はしたいと思います。

そいじゃ、次のウとして、大型車両の対面走行の困難、これはいまや朝晩の通勤とそれと工事車両は県道2号線、まちの真ん中通ってるですね、都城に抜ける、五十市に抜けるやつなんですけど、これとこちらの県道のやつは大きく逆転してんですよ今、朝晩は。昔は、まちの中の小学校から上って五十市のほうへ抜ける県道2号線、この利用だったんですよ。しかしなぜかちゅと、私は逆転しております。

それで、ゼンリン地図見ますとね主要県道と書いてあるんですわ、そのまちの真ん中ですね、隼人線は。2号線は。とんでもないです。主要県道じゃありません。いまやもう大変な交通の経緯は変わってます。そらそうでしょう、都城ライン方面行くのはこちらのほうが早いですよ、街中通るよりは。帰るのもこちらが早いですよ。

だから、逆転してますから、もうぜひここは現場をもし見ていただいて状況を確認していただきたいんですが、これを写真を私きのう撮ってきましたけど、余いい写真じゃないなあと思いましたけど、この⑤のこういう状況であります。

これは、わざとこんなとこ撮ったんじゃないですよ、市長、もうこういう状況が朝晩生まれてるんです。ここで大型とかよく写ってませんけどこういう状況が、もう五叉路から入ってきますから。そして、この車は互助の精神で通っていくんですよ。信号もありませんからね。こういう状況ありますから、もう市長も十分何回かお通りいただいたと思うんですが、現状御理解いただけますかね。市長、お願いします。

○市長（池田 孝）

現場はしょっちゅう通っているところであります。そのようなことで、時間帯も

あろうかと思います。交通量というのはですね、私が通る時間帯ちゅうのはそのように混雑する時間帯でないというふうに思うんですけども、これは本当にそのような環境にありますので、県のほうには強く要望してまいりたいと思います。

○7番（山田義盛議員）

この項目については、県のほうへ要望するということありますから、ぜひ一緒、よろしくお願いをするしかありません。お願い申し上げます。

それでは、次に曾於市学校規模適正化について教育長のほうから御答弁をいただきましたが、学校の統合について具体的な考えを伺うという話で、市長、教育長、知・徳・体、たくましい子供を育て、魅力ある学校づくりをするんだということが基本理念ということとはよく承知を私もしております。

ただ、ここで昨日の同僚議員質問もありましたが、具体的に入る前にお伺いしますけど、新聞報道によりますと、これはもうお持ちじゃなければ、持ってらっしゃいますか、さすがですね。持てれば、小学校の統廃合が2013年度以降に検討を進めると明らかにしたということあります。

ここは、言葉のあやもいろいろありますが、まず質問の中に入る前に25年度の云々という話がきのう、これ私も質問書いてます。25年度からとなっておりますというように書いてますが、ここはどういうふうに解釈したらいいか。再度教育長からお願い申し上げます。

○教育長（植村和信）

中学校の場合もそうでありましたが、まず統合をしていいものか、あるいは今の状況を保って効果を上げるべきか、これについてはやはり慎重に地域の声を聞く必要があるということで、その検討委員会を設置しまして、そしてその結果もう統合したほうがいだろうというような結論をもらいましたので、市長部局と相談をしながら、また定例教育委員会で協議を重ねながら中学校の場合結論が出てきたわけでもございましたが、これも小学校の場合も同じような経過をたどるということで、平成25年度をめどにそういう検討委員会等を立ち上げて、どうするか検討に入るという意味でございます。

以上です。

○7番（山田義盛議員）

それじゃ、一応25年度から検討委員会立ち上げて進めていくんだということでおっしゃいましたけど、これ教育長、中学校のときも検討委員会で進めた御苦労されました。それぞれるる検討項目多くって、やっと教育長がこぎつけられたんじゃないかと、私はそう予想してます。小学校はそうはいかないですね。いきませんね。

私の考えを今から述べますが、一番大事なのは地域なんですよ、地域。私の考

えを述べますんで、私は中学校統合は、義務教育の高学年なんですね中学校はですね。の児童教育なんですよ。

一方、小学校の統合配合に最も大事なことは、義務教育の低学年の情操、情けの操ですよ。それと地域愛です。そしてふるさと愛をどう醸成するかなんですよ。ここに熱意がないと大変ですよ。そのためには、基本計画にある小学校統合を進める前に、それぞれの地域住民の意見を十分聞くことが一番大事なんですよ。もうこれ、新聞記事出ますとね、25年度はもう学校統合すっげえなと大騒ぎになりますよこれ。検討に入るていうことと、勘違いしますからね、皆さんは、住民の方は。

したがって、そのようなことを十分検討を重ねることが曾於市の次代を担う児童の教育に最も私は大切なことだと思うんですよ。そのことを教育長、申し添えておきますが、私がいったとに何かお答えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（植村和信）

おっしゃることは十分理解をしているつもりでございます。ですから、もう地域の声は以前から大分聞いておりますし、小学校の大切さというのは中学校以上にまた愛着があるということで理解をしております。この新聞記事も、検討という言葉で理解はしてもらえと思ったんですが、どうか誤解のないように地域等でそういう声を聞かれましたら、あれはしていいのかしないほうがいいのか声を聞いて検討をするんだということで、ここが統合の始まりではないということをまた説明してくださればありがたいと思います。

以上です。

○7番（山田義盛議員）

それじゃ、そのようにきちっと教育長のほうも慎重に進めるべきだと思いますんで、これはその辺で終わらせていただきますが、次は大きな項目の中で、曾於市の情報基盤の確立について市長のほうからお答えもいただきました。

私の質問は、総合振興計画の24年度に財部の関係が5億円計上されてるがという話云々でお尋ねしましたところ、構築方法ていうのは非常にこれ抽象的で申しわけなかったんですが、お答えいただきましたやつは3つのパターンがあって、民設民営が1つ、民間でやって民間でメンテやってくていうこととなりますかね、そういうことでしょうね。次は、2番目が曾於市で公設、そして民間で守ってく、メンテしてくと。3番目には、業者が単独でやられるのが一番いいと私は思うんですけど、市長、僕はここで思うんですけど、なぜ業者が岩川と末吉だけやって財部はしないのかなあと思ったときに、やっぱり費用対効果なんだろうなあと思って、自分なりに整理をさせていただきましたけど、私が心配してるのは曾於市としてどれが有利かということをやっぱり十分深く検討していただきたいということなんですよ。

要するに、自分たちでつくって自分でして、自分たちでそれをメンテしてくという、保守してくてのは大変なお金がかかります。大変な出費なんです。もうこれは、あとあと大変です。したがって、できたら、できたらというこれは要望になりますかねえ、一定の補助金等を、できたらあれば有利なやつを使って民営に管理やらして、そしてあとはお金のかからんやつがベターだろうとそのように私は思うんで、十分そこ辺は検討していただきたいということで、ここの質問については終わらせていただきます。

次が、財部のオフトーク通信サービスの関係でお尋ねをいたしました。26年度というのはどっから聞いたかというのは、決算委員会ですねこの前の、お話が出ましたんで、そういう聞いたていうことで書かせていただきました。

26年度なればもうすぐやなあとと思ったんですよ。ということは、もう来年24年度ですからこういう設備は今、岩川と末吉が有線放送をして、そして財部で今の有線放送と、私が現役のNTTおった時代がよくわかってます。だから、有線放送と光を結んで3町の、それから財部のオフトークにつなげてるのが今の現状だと思うんですな。そうしたときに、有線放送を拡大していくのか、あるいは新しいシステムを、今いろいろありますから考えてさらに構築していくのか、この選択が迫られます。必ず。

だから、そういう意味で、もう24年度あたりから検討しなきゃ間に合わない問題なんですね、24年度から。そういう意味では十分、その正式情報はまだないと思うんでそれをつかんでいただいて、そして計画にきちっとのしてお金のかかる話ですから、のせないとできませんよこれ。1年で、単品でできる話ではないと私は予想します。だから、早急に検討に入ってほしいというのが私の考えでありますから、ここは要望だけしとますんで、この件については終わらせていただきます。

市長、じゃあ答弁ください。それについて。もうわかってますけどね。お願いします。

○市長（池田 孝）

もうおっしゃるとおりのシステムででき上がっておるわけですが、正式にそのような情報を入手しておりません。通達が来ておりませんので、しかしその間際になって言われたってこれはどうしようもできませんので、検討委員会を設置して、これはもう24年度から入ってまいりたいというふうに思っております。

○7番（山田義盛議員）

それじゃ、最後の質問に入りますが、この内村工業団地と私道の駅と書きましたけど、なぜ私はここでこういう書いたかていうと、確かに要望も上がってきてるみたいですからそれ書かせてもらって。

私が企業のトップであれば、情報通信が確立しないところには行きません。もう御案内のとおり市長、情報通信を使って人件費の抑制をしてるんですよみんな。恐らく一般的に言われるのは5人分ぐらいの仕事を情報通信でやっちゃうと。そら財務会計からすべてですよ。

そういうことで、我が社で唯一土地がまだ空いてまして、あそこを工業団地にきちっと確立しなきゃいかんという目標ありますから、ぜひここはどんなもんかなあと、ここは将来的に、これはここからの光のブロードバンドが使えなければ、これは企業ていうのは来にくいやろうなあというのはいまもうかねて思っていました。

そういう意味で私お伺いしたんで、ぜひここは市長、業者もいろいろ手だては私はあると思うんですよ、業者は。いろいろと、そらもう業者はブロードバンド通信を構築するにはどうしたらいいかていうのは検討は必ずしてますから、私が現役だとしますわ、御提案申し上げて。こういう方法ありますがいかがですか市長さんと、必ずやる。その辺は、もし来てなければぜひそういう業者にいろいろ聞いていただいて、ぜひここだけは確立してほしいということでもありますから、ぜひそのような作業をしていただきたいと思いますと思いますが、市長いかがでしょうか。

○市長（池田 孝）

もうおっしゃるとおり、企業にとっては通信網というのは大変大事で、必要なわけであります。そのようなことから、ADSLも五位塚地区を一番最初に行ったところでありました。

今、光の時代というふうに言われております。高速のやつでないという形ではありますが、今後このような企業誘致を進める立場からも、やはり何とか検討してまいりたいというふうに思っておるところです。せっかくNTTのほうで76局をそのようにするということになっておりますから、これと何とか構築できないのか、検討していくというふうに考えているところです。

○7番（山田義盛議員）

これで質問終わりますが、るるお願いをしたところもありますが、要は大きな課題であります学校統合の関係ですね、これについては十分教育長も慎重にしていきたいというのと、あとは市長部局におかれましては、この学校統合について進めば進むほど施設は余っちゃいますよ。運動場余り、体育館が余り、そして校舎も余る。今、大隅の中学校を統合された跡地は手をつけられてない、そういう状況であります。

そうしますと、今度中学校が3校統合になるのは御案内のとおりでありますから、そこもそういうふうになっちゃう可能性もある。これは、非常に難しい問題だと思うんです。補助金等の関係もありますから難しいとありますが、それと教育長のほ

うで今基本計画をつくって小学校も検討を入らなきゃいかんということはわかりました。この小学校は、昨日の質問では基本は何かといいますと、大体2学級で12学級が基本でありますということです。ですから、それでいくと我が市には20校ありますから、大変な、先ほど言った施設が宙ぶらりんになるということになるんですよ。これだけじゃありませんよ教育長、教職員の住宅60戸ありますよ。学校とは別に。

したがって、この絵にかいたときはそういう問題一つ一つつぶして、きちっと計画実施に当たっていただきたいと切に要望しまして私の質問終わります。ありがとうございました。どうも。

○議長（谷口義則）

ここで質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時36分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第7、坂口幸夫議員の発言を許可いたします。

○20番（坂口幸夫議員）

長年議長をさせていただきまして、延べ4期させていただきました。きょうは、12年ぶりの一般質問ということで大変な緊張をしておりますけど、一生懸命やりますのでひとつよろしくお願いを申し上げます。

さきに通告いたしておきました案件につきまして質問いたします。

まず、第1点目でございます。霧島市福山町宝瀬地区に建設予定の一般廃棄物処分場について質問いたします。

去る11月30日の南日本新聞に、霧島市の一般廃棄物処分場、福山宝瀬に決定との記事が大きく掲載されておりました。まさに、私にとっても流域関係者の皆様にとりまして寝耳に水で、だれもが驚きと怒りの感を持たれたことと思うことであります。

霧島市の前田市長のコメントは、3年半じつくりと語り合い、納得度を上げながらここまで進めてきた。そしてまた、市政の利益などを含め総合的に判断し熟慮を重ねて決断したと言われておりますが、果たしてそうでしょうか。私はそれは違うと思っております。

この処分場計画を私が初めて知ったのは、平成20年の6月ごろだと記憶いたして

おります。曾於市の市長室で、池田市長、中山副市長、末廣副市長、それと当時議長でありました私に、霧島市長から処分場計画の説明を受けたことを覚えております。

その後、9月に処分場計画の説明を霧島市の職員が、下流域に当たる大隅町の地域住民に2回の説明会が開催されましたが、地域住民の納得を得るところか大変な反対の意見が出されたところでもあります。

当然、関係者の反対の意見を池田市長も尊重され、反対の行動をとられたことは私も十分承知しているところでもあります。また、大隅町民も大隅の水と緑を守る会を設立され、反対の意見を霧島市長に伝えたと聞いております。当然、私ども市議会も反対の行動を起こしたのは、皆さん御存じのところでもあります。市議会は、平成20年12月10日に霧島市一般廃棄物管理型最終処分場建設計画の見直しを求める決議を全会一致で可決したことであります。

当時から既に3年が経過しました。議会も、この間に選挙もありましたので改めてこの問題について原点に返り、事の重大さを再認識していただくためにも、決議文を再度この場で私朗読させていただきます。

霧島市一般廃棄物管理型最終処分場建設計画の見直しを求める決議。曾於市大隅町坂元地区に隣接する霧島市福山町宝瀬地区に、霧島市一般廃棄物管理型最終処分場の建設計画があり、下流域である大隅町の地域住民に対して平成20年9月1日、2日に霧島市からの説明会が開催された。

この問題については、地域住民の関心が非常に高く多数の方々が参加され、候補地の選考理由、処分場の安全性、管理について質疑がなされ、処分場は高い安全基準に基づくものであることや、処理水は川に放流しないなど、安全構造や方針について説明がなされたところでもあります。

しかしながら、当該施設の建設予定地は曾於市大隅町を流れる菱田川水系の源流に当たり、建設予定地のすぐ下流には笠木原土地改良区の頭首工があるなど、曾於市内の水田を潤す源である重要な地域でもあります。また、下流域の菅牟田校区では、前川の水を利用しながら環境保全型農業を推進し、ホタルが乱舞する時期にはホタルの夕べを開催するなど美しい水をテーマに地域づくりに取り組み、同様に岩川地区においても農業用水として広く利用するなど、前川は大隅町を縦断する地域住民の生活に欠かせない重要な役割を果たしている。

以上のことから、当該地区に処分場が建設され、全国的な例に見られるように不測の事態が生じた場合、大隅町は農業地域であることから、農作物や畜産への風評被害並びに自然環境保全に力を入れた多くの関連事業に取り組んでいる田園地帯への影響が懸念され、地元住民も宝瀬地区への処分場建設について絶対反対の意見で

集約されております。

本市議会は、曾於市民、地域住民の生活不安や農家の経営不安を解消するため、今回の候補地のほかにも複数の候補地があることから、霧島市一般廃棄物管理型最終処分場の建設候補地福山町宝瀬地区について、曾於市民の実情を踏まえ早急に見直すことを強く要請するものである。以上を決議するという中身であります。

この議決後、曾於市議会としても決議書をもって私と当時の副議長の海野議員、そして発議者の八木議員、3名で霧島市長、そして霧島市議会議長に見直しの要請を行ったところであります。今回の発表は、処分場計画に隣接する曾於市にとって、残念で相互間の信頼関係を損なうような行動であるとは思うこととあります。

市議会としても、11月30日の全協において、この件に関して議会構成後、速やかに抗議の行動を行うよう意見の一致を見たところであります。当然、流域住民も今回の発表には納得しておらず、市長の今後の行動に期待していることと思います。そのような観点から、①から④までの市長の答弁を求めるものであります。

次に、2点目の質問に入ります。環霧島会議・霧島ジオパーク推進連絡協議会についてであります。

これらの2つの組織に関しては、マスコミ等で広く取り上げられており、大分曾於市民にとってもなじみのある存在になりつつあるのではないかと私なりに感じるところであります。

私は、12月5日で前議長から元議長になりました。この2つの組織の設立時の議長は私でありましたので、市長も担当課長もなぜ私がこの質問を出されたのか困惑されたことと思います。

私は、この組織についてはある程度理解しておりますが、今この時期に原点に戻り、曾於市のためになる環霧島会議・霧島ジオパークの推進連絡協議会でなければならないと強く思っております。環霧島会議は5市2町、霧島ジオパーク連絡推進協議会は5市1町で組織されていると思っております。

これらの基本理念は、お互いの信頼関係、相互扶助の考えのもとであると思っております。これらの考えが崩れてくると、推進展開がうまくいかなくなると考えております。今後、市長が今まで以上の信頼関係をもって2つの組織に臨まれていくのか、これらを含めて①から⑥までの答弁を求めるものであります。

以上、1回目の質問といたします。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。まず、1番目の霧島福山町の建設予定の一般廃棄物の処分場についてということですが、①の11月30日全協で報告を私のほうから行ったんですが、きょうまでの経過についての説明をということですが、平成20

年4月11日に霧島市長から曾於市に対し、廃棄物処分場建設計画の説明が行われ、4月18日には大隅地区の有志で現地確認調査を行っています。

以下、主な経過を申し上げますと、20年4月28日霧島市より現地において、曾於市の地元議員、行政関係、住民などに対して計画の説明を受けております。

そして、20年6月2日に曾於市議会議員に対して現地説明会。

20年9月1日に、霧島市から大隅町関係住民への説明会が、大隅北校区公民館で行われております。2日が、同じく岩川農業構造改善センターで行われております。

平成20年11月10日、大隅地域住民代表者から、曾於市長から霧島市長に対して候補地の見直しを申し入れるよう要請書を提出いただいております。

平成20年12月5日、大隅の水と緑を守る会が霧島市長及び霧島市議会議長に対し、候補地の見直しを申し入れる要請書を提出しております。同日に、曾於市長、私が霧島市長に対し候補地の再考について申し入れを提出いたしております。

20年12月10日曾於市議会による処分場建設計画の見直しを求める決議を採択されております。

そして、20年12月16日曾於市議会議長などが、霧島市長及び霧島市議会議長に対して決議文を提出しております。

23年、ことしですが、5月10日と9月5日に担当職員による現地調査を行っております。

以上が主な経過であります、その後何の報告もないため、私から今年10月4日霧島市の前田市長へ口頭での申し入れを行っております。そして、先月末に文書による報告申し入れを行う準備をしていましたところ、直前の11月29日午後4時ごろ、前田霧島市長より電話にて地元より反対陳情が議会に提出されていたが、不採択となったことを受けて福山町宝瀬地区に処分場建設を決断されたことと、12月2日に関連予算を提案することの報告を受けております。

このことについて、霧島市長より早い時期に文書をもって説明に伺うということでありましたが、その後、明日伺うということの報告を受けております。

②の建設されとした場合、曾於市の心配、不安な点はないかということですが、建設計画は当初計画より霧島市環境対策審議会からの答申などを受け、検討改善されてきたようですが、最終的な施設内容では、福山町宝瀬地区にあります多目的広場まきばドームの南側に隣接する市有林3万m²を予定し、1期が15年分、埋め立て容量1万4,000m³、屋根つきであり飛灰固化物の再資源については、廃棄物などから有価物を回収する山元還元処理方式を行うということであります。

被覆施設の構造は、遮水工としてコンクリート及び遮水シート等による5層構造で、施設内の粉じん対策として少量の水を散水します。そして、災害等により屋根

が破損して浸出水が発生するような事態に備えて浸出水貯留槽を設置し、貯留槽にたまった浸出水は車両により敷根清掃センターへ搬出し再利用するため、水は全く放流しないという施設であると聞いております。

③曾於市民にこれからどのような説明をするのかということですが、宝瀬地区は大隅町を流れる菱田川水系の源流に当たるため大変気がかりであります。大隅町は農業地帯で、農作物や畜産への風評被害並びに自然環境保全に力を入れた田園地帯であり、これらへの影響や生活不安や農家の経営不安を与えるため、霧島市より十分な説明をしていただくよう強く要望していきたいと考えております。

④今後の私の考え方をということですが、霧島市の住民の日常生活によって生じる一般廃棄物処理については、その属する自治体が処理する義務を負うことは十分承知しております。

また、霧島市が計画している最終処分場の構造についても、高い安全性や周辺環境に配慮したものならば他の地域でも十分受け入れられるものと判断しますので、建設場所については再考するよう申し入れたいと思っております。

大きな2番目の環霧島会議・霧島ジオパーク推進連絡協議会についての①2つの組織のそれぞれの目的、目標は何かということですが、まず環霧島会議の目的目標は、霧島山を囲む周辺自治体が行政区域を超えて連携し、環境、観光及び防災等に協働し、地域の活性化を図ることを目的、目標にしております。

次に、霧島ジオパーク推進連絡協議会の目的、目標は、霧島山の地質遺産を地域住民、行政等が連携し、保護、研究し、教育的活用やジオツーリズムとして利用できる環境整備を行い、地域社会の活性化に寄与することを目的、目標にしております。

②のきょうまでの会議の数と会場、またおおきな内容についてであります、会議の数は環霧島会議において総会を8回、会場は霧島市を皮切りに、都城市、湧水町、高原町、曾於市、えびの市、小林市、霧島市です。

協議内容について、第1回の総会は規約の承認、役員の選出、総会の開催方法など。

第2回の総会は、運営委員会、専門部会の設置など。

第3回の総会は、専門部会からの報告、霧島ジオパーク協議会の設立。

第4回の総会は、事業報告、決算・予算、防災相互協定など。

第5回の総会は、教育専門部会の設置、教育長会議の設置など。

第6回の総会は、口蹄疫のため書面決議で、内容は事業報告、決算・予算、専門部会の報告。

第7回の総会は、専門部会からの報告、監事の選任など。

第8回の総会は、事業報告、決算・予算、環霧島大使の設置などであります。

第9回の総会は、環霧島県議会議員連盟、仮称ですけれどもその設立、農林部会の設置等についてであります。

次に、霧島ジオパーク推進連絡協議会については、総会を3回、会場は霧島市が2回、小林市で1回開催しております。

第1回の総会は、設立総会で、事業計画、予算、幹事会設置等であります。

第2回の総会は、新規会員等の報告、事業報告、予算決算の承認。

第3回の総会は、役員改選、新規会員の紹介、予算決算の承認についてであります。

③の今日までのそれぞれの組織への曾於市からの予算支出は幾らかということですが、環霧島会議への負担額は平成20年度2万円、平成21年度41万4,000円、平成22年度72万円、平成23年度34万1,000円の合計149万5,000円です。

次に、霧島ジオパーク推進連絡協議会への負担額は、平成21年度96万8,000円、平成22年度36万7,000円、平成23年度63万9,000円の合計197万4,000円であります。

④曾於市へのメリットはということですが、観光・農業・教育等に大いに寄与するものと思っております。まちづくりを推進する中で、単独で行うより近隣の市町と連携し事業を取り組むことにより、曾於地域の活性化が図られるものと考えております。

⑤の環霧島会議の専門部会についての説明をということですが、環霧島会議においては、環境・観光・防災・広報・教育の5つの専門部会があるところです。

まず、環境専門部会は、霧島山の保護にかかわる事項についての協議、観光専門部会は、関係市町への誘客、特産品などのPR等についての協議、防災専門部会は、関係市町の防災・支援対策等についての協議、広報専門部会は、各市町のイベントの紹介、ジオパークの広報等についての協議、教育長専門部会は、児童生徒の霧島山に関する学習活用及び副教材等の作成、その他に、社会教育・芸術文化・スポーツ等について協議をそれぞれ行っております。

⑥の2つの組織の今後の展開はどのようなのかということですが、環霧島会議の今後については、関係市町の圏域にかかわる課題等に対し連携、協議、地域振興につながる方策を展開していくものと思っております。

霧島ジオパーク推進連絡協議会については、世界ジオパークへの登録に向けた取り組みを展開。そして、鹿児島県、宮崎県と連携していくものと思っております。

このことにより、地域住民による霧島山の地質遺産の保護・活用への機運が高まり、さらなる地域振興につながるものと思っております。

以上で終わります。

○議長（谷口義則）

ここで坂口議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時12分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、坂口議員の一般質問を続行いたします。

○20番（坂口幸夫議員）

市長に再度お尋ねいたします。

市長が電話、前田市長からの電話、取られなかったと聞いておりますが、新聞報道等でこれが載ったわけですね。そのときの市長の感情はどういうものが上がったですか。喜怒哀楽という感情がありますよ。私は怒りを覚えました、これを見たときに。市長の感情は何だったかということをお答えください。

○市長（池田 孝）

本当に怒りを覚えたところです。

○20番（坂口幸夫議員）

今市長が怒りを覚えたということで、私も全く同じでございます。そういう市長の感情のもとでこれからの答弁もまたお願いいたします。

その中で市長は、あすですかね、前田市長が来られるということですが、どういう体制で話を聞かれるのか、人数ですね。例えば議会サイドも入るのか、そういうところをお知らせ願いたいと思っております。

○市長（池田 孝）

担当の市民課長、そしてまた担当者、そして大隅の支所長、そういうところが中心、副市長もですけども。これは議会には連絡は来てないわけですかね。来てない。

（「来ております」と言う者あり）

○市長（池田 孝）

そのようなことで議会、一緒に受けるかどうか、まだそこは協議をしております。

○20番（坂口幸夫議員）

中身につきましては、先ほどから市長の答弁の中にありますように、再考という形の中で求められているわけですね。わかりました。

それから、2番目に入らせていただきます。

今市長の話を聞いておきますと、高い安全性を持った施設だということで霧島市のほうから説明があったということですが、今自然災害、想定外の災害というのが皆さん御存じのとおり東日本の震災、それに伴う津波、それに伴う原発事故、いろんなのがございます。あの現場を市長も御存じだと思いますが、もし想定外の自然災害があったとしたなら、霧島市のほうに災害が行くか、私ども曾於市のほうに災害が行くか、どちらのほうに被害が大きいのと思いますか。

○市長（池田 孝）

これはもうほとんど曾於市のほうに被害が来るというふうに思います。現場の霧島市のほうにはそう被害は被らないのじゃないのかなというふうに考えております。

○20番（坂口幸夫議員）

曾於市のほうに被害があった場合、先ほどから申し上げましたように、曾於市は特に大隅町、水源の下流のほうにありますけど、農業は曾於市の基幹産業の中でも大隅町もそのようになっております。私は笠木原の土地改良区の理事長を務めておりますけど、ことしの8月に大変な災害がありまして、水の尊さというものを組合員それぞれ思っております。もし万が一想定外の災害が起こった場合は、本当にもう涙も出ないぐらいの大変な厳しさがあると思っております。ぜひ不安な点がありますので、これからまたいろんな対応の中でこれらを再考の中でまた取り入れていただきたいと思っております。本当に想定外の災害があった場合は、本当に99%曾於市のほうに被害が出てきますよ。ぜひ頭の中に入れて、これからのそういう言動の中で再考の努力をしていただきたいと思っております。

市長、3番目に入らせていただきます。曾於市民にそれぞれ霧島市への要望を求めて説明をされるとおっしゃいましたが、前回の2度の説明会、どのように考えていらっしゃいますかね。どのような状況であったか御存じですか。

○市長（池田 孝）

私、その会には出席しておりませんので、地域住民への説明会ですね。それには出席いたしておりませんので、ただ報告を、どのような状況だったという報告を受けたところであります。

○20番（坂口幸夫議員）

私は、その説明会に参加しておりましたが、本当に大変な怒声、罵声ですかね、もう本当もうむしろ旗が上がってですね、大変な状況下であったと記憶しております。今回のまた説明をしなければまた大変なことになるし、当然市もその説明の中に立ち入ってやっていただければ困ると思っておりますが、霧島市だけでやらすのか、曾於市の職員も入ってやるのか、そのようなところの考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○市長（池田 孝）

住民への説明会ですので、これを霧島市が行うようにこれは要請をしたいというふうに思います。そしてその場には当然ですね、市の職員もこちらからも出席するようにいたします。

○20番（坂口幸夫議員）

当然市が、今市長が言われたとおり、霧島市への要望という形で進めていくということですね。当然それは実現へ向けて努力していただきたいと思っております。

④に入らせていただきます。今後、市長は今の宝瀬地区を再考するような努力をされていくということで、もう1回確認させていただきたいと思っております。再考への確認ですね。

○市長（池田 孝）

建設場所を本当に再度考えてほしいと、別な場所を考えていただきたいということで申し入れをしていきたいと思っております。

○20番（坂口幸夫議員）

一番目のこの一般廃棄物処分場につきましては、2番目のほうでも若干私も取り上げていこうかと思っておりますので、この大きな1番目はこのまま中止にしておいて、2番目に入らせていただきたいと思っております。

今、市長のほうから環霧島会議、霧島ジオパーク、それぞれの目的目標につきまして詳細に説明がありましたので、そしてまた私もある程度理解しております。そういうことで1番、2番、3番目までは了解いたしました。それから4番目でございます。その前にですね、市長にもう1回、最初にこの題材に入る前にお尋ねしたいことがありました。

まず確認です。この2つの組織の会長さんは、だれですかね。

○市長（池田 孝）

2つとも。

（「前田終止です」と言う者あり）

○市長（池田 孝）

前田終止霧島市長です。

○20番（坂口幸夫議員）

はい、わかりました。

私が元議長のときも前田終止さんだったんですけど。だから確認したかったんですけど。それで市長、前田市長と信頼関係はありますか。

○市長（池田 孝）

まあ向こうはどのように思っていらっしゃるかわかりませんが、お互いに

いろんなことを言って進めてきておりますので、信頼関係はあるというふうに思っております。

○20番（坂口幸夫議員）

信頼関係はあると市長はおっしゃいましたけど、最初冒頭怒りを持っているということをおっしゃいましたので、信頼関係も半減になったと思っております、私は。どうでしょうか。

○市長（池田 孝）

これはこのことについては、本当に怒りを感じております。せっかくこのような会議を2つ持っているわけですから、途中で何か報告があつてほしいと、何も報告がねがなということで、当時口頭ですぐ報告するようにということで申し上げたんですが、一向にその以後もなかったところで、ちょっとそういう意味でも急いでほしいということを申し上げたところであります。そこでちょっと気持ちはですね、いらいらしたものを持っていたのは事実であります。

○20番（坂口幸夫議員）

市長の怒りもあるということで理解したいと思っております。それからですね、環霧島会議の専門部会でちょっとおっしゃいましたけど、ここはですね、私は4日までは現職の監査委員でありましたけど、今は前監査委員でございます。そういうふうなことで監査のときにも環境部会の中で、この問題についても取り上げていただきたいということを何回か話を申し上げたんです。同じ霧島山のもとで環境部会もあるし、当然そこにはこの処分場の話も出てきてもいいような感じがしましたので申し上げましたけど、なかなかそこまでは行かなかったように思っております。環霧島部会の環境部会の中でこういう話を取り上げるのはおかしいことですかね、お尋ねいたします。

○市長（池田 孝）

当然環境を守る、保全しなければならない立場ですので、そして各市町村、この最終処分場というのは必ず持たなければなりません。考えてみると、そのような立派なものを計画されておるんですから、環霧島会議にこれを持ち出すと、いいことじゃないかということで言われるだろうというふうに思います。そうした場合に、我々が曾於市のほうから反対をと言うと別な会員たちはどう思うのかなということもまた考えなければならないかと思ひます。ですので、当事者同士で進めていったほうがいいのかなということも考えたりしております。

○20番（坂口幸夫議員）

私がなぜこの環霧島会議、霧島ジオパーク、一般廃棄物処分場、やったかと、質問したかということですね、市長、同じこの一般廃棄物の隣接地帯の霧島市の市

長が、前田市長がこの環霧島会議、ジオパークの会長さんでもありますよね、非常にこの隣接自治体、私も曾於市としては非常にないがしろにされた感じがするんですよ。ですから、あるときは一方先に、30日の新聞に霧島市の一般廃棄物処分場を福山宝瀬に建設決定、市長にも何も報告もない中でですよ、議会も認めないうちに載ったということは本当に残念でたまりません。私は環霧島会議も霧島ジオパークも大事なことだと思いますけど、どうしてもこの処分場の再考のために何か市長も強力なリーダーシップをとっていただきたいんですよ。それが、これは難しいことかもしれませんけど、市長、当分の間、環霧島会議、ジオパークについてはですよ、会議の参加を少し立ちどまるとか、そういう考えはないでしょうか。

○市長（池田 孝）

先ほども申し上げましたけれども、この新聞に「あしたは載りそうだから、その前に」ということで夕方電話があつて、私は東京のほうに出張しておりました。そのようなことから、末廣副市長が受けたということでもあります。この霧島会議、環霧島会議とジオパーク、これとこの建設の問題は、やはり私とこの霧島市の市長とはやはり切り離れた形で進めていくべきじゃないのかなというふうに思っております。そうしないと、別な問題がまた問題が出てきたときに、やはりいろいろと問題が生じてくると。今度は隣接でいろんなことを進めようとしても無理なことが出てくるんじゃないかなというふうに考えております。

ですので、観光面やいろんな面では、やはりお互いに手を取り合ってやっていくほうが望ましいんじゃないかなというふうに思っております。

○20番（坂口幸夫議員）

私どもの大隅町のその水源の皆さん方は、なかなか今の市長の発言に対しては理解は求められないと思っております。さっきから申し上げておりますけど、環霧島も大事、ジオパークも大事、その中でももう少し待ってくれということを市長が旗振りしてほしいんですよ。だれもこれを脱退しなさいとかそれを言うておりません。ぜひこれぐらいの抗議の意思を出してほしいんですよ、市長。きょうは多分新聞支局長さんも来てらっしゃるでしょう。それを再考するような感じの中で言えば、あしたは前田市長さんがたまがりますよ。そひこばかりはやっぱり市長、努力はやっていただきたいと思うんですよ。私はそうでないと、なかなか市長がどこまで努力をされたかちゅうのは、なかなか私は市民には伝わらないと思っております。再度お伺いいたします。

○市長（池田 孝）

これはもう強い気持ちのもとに再考してほしいということは申し上げていきます。それはもう当時の計画を説明を受けた議長さんでありますので、一緒におられても

いいんじゃないかなというふうに思います。

○20番（坂口幸夫議員）

市長、当時とまた環境が、現在は違ってきていると思うんですよ。そのときはそういう話は出なかったわけですよ。今回はこういう形で出てきてから、市長にですね、本当に上辺だけの再考じゃなくて、一步踏み込んだ本当の気持ちの中でその誠意を私は見たいんですよ。できなくても本当にジオパーク、環霧島と引きかえするぐらいの気持ちでありますよというぐらいのことを言っていたきたいということです。市長が先ほどからこの件につきましては再考のほうで再び考えるという方向で頑張られるとおっしゃいましたので、ぜひ最高に近い形の再考をやってくださいよ。もしどうしてもできないときは私が言った環霧島、ジオパークぐらいは腹を差し違えるような感じの強い気持ちを持ってやっていただきたいと思っています。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（谷口義則）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は12日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時30分

平成23年第4回曾於市議會定例会

平成23年12月12日

(第4日目)

平成23年第4回曾於市議会定例会会議録（第4号）

平成23年12月12日（月曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第4号）

第1 議案第51号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について

第2 議案第52号 曾於市育英奨学資金貸与条例の制定について

（以下4件一括議題）

第3 議案第53号 曾於市大隅農産加工センターの設置及び管理に関する条例の制定について

第4 議案第54号 曾於市地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議案第55号 公の施設の区域外設置について

第6 議案第56号 字の区域変更について

第7 議案第57号 宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結について

（以下14件一括議題）

第8 議案第58号 指定管理者の指定について（財部交流館）

第9 議案第59号 指定管理者の指定について（末吉老人福祉センター）

第10 議案第61号 指定管理者の指定について（大隅農村環境改善センター）

第11 議案第62号 指定管理者の指定について（大隅農業構造改善センター）

第12 議案第64号 指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）

第13 議案第65号 指定管理者の指定について（下水道浄化センター）

第14 議案第66号 指定管理者の指定について（財部南地区公民館）

第15 議案第67号 指定管理者の指定について（大隅高齢者コミュニティセンター）

第16 議案第68号 指定管理者の指定について（財部北地区生活改善センター）

第17 議案第69号 指定管理者の指定について（財部中谷地区集会施設）

第18 議案第70号 指定管理者の指定について（青少年館等）

第19 議案第71号 指定管理者の指定について（末吉高松イベント広場）

第20 議案第72号 指定管理者の指定について（末吉寺田コミュニティ広場）

第21 議案第73号 指定管理者の指定について（市民プール）

第22 議案第60号 指定管理者の指定について（養護老人ホーム清寿園）

第23 議案第63号 指定管理者の指定について（メセナ住吉交流センター）

第24 議案第74号 平成23年度曾於市一般会計予算の補正について（第5号）

（以下6件一括議題）

第25 議案第75号 平成23年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第3号）

第26 議案第76号 平成23年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第2号）

第27 議案第77号 平成23年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第3号）

第28 議案第78号 平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第2号）

第29 議案第79号 平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算の補正について（第3号）

第30 議案第80号 平成23年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第2号）

第31 陳情第8号 曾於市グラウンドゴルフ場（公認コース）建設要望についての陳情

第32 陳情第11号 郵政改革法案の早期成立を求める陳情書

2. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番	今 鶴 治 信	2番	九 日 克 典	3番	八 木 秋 博
4番	土 屋 健 一	5番	山 下 諭	6番	原 田 賢一郎
7番	山 田 義 盛	8番	大川内 富 男	9番	西 川 熊 則
10番	大川原 主 税	11番	吉 村 幸 治	12番	（ 欠 員 ）
13番	渡 辺 利 治	14番	海 野 隆 平	15番	久 長 登良男
16番	五位塚 剛	17番	漆 間 純 明	18番	大 津 亮 二
19番	迫 杉 雄	20番	坂 口 幸 夫	21番	徳 峰 一 成
22番	谷 口 義 則				

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	迫 田 雪 春	次長	栄 徳 栄一郎	係長	田平 五月男
参事補	吉 田 竜 大	主任	宇 都 正 浩		

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長	池 田 孝 教	育 長	植 村 和 信
-----	---------	-----	---------

副市長	中山喜夫	教育委員会総務課長	安田徒務
副市長	末廣光秋	学校教育課長	森山勇
総務課長	大窪章義	社会教育課長	中峯健一郎
大隅支所長兼地域振興課長	上迫光俊	市民課長	切通宏
財部支所長兼地域振興課長	川崎幸男	福祉事務所長兼福祉課長	今村浩次
企画課長	岩元祐昭	保健課長	大休寺拓夫
財政課長	池之上幸夫	経済課長	谷元清己
税務課長	新屋義文	畜産課長	神宮司寛
建設課長	高岡亮蔵	耕地課長	吉田誠得
水道課長	福岡隆一	大隅支所産業振興課長	野村春夫
農業委員会事務局長	堀之蘭訓	財部支所産業振興課長	富岡浩一

開議 午前10時00分

○議長（谷口義則）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第51号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について

○議長（谷口義則）

日程第1、議案第51号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第51号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、議案第51号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第51号鹿児島県市町村総合事務組合を組織す

る地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第52号 曾於市育英奨学資金貸与条例の制定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第2、議案第52号、曾於市育英奨学資金貸与条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので順次発言を許可します。まず、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○21番（徳峰一成議員）

先ほど、ちょっと戸惑いましたけども、これが議会運営委員会に入っていないためにこういったことがたまにあるんです。前もって議会事務局と打ち合わせはしているんですけども、議案の第52号の質問に入ります。

質問の第1点であります、この議案52号では、条例について、条例の制定についてとあります。制定についてですね。そして、提案理由の中では、特別育英奨学資金を廃止するとともに云々とあります。ですから、流れとして、今までの既存の条例は廃止して、新たに制定するものであります。これはもう確認するまでもないことであります。

質問であります、では、今回のこの特別育英奨学資金の廃止のための議案は提案されておりません。本来ならば、今までの条例を廃止して、そして新たな条例を制定提案する場合は、当然廃止の議案とセットで提案しなければならないんです。これは中身・内容・量に関係なくです、これは。これは基本だと思うんですが、なぜ廃止提案はされていないのか、これが質問の第1点であります。

第2点目、育英奨学資金の改正項目があるようであります。例えば、今までの条例を見ますと、市長、副市長、例規集持ってきてますか。見ながらでないと、これからずっと指定管理を含め、条例に沿って質問ですから答弁できないですよ、課長任せでは。例規集を見ながら聞いてください、例規集を見ながら。あるいは例規集がなくても、関連するのを見ながら聞いてください。失礼ですよ、質問者に対して。市長もよろしいですか。市長に聞いてるんですから、担当課長に答弁さすといかんですよ。

質問の第2点であります、今までの育英奨学資金の条例では、条例の第2条です。市長にまず聞きますから。これ教育長ですか、教育長例規集を持っていますか。議会質疑だから、例規集を見ながらやるというのは、これは基本です。私たち専門家だから、ある面では。条例の2条には、奨学資金として3つあります。一つは、

一般育英奨学資金、二番目が愛甲育英奨学資金、そして三番目が特別育英奨学資金、3つあります。この3つの中で、今回はこの特別育英奨学資金だけ廃止ということで説明理由には書いてあります。では、その残りの今申し上げた2つは改正事項となっていないのかなんです。改正事項となっていないのか、これが質問です。

なぜかといいますと、関連して、例えば今ある育英奨学資金の貸与条例の第2条には、今言いましたように3つの奨学資金があると明記してあるわけです。ですから、特別育英奨学資金だけの改正じゃないと思うんです。それはなぜかといいますと、この貸与条例案を第1条から第2条とありますけれども、第3条あります。これらを含めてほかの2つの奨学資金にも関連性がありますけれども、この条例上、いずれにいたしましても、この既存の3つの条例と今回のこの条例制定は、すべて文言を含めて問題はないのかどうか。文言を含めて精査されたのかどうか、これの確認方々の質問であります。具体的には、2回目以降、質問いたします。

3点目の質問であります。では、具体的に中身の1点だけ、この第10条の中の3号です。(3)です。この貸与の休止及び再開という項目であります、(3)では、留年したときは、いわば休止の対象となるということであります。留年です。物事を、留年したということは、断定的に、ある面じゃ文書を単純化して、そうした規定、条例の規定だけでいいのかといった疑問点でございます。

例えば、幾つか考えられますけれども、一つとして、留年といっても本人が怠けたとか、本人のいろいろ努力が足りなくて留年というのはあるでしょう。一般的には、それが頭にあって、この規定がされたんじゃないかと思うんですけども、そうしたことだけじゃないと思うんです。人間、生身の人間ですから、特に若者ですから、例えば一例でありますけれども、病気等、あるいは不慮の事故等で学校に行けなくて留年ということも十分あり得るんです。一般例としていっぱいあります。そうした若者まで、いわば留年した場合は、奨学資金は休止いたしますよっていう、そうしたとらえ方にならざるを得ないでしょう、この文言では。

このように、もう単純化していいのかどうかなんです。そこまで深く、あらゆる角度から検討されたのかどうかです。この点について、まずはお聞きしたいと思います。

以上、3点です。

○教育委員会総務課長（安田徒務）

お答えいたします。

1番目の特別奨学金に伴います廃止の部分でございますけれども、廃止のあれが必要じゃないかというようなことでございますが、今回、曾於市の例規の制定・改廃事務に関する規定というところ、例規集にあるところでございますが、その中で

別表があるところでございますけれども、別表の中で全部を改正する場合に、全部の改正は制度そのもの、基本は維持しつつ内容の改正が広範な場合、または数字の改正によって内容の把握が困難と思われる場合に用いると。新旧制度の持続性が薄く、抜本的な改正の場合は廃止の制定の方式をとるというふうにあります、これを準じて行ったところでございます。

今回、内容では、特別奨学金のほうが廃止にはなっておりますけれども、全般的には条文を改めるものでございまして、今回、このような形をとったところでございます。

それから、第2条のところでありますけれども、3つありますが、特別奨学金につきましては、提案のときに申し上げましたけれども、今回、高校の授業料の実質無償化ということで、今回削ったものでございます。そこを踏まえて、今回、この部分だけを廃止しているところでございます。

それから、留年の件でございますけれども、留年につきましては、病気等も含まれた場合のことも今申し上げられましたけれども、通常、この奨学金につきましては、留年、または休学したときには、その期間をというようなことで、以前からこのようになっておりましたので、そのまま条文を生かしたところでございます。

以上でございます。

○21番（徳峰一成議員）

答弁になってない部分もありますので、教育長が答弁してください。特に3番目の質問は、全く答弁になってないから。確認いたします。委員会で付託されますので、細かい点は委員会でお聞きしますが、ちょっと私たちの常識的な理解というか、条例に対して、立場から私1回目質問したんです。改廃との関係で。

条例を、改廃した場合は、そして新たなこれは条例制定ですよ、文言上。制定した場合は、常識的には、やはり改廃についての手続はしなくていいのかと、先ほど私の疑問と質問でありましたが、これは法律上も一応今回の措置で問題はないというふうに一応受けとめていいわけですね、法律上でも。これ大事な点でありますので、今後の、これに類することも起こり得るかもしれませんので確認をさせていただきます。法律上も、全く問題がないと、今回の手続上、これ確認をさせていただきます。

あと2点目です。この休学についての奨学資金の貸与の休止、留年したときと、留年したときの理由、病気とか、事故とか、そういったとき留年余儀なくした場合に、この条例の規定だと、もう奨学金は、その期間はストップしますよということですよ。それを救済する項目はないです。救済するのは、これは規則等でうたうことができる問題じゃないと思うんです、それは。あくまでも救済をもしするんだ

ったら、条例で規定しなけりゃいけないと思うんです。見る限り、最後まで、そうした規定項目はないんです。これいかなものかという質問なんです。もういかなる理由であろうと、事情であろうと、留年した場合は、もう頭からもう奨学金は休止するのか。その確認なんです。

そして2点目は、それでいいのかって、温情のある考え方はないのかということで、この2点の質問なんです。これは、教育長でないと答弁できないと思うから答弁してください。先ほどの点を含めて、以上3点です。

○教育長（植村和信）

基本的なものということで、これでいいのかというようなことでございましたが、すべての廃止じゃございません。先ほど申し上げましたとおりの状況でしたので、これでいいのではというふうに考えているところでございます。

留年等の関係に際しましては、私たちの考えたところでは、こういう状況でというふうに考えておまして、まだ検討の余地はあろうかと思いますので、委員会等でまた御指導願えたらと思います。

○21番（徳峰一成議員）

答弁になってないです。もう3回です。委員会での問題じゃないんです、これは。もう一回確認いたします。全部の改正云々じゃなくてももう廃止とあるんです、提案理由の中で。教育長、そうですよね。廃止とあります。廃止ということは、もう廃止なんです。100%、もう廃止なんです。そうでしょ。99%じゃなくてですね。これ、教育委員会が書かれた文書です。廃止といたらなくなっちゃうんです。なくなったら、なくなった立場での、この議会への提案は必要ないんかという、もうくどいようでありますけども。ないということがありました。じゃ、もうこれは法律上、一応、まったく問題がないと受けとめて確認してよろしいですねと2回目の質問なんです。だから、それは明確に答えていただきたいと思うんです。

それから、2点目、この留年については委員会で検討してくださいの問題じゃないでしょう。委員会としては、提案を受けて質疑しかできんとですよ。例えば、規則等での追加を含めて訂正等の項目だったら、それも委員会の議員の提起の質問を受けて改正ができるでしょう。しかし私の質問というのは、この規則等になじむ問題じゃないですよ。やはり、この条例で、その点はうたわなければならない項目です。基本だから、それは。だから、その点でどう考えるのかと。教育長、自分の考え方をここでお聞かせください。議会質疑だから。

だから教育長としては、交通事故とか、病気等でやむなく留年を余儀なくされた学生の場合は、この条文だと、もう頭から一律に奨学金は休止っていう表現です。救済措置が全くとられていないんです。これでいいのかどうか、その質問と確認な

んです。

私は、やっぱり温情ある対応とるべきだと思います。それが、やっぱり奨学資金のそもそもの私は、元来の目的でなけりゃならないと思っているんです。そうであつたら、今回は間に合わなくても、早急に、その点を含めて検討させてくださいという答弁だったら、ここで私にはわかるんです。委員会に丸投げしちゃいかんですよ、これは。委員会の問題じゃないから。そのあたり整理した上で答弁してください。

以上です。

○教育長（植村和信）

今、議員がおっしゃってくださったような意味を言ったつもりでした。委員会で進めてということではありません。私たちも一生懸命研究をしながらやっているので、今の段階ではこれが正しいということを信じて出したわけですが、まだ不備があるというようなことでしたら、御助言をいただいて検討して。

（「事故とか、病気の場合はどう考えているんですかという、もう3回目の質問してるんです。教育長の考え方は、提案者の。聞かせてくださいという質問なんです」と言う者あり）

（「議長、休憩お願いします」と言う者あり）

○議長（谷口義則）

暫時休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前10時20分
再開 午前10時22分
—————・—————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育長（植村和信）

ただいま、言われてみますと、そういうことで温情を図らなければならないような状況等も発生するかと思いますが、今までまだそういうことがないことから、第15条、この規則の施行に関し必要な事項等につきましては教育委員会が別に定めるということで、ちょっと時間をもらえればと思います。

○議長（谷口義則）

次に、海野隆平議員の発言を許可いたします。

○14番（海野隆平議員）

通告いたしておりましたので、議案第52号、曾於市育英奨学資金貸与条例の制定

についてをお聞きいたします。

まず、これまでの育英奨学資金の利用状況等についてお聞きするところでありますけど、平成20年以降で結構でありますけど、年間の利用状況で結構です。利用者数、利用金額、またこれは毎年利用者数は違うわけですけど、償還者数と償還金額、それから滞納者数と滞納金額、それぞれお答えいただきたいというふうに思います。

それと、育英奨学資金の貸与額についてでありますけど、これは今回の条例案においても、高校で月額1万円、専門学校・大学・大学院でも2万5,000円と従前の額と同額であるわけでありますけど、貸与額については、それぞれ教育委員会の内部の中で十分な検討がなされたのか、再度お聞きしたいと存じます。

それと、条例の中で、条例規則においても保証人を2人立てるようというふうになっているわけでありますけど、今までの条例においても保護者以外の保証人についてはどのような責任の度合いになっていたのか。今、従前の条例になりますけど責任の度合いです。

それと、保護者以外の保証人が滞納された方について保証をされたことが事例として今まであるのか、お聞きしたいと思います。

以上、3点です。

○教育委員会総務課長（安田徒務）

お答えいたします。

3点ほど御質問があったかというふうにと思いますが、まず利用者数、また金額でございますが、それにつきましては、18年度から22年度までの5年間で状況を調べておりましたのでお答えさせていただきます。まず、高校・大学生を含めて、新規に貸し付けをした方は141名であります。そして継続して貸し付けしている方々は256名、合計397名の方が利用されているところでございます。なお、これにつきましてはダブっている方々もいらっしゃるので、延べ人数で述べさせていただきました。

それから利用金額でございますが、この5年間で1億1,218万4,000円であります。

それから償還者数でございますが、984名で、償還金は1億2,471万2,200円となっております。それから滞納者数と滞納金額でありますが、この奨学金は5年間の償還期間ですが、5年で償還されていない滞納者は今の現在では8名で114万1,200円となっております。

それから、2番目の金額についての問い合わせでございます。検討されたかということでございますが、今回は条例の整備を中心となるものでありまして、金額については検討はまだいたしていないところでございます。今後、近隣の自治体を参考にしながら、奨学金選考委員会委員または教育委員会等の意見を聞きながら検討

していきたいと考えているところでございます。

それから3番目の保証人についての能力または保証人の責任にお答えいたしますが、これまで保証人については、改正前の規則第6条のみで規定されていたところであります。今回の改正では、条例第6条に新たに連帯保証人の規定を追加し、また規則第3条で、その要件について規定したところでございます。これについては、配付いたしております平成23年第4回曾於市議会定例議会議案に係る新旧対照表関連規則の6ページをお開きいただきたいと思います。ここに、曾於市育英奨学資金貸与条例施行規則案を示しているところでありますが、第3条をごらんいただきたいと思います。

条例第6条に規定する連帯保証人の2人のうち一人は保護者、もう一人は一親等及び二親等以外の者と規定しております。これについては改正前と変更はありませんが、保護者の要件として、1番目に市税等を滞納していないこと。2番目に、これまでに貸与された育英奨学資金の返還を怠っていないことの2点を加えたところ です。

また、もう一人の連帯保証人の表記についても同じく市民税を滞納していないことを加えたところでもあります。あわせて、今回住所要件を緩和し、「本市に住所を有し」から、「市内に住所を有していること。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、曾於市と隣接する市町の居住者を連帯保証人とすることができること」に改めたところでもあります。

理由としましては、奨学生が連帯保証人が確約しやすくするとともに、万が一、奨学生保護者に滞納があった場合、隣接市町ということで滞納事務を迅速に行うためであります。連帯保証人については、文字通り主たる債務者と連携して債務を履行すること。つまり自分が借金したのと同じような責任を負担するというものでありますが、滞納事案が発生することがないように、今後、改正により、これまで以上に連帯保証人の所得や資産調査等を徹底し保証能力の有無について把握に努めたいと思っております。

今までの事例についての御質問がありましたが、今、保証人まで相談はしたことはありましたけれども、保証人のほうから支払いをした経歴はないところでございます。

以上でございます。

○21番（徳峰一成議員）

3点お答えいただいたわけですが、滞納された方が5年の間に8名いらっしゃったと。金額的に114万1,200円ぐらいの金額になってるという説明でありましたが、非常に今の世相からして滞納者はふえつつあるのかなあというふうには

感じているところでありますけど、滞納の要因、お聞きされていると思うんですけど、どのように分析されているのか。また、滞納者の対応はどのようにされているのか、再度お聞きしたいと存じます。

続きまして、奨学金の貸与額についてでありますけど、今後検討していくんだというような答弁であったわけでありまして、非常に奨学資金の貸与額については、合併前より、私はこの金額ではなかったかなあというふうに考えておるところでありますけど、御承知のとおり、地方と都会では食料、または住宅事情、交通事情と、生活の格差が非常にあると、ますます住みづらくなっているというような状況でありますけど、あわせて保護者の負担も大きくなっておるわけでありまして。保護者にかかる負担の軽減を図る上でも、貸与の額については、当然、私はふやすべきであるというふうに検討はされたんじゃないかなというふうに感じたわけでありまして、そのような考え方はなかったのか、再度答弁を求めたいというふうに存じます。

それと保証人の件でありますけど、今答弁があったとおり、規則第3条についてうたわれているわけでありまして、今回の条例では連帯保証人、特に保護者については、世帯全員の総所得額が600万円以内であると。それと同一世帯で2人以上の育英奨学資金の貸与を受ける場合は700万円以内の所得であるというふうなうたわれてはありますけど、この文面からいくと、世帯全員の、いわゆる所得証明とか納税証明の条件が添付が必要というような感じ方を受けとるわけでありまして、そうではないのか、再度答弁を求めたいと存じます。

以上です。

○教育委員会総務課長（安田徒務）

滞納者の原因、要因というようなことでございましたけれども、私たちもあらゆる手段で連絡を取り合ってはしてるんですけども、やはり意識が欠如してるというものが多いかというふうに思っております。どうしてもというときには分納相談もいたしているところでございますけれども、なかなかそれも守っていただけないというような状況でございます。

それから、金額の件でございます。これにつきましては合併前と全く変わらないところでございます。増額をというような御意見も何回かお聞きしたところもありますけれども、今、これにつきましては全体の運用資金のほうもあります。ですので、ここあたりは、そこあたりを見ながら今から検討してまいりたいというふうに思っております。

また、上げれば上げたで償還金の年数も決まっておりますので、そこあたりも同時に検討していかなければならないだろうというふうに思っているところでございます。

それから保証人の所得についてでありますけれども、所得額でございますので、総収入からしますと、相当また金額は上がっているところでございます。これは、県の育英奨学金を参考にしながら設定をしているところでありますけれども、若干この金額については高いほうだろうというふうには思っております。

なお、申請の際には税務課のほうで所得証明書等を添付していただいて、こちらで審査の条件として照合いたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（谷口義則）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

○16番（五位塚剛議員）

議案52号について質問したいと思います。提案理由がいろいろ書かれておりますが、今回の条例の改正といいますか、制定について借りるほうの市民から見てメリットがあるのか、それが第1点。

第2点目は、今問題になりました特別育英奨励資金を廃止するということですから、これを廃止したときに不便を来すことがないのか、これが第2点。

それと第3点目は、この制度、今まで借りてきた人たちが資金の返済として実際はどうなっているのか、この3点をお伺いしたいと思います。

○教育委員会総務課長（安田徒務）

今回におきます改正について借りる方々のメリットということでございますが、特別今までと制度内容については変わりないところでございます。メリットと言えば、これといったものはないかというふうには思っております。

それから、特別奨学資金の廃止につきまして不便はないかということですが、そもそもこの育英奨学資金は、就学するために経済的に非常に苦しいという方々の利用のできる制度でございます。要するに、授業料に対して支援をしていこうといった内容のものでございます。この特別奨学資金につきましては、今まで旧末吉町のほうであったものを使っているものでございまして、一つは高校の振興も考えたものであります。ですので、今回、授業料のほうも要らないというようなことでありまして、別にその点を考えますと、不便はないのではないかというふうには思っております。

それから、借りた方々に不都合はないかということでございますが、この特別奨学資金につきましては、要するに、3年間、優秀で、また立派に卒業していただければ免除をするという形になっておりました。償還は別になかったところでございます。こういうことから、今回は別に問題はないかというふうには思っております。

以上です。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第52号については、配付いたしております議案付託表のとおり文教厚生常任委員会に付託いたします。

————— ・ ——— ・ —————

日程第3 議案第53号 曾於市大隅農産加工センターの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第4 議案第54号 曾於市地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第55号 公の施設の区域外施設について

日程第6 議案第56号 字の区域変更について

○議長（谷口義則）

次に、日程第3、議案第53号、曾於市大隅農産加工センターの設置及び管理に関する条例の制定についてから、日程第6、議案第56号、字の区域変更についてまで、以上4件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○21番（徳峰一成議員）

まず、議案の53号を質問いたします。53号は大隅の加工センターの設置に関する条例の制定案であります。質問の第1点であります。具体的な質問を行います。まず第4条であります。第4条は、指定管理者による管理等ということで、加工センターの管理は指定管理者に行わせることができるとあります。質問であります、指定管理者は、一応どういった団体に一応、後ほどの議案と関連がありますけども、考えておられるのか。

関連して、これまで提案に先立ちまして、指定管理予定者とは、指定管理料やあるいは管理に伴う内容等について協議がなされなきゃいけないし、なされたものと思うんですが、その点について説明をしてください。これが第1点。

それから第2点目の質問は、条例案の8条でございます。8条の3項目めですが、市長は、加工センターの管理上、必要があると認めるときは使用の許可について条件を付することができると思います。使用の許可について条件とあります

けども、具体的には条件とはどういった点を、一応想定して、あるいは頭に入れて、あえて使用の許可について条件を付すということで条例の中に入れ込んだのか。これが質問の第2点であります。条件とはどういった点を頭に入れて、この項目に入れたのか。

それから3点目の質問、13条であります。13条では、使用者は加工センターを使用許可目的以外の目的で使用しとあります。目的外の目的、目的外の目的ということは、その前提として、この目的というのがあるわけです。目的というのがあるって、そして目的外の使用目的という項目がここで出てきたわけです。流れから見て、論理的に。

質問であります、じゃ、その加工センターの目的というのは、どういったことが目的であるのか。なぜかといいますと、この条例を1条から見る限りにおいて、条例の定義の中に一番大事な要件の一つである目的の定義が見当たらないんです。加工センターの設置の条例の中で、このセンターの目的、重要なやはり定義、この骨組みの中の骨の部分の一つになると思うんです、目的というのは。目的があって加工センターをつくったわけでしょ。一番大事な点の一つだと思います。その目的、じゃ目的とは何かというのが定義がないんです。定義がない。定義がないまま、先ほどの質問であります、13条で、使用目的以外の目的と、最初の土台が欠落しているのに13条があるというのは、論理上、論理的展開としておかしいんじゃないですかという質問なんです。この点についてお答え願いたいと考えてます。

以上です。

○経済課長（谷元清己）

お答えいたします。

まず、1つ目の条例の第4条でありますけれども、指定管理というようにことで指定管理者のいる管理ということで条文ではうたっておるところでございますが、これに対してどういった団体を考えているかということでありますけれども、条例の中では指定管理にすることができるということであつておりますが、しばらくの間は、まだ加工センターができてふなれでありますので、しばらくの間は直営でいこうというような形で考えておまして、こういった団体は今のところ考えていないというようなことであります。

それと、2番目の質問ですが、使用許可ということで第8条になりますけれども、ここに市長は使用の許可について条件を付することができるということでありますが、これはどういうことを想定しているかということでありますけれども、基本的には使用の許可が必要であるということで、使用の許可条件もありますけれども、想定していないところに、また突発的な使用が求められたもの、そういったものが

発生したときには、市長がいろいろ協議をして許可をするといった、具体的には、そういったものは今は想定はしていないところであります。

3番目でありますけれども、13条の中に目的外の目的とはということですが、定義が入ってないというようなことでありますけれども、提議につきましては、第2条の中で、それぞれの農業生産物等の製造、あるいはいろんなものがここに掲げてありますけれど、こういったものに携わるものを目的というようなふうに理解していただきたいと思いますし、またこれ以外のものについては使用してはならない、転貸してはならないというようなことで13条に掲げたところであります。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

じゃあ、確認いたします。2番目の質問の、この条件を付すというのは、別に幾つかのあれこれについて考えているわけじゃないということではありますね。これを確認してください。一般論的には、あるいは一般的には、この種の文言を条例に付する場合、付する場合は、やはり過去の類似した多くの、あるいはさまざまな施設の過去の事例を教訓にして、この種の条例は付さなければいけないと思うんです。付するという考え方が正しいと思うんですが、付さなければいけないと思うんです。

ですから、あれこれの幾つかは、想定して私は当然入れてあるものと理解して、あるいは考えての質問だったんです。全くないんですか。それがおかしいと思うんです。いっぱい施設があるし、いろんな教訓点があろうかと思うんです。だからこれを、条例を加味というか、あるいは付するというか、つけ加えたと思うんです。もう一回考えた上で答弁していただきたいと思うんです。そうでなけりゃ余り意味がないといえますか、想定しないのを単なる単純化したからといって付するというのはですね。そうした疑問点がありますのでお答え願いたいと考えております。これが質問の第1点であります。

それから第13条について、目的外の目的というのも目的、その前提として目的がないのじゃないかという質問に対して、それは第2条の設置という項目で一応考えていただいたらいいといった答弁じゃなかったかと思います。確認いたします。この条例は、第2条のいわゆる設置、設置は、設置と目的という形で一応理解解釈していいわけですね、それじゃったらですね。これを確認させてください。

であるなら、やっぱり今後、条例の考え方というのは、骨組みというのは、やはり目的というのをここに導入すべきじゃないですか。すべて私は、目的があって事業を行うわけでありまして。目的のない事業というのは、船の航海でいいますと、羅針盤のない船の航海と同じです。それほど私は目的というのは、あるいは目的意識性というのは大事じゃないかと思っております。行政の場合もです。

ですから確認いたしますが、この条例の設置の項目で、一応、設置と目的というふうに一応解釈していいのかどうかの確認と、今後は、この種の条例の扱いについては、やはり目的というのをきちっとやはり冒頭文に入れるというのが大事じゃないかと思います。今回はともかくとして。その確認をさせてください。

○経済課長（谷元清己）

お答えいたします。

まず最初の点であります。使用許可、条件関係でありますけども、想定を考えてないのかということでもありますけど、これの条例の作成につきましては、市内の他の施設等の整合性も保ちながら、ほかの施設の中にも、こういった文言も入っていましたので、今回の条例もそのような形で挿入させていただいたところであります。

それと、次の質問でありますけれども、第2条に目的がないがということで、第2条に定めてあるのが目的というふうにとらえていいかということではありますが、そのとおりでよろしいんじゃないかと思っております。

（何ごとか言う者あり）

○経済課長（谷元清己）

今後については、目的という文言が入っておりませんが、今ここに第2条に掲げてあるところを目的として理解していただきたいと思っております。

○21番（徳峰一成議員）

市長と副市長、どちらでもいいです。答弁してください。私が非常に合併後、条例がもう大変な分量になっております。全部見たわけじゃないですけど、条例を、こうした施設に対しての条例を私が見た限りにおいては、まだ整合性が本当まだ整ってないです。整合性が十分でないです。今言った目的も一つであります。入ってるのもあれば、入ってないのもあるってことです。

やはり、これ全部見直すということは、時間的にも物理的にも無理でしょうけれども、やはり条例の改正、あるいは条例の制定のときには、これらの数ある整合性がない点の教訓点は踏まえた上で、生かした上で、しっかりした、あるいはよりしっかりした条例を、文言もそうありますけども、文章も、この骨の組み立てです。条例の1条から最後の条までの組み立てについてはしっかりしたのをしていただきたいと考えておりますが、一言考え方を聞かしてください。

○市長（池田 孝）

議員のおっしゃるとおり、そのような状況にありますので、今後は、目的と設置、しっかりとした形で明示していきたいと思えます。

○議長（谷口義則）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

○16番（五位塚剛議員）

議案の第54号、曾於市地域振興住宅条例の問題について、まず質問したいと思います。これについては、前回のときに問題提起をいたしましての条例改正だと思うんですけど、すぐにこのような形での対応になりますけど、これを見る限り、新年度、1月の1日からということになっておりますけど、実際、これが可決になったときには、どういう形で基本的には広報されようと思っているのか。これは確認の第1点です。

次に、議案の55号です。公の施設の区域外設置についてということでございますが、この中身を見ると、15ページのところで設置場所が都城市梅北の8286番地になっております。面積が184.17m²になっておりますけど、私はここは地元の企業からの要請があつて拡張してほしいという経過があつたと思っております。大変そういう意味ではありがたいことだと思っておりますけど、このところは、この都城市の住所なのか、これの確認です。私は曾於市の地域だと思っておりました。

それと、今回はこの一部分だけの今後の拡張工事になっていくのか。全体の改良工事の図面がありますけど、計画をちょっと説明していただきたいと思います。これは、市の今の過疎計画を含めた事業に入っているのか、そのあたりを答弁を求めたいと思います。

以上です。

○建設課長（高岡亮蔵）

まず、地域振興住宅についてお答え申し上げますが、今後、どのような方法で募集を行うかということでございます。今回、この改正をいただきますと、24年度に向けて募集を1月の10日から3月の30日にかけて実施したいと考えております。市の広報誌、それからホームページ等で広報の方法は、そういった方法で考えております。

それから、公の施設の区域外設置についてということでございます。この森田北線につきましては、今回国道269号との交差点からサンベースフード等がございまず前を通りまして、その奥のほうで森田上線と交差をしている部分がございまずけども、国道269号からその方向へ約500mを3カ年で整備をしたいということで考えております。

その土地につきましては、工場のほうが立地しているということで、幅員を標準断面で6mに持っていこうということで考えておりますけれども、工場側のほうに建物が立地しておりまして、その反対側を拡張する必要があるということになります。

す。その部分が、都城市の梅北町に含まれる土地であるということで、今回区域外の設置をお願いしているところでございます。

それから、計画につきましては総合振興計画、過疎計画のほうに載っているところでございます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

（「議長、もう質問はできんでしょう」と言う者あり）

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第53号から議案第56号までの以上4件は、配付いたしております議案付託表のとおり建設経済常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

—————・—————

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

—————・—————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

—————・—————

日程第7 議案第57号 宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結について

○議長（谷口義則）

次に、日程第7、議案第57号、宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので順次発言を許可します。まず、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○21番（徳峰一成議員）

まず、市長に1点質問いたします。この都城市とのいわゆる定住自立圏の形成等については、一昨年だったと思うんですが、平成21年に話があって、議会も全員協議会等で一定論議した経過がございます。あのときの議論というのは、肯定的に受け取る意見とか、あるいは全部肯定的じゃなくて、いわゆる都城市にのみ込まれるんじゃないかといった危惧というか、心配を含めての意見もあったと記憶いたしております。

市長に質問であります、この都城市とのいわゆる定住自立圏の形成についての曾於市としての基本的な考え方を聞かしてください。基本的な立場といいますか、スタンスといいますか、それを聞かしていただきたいと思います。というのは、先ほどの意見に関連して、私が見る限り、全面的な肯定的な評価はすべきじゃないと私は思っております。その点で聞かしていただきたいと思います。こういった点で、一応、対応を、これまでもそして今後したいと考えての今回の追加提案であるのか。これが第1点であります。

それから第2点は担当課長の答弁になろうかと思うんですけども、この協定を結ぶことによって特に都城のこの財源的なメリット、国からの交付税措置を含めて毎年どれぐらいあるのかどうか。

一方、我が曾於市の場合は、これを結ぶことによって財源的なプラス面があったのかどうか。あるのかどうか。あったとして、どれだけになるのか。これが質問の第1点であります。

第2点目は、今まではいわゆる協定、21年の協定は医療を中心として一定道路も含めた協定でありました。それに今回、この教育が加わる提案であります。今回、この協定を追加といいますか、追加するこのいきさつについても説明をしていただきたいと思います。

最初から、2年前から協定項目あったと思うんです。あったのに、今回、なぜこれを追加したのか。そのいきさつ、経過を含めて聞かしていただきたいと思います。すべて1回目の質問の、市長としてこの自立圏構想を曾於市としてどのように考えるかに、やはり関連があると思うんです。そのあたりも含みながら答弁をしてください。

以上です。

○市長（池田 孝）

都城市との定住自立圏構想でありますけれども、同じ生活圏の中で、いろいろとやはり協働、共助に取り組まなければならない点が多いかというふうに思います。ですので、このような呼びかけが、おっしゃるとおり都城のほうからあったわけですが、また鹿屋市のほうからも同じくあったところです。

そうした中で、鹿屋市には協定を結ばずに都城市だけ協定を結んだところで、ほかの曾於地域、肝付地区からは、どうして曾於は離れるのかというような意見もたくさんあったところでしたけれども、やはり生活圏を考えたときに、曾於市は向こうとは余り縁が遠いんじゃないかということでもあります。特に、この生活圏の中で救急医療、こうしたことが我が曾於市の住民にとってとても大事な人命を救わねばならない課題であるというふうに考えたところでありました。

そうした中に、都城市の医師会立病院も遠くはなるんですが、充実した形で移転するという形にも計画は、当時ももうなされていたところであります。そのようなことから、これは結んで、そして高規格道路の建設、そうしたものも急がなければならぬということで同調をさせてもらっております。

そうした中で、消防署のほうに救急高規格救急車というのも1台配置あったところでもあります。そのような御利益も受けておるといふふうに思っております。そうした経済的な効果、そこを期待をいたしております。

ほかは企画課長より答弁させます。

○企画課長（岩元祐昭）

第2点目の協定のメリット、プラス面、財源的ということですが、協定を組みました私ども曾於市におきましては、特別交付税で1,000万円ほど措置されているものと思っております。それと。

（「都城は」と言う者あり）

○企画課長（岩元祐昭）

都城は4,000万です。都城市が4,000万ということです。

3点目の教育が入るいきさつということですが、都城との広域定例月の基本構想のビジョン懇談会というのがございます。一般市民の方々も入っているわけですが、そこの中でいろいろと将来像ですが、そういった話し合いがなされます。そして今回、教育等についても、やはり関連性があるということで取り組むべきではないかという意見も出たところです。

また、総務省の定住自立圏構想の推進に関する懇談会ということで、ここにおいても、今まで議員がおっしゃるとおり医療、産業等についていろいろと連携をしているところですが、教育の分野も入れるべきということで答申がなされて、今回のことになったところでございます。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

課長、都城は4,000万、曾於市は1,000万ですか。いや、まあいいです、2回目で。都城4,000万だけですね。一応、確認いたします。財源的には、国からの交付税は都城だけの4,000万、都城だけが恩恵を、曾於は1,000万ですね、1,000万。都城が4,000万ですね。

（何ごとか言う者あり）

○21番（徳峰一成議員）

まあまあ、いいです。じゃ2回目にしてください。私は、曾於市が幾らで都城市が幾ら、具体的には財源的に交付税等で恩恵を受けてるんかという質問だったんで

す。

議長、2回目質問に移る前にもう一回答弁もらっていいですか。そうじゃないと、2回目以降質問はできんもんだから。じゃ、もう一回、確認、その分答弁してください。

○企画課長（岩元祐昭）

申しわけございません。事業について、最初中心市宣言を都城市さんがなされました。そのときには約2億円ほど、基金積立ということで都城市さんに行っております。それで、その基金を取り崩して3年間、23年度で終わりですけれども、それを取り崩して都城市さんは事業をされております。我々の曾於市に関連する事業もです。

私が言ったのは財源的措置ということで、中心市にはそれ以外に4,000万、そして。

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（岩元祐昭）

毎年です。我々曾於市には1,000万ということで措置されてるところでございます。

（「毎年1,000万」と言う者あり）

○企画課長（岩元祐昭）

毎年です。以上です。

○21番（徳峰一成議員）

2回目の質問に移ります。曾於市の場合も1,000万は毎年交付税があるということであります。質問であります。課長になろうかと思うんですが、曾於市は掲げてありますように平成21年の10月6日付で、一応この自立圏形成については協定を都城市との間に結んでおります。そうですね。結んでおります。

質問であります。例えば、まだ都城と合併してない三股等については、どういった協定がうたわれているんでしょうか。曾於市の場合は、先ほど申しましたように医療と若干の交通がこれまでは中心であり、今回教育が追加するということですが、ほかの町の場合はどうなんですか、具体的に、それを聞かしていただきたいと考えております。

やはり、すべて全般を含んだ形で、もともとは国としては法律を制定したと思うんです。その中で曾於市の場合は、くどういようですけども医療と若干の交通と、そして教育が今回加わるということでございます。

なぜ、そういった質問をするかという、曾於市にとって、やっぱり私としては具体的な一つ一つやはり検討していかなければいけないと思っております。総体的

に見てどれだけプラスとなるかと。プラス面だけではないと思うんです。こういった問題というのは。その点で、どういった点がまだ入っていないと、曾於としては入ってないって。あるいは入る必要はないって、現状では、あるいは当面の間という点も、ここで曾於市として聞かしていただきたいと思うんです。市長でもいいし担当課長でもいいんですが。全体像が、私たちわからんもんだから、議会として。そのあたりについて説明してください。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

1点目の他の市町との協定ということですから、すべてこれは一緒でございます。同じ案件、圏域連携について事業を行っているところでございます。

次に、今後の課題とか、そういった形だと思いますけれども。

（「（項目は何があるんですか。ほかに項目は何があるんですか。そのほかに何があるんですか」と言う者あり）

○企画課長（岩元祐昭）

はい、わかりました。今、教育が出てますけれども、このあと考えられるのはビジョン懇談会、先ほど言いましたように、そういった形で、委員の方々から都城市との連携している事業とこういった事業が行えないかということで出されるわけでございます。

また、専門部会等もできておりますので、また役所の担当と各3市1町の担当の方々が一緒に集いますので、そこらあたりで連携する事業を模索することになっております。

今のビジョン懇談会のほうで言いましたけれども、教育関係も今回出たところですけれども、その他に地域公共交通ということが出てまいりましたけれども、これについてはまだちょっとそぐわないというようなことで、これは留保されているところでございます。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

3回目でありますけれども、今までのこの答弁を聞く限りにおいてプラス面しか見えないです。危惧される点、マイナス面は聞こえてこないちゅうか、答弁の中からもですね。そのように単純に受けとめていいのでしょうか。受けとめてです。

それで、2年前に全国的に曾於市だけじゃなくて議論したのは、やはり結果として大きな市に中心都市に周辺の町村はのみ込まれるんじゃないかと、巻き込まれるんじゃないかというのが全国の市町村で、この問題でも出たんです、声が。

我が曾於市の場合はどうであるのか。課長のほうで、現時点で、こういった点は、

やはりプラス効果が大きい。現状では、こういった点は、やはり今後慎重に検討しなけりゃならないという分析的な説明と答弁が欲しいんです。すべてが、プラス面だけじゃないと思うんです。この国が掲げているこの定住自立圏については。現状で、我が曾於市の観点・視点から見て、現状ではその点どうであるのかを、3回目の質問でありますけども説明と答えをしていただきたいと思います。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

今まで都城市さんと、私どもこの定住自立圏の締結については前向きに考えております。やはり曾於市だけではできない部分、議員も御存じのとおりだと思いますけれども、都城医師会のほうにも救急搬送、やはり連携した取り組みがなされております。

また、今後、いろんな防災面でも、大隅消防組合等は支援体制を締結いたしておりますし、また防災に対する合同訓練等も行うことになっております。それと、曾於市から都城市に通学する子供さん方も271人というような数字も出ていますので、このつながりというのは、まず大きなものがあると思います。

デメリットといひましようか、考えられる案件としましては、今後、専門部会等も担当者がいますので、やはり都城市さんにのみ込まれることなく、定住自立圏です。定住をふやすための施策とか、そういうのは事業を模索していくわけですから、その辺は充分気を付けていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（谷口義則）

次に、土屋健一議員の発言を許可いたします。

○4番（土屋健一議員）

議案第57号、今同僚議員が質問をされまして、今回、変更協定の追加がなされるその背景についてはうかがい知ることができたわけでございますけれども、この協定の追加項目を24ページで分析をしますと、まず公共施設の相互利用というのが上げられております。これはもう今で上げなくても相互利用というのは十分なされておると思っておるんですが、追加されてよかったなと思っております。

それから圏域文化の保存・継承・発展、これもやっぱりもう実際に行われているところでございます。

3番目が特色ある教育の推進ということで、質の高い教育環境を整備すると。甲の役割、乙の役割、これそれぞれあるわけですが、実は、この協定の追加しなければならなかった背景に私なりになるほどと思うのがありますので述べておきたいと思いますが、実は、この3番目の特色ある教育の推進、これが実は大変意義がある

んです。都城市にとっては、実は大学なんです。南九州大学なんです。この生徒さんをいかに多く募集するかということで今必死になられておる。その中で定住圏の中で御協力いただきたいというのが、実は背景にあるんです。

実は、そのフォーラムにも、私も2回ぐらい出席をさせていただいたことがございますので、これも大変結構なことではないかと、そのように思っているんです。

そこで質問なんですが、通告にはなかったんですが、我が曾於市においては、この協定にかかわる曾於市教育委員会の合議、これがなされているのかどうか、お答えください。

次に、公共施設の相互利用というのが出てまいりますと、曾於市の公共施設の利用料金と都城市の利用料金と、これ差異があると思うんです。そこらあたりがあれば、このまま置くのか、それとも若干の修正を加えるのか、そこらあたりをお尋ねしたいと思っています。

公共施設の相互利用の中で、実はあるスポーツの種目、率直に申し上げますけれども、フットサルという室内でサッカーをする競技がありますけれども、このフットサル競技の練習を財部町農業者トレーニングセンターで断っている事実があるんです。これは、断る理由が恐らくあったと思うんです。そこで、条例上問題があったのかどうか、そこらあたりを1回目の質問をさせていただきたいと思います。

○企画課長（岩元祐昭）

1点目の協定にかかわる合議というようなことでございますけれども、これにつきましては、先ほども申し上げましたように、ビジョン懇談会からの意見ということで、協議会を市長、議長との協議会を開いておりまして、それを合議だということで私ども認識いたしているところでございます。

公共料金の利用等につきましては、申しわけございません、社会教育のほうでよろしくをお願いします。

○社会教育課長（中峯健一郎）

都城広域定住自立圏構想に協定している都城市、三股町、曾於市、志布志市においては、この教育文化分野で公共施設の相互利用が検討課題になっております。ただ、各市町の利用料金には差異があり、例えば文化ホールを1日利用するとした場合に、財部のきらめきセンターでは3万6,750円になりますが、都城市のほぼ同規模のホールでは6万3,300円ほどなるようです。また、バレーボールのために夜3時間程度体育館を利用するとした場合には、財部の農業者トレーニングセンターでは1,000円ですが、都城市の似たような体育館では1,858円になるようです。

このように、使用料は各施設の規模や設備等によって異なり、総じて曾於市のほうが低料金になっているようですが、定住自立圏構想では、公共施設の相互利用す

るに当たり料金の改正は必要ないと考えます。ただし、使用料金の免除規定や利用の優先順位等については検討する余地があると考えます。

2点目のフットサルの件ですが、財部の農業者トレーニングセンターでは、フットサルの利用は御存じのとおりお断りしております。理由は、条例上の問題ではなくて施設管理上のことであります。御存じのとおり、フットサルはサッカーボールを足でける競技ですが、トレーニングセンターの壁はそれに対応した構造になっておりません。

合併直後、利用させてくれという一時要望がありまして、一時試験的に利用を許可したところ、体育館の損傷がひどくて取りやめた経緯があります。ただ、末吉の総合体育館では壁が少し頑丈ということもあり、ネットを張ったりして対応することで許可しているところでもあります。

以上です。

○4番（土屋健一議員）

利用料金、安くして財部トレーニングセンターをより活用していただいたほうがいいのかと、そのようには思っているところですが、この必要があれば、また見直されたほうがよろしいかというふうに考えています。というのは、市民の中から、その財部のほうが何もかも安いということが言われておるんです。ですから、減免措置等もあるんですが、時間をかけて検討されたほうがよろしいだろうと思っています。

2回目の質問ですが、教育長に基本的な考え方を聞いてみたいと思います。私が思うに、教育というのは「教える育てる」ということだろうと思います。エネルギーを持て余した青年たちが、農業者トレーニングセンターでフットサルを楽しく汗をかきながらやっていた時期があつて、壁が壊れるということでお断りをされている。私は、教育的見地から見ると正しくは思いません。廃除は、あなた方はここに来ちゃいけないんだよという廃除なんです。廃除。わかりますね、断るということは。青少年を取り込んで教えて育てるというのが社会教育ではないんですか。

社会体育は、エネルギーがあり余っている青年たちを発散をさせていく。それが社会体育の一つの私は目的だろうと、そのように思っています。合併後、フットサルは壁を傷めるのでお断りをしますという。これは教育上、正しい判断ではないと思います。

そこで御提案をしたいんですが、フットサルで使っても大丈夫なように、少し荒目の網を引くとか、壁に、その時間帯だけでも若干の補強材をあてがうとか、そういったことをしながらより使わせるというのが、これ社会体育、社会教育ではないかと思うんです。

つまり、ここであな方が来ると都合が悪いので、この施設は使っちゃいけません、これも使っちゃいけません、ほかに行ってください。都城の沖水の体育館に行ってるんです。財部のフットサルのチームは。これが現実なんです。なぜ曾於市は、「いやあ来なさい」と、「設備のほうは、我々のほうで余り金のかからない方法でやりますから」と、「青少年、ここで頑張って練習しなさい」って、なぜそういう教育ができないのかなと、私は一議員でありながら疑問に思っているんです。社会体育、社会教育の教え育てる、この教育のより充実を御期待申し上げる次第であります。御答弁がありましたらお願いします。

○教育長（植村和信）

教育につきましては、議員のおっしゃるとおりだと思います。このフットサルにつきましては、当然申し出がありましたときに、これは傷むであろうということは予想されましたけれども使ってくださいと、使ってみないことにはわからないということで許可もしたところございましたが、余りの傷みのひどさにちょっとストップをかけたところでございます。

ただ、ネットを使うとか、場所をより強固な壁がつくってある末吉の体育館等を紹介したはずでございましたが、今またこの申し出がございまして、私どもも少しでも市民の皆さんがいろいろと満足してもらえる環境施設を整えなきゃならないだろうということで、今議員のほうでヒントを下さったとおり、ネットを張るとか、あるいは補強のできるような材料等もあるような情報も一応集めましたので、前向きに早急に検討しなきゃいけないなということを確認し合ったところであります。

以上です。

○4番（土屋健一議員）

もう3回目になりますか。3回目、はい。ここに立っていますと、若干こう上気してまして何回目かを忘れてしまいました。もう3回目でございますので、教育長が新しい方向性を提示いただきました。私は、教育は、なるだけ取り組むと。少々のはことは公のほうで態勢整備をしていくと。青少年たちよと、思い切ってやりなさいと、こういった方向のほうで教育にふさわしいんじゃないかと、そういう気がいたします。

定住自立圏、まだ申し上げたいことはあるんですが、企画課長、高校再編等も大学の問題も語られる。高校再編も、この定住自立圏の中でやっぱり話が出てくるべきではないだろうかと、そのようなこともございますので、答弁があればお答えいただきたい。この協定は、力強く推進をしなければいけないと思っております。

○企画課長（岩元祐昭）

高校再編の関係ですけれども、今回、協定を結ぶのが、ほとんど社会教育分野の

ものがよく目につくかと思っております。議員のおっしゃるとおり、高校再編、教育関係についても一応特色ある教育の推進というような形で出ておりますので、今後の推移を見守りたいと思っております。

以上です。

○議長（谷口義則）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

○16番（五位塚剛議員）

議案57号について質問したいと思います。この間の議会での一般質問との関係で、今回は、教育の分野についてが協定書の変更ですけど、この審議をする当たり、教育委員会としてこの議案について、協定書について審議がされたのか、これが第1点。この内容についてです。

第2点、今土屋議員も言われましたが、教育の推進という中で、私は曾於市内の子供たちが都城市のほうにもたくさん行っております。一方また明らかになったように、曾於市内の学校に都城市の子供たちもたくさん来られておりますが、そういう意味では、ここの文言の中に、協定書にやっぱり学校の強化という意味で高校存続という意味でも大事な問題だと思うんです。なぜ、その内容が一つも入っていないのか、議論されなかったのかお答え願いたいと思います。

○教育長（植村和信）

この問題につきましては、まだ十分審議できた状況ではございません。今後、定住促進の事業を推進していくに当たり強化していかなきゃならない状況だというふうに思っております。

○16番（五位塚剛議員）

市長にお伺いしたいと思います。市長、現状としては教育委員会は、この協定書について深い議論がされてないということですけど、やはりこの内容は、やはり教育委員会も交えて議論すべき大事な内容であると思っておりますけど、当然、これは今議会に対する提案ですけど、場合によっては議会の中で議論がされて、そういう高校の再編を含めたやはり活性化のための定住の問題ですので、文言の訂正も含めて、あり得たら提案ができるのか確認を求めたいと思います。

○企画課長（岩元祐昭）

まず、定住自立圏の流れですけれども、先ほど言いましたようにビジョン懇談会、いろいろと提案、事業等についての御提案をいただきます。それをもんでもらいまして、市長、議長以下協議会の委員のほうに諮りまして、そこで一応決定をなされます。それにおきまして、ここに今回定住圏の協定書変更の協定書ですけれども、

これについては、これを一つの目安として、この中でいろいろと今度は担当の教育委員会のほうが入り、社会教育課が入り、そして関連する専門部が入ってきますので、そこでいろいろと協議がなされるものと思っております。

それと、高校再編ということがありますけれども、協定項目については、高校再編の存続については特色ある教育推進の中で論議が出てくれば、そこで論議をしても構わないような気もいたしておりますけれども、文言の変更等については、また協議が必要になるかと思っております。

以上です。

○16番（五位塚剛議員）

大事な問題を私たち議会に提案されてるわけです。ですから、ここに提案される前に、やはり市当局は教育委員会も交えて議論した上で、やっぱり提案すべきだと思います。

それで、これが可決した後に各今後の委員会で審議するというのも一つの手でしょうけど、やはりここに私たちの市民の前に提案する前に、もっと教育委員会も交えたこの高校のあり方も含めてやるべきじゃなかったかと思えますけど、市長のちよっと考えを聞かせていただきたいと思えます。市長の考え。教育委員会も、全然これに携わってないということですけど、これではまずかったんじゃないかと思うんですけど、市長の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○市長（池田 孝）

今、企画課長から答弁した形で流れておる状況であります。もう少し教育委員会とは協議をすべきだったなあとというふうに思います。急いでまたそのような場を持ちたいと考えております。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第57号は、配付いたしております議案付託表のとおり総務常任委員会に付託いたします。

—————・—————

日程第8 議案第58号 指定管理者の指定について（財部交流館）

日程第9 議案第59号 指定管理者の指定について（末吉老人福祉センター）

日程第10 議案第61号 指定管理者の指定について（大隅農村環境改善センター）

日程第11 議案第62号 指定管理者の指定について（大隅農業構造改革センター）

- 日程第12 議案第64号 指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）
- 日程第13 議案第65号 指定管理者の指定について（下水道浄化センター）
- 日程第14 議案第66号 指定管理者の指定について（財部南地区公民館）
- 日程第15 議案第67号 指定管理者の指定について（大隅高齢者コミュニティセンター）
- 日程第16 議案第68号 指定管理者の指定について（財部北地区生活改善センター）
- 日程第17 議案第69号 指定管理者の指定について（財部中谷地区集会施設）
- 日程第18 議案第70号 指定管理者の指定について（青少年館等）
- 日程第19 議案第71号 指定管理者の指定について（末吉高松イベント広場）
- 日程第20 議案第72号 指定管理者の指定について（末吉寺田コミュニティ広場）
- 日程第21 議案第73号 指定管理者の指定について（市民プール）

○議長（谷口義則）

次に、日程第8、議案第58号、指定管理者の指定について（財部交流館）から日程第21、議案第73号、指定管理者の指定について（市民プール）まで、以上14件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

（「議長、答弁まいで大丈夫ですか」と言う者あり）

○議長（谷口義則）

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時44分
再開 午前11時45分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○21番（徳峰一成議員）

議案の58号から73号の指定管理者の指定について質問をいたします。結論的に申し上げて、私は初歩的で重大な間違いを犯した議案じゃないかということを受けとめております。それを前提にして、まず1回目は5項目の質問をいたします。答弁漏れのないようにしてください。

まず質問の第1点であります。提案されている議案については、すべて随意契約であるのかどうかの確認であります。これが質問の第1点であります。すべて随意契約か。

質問の第2点目、随意契約であっても競争入札と同様に指定管理料を初め管理に

必要な要件は当然前もって協議されなければならない、そして今後、協定書を取り交わすものと理解してよいのかどうか。今後、行いますじゃなくて、事前のそうしたことを行わなければならないけども、そのように受けとめていいのかどうか。

質問の第3点目、では指定管理料はそれぞれ幾らということで準備された上での提案であるのか。これが3点目であります。

それから4点目の質問は、お聞きしたところでは、提案された議案については指定管理料はまだ決めてないというふうに聞いておりますが、指定管理料を決めないで今回議案として提案した理由はなぜなのかです。これが質問の4点目であります。

それから質問の最後の5点目ですが、指定管理料を決めず提案したのは、議案の体をなしていないのではないのかといった質問であります。議案の体をなしていないのではないかと。根本において、私は正しくないと思っております。根本において。市当局は、そのようには考えていないのかどうか。もし考えてないから提案されたと思うんです。その考えてないのならば、その考えてない理由を具体的に説明してください。

以上、答弁漏れのないように3回の制約された質問でありますので答えてください。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

議案の提案が随意契約であるかということでございますが、随意契約と、これは協定でございますので契約という部類に入りませんけれども、これは一応向こうからの申請に基づきまして、団体ですが、とっておりますので、そういったものでございます。

なお、今回の指定管理者につきましては、前回も同じ業者といいますか団体でございますので、大体全体の金額については、それを参考にされて決まるということです。

（「1・2・3・4・5というふうに聞いてます。具体的に1・2・3、1番目が随意契約なんですかという質問なんです」と言う者あり）

○財政課長（池之上幸夫）

はい、1番目は随意契約と。結果的には、前のところと一緒ですので、同じところですので、ですけれども、この随意契約という随意契約に当たらないというふうに思っております。

それから2番目、随意契約であっても協定書を取り交わすということですが、これも今申し上げましたように随意契約と考えておりませんが、協定書は取り交わしていくということになります。

なお、これにつきましては、今回切りかえ時でございますので、基本協定、年度協定ということで二段階でつくっていくことになります。

（「だから準備してるのかという質問です」と言う者あり）

○財政課長（池之上幸夫）

これは一応は検討はしてあると思いますが、まだ成案の段階ではないというふうに思っております。

（「管理料を初めという質問です。指定管理を初めとする。2番目の質問は」と言う者あり）

○財政課長（池之上幸夫）

これは契約書は取り交わすということになります。

3番目ですが、指定管理料を決めての提案であるかどうかということですが、まだ決定はしない段階での提案でございます。

指定管理料を決めないで出すのはおかしいということですか。これについては、指定管理につきましては、まずあらかじめ議会の議決を経なければならないというのがございますので、今やってるのは、この議会の議決を経ていただきまして、認めていただきますと、次の段階に移っていくということになります。

しからば、金額等はどこで提示されるのかというのがございますが、これにつきましては、今、これは4月1日からのスタートでございますので、当初予算のその分に出てくるということになります。

それから指定管理料を決めないのは、体をなしてないということですが、そちらからも言われましたが、一応、こちらとしては考えていないところでございます。指定管理が4月1日からスタートしますので、その前の段階での団体の指定ということで今回お願いいたしてるところでございます。

（「2回の質問の前に1点だけ。いいですか」と言う者あり）

○議長（谷口義則）

2回目の質疑でやってください。

（「2回目始まる前に答弁漏れ。私、座ったまま、5番目の質問に、指定管理料を決めないで提案したならば、根本において正しくないと思ってるけどもそう考えないのか。考えないんだったら、その理由を説明してくださいという質問なんです。指定管理料を決めないまま提案したのは、正しくないと思ってなかったら正しいと思ってるの提案だったら、その正しいという理由を示せ」と言う者あり）

○議長（谷口義則）

ここで徳峰議員の質疑を一時中止して、昼食のため休憩いたします。午後は、おおむね1時から再開いたします。

休憩 午前 11 時 51 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰議員の質疑を続行いたします。

○21番（徳峰一成議員）

2回目の質問に移りますが、幸いといいますか、議案の63号にも関連して質問する機会があって9回は質問できますので細かく質問してまいりたいと思います。

2回目の質問であります、全体として課長答弁は全く理解できません。繰り返しますが、私は、初歩的で重大なこれはもう問題のある間違った提案であると確信をいたします。その点で2回目の質問であります。まず、市長か副市長どちらでもいいですが質問をいたします。今回のこの指定管理については、すべて指定管理料、一つとっても指定管理料については定めないまま、決めないまま議会提案を行っております。これは、もう根本において私は間違いじゃないかと思うんです。根本において間違いじゃないかと。そう思われんのかの質問であります。思ってたから思っていない理由を聞かしていただきたいと思います。これが質問の第1点であります。

第2点目、関連して質問いたします。どなたでも答弁はよろしいです。なぜ指定管理料を決めなくて提案したのは間違っているかという、これは幾つかのサイドから説明ができるわけでありましたが、とりあえず2点、その理由を述べたいと思います。

例えば一例で言いますと、建物や道路などの、いわゆる請負工事においては、議会に提案する場合は、請負金額を決めて、もちろんそれに類しての工期等も含めて一通り決めてから、内定してから議会提案を当然のことながら行っておりますが、今回のこの指定管理については、業者名だけ、団体名だけ提案して金額を定めないということは、請負工事で言いますと業者名だけ提案して、そして議会の議決を経ってから請負工事額を決めるようなもんなんです、形としては。この一点見てもおかしいじゃないですか。あとは、議会としては知る由がないんです。もし、仮に今回の指定管理を議会が決めた場合は。じゃ、指定管理料は幾らで決まったんかは聞かなくてもわかんんです、事後。議会に報告義務がないわけでありますから。これほどおかしいことはないでしょ、この一点とっても。

2点目、関連いたしまして、これまでも例えば指定管理を選定する場合、複数の業者が、いわゆる入札に参加する場合は入札を行っていました。いっぱい資料を手

元に持ってきております。大きな事業では、教育委員会の図書館の管理指定、教育長、そうですね。あるいは問題となっている財部の温泉センターについても、これまで何回か、いわゆる選定の中での入札を行いました。その場合は規定に基づきまして指定管理料を含めて条件を出していただいて、そして選定委員会で総合的に判断して、一応1団体業者に決める。それを踏まえて議会には提案しております。

ですから、これまでも私だけじゃなくて、議会議員が指定管理料は幾らですかと本会議で質問すると、これだけありますということで明確に答えた例がもう過去何回もあるでしょ。こうした競争性のある複数の業者が競い合う形での指定管理については、そうした形で、当然のことながら指定管理料を決めております。また指定管理料を決めなければ提案はできないです。競争し合ってるわけだから、事前に。

しかし、今回は、いわゆる随意的なやり方で提案しているから、指定管理料をまだ決めてない。随意的なやり方というのは、前もって指定管理料を決めて、そして議会提案するというのが、これは例えば今申し上げました複数の業者が競い合った形での例に照らしても当然のことではないでしょうか。そうした点が指摘できるかと思います。

2点目の質問でありますけども、今の点に関連して、競争的な選定におきましては、指定管理料を決めて議会提案をしています。しかし今回の、いわゆる随意的な指定管理については、これを定めていないと、同じ指定管理団体の提案でありながら、これおかしいんじゃないですか。一方のほうは、指定管理料をあらかじめ決めて議会でも答弁ができる。一方のほうは今回の提案してないという。行政のありようにおいてそれはおかしいんじゃないですか。その違いを説明してください。もし間違いなかったら、違いを。今後出てきますよ、今後も、そうした手法で議会が認めると。これが質問の2点目であります。

それから3点目、私は率直に言って言葉がきついですけども、今回の提案については深く考えなかったんじゃないかと思います。もっとあえて言いますと、もっと言葉厳しいですが、感覚、私は判断材料というか、麻痺していたんじゃないかと思います。中学生でも深く考えたら、これは判断できる内容ではないでしょうか。中学生でもです。今私が質疑している内容についてはです。その点で3点目の質問でありますけど、ではそもそも指定管理における議会への提案、議会への提案の今回の議案、議案の定義を説明してください、定義を。指定管理における今回のような議会に提案する議案の定義。議案の定義を説明してください。これが3番目の質問であります。

あわせて質問いたしますけれども、である以上、どう考えてもおかしい。もうこ

れは考えれば考えるほど。市長に質問いたします。こうした根本において、私は間違いがある。これはもう見解の相違とかいった問題じゃ、もう全然違います。恐らく委員会付託になっても、判断力ある私たち議員、この問題では議員であると私は確信いたしておりますので、全会一致ですべての議案、これは否決せざるを得ないと思うんです、これは。今後ともありますので。

ですから市長に質問をいたしますが、これはこの段階で、議会の議決、同意を得て、撤回して、改めて提案し直すべきじゃないでしょうか。私は、出された指定管理団体がいいかどうかということは1回も聞いてないし、その点からの質問じゃないんです。それ以前の問題なんです。それ以前の問題。その団体がいいかどうかの質問する以前の問題を私は質問してるんです。ですから、一たんもう出直す、撤回して。そして、来年の3月当初予算で、きっちりと提案すると。

付言いたしますと、本来、この種の提案は、お金がかかると、指定管理料を含めて。ですから、予算を伴うものですから予算とセットで提案すべきじゃないでしょうか。予算化もまだできない、してないでしょう。3月議会だったらできるんです。あるいは年度途中の定例議会における年度途中からの指定管理だったら補正予算を含めてできるんです。

しかし、来年の4月1日からの施行日だから、今の段階じゃ、予算提案もできないと。これも根本からおかしいと。予算を伴う以上、予算とセットでこれはやるべきです。これも例を言いますと、請負議案で、ある業者を提案した。しかし、予算提案が同時に行われてないようなものでしょ。これから予算提案を行いますよって。現象としては、形としては。

ですから、一たん撤回して、来年の3月に予算提案を含めてセットで、指定管理を含めて協定書に締結に必要な要件も準備して、議会の質問に答えられる形で私は提案すべきじゃないかと思うんです。これが最も本来でオーソドックスな私は議会との関係での提案、いわゆる議案じゃないかと思うんです。その点で、市長の答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○市長（池田 孝）

指定管理料とセットして出すべきであったんじゃないのかということでもあります。これは、大体随意契約、今までの業者であるという形のもとに、そのようなことになり、そしてまた次の議会で金額は定めて議会に提案するという形になるところです。そのようなことから、この業者、こうしたことをお願いするという形になったところで、これは間違っていないというふうに考えております。

議会の議決によって、これはもう撤回すべきじゃないのかということでもあります

が、議会の議決が、そのようになれば、当然、また次の議会にでもセットで提案することになるだろうというふうに思いますが、そこは判断の仕方がちょっと違うのかなあというふうに思っております。私としては、これで正しいというふうに考えております。

ほかについては担当より答弁させます。

○副市長（中山喜夫）

指定管理の係をしておりますので答弁をさせていただきます。

まず、議員に認識していただきたいということは、やっぱりこの指定管理制度というのは、入札制度とは全く違うものだということを御理解をいただきたいと思います。入札制度というのは価格の勝負でありますけれども、この指定管理者制度というのは、御承知のとおり、金銭的なことは無視しなさいというわけじゃありませんけれども、最も安い方法で、しかもサービスは最高のものを求めるということで国の制度でこういうふうになったところでございまして、我々も不本意なところもありましたけれども、機械的に委託制度、いわゆる直営からこの指定管理者の制度に移管したというのがございました。

顕著なものがやっぱり公民館とか、そういうものであったところで、こういったところには、余り指定管理者にしたメリットというのは感じないということでございます。今もそう思っておりますけれども、やっぱり収益を目的とするのには、あくまでも行政がやるべきことだけではなくて、やっぱり公がやるべきものをやっぱり民間に分けて、そして能率を上げたり、そういったノウハウを利用してサービスを向上させるのも一つの方法だったということをまず理解していただきたいと思います。

したがって、落札とか、そういう言葉はなくて、ですから協定というようなふうには課長も言ったところでございます。協定書を結ぶというようなことになってます。その根拠は地方自治法の244条の2に新しい制度としてまとめられておりますので、そこをもう一度確認してくださればありがたいなと思っております。

ただ、こういった施設を民間にお願いする以上は、我々がまずその前段で決めて、市長の許可をとって、こうしてきょうは出しておりますので、その辺が根拠になるだろうと、議会に提案する根拠になると思ってます。それは、指定管理委員会というので公正な立場でもんで、そして市長に提言して、よかろうということできょうはお願いしておりますので、先ほどの3番目の指定管理の提案の議案の定義というのは、その辺になるのではないかなあと思ってるところです。

御承知のとおり、これは公募という制度が基本ですけれども公募によらない方法というのもありまして、これはあらかじめこういう場合は公募によらなくてもいいよ

というのがございまして、それは条例の第5条に規定しておりまして、それに基づいて、これに該当するということで27の施設を非公募として、きょうはお願いしてるところで、今の議案は、ほとんどこの非公募で、主なものは、当該施設の性格、規模、機能等を考慮して、その設置目的を効果的、かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことによって、事業効果が明確に期待できると判断するときは公募によらなくてもよろしいですよという規定がございまして、これをお願いしてるところでございまして。

後の提案するものは競争性がありましたので、これとちょっと違うと思いますけれども、今お願いしてるのはこういうことでございまして。

予算が、なぜセットにならないのかと言いますと、この法に基づきますと、我々がこうして審議したものは、議会の議決をいただいて、団体を決定するということに対して議決を求めているところございまして、金額は後ほど、またそれぞれの課がその団体と協議して、こちらが最もいい方法で事業をお願いする以上は、これぐらいかかるだろうというようなことなどもありますので、その施設によってやっぱり違うということですね、こちらの希望と。そのためには、各課は、それを包括できるような予算化してくるだろし、その中で、しっかりした協定額を組むと。そして、これは新年度予算、24年度で執行するため3月に上程するという事で分かれて提案するということも御理解いただきたいと思います。きょうは、まずこの団体を御承認くださいということをお願いしております。

以上であります。

（「議案の正当の理由何ですか。議案の定義。それを、条制上、議案の定義、指定管理における今回議案です。議案の定義を説明してください」と言う者あり）

○副市長（中山喜夫）

議案の定義というのは特にありませんけれども、今申し上げましたこの条例等によって、こちらの公募によらない方法でできる方法というのに該当しましたので、これに基づいて出しているということですから、この辺がやっぱり定義づけされるのじゃないかと思っております。

○21番（徳峰一成議員）

あと7回質問できますからね。まず、市長に1点質問いたします。指定管理料を決めてないが、これは後に議会で説明したいということでございしますが、この議会に説明、本会議で正式に説明する義務は、もうないと思います。今回が最初で最後、指定管理についてはです。単独の議案としては。ないから私言ってるんです。あるんだったら教えてください。ないから、根本においておかしいんじゃないかって。

次に、中山副市長とやりとりしましょう。中山副市長の説明は全部、私もう前提

条件で質問してるんです。もう弁明としか私聞こえないです、中山さん、残念ながら。もう、そもそも論を考えていただきたい。もう長年、旧町や市で働いておられるんだから、そもそも論、そもそも論。もちろん法の244の2というのは、最初に指定管理制度があったときに説明があったです、議会に。もちろん前提条件ですよ。

私は、もう指定管理料だけを取り上げてるんじゃないですよ。わかりやすいから指定管理料を私は取り上げたわけであって、そもそも論で考えていただきたいと思います。そもそも論。つまり指定管理を指名する場合は、自治法で議会の議決を必要とするということが前提です。これはもう答弁よろしいです。そうした場合に、これを随意的にやるか、あるいは競争的にやるか。私はだからもうかみ合った議論するために、競争入札とか随意契約とかは2回目以降使ってないですよ。随意的とか、競争的ということを言ってますから。いわゆる競争的な性格がある場合は、お互い競い合わせると言ってる。さっきも言いましたが、競い合わせて、そして行っております。

実際、これまでも指定管理団体においては、今提案されとる議案の中を含めて、競争的に過去競わした事例が幾つもあるでしょ。その場合は、指定管理料を含めて、それがもちろんすべてじゃないですよ。指定管理料を含めて、もろもろの要件についてどういった、もし指定された場合は管理を行うかということを出させて、そして総合的に市内部の選定委員会で配点して、総合点が高かった業者を指定すると。

そして、それを踏まえて、議会にこれまで提案しているでしょ。ですから、議会の質問でも指定管理料は幾らですかといったらもう決めてるわけだから、あらかじめ幾らと答えています。もちろん、それ以外についてももう準備しています。選定作業の中で。ですから、議会の議決を経たら、それを踏まえて、年度協定等を含めて協定を取り交わしております。これが本来のあり方だと思うんです。本来のあり方。これはそうした公募であっても、あるいは随意的な場合もです。それを今回とられていないというのがおかしいんじゃないかと。おかしくなかったら、比較参照の上で説明をしてくださいという質問なんです。比較参照の上で。

そうでないと、議会として根本において判断材料がないです、議案審議の中においても。その業者がいいかどうかというぐらいはできるでしょう。だけど私から見たら、もうそれはそれ以前の問題だから、今私の質疑というのは。その団体業者が適切かどうかというのは、2番目の問題なんです。質問した問題です。その前提条件が、根本が欠落している。これはおかしいじゃないかと。それでもおかしくないということですか。

もう潔く、その点は、今後のこともあります。来年以降のこともありますので、今後の。こんなへんちくりんな提案はもうすべきじゃないです。今後のこともあります。

ますので、あっさりこの点は、すっきりした答弁をしていただけないでしょうか。答弁をしてください。

○副市長（中山喜夫）

今度、これに当たっての指定管理者の委員会を開きました。そこには今言われるように、昨年度の決算等も求めていますので、それに基づいて、ことしもこのくらいのもので私たちはやりたいという額はつかんでおります。

それに基づいて、こちらがもっと何かをさせたいというときには、それにプラスアルファをしたような予算を組まなければなりません。ですから、こちらの希望を、またかなえていただくためには予算とあれとは同時にできない場合もあるわけです。ただ、業者については、そういった選定に当たっては、当然御指摘があったように最も安くしたところあたりが最も配点が高く採点するようになっておりますので、そういったところは、向こうが出してきたものは十分考慮して採点をしたつもりでございます。

しかし、予算とそれとが必ずしも一致しないということは御理解をいただきたいと思います。そうしませんと、いろんな社会動静変動の場合に対応できないということなども出てまいりますので、その組んだ予算の中で指定管理料を変えなければならない。例えば、温泉センターの場合等もこういうことがありましたけど、あれも必ず一致はしてないわけで、予算の中でされているわけです。そういったことで、必ずしも一致しないということは申し上げておきます。

（「さっきの市長への質問、答弁してください、市長。後で、議会に報告するというのは、単独議案としてはないはずですよ。ないから聞いてるんですよ。ありますか」と言う者あり）

○議長（谷口義則）

以上で、通告による質疑は終わりました。3回目の質疑は終わりました。

（「議長、市長が答弁してないですがね。私の質問に」と言う者あり）

○議長（谷口義則）

先ほど求めたものに。

（「答弁させてください、答弁。何で切るか」と言う者あり）

○議長（谷口義則）

質疑は3回までです。

（「市長は答弁してないですよ。答弁してないから答弁してくださいと私2回言ったでしょうが、答弁させるのは議長の責任です。それだったらいかんですよ、いかんです。」と言う者あり）

○議長（谷口義則）

質疑は3回までというふうに決まっております。

(「そんなことじゃだめじゃ。なんだそりゃ」と言う者あり)

○議長（谷口義則）

議場の整理権は議長にあります。議長の指示に従ってください。

(「だめだめ」と言う者あり)

○議長（谷口義則）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

○16番（五位塚剛議員）

議案の58号から73号までについての一括的に質問したいと思います。

まず、この間の財部温泉健康センターに伴う指定管理でいろんな問題がありましたが、今回の指定管理の提案に対して教訓化されてるのがあるのか、お答え願いたいと思います。

それと、指定管理の期間が5年間というふうになっておりますが、別に5年間としなくてもいいわけですけど5年間とした理由を求めたいと思います。

次に、平成22年度の12月の28日に、前回も提案いたしました、総務省の通達で「指定管理制度の運用について」というのが市長あてにも出てると思うんですけど、これを参考にして今回も検討されたのか、この点です。

次に、今徳峰議員が質問した指定管理の問題を含めて、この指定管理料を含めて指定管理者と金額の打ち合わせが合意ができているのか、この4点をまず答弁していただきたいと思います。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

まず期間の問題でございますが、この5年というのは何か決まってるのかということですが、これにつきましては、過去ほかの施設でも3年であったり5年であったり、1年であったりする場合もございます。その施設の性格等を勘案して適宜決めるということになっておりまして、前回が5年だったということで、そこらあたりを中心に考えたところでございます。

ただ、無期限という定め方はおかしいのではないかという議論もございますので、大体選考の事例では3年から10年までのようですが、本市の場合は5年間が長いほうですので5年を定めたところでございます。

それから、今回の今までの反省をもとにしてやったかということですが、曾於市の指定管理者協定書の標準書式というのがございますけれども、この中で労働条件等がいろいろ疑問視されましたので、その中の28条のほうで雇用者の労働条件とい

うのを入れております。これは、これだけではございませんが、管理経費等の収支状況とか、そういったもの等の確認というところで、今まで雇用者の労働条件というのがございませんでしたので、これを入れていると。ただ、順次、毎年施設がかわっていておりますので、前のものについては入っていないかと思いますが、順次入れていってるといことがございます。

それと、選定委員会の中で、いろんな項目を設けますけど、視点といいますか、公募をする場合の、今回の場合は、これ非公募でございますので今の案件についてはございませんが、大体自治体のいろんな意見等を柔軟に対応できるかということがありまして、あるいはまた労働条件等をちゃんと守れるかと、そういった視点を持って公募の場合はやっているところでございます。

それから、総務省の事案を参考にしたかという点では、今言ったようなこと等を参考にしたところでございます。

それから、指定管理料等は合意ができてるのかと。まだ合意というところまでならないと思いますが、大概の今までの流れの中で打ち合わせはできておると。ただし、最終的な結論につきましては、先ほども申し上げましたように、提案ということではなくて、予算のそれぞれの費目の中に指定管理料というのは出てくるということでございます。

以上でございます。

○16番（五位塚剛議員）

今の当局の説明を聞きますと、基本的には、今回の指定管理については、全く今指定を提案された以外にはこの指定管理の公募をしなかったわけですから、全くそのことが知らされていないということが一つ。

それと、この指定管理を結ぼうとしているこの団体とは1年間の金額もまだ合意がされていないという問題。

それと、一定のこの間の国からの通達の改善という意味では労働条件の雇用の問題について別途文言を入れたという話ですけど、これはこの指定管理を提案するにあたり、すべての団体と、いつどのような形で文書の取り交わしがされているのかという問題も含めてお答え願いたいと思います。

それと、指定管理の期間の問題ですけど、この間、財部温泉センターの関係では5年にしたためにいろいろ問題があったわけですから、当然年度契約を、年度協定書も結ぶわけですけど、このすべての方々とも今回は年度協定書、もし何か問題があったら指定管理の罷免といいますか、これがちゃんとできているのか。このあたりの回答を求めたいと思います。

○財政課長（池之上幸夫）

各団体との文書の取り交わしということでございますが、これは当初予算等も先ほど申し上げましたように関連しますので4月1日をもって締結ということになります。これは協定書ということでございます。

ただ、今回は切りかえの時でございますので、基本協定、年度協定というのが取り交わされると。そして4月1日から発行するということでございますので、それまでの間にいろいろ細かい打ち合わせ等をしていくことになります。

それから、年度協定が守れなかったために罷免の制度があるかということですか。それは、いろんな報告書を出してもらいましたりするそういった規定もございますし、そしてまた立ち入り検査とか、是正勧告とか、そういったものも入れ込んでありますので、当然、それは余り好ましいことじゃありませんが、そういったものも出てまいります。ただ今審議していただいておりますのは非公募の分でございますので、そういったのは公募等の分が特に出てくるのかなあというふうに思っております。

それで、4月1日がスタートでございますけども、今お願いしてありますけれども、3月になりますと、もし変わった場合には、その指定管理者であったところと引き継ぎのところ、こういったところ等は相当混乱するんじゃないかというふうに思っております。ですから、余裕を持った提案ということで今回お願いしたところでございます。

以上でございます。

失礼いたしました。私は全部非公募と申し上げましたが、73号だけが、これは公募でございました。訂正させていただきます。

○16番（五位塚剛議員）

今、訂正がありました73号の市民プールについては公募であったということですが、実際公募に対して、どのような形での内容の公募だったのか。また、最終的には何社であったのか。公募に対して金額も提示はしなかったのか、そのあたりの確認を求めたいと思います。

○財政課長（池之上幸夫）

ただいまプールのほうの関係では、これも公募要項をつくりまして、それに基づきまして申請が上がってきておりまして、それをもとに選定委員会のほうで選定をいたしておりますが、これについては2社でございました。今やっているところと、新たにほか1社でございます。

その中で管理料はということですが、これについては一応収支計算書というようなことで、それぞれから上げてもらっておりますので、先ほど言われたような入札とか、そういったものではございませんけども、一応それぞれの収支はそれぞれ上

げていただいたところでございます。

以上でございます。

（「課長、メルヘンスポーツのほかのもう1社の名前は言えないんですか」と言う者あり）

○財政課長（池之上幸夫）

プールのほうは、総合人材センターでございます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（山下 諭議員）

私どもの委員会、件数がたくさん来ますので、ここで詳細に聞きたいと思っておったんですけども、皆さんと意識を共有するために、今の質疑を聞いておって二、三御質問をいたします。

まずこの制度は18年に、いわゆる小泉内閣の民間に活力をちゅうことで始まった制度だと思っております。そこでさっき中山副市長より、メリットの件についてちょっと説明があったんですけども、この指定管理者制度を入れて市の事務にどのようなメリットを与えているかと、あるいはこれはだめだったなあと思うことはなかったか。その点が第1点。

2番目に、契約ではないから、いわゆる申請があつて、こちらのほうで指定するんだと。契約だったら対等だけど、指定だから、一応は指定する側のほうが上に立つと思うわけでございます。そういうことで、契約ではないから一応このような議案になったんだという説明のように受け取っておるわけでございますけれども、しかし、3月の当初予算とセットで出されれば、「ああ、幾らの指定料が要ったんだなあ」ということがわかったわけですけども、今回はそれがなくて、会社の内容も、この公民館的なやつはわかりますけども、浄化センターを受けてるところとか、市民プール、これは今までやっていますから大体わかりますけども、そういう説明もないわけでございますけれども、全部非公募にしたという理由は特にあったのか。公募されてるのは市民プールだけのようでございます。

それから次は、やはりこういう地域の公民館等が指定管理を受ければ、それは別に余り大きな金額ではないからよろしいという意味じゃないですけども、余り考えるべきじゃないかと思うんですけど、いわゆる法人、会社が受けた場合、下水の浄化センター、市民プール、やはり会社のほうは利益を追求しておりますから利潤が出なければ受けないと思うわけです。いろんな工事をする場合におきましても、諸経費というような点で、利潤をある意味で見ているわけでございますけれども、このような諸経費的なやつは、会社が受けている65号議案、それから73号議案、あとも

出てくるとは思いますけど、議題になっているのは、この2つが法人、会社だと思いますので、その辺の考え方はどうなってるのか。もう実費そのものでやっていくという考え方なのか、これをお聞かせ願いたいと思います。

それから、途中、会社がもうこれではやっていけないちゅうことで辞退した場合、今回は曾於市の場合は山有がありました。隣の志布志でダグリ荘が、あれ撤退したと思うんですけども、大きな会社が、もうこれでは赤字赤字だからできないちゅうことで管理を辞退というんですか、やめていらっしゃいますけども、この途中でやめる場合の対応ちゅうのは、辞退はできるちゅうこと今おっしゃいましたけれど、その相手方の責任というのはどのように担保するのか。

普通の一般の工事の場合は、連帯保証人というのは通用ですけども、これは指定ですから、それをつけていらっしゃらないと思いますけど、その途中、5年間で2年間ぐらいやってみて、これはうちの会社としてはどうしてもやっていけないと、毎年指定管理料というのは協議で定められることになっておりますけども、それでも財部の温泉センター、隣の志布志のダグリ、あれは何とかという名前になっておったと思うんですけども、撤退されておるようですけど、この辺の考え方を1点。

それからもう1点、これ私前に申し上げておきまして、そのようにしますということだったんですけどもされてないようですが、この施設はどこが指定管理を受けていますよという表示をすべきではないですかということを申し上げたわけですけども、それは現在もしていらっしゃらないようでございます。

これは、鹿児島市の施設を見たときに、大きな運動施設なんかが「セイカ」というあれがのっておったようですが、やはり管理する上では、そういうここはどこの人が、どこの会社が受けてるんですよちゅうことを入り口等に表示しておけば、やはり管理者の意識というのも違ってくるんじゃないかならうかと思えますけれども、それについての今後についての考え方をお伺いをいたしておきます。

○副市長（中山喜夫）

メリットでございますけれども、メリットは、やっぱりこうして職員も大分減ってまいりました。95年減っておるところであります。先ほども申し上げましたように、公の施設を民間のほうでできるということであれば、そしてさらにサービスが向上するというのであれば、それがいいんじゃないかという観点でいたしましたけれども、そうならないところもございました。

しかし、しっかりと効果が上がってるところもございます。こういった効果が上がってるところなどを、今後は例にしていろいろと取り組んでいければと考えております。また、悪かったところには十分反省を加えていきたいと思っておるところであります。

それと、重要な事項の一つですけれども、この指定管理をしたときに、指定管理を受けたところの利益をどう考えるかということのようでございますけれども、指定管理者が使用料を取れる施設であった場合は、その使用料は会社の収益とするということになっておりまして、一生懸命やれば収益が上がる。サービスを向上させれば収益が上がるという、そういう方向性に向かって努力してもらいたいという考え方もありまして、そういうふうに利用料の場合は指定管理者が収受することができるということになっております。

しかし、これを上げたり下げたりするのは、これは市長の管轄でございまして、これは勝手にそういうことは操作できないということになっております。

それと、今後はやっぱりこの制度を運用していく上では、重要なものは重要事項に当たるものは十分市側と協議するということに尽きるのじゃないかということです。こういうことも一つの協定書の中に織り込んでいきたいと考えておりまして、いろいろな事故等があったり、災害等があったりしますと、会社としても十分、その収益が上げられなくなって自滅する、あるいは辞退するという状況も考えられますので、こういった場合も想定して、それぞれの小さいことは一つ一つは設定できませんけれども、重要なことについては、十分協議、甲乙協議するという項目を入れさせていただいたところであります。

それと、この施設はどこが管理しているんだというそういう施設の管理者名、こういったところは、まことに申しわけございません、まだしてなかったようですけれども、今後してまいりたいと思います。

○財政課長（池之上幸夫）

指定管理者のほうの責任をとということでございました。私どもの公の施設の関係では、指定管理者の指定の手続に関する条例というのがございまして、これに基づきまして指定管理を行っているわけですが、その中で先ほどもちょっと関連がございますけれども、指定の取り消しというのがございます。これにつきましては、こちらの自治体の意向に沿わない場合、あるいは約束事を破った場合は指定を取り消し、または期間を定めて当施設の管理の業務の全部もしくは一部の停止を命じることができる、市長がというのがございます。

それから原状回復というのもありますが、その施設等に指定管理者がいろいろ向こうの原因によって壊したりした場合は速やかに原状に回復しなければならないということがございます。

それからこれが一番かと思いますが、損害賠償義務というのがございまして、指定管理者は、故意または過失によりその管理する当該施設または設備を破壊し、損壊し、または滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない

ないという項目が設けられているところでございます。

以上でございます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第58号から議案第73号までの以上14件は、配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第22 議案第60号 指定管理者の指定について（養護老人ホーム清寿園）

○議長（谷口義則）

次に、日程第22、議案第60号、指定管理者の指定について（養護老人ホーム清寿園）を議題といたします。

ここで、地方自治法117条の規定によって渡辺利治議員の退席を求めます。

（渡辺利治議員 退場）

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○21番（徳峰一成議員）

まず最初に、市長に重ねて質問をいたします。今回の指定管理について、この本件を含めて、この指定管理料の定めがないということで受けとめておりますが、その管理料について改めて議会に報告をしたいということですが、私は、この議案に関連して、改めて議会に議案として報告を行うことはないと理解いたしております。

先ほどの市長の考え方、答弁は、その点で間違っていると思っておりますが答弁をしてください。もし間違いであったら、明確に答弁を取り消してください。

それから質問の2点目、この議案の60号については指定管理料は幾らになっていきますか。

3点目の質問、この間、指定をしたい団体とは何回協議されていますか。もっと細かく言いまして、何月何日と何月何日、何回協議されていますか。これが質問の3点目であります。

質問の4点目、私は、これは中山副市長に特に申し上げたいんですが、指定管理

料がもちろんすべてでないことは重々前提であります、しかし指定管理を行う場合の市当局の立場から見て、指定管理料についての考え方、とらえ方は決して小さく見てはいけないと思うんです。大体20%から総合点の中でも100点満点の20%かちょっと見てますか。そうした重みがあります。

また、指定管理料も、いわば地域の公民館に指定管理をゆだねる議案から、今回は法人に1,000万円を超える提案までまちまちであります、やはりここは議会サイドでありますから、私の場合も、質問する場合も、答える答弁の場合、提案される市当局の場合も、常にやっぱりそもそも論で考えていかなければいけないと思うんです。そもそも論で。根本で。その点で指定管理料が10万円であろうと、地域の団体の、あるいは1,000万、2,000万を超える法人であろうと、やはり論理的なつながりが整合性がなければいけないと思うんです。

その点で、先ほどの中山副市長の答弁を聞くと、私は弁明にしか聞こえない。厳しいことを言ってです。論理性がないんじゃないかと私は思っております。その点で質問の4点目であります。すべての今回の提案は、この議案の60号を含めて予算措置を伴っておりません。これもそもそも論根本から見ておかしいんじゃないですか。

やはり、この指定管理に限らず、市当局が議会に提案する議案は予算支出を伴う議案であったら、必ず予算措置をセットか、あるいはその前に、事前に提案するというか、これがもう根本だと私は思うんです。これから協議して、そして、事後3月議会で予算提案を行います。その理由のもんじゃないと思うんです。その点について、どう考えておられますか。

最後の関連して質問、ですから今回の提案については、この60号を含めてすべて3月議会で提案すべきだった、3月議会で、そう思っておられません。そうしたら、私の根本問題の疑問も全くなかったんです。あとは中身の問題、それを出されている団体法人が、妥当であるかどうかを含めて、あるいは指定管理料だけでなく、いかなる協定書の内容で臨もうとしているのか、具体的な協定書の中身について、もっと踏み込んだ質問が生産的・発展的に行われたんです。なぜ、3月議会で十分準備した上でされなかったのか。

以上です。

○市長（池田 孝）

今回、管理料につきまして提示しておりませんが、これを提示できるのは3月議会で提案し、それは議会のほうにお願いしたいというふうに。

（何ごとか言う者あり）

○市長（池田 孝）

これ個別的に、予算でできます。

ほかについては担当より答弁させます。

○財政課長（池之上幸夫）

予算は幾らかということですが、先ほどからもお尋ねあるように、予算としてはまだ出してないところでございます。

それで、あとのほうの3月議会でなぜ出さなかったかということですが、先ほどちょっとほかの方の質問に答えましたが、余裕を持ってお願いするということで、議員も先ほど申されましたけども、自治法の244条の2ですか、あの中であらかじめ議会のほうで指定を受けると、了解をとるということで、それに基づきまして今回上げたところでございます。協議についてはやってないということでございます。

以上でございます。

○21番（徳峰一成議員）

私も議員もお互い考えていきたいもんだと思うんです。1回も協議しないまま、議会に提案してるんです。こうしたことをやると、大きな基本原則から外れた、私から見て提案をしているからこういったことになるんです。協議もなく、議会提案だけを先行しているて、予算措置もなくです。

質問でありますけれども、これはもう中山副市長、答弁してください。今いみじくも課長が言われたように余裕を持って提案するって、その気持ちはわかります。早く提案して、そしてその上で4月1日に間に合わすと、気持ちはわからなくもないんですけども、だけでも議会との関係において余裕を持ってやりたいから、いわば指定管理料も定めないまま、そして予算措置も行わないまま今やるという。これがくどいようですが、根本から見ておかしいんじゃないかと思っております。

その点で、もうこれ以上は答弁よろしいですけど、その点で。今後とも、この種の提案、今言った形で指定管理料も定めないで、そして予算措置も行わないで先行する形で、先に行く形で議会に提案する考えなのか。これが質問の1点であります。

第2点目、これは担当課長でもよろしいでしょうけれども、ちなみに本年度23年度のこの老人ホームの清寿園の指定管理料は幾らですか。

以上、2点です。

○副市長（中山喜夫）

今回は、先ほどからも申し上げておりますように、244条の2、公の施設の設置、管理及び廃止という、この項目の第6項で、普通地方公共団体が指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ当該地方公共団体の議会の議決を得なければならないということになっておりまして、きょうはその団体の指定をお願いしているということを申し上げておりますけども、この中に額を決めてというのが入ってお

りませんでしたので、我々も初めてのことで、今度切りかえたばかりですけども、これから先のは、そういうことにしたほうがいいのか、よその状況等も聞いて研究をさせていただきたいと思います。今回は、そういう立場でお願いしております。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

今の関係にちょっと触れますけれども、3月議会ということで先ほども申し上げたんですが、もしこれで指定管理者がかわった場合、かわるほうも次に引き継ぐほうも非常に大変だと、それは今までのことでも御承知のことかと思っておりますけども、これはちょっと前に返るようですけども、契約でありませんで入札にならないわけでございます。入札ではないということで、協定書に基づいて協定書の中で、それぞれ私どものところは基本協定と年度協定になっておりますが、その中で決めていくというのが指定管理でございます。

3月議会にということもございましたが、今申し上げたようなことで考えているところでございます。

あと、23年度の指定管理料はということですが、これは8,300万円でございます。今もでございます。

以上でございます。

○議長（谷口義則）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

○16番（五位塚剛議員）

議案60号の養護老人ホームについての質問をしたいと思います。

前回で指定管理をするときは、3社の公募によって、最終的には輪光福祉会のほうに決定されたわけです。しかし、指定管理料については別なところが安かったわけです。だけど、実際はこちらのほうになったという経過があります。

今回は公募で、私はこれも公募だと思っておりますけど、今回はです。公募で何社あったのか、公募に対して金額の提案がされたのか、これの確認です。

次に、先ほど私、指定管理制度の問題で国から総務省からの通達の問題で、教訓化すべきものはあるかという中で、一定の労働者の雇用の問題についてはありましたが、先ほど山下議員も質問しました。途中で指定管理したところがやめた場合の問題、責任問題ですけど、この通達の中で指定期間が複数年度にわたり指定管理をした場合に、債務負担行為を設定することというのが明記されておりますけれども、特に今回は、今ありましたように、年間8,300万の指定管理料を払う。また、内容的にこの老人ホームの人たちの生活を守らなきゃならないというという意味で、非

常に大きな問題でありますから、債務負担行為もちゃんと提起されているのか。これの確認を求めたいと思います。

○財政課長（池之上幸夫）

まず、何社今回はあったのかということですが、2社でございます。

それから、指定管理料はということでございますが、これは指定管理料という形ではございませんで、それぞれの収支計算書といったような形で出していただきました。それが参考になっているかと思います。

それから、債務負担行為でございますが、これが先ほども申し上げましたが、1年1年の年度協定で金額を入れてまいります。その関係で、相手側としましては金額にしますれば、単年度単年度のということですので、例えばこれが2年度、3年度、4年度、5年度までの金額を示しますと、そういったことにもなろうかと思いますが、年度協定でやっておりますので、単年度単年度でやってると。したがって、これ必要ないということで考えております。

以上でございます。

○16番（五位塚剛議員）

今回は2社ということでありましたが、その相手先をまた出していただきたいと思います。これが第1点。

基本的には5年間の指定管理ですから、5年間を前提として提案であります。あくまでも、その中の年次協定は年次協定であるわけですから、志布志のこの施設が大黒の会社が辞退をするということで、あとのことが非常に大変な問題になっております。これも含めて、やはり5年間の指定管理を提案して、もし途中でやめるとなったときは、相手に対する契約の破棄に対する債務負担行為を当然結ぶべきだと思うんですけど、その結ばない理由をもう一回明らかにしていただきたいと思います。結ばない理由が納得できる説明をしていただきたいと思います。

以上です。

○財政課長（池之上幸夫）

相手先ということでございましたが、これは曾於市の社会福祉協議会でございます。

あと債務負担行為のことでございますが、これにつきましては、契約を伴わない金額、予算であると、4月以降の場合です。でございますので、1年1年でしかやっていません。ただ、ところによりましては年度協定はなくても、基本協定1本でいっているところもあるようです。それはもう5年間としますと、5年間の金額を上げますので、それは当然対象になってくると思いますが、私どものところでは単年度単年度の年度協定でやっているということでございます。

○16番（五位塚剛議員）

今回のこの養護老人ホームについては、輪光福祉会と社協の二つが公募になって、結果的にはこの指定管理検討委員会では、この輪光福祉会のほうに決定ということの提案でございますが、私は社会福祉協議会が指定管理の手を挙げたわけですから、当然内容について検討はされたと思うんですけど、なぜ社協ではなかったのか。社協がだめだった理由。要するに、点数制も設けていると思うんですけど、なにがだめで向こうにはならなかったのか。その理由をひとつ説明していただきたいと思います。

それと、2年前の市長選挙において、池田市長の出陣式に約1,000名の方々が出陣式に参加されたということが新聞でも報道されましたが、そのときもこの曾於市の養護老人ホームの職員の方々も出陣式に参加されているようでございましたが、当然これはあってはならないと思っておりますけど、市長、今後のことも含めて、市が指定する施設に対してそういう政治的な場に市長から直接は言われてないと思うんですけど、これはあってはならないと思うんですけど、基本的な考えを求めたいと思います。

○市長（池田 孝）

市議会議員、市長選挙のときに応援に来たんじゃないかということではありますが、各団体、いろんなところから来ておりますから、私、どこからどのような形で来ていらっしゃるか、把握いたしておりません。それは当時、こことそのような、よく記憶をいたしておりません。後援会に聞かないと、ちょっとはつきりとしたことが言えない状況です。

（何ごとか言う者あり）

○市長（池田 孝）

指定管理を受けているところが選挙に、これはやはりおっしゃるとおりだろうと思います。

○副市長（中山喜夫）

指定管理委員会は7名の委員で審査をいたしました。1人が100点満点で満点は700点でございます。これで輪光福祉会が566点獲得でございます。社会福祉協議会は516点ということで、輪光福祉会のほうが優位であったということでございます。

項目につきましては、それぞれ十数目についてそれぞれ審議しております。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第60号は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

渡辺利治議員の入場を許可します。

(渡辺利治議員 入場)

○議長（谷口義則）

ここで10分間休憩いたします。

_____. _____. _____
休憩 午後 2時12分
再開 午後 2時21分
_____. _____. _____

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

_____. _____. _____

日程第23 議案第63号 指定管理者の指定管理者について（メセナ住吉交流センター）

○議長（谷口義則）

次に、日程第23、議案第63号、指定管理者の指定について（メセナ住吉交流センター）を議題といたします。

ここで、地方自治法117条の規定によって、海野隆平議員の退席を求めます。

(海野隆平議員 退場)

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○21番（徳峰一成議員）

メセナ住吉交流センターですが、数項目質問いたします。

まず、質問の第1点は、今回のこの指定管理をするに当たっての平成20年度4月1日以降の法人団体等についてのどこを定めるかについて、まず質問の第1点であります、公募があったのかどうか。

2点目、あったとして、どの団体があったのか。その団体名。

3点目、指定管理料を含めて、総合的な先ほど副市長答弁でありました100点満点で7名の当局の委員により、総合的な選定が行われていますが、これは何点から何点でそれぞれあったのか。

4点目の質問。その後、この点について協議がなされているのかどうか。なされていた場合、いついつ協議がされたのか。そして、指定管理料は幾らであるの

か。議会答弁ができるのかどうか。

最後に、この交流センターについては、本年度23年度の指定管理料は幾らとなっているか。

以上の質問であります。

○財政課長（池之上幸夫）

申し上げます。公募があったのかどうかということですが、これはなかったと思います。したがって、点数が出てまいりません。

協議があったのかということですが、これはちょっと担当課でないとわかりません。

指定管理料ということですが、これも本年度は指定管理料と言いますのは、私どもが持っておりますあれでは、本年度売り上げの5%と、本年度はこういうことになってるようでございます。

以上でございます。

○経済課長（谷元清己）

お答えいたします。

協議というようなことでありますけれども、先ほどありましたとおり、公募ではなくて、公の施設に関する指定管理者の条例に基づくところの団体を法人を指定したということですので、それに対する協議については、申請を出される過程の中で一、二回、向こうからの問い合わせが来ているところであります。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

前後して課長に指定管理料については売り上げの5%ということですが、平成22年度の決算実績では幾らになっているかを答弁してください。

副市長に今までの質疑を取りまとめて、総括的に一、二点質問をいたします。

今回のこの議案の63号についても、何千万円単位の指定管理料になるし、60号についても先ほど答弁がありましたように、8,300万円という大変多額の指定管理料になります。これらを含めての提案であります。私は問題はやはり指定管理料を含めて明快な答弁ができないまま、議案提案をしているということに、根本問題が議会の立場から見て、私はあるのじゃないかと思っております。

質問でありますけど、やはり議案として議会に提案する以上は、これは金額の大きい小さいに関係なく、あるいは公民館の団体を含めて、あるいは大きな数千万円もの指定管理料を含めて、やはり議案を提案する以前の段階において、各指定管理をしたい団体と協議を重ねて、そして指定管理料は幾らとしたい、あるいはもろもろの要件、条件についてもどのような内容で指定管理をしていただきたいというこ

とを、基本的には一応合意した上で議会に提案して、そして議員の質問にも、そうした基本的な点については答えなければいけないと思うんです。それが答える準備をしてない。これが根本においておかしいのではないかということを私は言いたいです。根本においてです。

今まですべて例外なくすべての議案が、今私が申し上げた点を今後これから年明けて、来年までにそれぞれの団体と協議するということでしょう。それは根本においておかしいんじゃないかと思うんです。業者、団体を選ぶこと、選定することが先行している、先で先行している。そして議会に議決を要請してる。議会の立場から見て、少なくとも私から見て、これはやはりおかしいんじゃないですか。議会サイドから見て、これは。そう思っておられんですか。この1点、教えてください。

○副市長（中山喜夫）

メセナ住吉交流センターは、非公募扱いとしておりますけれども、これについては担当課が今までの経緯を随分精査して、こういう団体がよかろうということになって、上司のほうに報告をして、きょうの段階になっていると思います。

特にこういう施設は公共部門が多いものですから、特に公共団体ということで指定管理者を選定したんではないかと思っております、きょうはその承認を得ることをお願いしているところです。

この指定管理料との関係ですけれども、先ほどからいろいろと議論になっておりますけれども、先ほど説明したとおりで、まず業者を選定して4月1日に即間に合うようにということで、早めの業者選定をさせていただいております。

そして、これから指定管理料を定めるに当たって、十分協議していきだろーと思っているところで、その指定管理料については、前年度の決算とかそれから今の事業の効果等、こういったものを考えながら調整していくんじゃないかと思っております。

以上であります。

○経済課長（谷元清己）

お答えいたします。

指定管理料納付金の平成22年度が幾らであったかということではありますが、369万3,735円であります。

（「いわゆる5%ということ」と言う者あり）

○経済課長（谷元清己）

はい、売り上げが7,387万4,700円ございましたので、これの5%が先ほど申し上げました369万3,736円でございます。

○21番（徳峰一成議員）

副市長に再度質問いたします。

くどういようでありますけれども、指定管理料等を明確に定めない、質問しても答弁ができないまま議案として議会提案を行っているのは、これはおかしいんじゃないかという、繰り返しの私の質問であります。どうなんですか。議案として出されている以上、金額を定めることはできない。ましてや、議案が飛びますけれども、先ほどの老人ホームについては、一応競争的な公募を行っているで、金額も提示しているで、しかし議会で自信をもって答弁をしない、できないということを含めて、いずれにいたしましても説明、答弁ができないというのは、これはおかしいんじゃないかて、根本問題においてです。どう思われますか。

○副市長（中山喜夫）

ものの入札とか建設の入札とか、そういったものはきちっとそういったものを定めないと、こういった議会の議決は得られませんけれども、この制度はそれも一つ大事なことであるけれども、それを含めて十分委員会で適切な団体を決めて、それを議会の議決を得なさいというふうなものになっておったものですから、1回目のときもそういたしましたし、今回もそれを踏襲したということでございまして、これがセットで出せなかったということに対しては、先ほども言いましたけれども、これからはどうあるべきかというのをもう一度、他の団体あるいは上層の聞くべきところに問い合わせなどをして、また適切な運用を図っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（谷口義則）

以上で、通告による質疑が終わりました。ほかに質疑はありませんか。

○16番（五位塚剛議員）

指定管理については、今回が議案では最後になりますけど、再度質問したいと思います。

今回のメセナの交流センターについては、私は当然公募をされたんだろうと思っておりましたが、公募がなかったというよりも、公募をしなかったという事実なんです。なぜ公募をしなかったか、説明をしていただきたいと思います。なぜ公募しなかった。同じ温泉でありながら、財部は公募をしてて住吉のこのメセナは公募をしなかった。なぜ公募しなかったのかという理由です。

第2点目、指定管理料については、売り上げの5%だということで言われましたが、単純に考えて、財部の温泉は指定管理料が670万を超えてる金額で指定管理をしているんです。私は財部のほうがずっと利用数と売り上げ的には少ないと思ってましたが、この売り上げの5%と今回もされるのかどうか。要するに、今までの同

じょうな５％という、それをされるのか。そのお答えを求めたいと思います。

それと、23年度の決算が出てないからですけど、今現段階においては、やはりメセナ末吉も収入と支出を見た場合に、修繕費等とかいろいろした場合には、最終的な経営的には大変厳しい、赤字だというふうに私は見ておりますけど、23年度の見込みで修繕料なんかを含めた投資から見たときに、実質どうなりそうな状況なのか。参考に22年度もできたらお答え願いたいと思います。

以上です。

○経済課長（谷元清己）

お答えいたします。

まず初めに、公募しなかった理由というようなことでありますけれども、これにつきましては、先ほどもちょっと申し上げましたが、指定管理の選定の特例というようなことでありまして、この条例の第５条の中に、市長は云々ありますが、第２条本文の規定によらず、公募によらないで市が出資等をしている法人等または公共団体等に指定管理者の候補者として選定することができるというようなことで、これが基本ですが、あと今、過去５年間メセナ末吉のほうにお願いをいたしておりますが、その間にそれぞれ特段の落ち度もなく問題もなく、良好な管理運営がされとったというようなことで、公募をしなかったということであります。

それと、指定管理の５％ということでありますけれども、５％につきましては、年度協定の中で一応５％をうたっておりますので、これを今後どうするかということについては、これからの検討事項というふうになろうかと思っております。

それと収支関係でありますけれども、収支でいきますと、前の全協でも申し上げましたが、普通の経営的なサイドでいきますと、経常利益が22年度で800万ぐらいになっておりますが、これにつきましては、普通の起債の償還とかそういった減価償却、そういったものが含まれておりませんので、そういったものを加味しますと、もう赤になるんじゃないかということで、23年度も同様なことが考えられると思っております。

以上です。

○16番（五位塚剛議員）

今の課長の答弁では、今回の施設について公募をしなかったのは、指定管理の中の５条で、公の施設について市が出資する団体がある場合は、特定の指名をするとか、随意契約的なことができるという項目があるから、それでされたということでございましたが、それに該当いたします。これは否定をいたしません。

一方では、財部温泉については、３社で公募があつて、メセナ末吉もこの公募に入っているのに指定しなかったですがね。この選定委員会というのは、一方では公

募をせずに曾於市のそういうメセナ末吉みたいに、市も出資しているところを契約させる。一方じゃメセナ末吉も公募したのにさせない。競争さしたわけですから。その当局が言ってる考え方が一致しないんだけど、その理由は何でしょうか。だれかが、市長でもいいですよ、だれかがわかるように説明していただきたいと思います。一方じゃ入札もしないで公開もせずにしたということ。一方じゃそうじゃないというの。これが第1点。

それと、指定管理料については、今のところは5%だけど、今後どうするかというのはまた検討すると言われましたけど、実際この24年度は指定管理でお願いするということについて、金額について全く合意ができてないんですか。全くちょっと納得ができないんですけど、普通はボランティア団体であっても、これは人件費がかかるわけだから、いろんな経費がかかるわけだから、赤字になったら自分たちで負担をしなきゃならないわけですから、これ大変な思いだと思うんですけども、金額もおおよそ確定もしないで、5%なのかどうなのかわからないで提案するというのが、ちょっと理解できなんだけど、実際どうされるんですか。ちょっとお答え願いたいと思います。その2点だけお答えください。

○議長（谷口義則）

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時42分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○副市長（中山喜夫）

財部温泉の場合は、去年のことで22年度、23年度がいつも1年済んだところでございまして、このいきさつはよく御存じだろうと思いますけれども、ああいう状態になりまして、もう前の会社が決まっておったところが、土壇場になってキャンセルがありまして、ああいうことになったわけで、今の人材センターがあと見ていただいておりますけれども、それについては、御承知のとおり2社あったわけです。今御指摘してくださっておりますメセナの株式会社も手を挙げたところでもございましたけれども、こちらの末吉のほうの温泉センターを持っておったものですから、その時点ではなかなか対応できないということから、向こうに決まっていたいきさつがございました。

それ以来、そういうまた変えるチャンスが今ないところでございまして、2回目

がないわけでございますのでそのまま引き続けているということでございます。財部の場合はです。こちらの場合は、そういう応答、満了が来たもんですから、見直しをしたというような状況でございます。

5%のことにつきましては、先ほどから問題になっておりますけれども、足りるのか足りないのかちゅう疑問をお持ちだろうと思いますので、ですから今、こうして額を設定して額と業者と設定してお願いできないところもあるという、こういうケースもあるわけです。

ですから、これから去年の実績を踏まえて、果たして5%でいいのか、それとも4%でいいのか、そういったところを設定して、担当課は協定を結ぶという、そういう期間に入っていくって、3月の議会で4月に向けての議決をいただくという段取りになるということも御理解をいただきたいと思います。一緒にセットで出せないというところについて及びますので。

○16番（五位塚剛議員）

私は今の答弁では納得は全くしておりません。財部の温泉は、3社公募してあったんです。メセナ末吉が指定管理料を750万で募集をしました。総合人材センターは870万、九州ダイケンが839万、一番安くやりたいというメセナ末吉は、安かったのにそれにしない。また、市が直営でかかわってるのにしなかったという。この公募をしたときに、メセナ末吉は財部の温泉もやりますと手を挙げたんですよ。やれないかというんじゃないくて、やりますというふうに公募で手を挙げてるのにしなかったという。それがどうなのかということなんです。

だから、こっちはする、こっちはしないというのは、やはり市がやることについては整合性がないんじゃないかということです。

だから、やはり提案するときは、ぜひ整合性がある提案をしていただきたいと思います。うんです。お答えがあったら答えてもらいたいと思います。

あとこの金額については、副市長の答弁だと金額がいろいろあるから、決められないから、とりあえず指定管理の相手方だけを一応了解してもらうということだけど、普通の会社では、さっきも言ったように、金額がどうなるかわからんのにあり得ないんですよ。絶対あり得ないんですよ。まして公的な機関が契約するんだから、内容をちゃんと協議して合意ができて、一応基本的には合意文書を持って、本当ならここに合意文書を持ってきとかないかんですよ。相手方ですよ。それがなくて、金額も決めた中で、金額は3月の議会でいいでしょう。仮に3月の議会で否決されたらどうするんですか。相手はたまったものじゃないですがね。議会がこの予算認められないちゅうてなったら、これは反対に債務負担行為もとってないわけだから、そんないい加減なことを当局が出すから、徳峰さんから叱られるんです。

よ。

だから、もうちょっと提案する側が、果たしてどうであるか、相手の立場に立ってやっぱり提案してもらわないと、私たち議員は審議のしようがないですがね。市長、副市長がもう一回ちゃんと答えてください。５％と、今も温泉は５％ですけど、来年はどっちですか、はっきりさせてください。そうでないと、私たちは判断の材料がないですから。どうぞ。

○副市長（中山喜夫）

指定の合理性がないと言われたんですけど、ちょっと私も説明不足だったと思いますが、今、御存じのとおり、きらら館のほうも当時考えられておりまして、余り１カ所でたくさんのは手が回らないだろうということから、今まで温泉センターのほうは他のほうでお願いしておりましたので、他の方向で選定をさせていただいたといういきさつがございます。

ですから、総体的に見ますと温泉でも整合性がとれてないという意見もあるかも知れませんが、そういう事情がございました。

５％については、私も今担当課長からあったものですから、それを援護した形で申し上げましたけれども、担当課長は担当課長のしっかりした考えを持っていると思いますので、そちらからひとつ答弁をしてもらいたいと思います。

○経済課長（谷元清己）

お答えいたします。

この５％の関係であります。今まで過去５年間、利用総額の５％でお願いをし、順調に運営もしていただいております。そしてまた、自前でも修繕費というようなことで250万円程度ぐらい、22年度の中で会社も支出していただいておりますが、収益については、先ほど申し上げたとおりでありますので、今年度、４月以降も大体５％を基準になるような形で進んでいくというふうに思っております。

以上です。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第63号は、配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

海野隆平議員の入場を許可します。

（海野隆平議員 入場）

日程第24 議案第74号 平成23年度曾於市一般会計予算の補正について（第5号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第24、議案第74号、平成23年度曾於市一般会計予算の補正（第5号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○21番（徳峰一成議員）

まず、説明書のページによって質問いたします。

4ページから5ページ、歳入であります、財政対策について質問いたします。

まず、財政調整基金の繰り入れがあります。次のページに臨時財政対策債の減の予算計上があります。質問であります、この二つは、それぞれ市としては想定内といえますか、考えていた金額の中での補正であるのか、これが1点であります。

2点目に、対策費についての7,320万円の減は、歳出ではこういった歳出の内容でこれだけの金額減となったのか。歳出では、こういった項目、主な項目だけでよろしいです。何に幾ら、何に幾ら。

それから、大きな質問の2番目ですが、23ページのパークゴルフの予算計上について質問いたします。

質問の第1点ですが、平成23年度、本年度は今回のこの予算提案を含めて、フラワーパークについての予算は何と何にそれぞれどれだけ予算提案が行われているか。予算計上が行われているか。今回を含めて確認方々の質問であります。なぜかと言いますと、先日の一般質問の冒頭部分のほかの項目から、いわば1万8,000円の支出がなされているからでございます。そうであってはいけないからでございます。これが質問の第1点。

それから第2点目は、このプロポーザルについては、当初予算で予算の議決を得ておりますが、現在までこういった取り組みがされてきたのか、現状を含めて報告してください。

それから3点目。今回提案されている予算計上は、説明書にも書いてありますように、8名の審査委員を当てたいというための予算計上であります。質問ですが、これは議決を経た後に、大体1月を中心としてなるとございましょうけれども、いつからいつまでをめぐりとして4回審査会を開く考えで予算計上をされたのか。これが3番目。

それから4番目、この審査会についてであります。条例ではなくて内規をつくっての提案であると思いますが、当然内規をつくってあるはずであります。また、な

ければなりません。休憩を挟んで全議員にその内規等について資料を提出をいただきたいと思います。そうでないと、手ぶらの質問にならざるを得ないからでございます。課長、急いで。2回目以降の質問に参考にしたいんですので、これは提出してください。

そして質問であります。先ほど関連して、この審査委員会の委員の8名は、どういったメンバーを市長としては考えているのかどうかです。市長としては。もう3回しか質問ができませんので申し上げますが、あえて、まさか議員は考えておられないと思うんです。チェック機関の。議員は、やはり予算を含めてチェックする立場であります。まだフラワーパークが決まったわけでありません。議員を考えていたら、これは失礼なことであるし、事前審議の対象となる、そういった予算計上されたのに、議員が言葉は悪いですけど、のこのこと出かけていくような形になるんです。だから、まさかこの8名の中には議員は考えておられんと思うんですけれども、この8名の大体人選については、どういった点を考えているか、答えていただきたいと思っております。

次に61ページ、有機センターについて二、三質問をいたします。

質問の第1点でありますけれども、144万円の内容について説明してください。そして、これはいつの時点で、大体おおむね何月何日ごろの時点で修繕を必要としたと畜産課では判断されたのかです。そして、関連してその段階で、先日全協で報告がありました脱臭棟の倒壊については、畜産課としては把握できなかったのか、わからなかったのか、この三つの質問であります。内容説明、いつの時点で修繕が必要と感じたのか、把握したのか。そして、その段階では脱臭棟の倒壊はわからなかったのか。これが3点が、その1の質問。

それから2番目の質問。やはり基本的には、畜産課には技術職員がいないです。建設課等の技術職員の加勢というか、協力をもらわなければ、なかなか細かいことは技術的な内容については、なかなか難しいと思うんです。その点で、例えば有機センターについては、建設課の技術系の職員は、1年間にどれぐらい何回ぐらい、そうした施設について修繕の度合を含めて調査してもらっているのか。これが質問であります。

なぜかと言いますと、二つ大きくは理由があるんです。一つは昨年度だったと思うんですが、1億2,000万ぐらいの多額の堆肥センターは、全体として修繕を行っております。そうした点も金額的にもあるし、今回のような倒壊事故もあるし、さらに先日の質問でも、市当局は市長だったですか、技術系職員は不足してないということでありました。不足してないで。本当に不足してないのかといった疑問が、これは私個人だけじゃなくて、さきの決算審査での多くの同僚議員のそうした気持

ちでもあるからでございます。その点で、何回ぐらい、まわっていますかといった質問であります。

次に62ページの質問であります。耕地課。

まず、質問の第1点であります。この金額で大きいです。5,294万8,000円、負担金を中心としてです。質問の第1点は、この負担金の支出、多額の支出を決めたのは、耕地課としては大体何月何日ごろの時点のことであったのか。何月何日ごろの時点であったのかであります。これが質問の第1点であります。なぜかと言いますと、5,000万であります。もうあと本年度、来年1、2、3月しか実質ないからであります。これが質問の第1点。

それから5,294万8,000円の項目ごとの説明をしてください。項目ごとの説明をしてください。

それから3点目。先ほどの質問と関連いたしますが、今回のこの予算提案は、この説明の中にもありますように、予算現額をそれぞれ大きく上回っております。予算現額の2倍、3倍の予算計上であります。ありますが、これはもうあと、今申し上げましたように、実質的には、本年度は1月、2月、3月の3カ月しかないんです。3カ月しかない中において、率直な疑問なんですけれども、本当にこの負担金については執行できるのか。これは県営事業への負担金でありますので、県としては市から入ってくることを前提に事前、この予算を含めて、既にもう今現在、事前的に前もって事業は一定分は行っているんじゃないかという疑問がわくんです。まさかそうしたことはないと思うんですけれども、その明確な確認を、いや、そうしたことは一切ありませんということで答弁説明ができるのかどうか、これを確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

次に84ページの質問であります。84ページの図書購入関係です。84ページの図書購入等の関係について質問をいたします。図書館運営について質問いたします。

金額はわずかに4万1,000円ですが、これは経過、流れがありますので、大事な点でありますので質問をいたします。前もって通告も出しておりますので、発言通告もです。決算委員会では、さきのいろいろ審査した中の一つに、三つの図書館の図書購入費についても審議いたしましたけれども、その中で特に本年度、23年度においては、三つの図書館の図書購入費がわずかに500万円であるということの説明がありまして、これ私びっくり仰天いたしました。質問であります。本年度23年度の今現在の図書購入費は500万であります。そして、それぞれの三つの図書館ごとの振り分けは幾らであるのかであります。そして、この500万円、全額基金取り崩したと思いますけれども、それはそうであるのかどうか。あと、23年度の図

書購入計画はどうなっているかでございます。

次の質問。最後に86ページ。今回は職員の給与等について、まとまった形で補正予算に計上されておりますが、この総体について。今回予算計上されている総体について、これは特別会計を含めて説明したほうがわかりやすいと思うんですけども、総体について、今回提案されている給与等について、特徴とその中心点について説明をしてください。

以上です。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

歳入の説明資料の4ページ、5ページでございますが、4ページのほうは財政調整基金繰入金でございまして、今回の5号補正まで入れまして5億437万5,000円の取り崩しをしたことになります。

5ページのことですが、臨時財政対策債でございます。7,320万円減額をいたしておりますけれども、これは地方の財源不足を補てんするため見てもらえる地方債でございまして、100%交付税措置でございます。これが想定内かどうかということでございますが、年度当初に国の予算が大きく減でありましたので、マイナスの21.3%の減で当初は計上しておりましたが、さらに今回この金額を減額するというところでございますので、想定外というふうに考えております。

（「財調もそうですか」と言う者あり）

○財政課長（池之上幸夫）

財調のほうは、ちょうど去年の12月で比べてみますと、財調のほうは去年、口蹄疫とか豪雨災害とかありまして、9億、約10億近くを取り崩しておりますけれども、今回はそういった大きなものがなかったということで、結果的には5億になっておりますので、まあまあ幾らかは去年ほどはないだろうなとは思っていたところでございます。

あと、この7,320万円、対策債の歳出のほうですが、これは全額一般財源でございまして、歳出のほうでどの事業ということは言えないところでございます。

以上でございます。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

まず、23年度の予算額ということでございます。当初、303万1,000円、3万1,000円は研修旅費を充てていたところでございます。今回20万3,000円、それと前回1万2,800円、郵送料ですけれども、これを含めまして端数を切り上げております。324万7,000円の今年度の予算となるところでございます。

これまでの取り決め、今後のスケジュールということで申し上げたいと思います。現在、プロポーザルの指名業者に指名を行っているところでございます。25日に現地説明会等を終わりました、先ほど一般質問で市長が申し上げましたとおり、1月の中旬をめどに技術提案書の提出をお願いしているところでございます。そして、その以降に審査会を開催しまして、早くても1月下旬を一応目標にはいたしているところでございます。

それと、メンバーということで、審査会のメンバーですけれども、委員長に井手上刀光さん、観光協会の副会長でございます。同じく中迫勇さん、それと曾於市のグラウンドゴルフの会長西松夫さん、そして曾於市のスポーツ推進連絡協議会西丸國治さん、それと花の関係の学識経験者ということで春山昭平さん、それと末吉高校の瀬戸山先生をお願いしております。それとパークゴルフ場の愛好者ということで羽嶋洋一さんと永吉タツミさんをお願いいたしております。それと観光協会の開発センターの所長、吉川さんをお願いしております。それと、役所関係が両副市長、経済課長、保健課長、建設課長、社会教育課長、それと私ということで、計16名をお願いいたしているところでございます。

以上です。

(「内規はないのか」と言う者あり)

○企画課長（岩元祐昭）

資料については、今から議長、よろしいですか。

○議長（谷口義則）

暫時休憩いたします。

—————・—————
休憩 午後 3時08分
再開 午後 3時11分
—————・—————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○畜産課長（神宮司寛）

61ページの有機センターの管理費でございますが、144万円の内訳と、それから脱臭棟倒壊に伴う管理についてという御質問でございます。

まずは有機センターの管理費の144万円でございますけれども、これにつきましては、社会保険料の率の改定がございまして、作業員の7名分の4万5,000円の増と、それから施設修繕のトラックスケールが139万円の修繕費ということでございます。それと、県の良質堆肥生産利用推進協議会の負担金5,000円ということで、

計144万円でございますが、主なトラックスケールの修繕につきまして御説明をさせていただきます。

これにつきましては、9月下旬ごろトラックスケールの端末表示が正確に表示作動しなくなり、急を要することから、計量検査センターに代替機をお願いしセットアップしたところ、正常に作動したというようなことで、端末の不具合が判明いたしました。今まで使用しておりました端末は、メーカーでの生産が終了しております、補修用のパーツ、そういったものが入手困難というようなことから、現行の同等品の端末を今回新しく導入いたしまして、復旧を図るものでございます。

それと、脱臭棟の倒壊についてであります、この件につきましては経過ということで説明をさせていただきます。

さきの議会全員協議会でも報告をさせていただきましたが、11月の22日に有機センターの脱臭棟木造平屋建1,397m²の屋根部分が倒壊したという事故でございます。本施設につきましては、築後12年と比較的に浅い状況の建物でございますけれども、そういった浅い年月ということでございましたので、今後、建築の瑕疵なりそれから賠償責任なり、そういったものが出てこようかということで調査しなければならないことから、12月の6日に弁護士相談に出向いております。弁護士の見解といたしましては、瑕疵と言うよりは建築の工法について再調査する必要があるというようなことを、見解で示されたところでございます。

また、当時施工を行った鹿島建設につきましても、現況を検査していただきますよう通知ということで、通知を行ったところ、12月の7日に倒壊現場を視察されております。その後、鹿島建設と協議を行いまして、原因究明をしていただきたいという旨のお願いをいたしております。今後、現場を再調査して報告する旨の回答を得たところでございます。

それと、建設課の職員に調査をしてもらっているかというようなことでございますが、これにつきましては定期的な調査といったものはしてないところでございますが、21年度の繰越事業によりまして22年度で第1次の修繕を行ったところでございます。それと22年度の繰越事業で、本年23年度で2次の修繕工事を行っているところでございますけれども、その間、総合的な判断というようなことで、建設課の職員にいろいろと有機センターの施設につきましては、調査をしていただいているところでございます。

以上でございます。

○耕地課長（吉田誠得）

予算委員会説明資料の62ページでございます。

まず、支出を決めたのは何月何日かということでございますけれども、11月4日

でございます。

項目ごとの説明でございますけれども、まず業務委託料の1,109万円、それと県営畑そうの整備事業負担金の325万、これは関連がございます。と申し上げますのは、当初はこの委託料につきましては、事業主体が市で実施するという計画で当初のほうでお願いしてございましたけれども、その後、この事業が補助金に乗ることができるといったこと等から、県のほうが事業主体となって、この委託分を実施するということで、私どものほうでは、市のほうとしましては、325万円の負担金という形に組みかえになったということでございます。

その下の3件でございますが、県営シラスから農村振興総合県営畑地かんがい、これは大もとは東日本大震災、これの財源の5%留保が4月段階で閣議決定されておりましたけれども、これが10月7日で解除をされております。そういったことから、その分が追加内示ということで、私どものほうに割り当てが来ているところでございます。

まず、県営シラス対策事業負担金でございますが、これは末吉の堂園地区の水路工事が300mということでございます。事業費は繰り越します。それで、県のほうに聞きましたところ、工事は4月発注の計画ということでございます。

次に、県営農村振興総合整備事業の負担金でございますけれども、これは末吉の深川西地区5.4ha、それと寺田地区の4.7ha、この分のほ場整備の24年度分の前倒しということでございます。事業費は繰り越しますけれども、工事は11月発注の計画ということでございます。

最後に、県営かんがい排水事業の負担金でございますが、これは大隅南地区のファームポンドの管水路、これの設計あるいは管水路工事が3,000m、これを整備するものでございます。これも事業費は繰り越しまして、工事は9月発注という計画のようでございます。したがって、あと工期が1月から3月までということでございましたけれども、すべて繰り越しということで、県のほうとしては工事に着手はしていないという状況でございます。

○社会教育課長（中峯健一郎）

図書購入費につきましては、御指摘のとおり昨年度、市の地域づくり推進事業で1,107万1,000円の補助がありまして、当初予算と合わせて2,104万9,888円を執行しています。今年度当初予算では、それが500万円に減額されていたところではありますが、その三つの図書館の購入計画では、末吉本館を350万円、財部75万円、大隅75万円をただいま執行中であります。

このことについては、決算委員会で議員からも図書購入費の継続性等について御意見をいただいております。平成22年度は、ちなみに末吉本館で350万円の倍で

すので700万、財部、大隅が150万ずつの執行をしていたところですが、図書費の購入費の継続性のかんがみ、今後も図書購入については、来年度予算も含めて1,000万程度の計画をしていきたいと考えているところであります。

以上です。

(「購入計画は出てるんですか」と言う者あり)

○社会教育課長（中峯健一郎）

はい、そのように立てております。

○総務課長（大窪章義）

お答えいたします。

今回の人件費でございますが、手当につきましては扶養手当やら児童手当、住宅通勤ということで異動に伴うものでございます。

それから、その他のものにつきましては、環境対策審議会の回数をふやしたことで、統計調査委員の対象人数を調整したことが主なものでございます。

一番大きなものが、特徴的と言いますのが共済費の増でございます。これは長期共済、いわゆる年金に当たる部分でございます。今、国は国民年金の基礎年金国庫負担割合の率を半分にしようという国会の提案をして、過去しているところでございますが、その率が当初36.5%で推移して、残りの13.5%を賄える財源がないということで、当初計画していましたときに、財源模索のために29.0という1000分のですが提示をしてございました。その数字がどうしても国民年金の基礎の2分の1額を確定するために、国は今回、23年、最初2月に法改正の提出をしましたが、これがまとまらず、また平成23年4月28日に修正案の提案をいたしました。これもまとまっておりません。今回、平成23年10月28日に閣議決定されました再修正の3次補正における国民基礎年金の2分の1財源を見つけたということで、通知が参ったところでございます。

これの基礎額を改定するためには、法律の改正が3件ございまして、国民年金法の改正と国家公務員共済組合法の改正、それから市立学校教職員共済法の改正、この三つの柱で共済の負担をまかなっているところでございますが、ここの改正をしなくてはならないということとなったところです。

先ほど申しました、当初総務大臣が告示していましたのが29.0、1000分なのですが、なっておりましたが、これを今回遡及しまして38.5、1000分の1にしたいということで、告示がなされるところでございます。そのために全国市町村共済組合の公的負担金の部分を引き上げる。その額が今回、お願いしております2,440万7,000円ということになっております。

つけ加えますと、当初予算のときに前年並みのパーミルの34.1というので予算計

上しとったんですが、6月議会のときに告示が29.0ということになりましたので、6月議会のときにそれにあわせて落としたところでございます。落としたところ、追加といたしまして今回38.5というのが参りましたので、それに合わせて補正をお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（谷口義則）

ここで、徳峰議員の質疑を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時34分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰議員の質疑を続行いたします。

○21番（徳峰一成議員）

財政対策について一、二点質問いたします。

先ほどの担当課長は、本年度の財調の取り崩しが、昨年度10億近いということをおっしゃいました。私の資料では、財政からの22年度財調の取り崩し金額は2億1,911万円となっているんですけど、10億近い金額じゃないですよ、この資料では。正確に答えていただきたいと思います。ちなみに、合併後、平成18年度以降の取り崩しはゼロ、3億2,000万、2億2,000万、4億、そして昨年22年度が2億1,900万となっております。関連いたしまして、本年度は財調の取り崩しは最終的にはどれぐらいになる考えでありますか。これが質問の第1点。

第2点目、同じく決算剰余金、これが非常に大きなウェイトを金額的にも曾於市の一般会計の場合は占めておりますけれども、23年度、本年度の決算剰余金は何億円を一応考えているのか、この二つであります。

特に、今は国の地方に対しての交付税措置等が非常に判断、見きわめが難しいという点があります。その点で、こうした土台となる基金の扱いを含めて、あるいは決算剰余金も非常に大きな金額を占めますので、その考え方、そしてそれをどう使っていくか、あるいは使わないかというのが大事じゃないかと思っておりますので、この2点をお聞きいたします。

次に、フラワーパークについて質問をいたします。

まず、審査委員会ですけれども、審査委員会については内規規定をいただきましたけれども、率直に質問であります。これはにわかづくりじゃないかという印象を私は持っております。なぜかと言いますと、年度途中で、しかも条例ではなくて

内規ということで出されたわけでありまして、いろいろ意見があつて論議して検討して、急にこれを12月補正に加えたんじゃないかと思っておりますが、このいきさつについて説明をしてください。これが質問の第1点であります。

第2点目であります。委員については先ほど課長から説明がありましたけれども、議員の皆さん、私を含めて名前全部は記入できなかったんですよ。これは議会終了後、すぐ一応文書で議員には出してください。よろしいですね。これが質問の2点目であります。

それから、質問の3点目ですが、これまでの議会の質疑の中で、市長はこの場所の選定については、1月下旬までをめどにして1カ所に絞りたいといった答弁でありました。この審査委員会の任務というか仕事も、課長答弁では1月下旬を、この場合、早ければ1月下旬をめどに、つまり2月にずれ込むかもしれないということでございます。これは当然のことじゃないかと思うんです。1月中旬をめどに、プロポーザルの10社からそれぞれの考え方の資料が提出されますので、それを受けて1月中旬以降に審査委員会が数回に分けて審査を行うわけでありまして、早くても1月下旬、遅ければ2月にずれ込みますけれども、質問でありますけれども、まだ場所が決まらない段階で、審査委員の方々がプロポーザルについて審査を行う。プロポーザルの内容がわからないから、これ以上の質問はできないんですが、もちろんプロポーザルについて審査するんですけれども、審査員が、しかし、場所がどこによるかによって、幾らかはやはり審査の判断基準が変わってくると思うんです。その点はどうなんですか。答えていただきたいと思います。

以上です。

次の質問、畜産課であります。1点だけ質問をいたします。

課長が詳しい説明答弁がありましたけれども、これは副市長がいいのかどうかです。この畜産課についても、先ほど申し上げましたように、22年度を中心として1億円を超える修繕費がかかっておりますし、今回、予期せぬ事故があったし、そして今回12月議会にも100万円を超える修繕の提案がされております。これは市が保有する数多くの施設の多くが、既にもう建設されてから10年以上、場合によっては20年以上たっておりますので、今後ともそうした修繕費はどんどんどんどん出てくると思うんです。実際、ここ二、三年見ましても、例えば文化センターあるいは有機センター、あるいは火葬場等もかなり大きな金額を含めて修繕費が伴っております。

その点で、やはり日常的にというか、を含めて、やはり技術職員が見回りを含めて点検するという体制が、本当に人的に体制がとられているのか疑問なんです。疑問なんです。今の技術系職員で対応できてるのかどうか。不足しているんじゃない

いかといった疑問なんですよ。不足してないといった答弁であります、そうであるのかといった点でありますけれども、全体を統括する副市長にその点を、現状認識について答えていただきたいと思います。この1点であります。

次に、耕地課サイドの負担金について二、三質問をいたします。

課長答弁にもありましたように、基本的には多くが24年度に一応ずれ込むということで、課長、ありますね。その点は一応疑問が解けました。

質問でありますけれども、負担金が先ほどもおっしゃいましたように、当初に比べて2倍、3倍のかなり大きな負担金が出されてきて、市としては出さざるを得ない。質問でありますけれども、この負担金を払わなければならない義務は、何に基づいて払わなければいけないのでしょうか。上から、県から言うてくるから払わざるを得ないということでありましょうけれども、余りにもその点は根拠がわからないために疑問であります。県であろうと国であろうと、やっぱ根拠があると思うんです。何千万単位の負担金でありますので、負担金を払う義務、根拠について示していただきたいと思います。これが質問の第1点であります。

それから、質問の第2点目であります。あと、この補正項目の中で先ほども課長から説明がありました。例えば、県営事業負担金の中の北部地区の基本計画書です。基本計画書がまた25%増額されています。325万円です。予算現額も6,500万円が6,800万円となっております。これは負担金というよりも、計画の中身において補正増を必要とした計画であろうかと思うんですが、このあたりを含めて説明をしていただきたいと思います。

この計画自体は、基本的に大事じゃないかと思います。決算を含めて本会議でも質問したことがあります、この計画の中身を含めて、どういったことで今回また補正を組まなければならなかったのか説明をしてください。

以上です。

図書購入については、もう委員会で細かく強く指摘したいと思います。

例えば、末吉の図書館について言いますと、20年たっておりますが、本年度のような図書館にとっては例外の例外としても少ない金額であります。末吉の図書館の歴史に汚点を残すような惨めな金額なんです。本来、図書購入計画が三つの図書館それぞれ数カ年の計画があつたら、こういったことには絶対ならなかったと思うんです。絶対あつてはならないことを今回はやっています。その点で大いに不安でありますので、委員会でこの点は取り上げてまいりたいと考えております。

以上です。

○副市長（末廣光秋）

大きな施設の修繕についてのお尋ねでございますので、私のほうから答弁させて

いただきたいと思います。火葬場等、築10年過ぎたものについては、改修計画等を立てながら年次計画を立てて、今取り組んでいる状況でございます。火葬場につきましても、大体もうほぼ終えたという状況でございます。

今、有機センターにつきましては、先ほど課長が答弁しましたように、22年度あたりから2カ年計画で整備をするということで作業を進めておるところですが、今回の脱臭棟につきましても、補強をする計画でいたところでございますが、こういう形になったところで、今、原因究明をしている最中でございます。この状況等を見ながら取り組んでいきたいというふうに思っているところです。

それから、技術的な職員の体制が整っているのかということでございますが、現在、建築の技術者が6名いまして、各支所に2名ずつ配置をされております。できれば専門の技術者をそれぞれ担当を置ければいいんですが、数もございますので、現在おる6名を集約して、一つの係の中で今後対応していきたいというふうに思っております。

また、職員の入れかわり時期につきましては、技術者が不足する場合は、そこで補っていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

財政調整基金の繰り入れ金額が違うということでございましたが、先ほど私が申し上げましたのは、昨年のこの時期と12月の時期での比較でございましたので9億8,100万、約10億ということで申し上げたところでございまして、決算で言いますと、徳峰議員が言われた2億少し、そのとおりでございます。

本年度のどのくらいの財調繰り入れになるかということですが、現段階では5億437万5,000円でございますが、あとの分につきましては、まだ歳入歳出それから起債等の確定、国県のそこらあたりがまだ決まっておきませんので、この後の分はちょっと予想できないんですが、5億から6億ぐらいだろうというふうに思っているところですが、あとは決算状況ですが、23年度は幾らになるかということでございましたが、22年度から23年度に6億円入れております。その前の年が4億1,000万でございますので、ただ、状況から見ますと去年ほどにはならないだろうということで、去年の場合は国の補正等もございまして、基金の積み立て等も行ったところですが、今回はそこまではないかと思いますが、ちなみに一つの方法として、標準財政規模の3%から5%という一応指標がございまして、それでいきますと5億ですが、実際はそれよりもずっと少ないんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

まず初めに、審査会についてということでございます。

審査会については、今現在お手元に設置規定ということでありますけれども、曾於市プロポーザル方式実施要綱というのが定められております。これに基づいて設置したところでございます。

名簿については、議会終了後準備をすると思いますので、議長よろしいでしょうか。提出申し上げます。

場所の選定については、今度審査会のほうでプロポーザルの技術提案が上がってきたときに、中旬過ぎになろうかと思えますけれども、そこから2地区の上位といましようか、2社から3社程度を選定いたしまして、そこで場所の選定についても、この審査会の委員の方々にお願いしようということで、最終的にはそれを特定をして、1社に絞るというような形になろうかと思えます。

以上でございます。

○耕地課長（吉田誠得）

まず、負担金の義務でございますけれども、通常、私どものほうで、まずいろんな事業をとり行う場合は、申請をまずいたします。事業の申請をいたしまして、そして国のほうからそれに対する採択が県を通じて参って事業の実施に至るという段取りになっているところでございます。

今回のこの事業は農山漁村地域整備交付金なんですけれども、現在、的確にこの事業の義務的なところは持ち合わせておりませんけれども、やはり国庫補助等の場合は、これに関する法律施行規則、これ等で定められてきているというふうに考えております。その中で県営シラスでありますと、市は5%、あるいは別の事業は20.25%といったこと等が定められて、これに従って支出をしていくということでございます。

○21番（徳峰一成議員）

まず、フラワーパークについて2点質問いたします。

先ほどの課長の説明でちょっとわかりにくい点がありましたので、再度、第1点は同じ質問になろうかと思えます。この審査委員会のほうで1月下旬以降、一応審査を行う予定であります、一方で市のほうでフラワーパークについての場所を1カ所に絞るのは1月下旬ということで、ずれがあるわけです、2週間ほどです。まだ場所が市として発表できない段階で審査委員会を開いても、肝心な場所にかかわる問題は審査が進まないと思うんです。できないのじゃないかと思うんです。市

はどういった審査を具体的に細かく要請したいと考えているかわかりませんが、そうした疑問についてはどうなんですかといった点で、答弁説明をしてください。場所との時間的なずれについての疑問点であります。

それから、これは確認をしてください。1回目の質問で23年度の予算が303万1,000円、20万3,000円、それから1万2,800円というのは、これはどっから持ってきたのかわかりませんが、合わせて324万7,000円ということでありました。つまり、これ以外は予算計上が今回を含めてしていませんので、少なくとも本年度23年度はこれ以上の予算対応は全くないということですね。全く何もできないということに予算上なります。来年の3月までです。これは確認をしてください。以上、2点です。

それから、質問の大きな2点目、畜産課の修繕にかかわる技術系職員のスタッフが十分であるかの点でございます。副市長答弁は、6名いるのを1カ所にまとめたということでございましたけれども、その方法論の是非については、もうここでは触れません。

私が申し上げたいのは、今の畜産課を含めて数多くのもろもろの施設を管理する、あるいはもちろん新たに学校施設等にみられますように、建設する等々を含めて、今の少ない技術系職員で対応できてるのか、今後もしできるのかといった疑問なんです。十分じゃないんじゃないかと思います。ここでは一般質問に類しますので内容を省きますけれども、文化センターや電算問題などを見ても、電算機器問題に対する対応を見ても不十分じゃないかと思うんです。これは建築技師だけの問題じゃない。土木技師だけの問題じゃない。過去5年、10年、あるいは20年の行政を取り巻く環境といいますか、技術系関係です。恐ろしいほど変わってきてます。電算一つとってみても、あれはコンピューターがどんどん入ったりして、いろんな施設を含めて、それに精通した職員がだれがいますか。何名いますか。そういったことを含めて、単なる技師だけの問題じゃないんですよ。対応ができてないんじゃないか。あるいは今後ますます時代の流れとして、そうした問題というか課題が出てくると思うんですが、私はだから、実態を十分に見きわめて、本当に充分であるのか、今後を含めて。でなかったら、やはり職員の増員計画を含めて、今すぐにはすべて解決するわけじゃないから、やはり計画性を持って、このあたりは、年齢的な問題もあるでしょうから、あるいは退職者が何名出るかの問題もあるでしょうから、もろもろ総合的にもっと深く研究検討した上で、必要ならば、やはり技術系職員ですよ、あるいは専門職員ですよ、これをやはり増員計画の中に入れ込むというのが、私は時代の流れ、大きな観点から見て大事じゃないかと思っているんです。そこをどれだけ検討されているかを含めて、あるいは今後の方向について答えていただきたい

と思います。これは今後の私たち、後の代を含めての問題で非常に大事であるからであります。

次の質問、この耕地課について1点だけ、くどうようでありますけれども説明いたします。

この負担金について、だから法律上を含めての根拠はどこにあるんですかといった単純な質問なんですよ、課長。必ず市がお金を出す以上、負担金に限らず、法律上を含めて何らかの指針といいますか、根拠がなければならないし、あるはずであります。特に、何千万単位の金額でありますから。だから、そうした法律等の根拠について示してください。もう3回目、これ以上質問ができんから、納得できる形で説明してください。

以上ですが。

○副市長（末廣光秋）

技術職員のことでございますが、技術につきましては日々進歩をし、基準等も改正がなされているところでございます。市といたしましては、現在もでございますが、設計と管理等については、民間設計事務所等をお願いをして執行をいたしている状況でございます。職員体制につきましては、今質問、議員もありましたように、退職者の状況あるいは職員の数の問題等いろいろありますので、先ほど申し上げましたように、体制を整えて、その状況を見ながら判断をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

先ほど私の説明がちょっとわかりにくかったと思っております。お詫び申し上げます。審査委員会ですけれども、1月中旬をめどに技術提案書の提出をお願いいたしているところでございます。それから審査委員会にかけまして、その中から数社、2社から3社程度、今現在考えてはいますけれども、そこで選定してもらいまして、その設計屋さんの説明というか、ヒアリングを行いまして、それを受けた後、場所の選定ということで、1月下旬をめどに、スケジュール等ですので、どういったことがわかるかもしれませんけれども、日程については多少ずれることがあろうかと思っておりますので、その辺はご了承いただきたいと思います。

予算の計上ということですが、一応、今のところ、このほかには考えていないところでございます。

以上です。

○耕地課長（吉田誠得）

広くは土地改良法に基づいております。

○議長（谷口義則）

以上で、通告による質疑が終わりました。ほかに質疑がありませんか。

○16番（五位塚剛議員）

それでは、フラワーパークの関係で、23ページです。質問したいと思います。

当局から出された、この告示の第88号について、一応委員会は20人以内ということで書かれているわけですけど、しかし先ほどの審議の説明では16名というふうに言われました。16名はもう確定なのか、これが第1点。

それと、先ほどの説明では市民の方が10名のような気がしました。役所の人は6名と思ったんですけど、これでいいのか。これの確認です。

次に、実際具体的なこの予算が出てきましたけど、これに審査に入る前に、当然10社の業者の方々が、もう選定をされているようでございます。業者の名前をここでちょっと出していただきたいと思います。

次に、社会教育課の関係で81ページ、大隅の文化会館の管理費というのが出ておりますけど、施設管理費です。このフラワーパークの関係の集まりがあったときに、大隅の方々から生涯学習で夜、いろいろ大隅文化会館の2階で練習されてるみたいですけど、雨が降ると雨漏りがして、バケツを据けて練習をしなきゃならないということで、もっとやるべきことは先にあるんじゃないかというのがありましたけれども、今回の補正ですけど、全くその雨漏りの関係については、社会教育課かまたは建設課を通じて、そういう状況というのはわかっているのか、わかってないのかお答え願いたいと思います。とりあえず二つの報告だけお願いします。

○企画課長（岩元祐昭）

お答え申し上げます。

16名の委員の方々に9名かということだったですけれども、開発センターの所長の吉川さんを役所側の公務というような形で扱いましたので、8名というようなことで御理解いただきたいと思います。確定でございます。

それと、今回選定しました業者につきましては、まことに申しわけございませんけれども、確定するまで公表できないところでございます。

以上です。

○社会教育課長（中峯健一郎）

大隅文化会館の雨漏りについては、承知して対応したところであります。2年ぐらい前に修理をして、その後の状況のようです。

○16番（五位塚剛議員）

もう一回、吉川さんは公的な扱いということで言われましたが、当然公的な扱い

になると、出会手当なんか出ないわけですけど、役所のほうは何人なのか。実際の市民が何人なのか。これの確認です。もう一回それを確認したいと思います。

それと、基本的にはこの審査委員会の人たちは、フラワーパーク公園整備事業を推進をするという前提で同意がされているのかです。要するに、この推進審査委員の方々も、この審査委員会において、あれやこれやもう今そういう状況じゃないからおかしいよということもあり得る、そういう意見も述べられるのか、その関係お願いしたいと思います。

次に、プロポーザルに10社の業者を予算化して、もう11月の25日に説明会を開いたわけですけど、何でその業者が発表できないんですか。発表できない理由をちょっと教えてください。予算を通ってる業者を決めたんですから、どここの業者に10社名を何も問題ないと思います。何も問題ないと思うんですけど、ちゃんとはっきりさせていただきたいと思います。

それと、当然この間のいきさつからいって、高之峯と胡摩地域の山林から原野について、はがきでこの現地の立ち入りといいますか、やりますというはがきを出したということですけど、当然、地権者の中には、いや、私は反対だから立ち入りはさせませんよということがあると思うんです。そういう確認というのはできているのか、できていないのか。その質問です。

それと、当然今回は測量関係というのは全く予算が出てないわけですから、どういうふうにしてこの10社の方々は現地に中に入ってるのか。私は全然予想がつかないんですけど、その説明していただきたいと思います。

それと、もう一点だけです。私たち総務委員会では、現地の外観について説明いただきました。ただ、気になるのは胡摩地域、基本的にはすべて山林というような説明を受けていました。しかし、今回は徳峰議員の質問に対して、原野が四つだったですかね、畑が5筆、雑種地が四つだったですね、胡摩が。私たち総務委員会には、畑とか雑種地は言われましたが、すべて山林を30haと言われました。高之峯地域については、30haだけど全体的には50haの中から30haを目指すということでありましたけど、説明が一貫性がないんですけど、今回プロポーザルで出したところは50haの中から選ぶのじゃないんですか。30haということで限定してできてるのですか。この間の説明と一般質問での答弁がちょっとつじつまが合わないものですから、はっきりしていただきたいと思います。

次に、大隅の公民館については、2年前に修理を済ましているということですけど、現実には今のことです。雨漏りが起こってるんだけど、それは了解しているというふうに認識しとっていいんですか。それはもう修理をしているというふうにとっていいんですか。確認を求めたいと思います。

以上です。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

まず、1点目の役所の人数でございます。両副市長でございます。それと経済課長、保健課長、建設課長、社会教育課長、それと私でございます。

審査委員会の方々ですけれども、一応、全員皆さん協力的ということで理解いたしております。

それと、業者名、11月の25日に説明会をしているということですのでけれども、プロポーザル選定になりますと、業者名を伏して選定を申し上げますので、業者名を上げることは差し控えたいということでは思っているところでございます。

それと、立ち入り拒否ですけれども、今回木を切ったりとか枝を切ったりとか測量をしていくわけではございません。土地の評価については、森林組合の皆様をお願いいたしているところでございます。それと、業者の方々は高低差とか林道とか、ちょっと入ってそういったのを観察されとか、聞いているところでございます。それが調査の方法だと聞いております。こちらでも図面等については、提出いたしているところでございます。

それと、私の説明が悪かった、申しわけございません。高之峯については、コケキャンチの土地なんかもちっと入れられないかということで考えておりましたので、若干その辺の数字が、私どもは約30haを考えておりますけれども、その辺の広さについては、また今度技術提案がなされれば、増減がでてくるものと思っております。

以上でございます。

○社会教育課長（中峯健一郎）

再度調査してみたいと思います。

○16番（五位塚剛議員）

パークゴルフ場の関係について、再度質問したいと思います。

設計についても何でもそうですけど、予算を通って設計を頼んだところについては、今までは非公開じゃないと思うんです。何も問題ないと思うんですけど、それと選定委員会については、この名前を多分伏せてするはずですよ。この提案書はどここの会社の分がということはないはずですよ。だから、私が言いたいのは、今10社ということで現地説明会をされたということですから、その10社はどこですかということ言ってるんですよ、私は。だから、その内容は今から出すんでしょうから、選定は当然伏せて結論を出すんでしょうから、そのことを求めているわけじゃないんですよ。だから、業者を発表できない理由が何か法的にあるのか。法的にあるんな

ら私も言いませんけど、ないはずです。発表していただきたいと思います。

それと、今からこの業者の方々が基本的に設計をするわけですけど、この設計をするに当たって、当局のどういうものをつくっていただきたいという資料は提示されたのか。要するに中身、要するに白紙でこの人たちにお願いするわけじゃないんでしょう。当局の基本的な考えがあると思うんです。それがちゃんともうでき上がって、それことを含めてちゃんと明示したのか。その確認を求めたいと思います。

○議長（谷口義則）

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時10分

再開 午後 4時14分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画課長（岩元祐昭）

どうも申しわけございません。先ほどの質問に答える前に、先ほど地目が五位塚議員のほうが山林と。現況はすべて山林ということで、済いません、台帳上の地目数を言っておりますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

続きまして業者名ですけれども、申しわけございません。審査会のときに伏すだけでということで、今確認しましたら、審査をするときに業者名がわからなければ結構ですよということでしたので、ここで述べさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。玉野総合コンサルタント鹿児島事務所、株式会社オオバ鹿児島営業所、昭和（株）鹿児島営業所、パシフィックコンサルタンツ（株）鹿児島事務所、国際航業（株）鹿児島支店、（株）パスコ鹿児島支店、八千代エンジニアリング（株）鹿児島事務所、（株）大翔大隅支店、（株）大進、（株）建設技術コンサルタンツの10社でございます。

それに、設計に当たってということで提示はあったかということで、大まかな私どもの考えは示しております。これもう、あくまでも技術提案ということで、業者設計士さん方のすばらしい提案を待っているという形ですので、形としての提案はしたところでございます。

以上でございます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第74号については、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

日程第25 議案第75号 平成23年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第3号）

日程第26 議案第76号 平成23年度曾於市高齢者医療特別会計予算の補正について（第2号）

日程第27 議案第77号 平成23年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第3号）

日程第28 議案第78号 平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第2号）

日程第29 議案第79号 平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算の補正について（第3号）

日程第30 議案第80号 平成23年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第3号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第25、議案第75号、平成23年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正（第3号）についてから日程第30、議案第80号、平成23年度曾於市水道事業会計予算の補正（第2号）についてまでの以上6件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○21番（徳峰一成議員）

水道事業について3点質問いたしますが、その第1点は池田市長に質問いたします。

先日の一般質問での末吉上水の八反地区の第2水源の失敗についてどう受けとめているかについて質問いたしましたが、市長答弁は地下のことは掘ってみなければわからない。結果として、あのような使えない状況であったと言った。私から見て、のんきとも言える考え方、自己分析の答弁ではなかったかということで、非常に私、不満が残りました。質問であります。この間の第2水源を含めた経過について、お互い振り返ってみた上で、これをどう見るかを考えていかなければいけないと思っております。

この事業については、御承知のように合併後、末吉上水場については、昭和30年代以降、末吉の町地域の住民は橋野地区から水をくみ上げて、そしてそれぞれの家

庭に送水しておりましたけれども、大体昭和50年代の後半を中心として、住吉地区に配水池を数億円以上かけまして設置されまして、より体系的といいますか、あるいは系統的といいますか、そうした水源と配水池を結ぶラインができまして、これまでほぼ安定的に供給してきた経過があります。使っていない井戸を含めて、橋野には5本水源があるのじゃないでしょうか。

しかし、時代の流れからして、やはり緊急的じゃなかったかもしれませんが、水道課としては、あるいはこの間、合併後も旧末吉上水道のお金といいますか、基金的な財源が数億円、三、四億円あるということで、私も積極的にこれは活用すべきじゃないかということもありましたけれども、そうしたもろもろの経過を踏まえて、やはり長期的には、長期的といった場合は20年、30年、場合によっては50年のそうした視野といいますか、ものさしで考えていくべきだと思いますが、そうした長期的な立場、視野からもう一本水源地を設けて、そしてもう一カ所、住吉とは別に配水池を設けなければいけないという大きな観点から、配水池については白毛、後ほどは高松となっておりますが、高松に設けて水源を設けるということで、合併後からこの数年間、総事業費が6億円を超える大変大きな事業で行われてきました。

こうした昭和30年代以降から現在、そして今後やはり30年、50年後を視野にして考えた場合に、配水池を設けて水源をもう一カ所設けるということは、基本的には私も理解できるんです。もちろん賛成なんです。

そして、配水池をやはり白毛、高松地域に設けるということも、もちろんいろんな地形から考えましても理解できます。特に、合併後の今後20年、30年、50年後を長期的に考えた場合は、一つは短期的には旧簡易水道の諏訪方面を含めて、場合によっては岩崎方面を含めて、やはりパイプラインでつなぐということも必要になってくるかもしれませんが、今、緊急性はないかもしれませんが、より長期的には、旧大隅町の笠木を含めた大隅町にも、この白毛・高松からの配水池を送水管につなぐということもあり得るかもしれません。そうした点で、やはり長期的に考えていくべき大事な事業であると私は受けとめました。

問題は水源であります。水源地であります。ですから、今のところ課長も考えていると思うんですが、水源は2本ですよ、課長。2本で配水池の能力、容量から見ても十分じゃないかと思いますが、やはり20年、30年、50年後を考えた場合は、橋野と同様に水源地も3カ所、4カ所、恐らく4カ所前後が必要となるかもしれません。大隅町までつなぐとなりましたら、今は想定外でありますけれども。

ですから、大事なのは水源地をどこに設けるかであるんですよ。何十年という長期的な視野で考えた場合に。ですから、私は最初からやはりこれはお金が2,000万、3,000万、5,000万かかってもいいから、何カ所かを水源地はどこがいいか、特に菱

田川水系を、これは鉄分が多い岩崎だけじゃなくて、合併後のことでありますし、今後数十年単位で考えた場合は、大隅町の柳井谷から市吉を含めて何カ所かを、もちろん八反もいいんですよ。八反も含めて調べて上で、一番いいところをやはり水源地としては決定するというのが、私は本来のあり方だったと思うんです。それをしないまま、いきなり八反がよかったし、いいだろうということで、高松から実に2.3kmもある、お金もかかる、排水管を通すのには、ところにもう最初から八反地区を定めたということで、これはいかがなものかと。科学的じゃないんじゃないか、発想が乏しいんじゃないかということを厳しく批判してきたんです。ですから、それ以降は共産党議員が一貫して反対してきた経過がそうなんです。

それがまだ事業が23年度を含めて残っているのに、現在進行形の過程の中で、第2水源は使えなくなったというのがこの問題でしょう。今回提案されているさまざまな予算の増減もそれが大もとなんですよ。

ですから、それを私は掘ってみないとわからんという、そうした単純化できる問題じゃ絶対ないと思うんです。やはり自己分析が必要じゃないかて厳しく言って、やはり私はそれはトップの副市長、市長を初めとしたトップの考え方が非常に甘かったと言わざるを得ないんです。この間の経過を見て。ですから、その点は自己責任というか、もっと具体的には自分の給与を減らすことを含めて、やはり今後に生かしていくということは、少なくとも現時点での一つの側面としての総括ではないかと思うんです。

そうした総括を含めて、検討はされてないんじゃないかといった印象を先日の答弁では私は感じたんです。もう一回、市長の答弁をいただきたいと思います。私は、これはやはり自分に厳しくなけりゃいけないと思います。こうした点はです。私が市長だったら、もうやはり給与の何分の1は絶対これ減額いたしますよ、これは。その点で率直な考え方を見解をしていただきたいと思っております。これが質問の第1点であります。

それから質問の2点目、これは具体的に課長になろうかと思うんですが、ページ数の49ページ、53ページ、54ページ、56ページの説明をしてください。あわせて55ページの934万5,000円の説明もしてください。これが質問の2点目でありまして、そして質問の3点目です。

この前の課長の、あるいはこれまでの課長の説明、答弁では、とりあえずといいますか、第2水源の失敗があった今、今後は末吉小学校のプールに使っていた水を水源として考えていきたいということでありましたね。これの確認を含めて答弁してください。

あわせて、この八反地区からはもう一カ所、今後どうなるかわからんけれども、

もう一カ所掘りたいという考えがあるのか、お聞かせ願いたいと考えています。仮に、掘ってただめだったら、もうこれは絶対許されない。もう辞職もんだと思っております。その点で、新たな掘る考えがあるのかどうか、あわせて答弁をいただきたいと思います。

それから、質問の大きな3点目、将来的な体系の問題であります。

今申し上げましたように、私がやはり今後20年、30年、50年後という、やっぱり水というのはライフ、人間が生きていく上で絶対不可欠な要素であります、要件の一つでありますので、ふえることはあっても減ることはないと思います。特に旧簡易水道との関連あるいは大隅町とつなぐ問題を含めて、全く考えられないことはないと思うんです、今後将来的には。その点で、将来的にはやはり高松地区の配水池を結ぶラインというのは、水源はどこに水源を設けるかは別にして、3本、4本はやっぱり想定すべきじゃないかと思うんです。今すぐ、もちろん計画は必要ないですけども、3本、4本は新たな配水池の増設を含めて。住吉がそうでありました。2回に分けて増設いたしました。その点で、やっぱり3本、4本は将来的に必要なかと私は思っておりますが、この高松の配水池問題については、課長でもどなたでもいいですけれども、その点どのようにお考えかお聞かせ願いたいと思っております。

以上です。

○市長（池田 孝）

八反の第2水源の問題でありますが、この前お話したような答弁したような形であると思っております。おっしゃるとおり、末吉の上水、これはほとんどが橋野の前の水田地帯であります。そこから住吉に配水池に上げて取り組んでできましたけれども、同じ水系であるということで、将来どのような事故等が発生するかわからない。そこを想定したときに、別な地域にも水源を求めることが大事であるというようなことから、いろいろと調査をしてきたところであります。

そうした中で、高松地区に配水池を設けて、そして水源を求めたらということが出てきた、浮上してきたわけであります。

そのようなことから、これは技術者といいますか、会社をお願いしていろいろ調査してもらった結果、八反で第1水源を掘って、それはよかったということでもあります。ですので、そこまで本管といいますか、高松の配水池まで持っていくパイプも埋設してあり使用しておる状況でありますので、ここまで持っていくためには、そう第2水源と遠くなくてもよかったというふうに思っているところです。

ところが、掘削した結果、不適ということでお墨をいただいたということで、大変これは責任も感じておりますけれども、これは技術者の提供によってそこを制定

をいたしたわけであります。しかしそのような結果が出たということでありまして、これはやはり責任はどのような方法で負わなきゃならないのか考えますけれども、我々のようなものから、ここが適当だということは、これは難しい判断だというふうに思うところです。30年、50年後を見据えた中で、当然これは高松の配水池を設けてやっているわけであります。ですから、これはまた第2水源をま一回どっかに掘るということよりも、もう既に末吉小学校でプール用に使っていた水があるということでありますので、これを水質調査をして、これが適当であるというならば、ここから八反まで持っていくだけでいいわけですので、その方向で検討をしてまいりたいと思います。

もし、これが水質がだめだということになったら、そのときまた判断しなければならないかと思いますが、そのような重い責任を負わされる。だけど、今ここで本当に橋野の地区の水源もまだ不適という形には出ておらないわけで、事故等を想定した中での行動にでているわけであります。そうなるならば、数年まだ待ってもいいのかなというふうにも考えております。

これは一応、末吉小学校のプールに使用しておった水源の水質調査ということをし、まずやらしていただきたいというふうに思います。この結果によって、判断をさせていただきたいと思います。

ほかについては、担当課長から答弁させます。

○水道課長（福岡隆一）

それでは、49ページ、53ページ、54ページ、56ページ、あわせて55ページの934万5,000円についてということで、予算内容について説明申し上げます。

まず49ページの八反第2水源実地設計業務委託、これにつきましては、この八反第2水源の整備計画を断念することによりまして、場内整備、ポンプ設備、電気設備、送水管布設工事の実地設計業務委託の減額をするものであります。

それと49ページの八反第2水源さく井埋め戻し工事30万3,000円につきましては、井戸の廃止に伴う埋め戻し工事費用の追加であります。これについては、井戸にモルタルを注入しまして、地上から2mのところをカットしてもとに戻すという工事であります。

それから、同じく49ページ、これは56ページと関連しますが、八反第2水源開発に伴う補償金3万円です。これについては、当初は56ページに八反第2水源用地買収費用ということで288万円計上しておりましたが、今回の断念によりまして、面積240㎡分の288万円を減額するものであります。掘削に当たりましては、土地所有者には水量、水質が得られてから用地買収をする旨を了解していただきましてさく井に着手しましたが、今回のような結果になりまして、地主さ

んには了解を求めまして、借り上げ料という形で49ページの3万円の補償金を追加をお願いするものであります。

また、53ページ、固定資産除却費につきましては、八反第2水源地さく井1,330万円の追加をお願いするものであります。これにつきましては、平成22年度で固定資産に登録をしましたので、この井戸の廃止に伴いまして、固定資産の除却費の追加であります。実際には現金支出は伴いませんが、会計処理上、計上するものであります。さく井工事につきましては、税抜きで1,380万円ということになりますが、予算現額が50万ありましたので、差し引きして1,330万円の追加ということであります。

それから、54ページ、八反第2水源地の整備工事であります4,850万円の減額ありますが、これは八反第2水源地の整備計画に同じく断念によるもので、場内整備が260万円、ポンプ設備が1,160万円、電気設備が1,830万円。これにつきましては、高松配水池と一緒に発注する予定でありましたが、このうち934万5,000円は高松配水池の送水ポンプの布設工事費であります。あと送水管布設工事費の1,600万円、合計4,850万円を減額するものであります。

あと55ページの934万5,000円につきましては、先ほども申しましたように、第2水源地のほうの設備と一緒に発注する計画でございましたが、その際、原水に係る施設整備費ということで計上してございましたが、今回水源地の科目がほとんどなくなりますので、これにつきましては、配水設備に係る設備改良費に組みかえるものであります。

あと大きな3番目につきましては、市長のほうから答えましたので、私のほうでは控えさせていただきます。

○21番（徳峰一成議員）

市長に再度質問いたします。余り数年前のことは繰り返し言いたくないんですけども、しかし現状認識がまちがっておりますので、再度質問をいたします。

市長が今の答弁の中で、最初どこに水源を設置するかについては、技術者にいろいろ調査をしていただいたということでありましたが、私が理解、記憶している限り、いろいろ調査をしてないから、この間、厳しく一貫して批判して、また反対してきたんです。先ほどもおっしゃったように、当時から私、当時の課長は一応建設課、課長が水道を兼ねていて赤崎課長だったんですが、部長だったんですが、繰り返し申し上げてきたんですけども、最初から、もちろん八反も加えていいですよ。八反も含めて白毛水系の流域の何カ所かを一応掘ってみて、お金は多少かかっても、これは大事なもんだからいたし方ないと思うんです、個人的には。そして、一番いいところを選ぶという作業を行わなかったんですよ。いろいろじゃないんで

すよ。最初から八反だけに絞ったんですよ。仮の話として、いろいろ調べて、結果として八反地区が最良やったら、これは科学的な調査でありますから、その方法論が正しいことがありましたら前提条件として、八反でもよかったと思うんです。それやらず最初から八反だけにやったから、これは科学的じゃないんじゃないかて。お金も距離も長くかかるし、八反地区は人口密集地であるし、それこそ地下のことのはわからんから、今の水質はともかくとして、将来的にはこれは危うくなるんじゃないかということで、批判して反対してきたんです。

それを聞く耳を持たずそこに絞ってやってきた。そして第2水源で失敗した。いろいろじゃないんです。その点で私はトップのほうにも責任があるんじゃないかということを強く申し上げたいんです。それでもやはり自己責任は感じておらんとですか。失礼な言い方ながらも、私が課長だったら、市長だったら、やっぱりこれはみずから進んでいって減給をします。そして再度出直しといいますか、ことをやっぱやらなければいけないと思うんです。もうこれ以上は質問いたしませんけど、この項では今回は、最後答弁をしてください。自己責任の姿が正直いって、私は甘い、弱いと言わざるを得ないんです。

質問の2点目であります。市長答弁にありましたように、今後の対応策として末吉小学校の水問題を考えておられます。方法論的にはこれもいたし方ないと思うんです。それはもう現実問題として、これはこれでもうしようがないというか、反対する理由はないんです、現実問題として。

私の質問というのは、もし問題がなかったとして、水質等を含めて、先ほどの質問は、また第2水源が八反がだめだから、また八反地区のどこかを第3水源を掘るということを考えているんですかということです。もしこれで失敗したら、これはもう辞任ものだと思うんです。そういった考えがあるのかどうかを聞かせてください。

次に、将来的にはやっぱ30年、50年体系でこの問題は見なければいけないと思うんです。その点で、これは課長が一番精通している点でありますけど、現状では2本水源を掘ったら、今の配水池ではもう大丈夫ですよ。しかし、将来的には30年、50年体系で考えた場合は、大隅地区やら旧末吉町の簡水を含めて視野に入れなければいけないと思うんです。そうした場合には、やはり第4の水源も必要になることも想定はしなければいけないと思うんです。そうした場合は、第4の水源はどこに設けるかと。やっぱり菱田川水系を考えていかざるを得ないと思うんです。そうした点は全くまだ白紙の状態であるんですか。

やはり、私はトップの場合は、一つの理念、哲学を持たなければ、失礼ながらいけないと思うんです。特に水の問題は。曾於市の上水道を含めて簡易水道を含めて、

全体として非常に水質が悪くなっております。課長がこれ一番よく御存じで、また決算委員会もどことどことが今非常に赤に近い、そして黄色ということで具体例が挙げられました。それほど厳しいんです。これは副市長も御存じでしょう。

そうした状況です。その点でやはり、水の問題については将来的な体系をこれは財部、大隅の上水を含めて持たなきゃいけないと思うんですが、その点で3番目、4番目というのも考えていかなければいけないと私は思っております。現実問題なかったとしても、そうしたことはやっぱり脳裏にあるのかどうか。頭の中にあるのかどうか、答えていただきたいと考えています。

最後に、課長だと思んですが質問いたします。

課長、この水道事業計画については、当初の段階では本年度、23年度で一応事業終わりだったですね。これがいつまでにずれ込む予定ですか。来年度まででしょうか。そして、全体の事業費はどれぐらいに、何億になる予定ですか。

以上であります。

○市長（池田 孝）

八反地区を第1水源といいますか、第1水源を掘ったときは、いい結果が出たわけであります。ですので、第2水源を掘るときも、これは試験掘りはいたしておりますけれども、別な方法での調査をしたということで、八反地区に第2水源をとということで掘ったけれども、水質が、水は出たけれども、そのような結果が出てしまったということであります。ですので、担当にも聞いたんですけども、その試験掘りというのはちょっと不可能であると、大変高額になってしまうということであります。ですので、これはもうあきらめて、第1水源の方法で選定した結果を掘ったということであります。

ですので、結果が出たわけですので、一応もう末吉小学校のプールの水質検査を待ちたいというふうに思っております。これがよい結果が出るということを願っているところであります。その先のことは、また八反に掘るのかどうかということは、まだ全く決めてない状況であります。

以上です。

○水道課長（福岡隆一）

今後の八反高松水系の事業費であります。八反第2が中止になった関係で、現在5億8,786万2,443円を使うことになりましたが、来年度以降、もし末吉小学校のプールの水源、水量がよかった場合においては、6,040万円も追加しまして6億4,826万2,443円を予定しております。

あと今後の計画につきましては、第3、第4水源については白紙であります。市内には集落水道で調査しますと、深い井戸がたくさんございますので、その状

況の水質検査なりを見ますと、10項目はしてますけども50項目はしていないという状況で、水質の把握ができてない状況にありますので、当面、鉄分と硝酸態窒素につきまして、曾於市につきましてはそこがネックになりますので、そのところは市民課の環境係と打ち合わせをしながら、次年度以降あるいは25年度になるかもしれませんが、水質検査等をしまして全体の把握を行っていきたいと思ってます。

終わります。

(「この事業は24年度で終わるということでもいいですか」と言う者あり)

○水道課長（福岡隆一）

末吉の小学校のプールがよかった場合においては、末吉小学校のプールにつきましては、来年度24年度で水質揚水試験を行いまして、事業計画につきましては25年度で行いたいというふうに思ってます。

○議長（谷口義則）

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

○16番（五位塚剛議員）

水道事業に対して質問したいと思います。

私ごとですけど、給水装置工事主任技術者国家試験を受けまして、金曜日に発表がありまして、無事資格を取りました。基本的には本庁の本管工事にも入札に参加できる資格があるわけですけど、あとは当局の考えだと思いますけど、基本的には水道についての知識も一定できたという立場から質問したいと思います。

質問の第1点です。50ページ見てください。修繕費で深川の前川内と田方地区の修繕の予算が出ております。疑問に思うのは、これは漏水をしているんだろうと思いますけど、通常の場合だと、漏水していたら予算がなかったらこうして出すんですけど、当然もう予算は私はあると思うんです。だから、当然もう修理はすべきだと思うんですけど、今から予算を出して可決してから工事発注する考えなのか。基本のお考えを出していただきたいと思います。

次に、今この八反地区の水道の工事が白毛、高松地区に配水池が設けられました。この間の説明でも、当初予算でも皆さん御存じだと思うんですけど、諏訪の胡摩に水源地を掘って、これをバイパス工事を今工事が発注して、ほぼ完了に近いところになりました。耐圧テストもされておりますけれども、この目的はこの八反地区の水源が水不足を起こしたときに、諏訪の水をバイパスをあけて流す方法だというふうに思っておりますが、そうであれば、当然八反の第2水源地を掘らなくても、もう通常から諏訪からの水を補給しても十分これは可能であるし、可能であるという前提でしたと思うんですけど、これは通常ずっとできないのか、確認を求めたいと思います。

この2点だけお答え願いたいと思います。

○水道課長（福岡隆一）

お答え申し上げます。

深川、前川内地区の漏水修繕、それから田方地区漏水修繕につきましては、既定予算の枠の中で一応工事については即日復旧で終えております。特に、田方地区については150mmが破裂したということで、1時間で配水池がもう空に近いということで、徹夜でやったところですが、何とか修繕できたということで、断水は田方地区だけに抑えられたということでもあります。

これはもう既定予算の枠が足りなくなるということで、この2カ所の分を追加させていただきたいということで、計上してあるものです。

あと八反胡摩間につきましては、今、連絡管をつけております。高松配水池から胡摩の配水池、諏訪配水池までをつなぐ工事をしておりまして、胡摩の水源地につきましては、平成24年度で完成する予定にしております。今のところ、高松配水池から諏訪配水池のほうには送水できますけれども、今のところは23年度工事ではできないところでありまして、24年度になりますと、胡摩から高松配水池のほうへも通水できるということになります。胡摩水源につきましては、1日当たり700m³しかくめないということでもありますので、高松配水池につきましては、1日に平均で900m³ぐらいを配水しているということでもありますので、第2水源としましては、やはりもう一つ設ける必要があるというふうに考えております。

終わります。

○16番（五位塚剛議員）

この田方、前川内は基本的には修繕をしているということでございました。基本的な考え方としては、漏水をしているんですから、当然もう修繕をすべきだと思うんです。ただ、私はこの予算の出し方がこういうふうに書いてるから、今度は反対に疑問になってくるんです。もう修繕は終わってるのに、予算を今から出すのかというふうになるんですけど、この提案の書き方がまた若干おかしいのじゃないかと思うんですけど、このあたりの修繕費を3月までの修繕費として、予備費として既定予算として持っていなきゃならないというふうに認識していいのか。また、今後可決した後、田方と前川内にこの予算を何らかまだ使う予定があるのか。この説明を求めたいと思います。

それと、高松地区の配水池と胡摩との関係ですけど、今24年度からは可能であると言われました。しかし、可能であるのなら、わざわざ末吉小学校のところから、また新たな今から検査をして含めて工事が多分、何千万という計画だったのですが、これをするよりこれを生かしたほうが十分いいと思うんですけど、どうですか。基

本的にはバイパスと、あと流量計をつけてやるべきだと思うんだけど、流量計をつけて逆に送り出す方法をこれは考えるべきだと思うんですけど、副市長、ちょっと大きな問題だと思うんですけど、そのあたりは考えられないかお答え願いたいと思います。

○水道課長（福岡隆一）

まず50ページの修繕費については、そのように3月までの修繕費というふうに思っただけであればいいかと思います。

あと、高松配水池から胡摩配水池へ送水する件につきましては、これは24年度から可能になりますが、御存じのとおり、内村水源が水質的に基準値内にあるんですけども、マンガンがちょっと上昇しているということでありまして、これにつきましては消毒をする次亜塩素と結合しますと黒くなりまして、それが配水管内にたまって、何かの拍子にはがれまして黒い水が出るということで、この間、年間に何回か他の近辺につきましては御迷惑をかけているところであります。ですから、内村水源池につきましては、もうこちらができた時点におきましては、取水を中止して胡摩水源でいきたいということを考えているところであります。

先ほど申しましたが、胡摩水源池につきましては700m³ということでありまして、高松配水池は1日当たり900と、最大で1,200トン配水しますので、胡摩水源池だけでは足りないということになります。ですから、胡摩を補う分の第2水源池が必要になってくるということもあります。ちょっとこれ、御理解いただきたいと思います。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案6件については、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

_____・_____・_____

日程第31 陳情第8号 曾於市グラウンドゴルフ場（公認コース）建設要望について

○議長（谷口義則）

次に、日程第31、陳情第8号、曾於市グラウンドゴルフ場（公認コース）建設要望についての陳情については、配付してあります陳情文書表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

_____・_____・_____

日程第32 陳情第11号 郵政改革法案の早期成立を求める陳情書

○議長（谷口義則）

次に、日程第32、陳情第11号、郵政改革法案の早期成立を求める陳情書については、配付しております陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は12月22日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

_____ . _____ . _____

散会 午後 4時53分

平成23年第4回曾於市議會定例会

平成23年12月22日

(第5日目)

平成23年第4回曾於市議会定例会会議録（第5号）

平成23年12月22日（木曜日）

午前10時45分開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第5号）

- 第1 議案第52号 曾於市育英奨学資金貸与条例の制定について
（文教厚生常任委員長報告）

（以下4件一括議題）

- 第2 議案第53号 曾於市大隅農産加工センターの設置及び管理に関する条例の制定について
第3 議案第54号 曾於市地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について
第4 議案第55号 公の施設の区域外設置について
第5 議案第56号 字の区域変更について
（建設経済常任委員長報告）

- 第6 議案第57号 宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結について
（総務常任委員長報告）

（以下14件一括議題）

- 第7 議案第58号 指定管理者の指定について（財部交流館）
第8 議案第59号 指定管理者の指定について（末吉老人福祉センター）
第9 議案第61号 指定管理者の指定について（大隅農村環境改善センター）
第10 議案第62号 指定管理者の指定について（大隅農業構造改善センター）
第11 議案第64号 指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）
第12 議案第65号 指定管理者の指定について（下水道浄化センター）
第13 議案第66号 指定管理者の指定について（財部南地区公民館）
第14 議案第67号 指定管理者の指定について（大隅高齢者コミュニティセンター）
第15 議案第68号 指定管理者の指定について（財部北地区生活改善センター）
第16 議案第69号 指定管理者の指定について（財部中谷地区集会施設）
第17 議案第70号 指定管理者の指定について（青少年館等）
第18 議案第71号 指定管理者の指定について（末吉高松イベント広場）
第19 議案第72号 指定管理者の指定について（末吉寺田コミュニティ広場）
第20 議案第73号 指定管理者の指定について（市民プール）
（文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告）

- 第21 議案第60号 指定管理者の指定について（養護老人ホーム清寿園）

(文教厚生常任委員長報告)

- 第22 議案第63号 指定管理者の指定について(メセナ住吉交流センター)
(建設経済常任委員長報告)

- 第23 議案第74号 平成23年度曾於市一般会計予算の補正について(第5号)
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告)

(以下6件一括議題)

- 第24 議案第75号 平成23年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について
(第3号)
- 第25 議案第76号 平成23年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について
(第2号)
- 第26 議案第77号 平成23年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について
(第3号)
- 第27 議案第78号 平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について
(第2号)
- 第28 議案第79号 平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算の補正に
ついて(第3号)
- 第29 議案第80号 平成23年度曾於市水道事業会計予算の補正について(第2号)
(文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長・総務常任委員長報告)
- 第30 陳情第11号 郵政改革法案の早期成立を求める陳情書
(総務常任委員長報告)

- 第31 議会運営等調査特別委員会の設置について

- 第32 議員派遣の件

(第5号の追加1)

- 第1 発議第8号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書案
- 第2 発議第9号 A P E CでのT P P交渉参加表明に抗議する意見書案
- 第3 常任委員会の閉会中の継続審査申出について(総務常任委員会)
- 第4 常任委員会の閉会中の継続審査申出について(文教厚生常任委員会)
- 第5 常任委員会の閉会中の継続審査申出について(建設経済常任委員会)
- 第6 常任委員会の閉会中の継続調査申出について(総務常任委員会)

第7 常任委員会の閉会中の継続調査申出について（文教厚生常任委員会）

第8 常任委員会の閉会中の継続調査申出について（建設経済常任委員会）

第9 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

2. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1 番	今 鶴 治 信	2 番	九 日 克 典	3 番	八 木 秋 博
4 番	土 屋 健 一	5 番	山 下 諭	6 番	原 田 賢一郎
7 番	山 田 義 盛	8 番	大川内 富 男	9 番	西 川 熊 則
10 番	大川原 主 税	11 番	吉 村 幸 治	12 番	（ 欠 員 ）
13 番	渡 辺 利 治	14 番	海 野 隆 平	15 番	久 長 登良男
16 番	五位塚 剛	17 番	漆 間 純 明	18 番	大 津 亮 二
19 番	迫 杉 雄	20 番	坂 口 幸 夫	21 番	徳 峰 一 成
22 番	谷 口 義 則				

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	迫 田 雪 春	次長	栄 徳 栄一郎	係長	田 平 五月男
参事補	吉 田 竜 大	主任	宇 都 正 浩		

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長	池 田 孝	教 育 長	植 村 和 信
副 市 長	中 山 喜 夫	教育委員会総務課長	安 田 徒 務
副 市 長	末 廣 光 秋	学 校 教 育 課 長	森 山 勇
総 務 課 長	大 窪 章 義	社 会 教 育 課 長	中 峯 健一郎
大隅支所長兼地域振興課長	上 迫 光 俊	市 民 課 長	切 通 宏
財部支所長兼地域振興課長	川 崎 幸 男	福祉事務所長兼福祉課長	今 村 浩 次
企 画 課 長	岩 元 祐 昭	保 健 課 長	大休寺 拓 夫
財 政 課 長	池之上 幸 夫	経 済 課 長	谷 元 清 己
税 務 課 長	新 屋 義 文	畜 産 課 長	神宮司 寛
監 査 委 員 事 務 局 長	真 方 清 治	耕 地 課 長	吉 田 誠 得
会計管理者・会計課長	情 松 実 隆	建 設 課 長	高 岡 亮 蔵
農業委員会事務局長	堀之蘭 訓	水 道 課 長	福 岡 隆 一

開議 午前10時45分

○議長（谷口義則）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第52号 曾於市育英奨学資金貸与条例の制定について

○議長（谷口義則）

日程第1、議案第52号、曾於市育英奨学資金貸与条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告、文教厚生常任委員会に付託された議案16件及び陳情1件を、12月13日、15日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、議案16件について結論を得ましたので、報告いたします。

1、議案第52号、曾於市育英奨学資金貸与条例の制定について、本案は育英奨学資金の種類のうち、特別育英奨学資金を廃止するとともに、奨学生及び連帯保証人の資格要件その他規定の整備を図るため、条例の全部を改正する内容であります。

特別育英奨学資金は、曾於市在住者または本市出身者で、特に学業及び人物が優秀であって、市内の高等学校に入学した者に授業料相当額を貸与する内容でありましたが、国の施策による高校授業料無料化により廃止するものであるとの説明でありました。

質疑では、今回廃止される特別育英奨学資金について、地元高校の振興及び地元高校生の育成が目的であったが、廃止にかわる支援制度は議論されたのかとの問いに、生徒の資格取得への援助なども検討されたが、昨年度より高校生の海外研修が実施されたとの答弁でありました。これについては、高校再編の議論のある中、地元高校への支援が後退しないよう、曾於市として特色のある充実した手立てを強く求める意見がありました。

また、奨学資金の貸与金額についても、現状に合った支援となるよう増額を求めて検討するよう意見があり、学業を続けたくても困難な方々に対して、より充実した施策となるよう、近隣市町村の状況も研究をしていきたいとの答弁でありました。

条例の審査では、第1条の目的における「学術優秀」との表現について、学力ば

かりでなく、特技も含めた優秀な者と解釈しているとの説明がありましたが、学術優秀でなくても、向上心に富み、学業意欲がある者を広く支援、育成することを本条例の目的として表現する必要があるとの意見がありました。また、第10条の貸与の休止及び再開では、休学、停学、留学した場合には休止されることがうたわれており、病気や不慮の事故等のやむを得ない場合への配慮が必要であるとの意見が出されたところであります。

第11条の貸与の停止では、第2号の「傷病等のため」という文言を追加したことについて、「成業の見込みがないこと」の具体性を示すために追加したとのことでしたが、傷病を理由として貸与を停止する表現になることとは理解に苦しむとの意見が出されました。

以上の審査経過を踏まえ、本委員会では、議案第52号について採決の結果、全会一致で条例の一部を修正する別紙修正案のとおり修正可決すべきものと決定いたしました。

議案第52号、曾於市育英奨学金資金貸与条例に対する修正案、議案第52号、曾於市育英奨学金資金貸与条例の一部を次のとおり修正する。

第1条中「学術優秀で」を「能力が」に改める。第10条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。「ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない」。第11条第2号中「傷病等のため」を削る。

以上であります。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○16番（五位塚剛議員）

大川内、新しい文厚の委員長でありますので、審議の状況について質問したいと思います。

今、修正の提案も出されまして、大変これは議会としての、また、委員会としてもこれは非常に役割が大きいと思っております。質問第1点ですが、ここの報告の中に、特別育英奨学資金を今回削るという、その大きな要因は、国の施策による高校授業料無料化によるということが書かれております。要するに、高校の授業料が無料化であるから、特別育英奨学資金はもう必要ないんだということの説明でございしますが、これは民主党政権になっての、要するに法律的に時限立法でこれは決まっているのか、そのあたりのことがわかっていたら、お答え願いたいと思います。

第2点目は、高校再編の議論がある中で、地元高校への支援が後退しないようにということで意見が相当出てるみたいですけど、このことについて、当局は独自の支援策として今後新たな考えが示されたのか、それが第2点です。

あと、3点目は、この疾病を理由とするこの文言を削るということでございますが、大変これは大事なことでありと思いますが、当局は、このことについてはどのような、当局の提案の文章と全然違うわけですから、そのあたりの認識がどういふふうに思われていたのかです。この3点、この修正については、大変内容的にはいいことだと思うんですけど、それを含めてお願いしたいと思います。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

お答えいたします。

まず1点目ですが、これは高校授業料無料化については、時限立法かどうかということですが、これについては質疑も出ませんでしたし、いつまでなのか、これは内容としてはわかっておりません。

それから、2番目ですが、高校再編につきましては、これも書いてありますとおり、とにかく資格の取得に力を入れようと、そういうことも話されたことがありましたが、この件につきましては、今からは資格取得とかそういうことで生徒をとにかく曾於市内の高校に呼ぼうと、そういうことが言われたところであります。

3番目につきましては、「傷病等のため」と、こういうふうに限定しますと、本当に傷病だけでほかの成業がない場合には、傷病等でなくて、ほかの成業がない場合と区別するんじゃないかと、そういうことでこの傷病等のためというのをとって、前回どおり「成業の見込みがないもの」としたものと聞いております。

以上であります。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

原案及び修正案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

修正案に賛成の討論はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

私は、あるいは、共産党議員団は修正案に賛成をいたします。

ただいま委員長のほうから３点、３項目にわたっての修正案が提示されましたけれども、これは、もう必要最小限の修正提案であり、当然の提案じゃないかとも受けとめております。

特に、五位塚議員の質問にもありましたけれども、これまでの現行の旧末吉町時代からもありました特別奨学資金制度が、いろいろ事情があつたにしても廃止されました。で、その廃止にかわる新しい制度が、海外研修制度の提示は当局からありましたけれども、それ以外の中身のある提示が今現在示されていない段階で、ある意味では、今回の修正案といえども、現行が後退した内容の条例制定となっておりますので、必要最小限の議会サイドからの修正はすべきという全会一致での当然のこれは修正提案だと思って、賛成であります。

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は修正であります。まず、委員会の修正案について起立によって採決いたします。委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決いたします。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。したがって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

_____・_____・_____

日程第２ 議案第53号 曾於市大隅農産加工センターの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第３ 議案第54号 曾於市地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第４ 議案第55号 公の施設の区域外設置について

日程第5 議案第56号 字の区域変更について

○議長（谷口義則）

次に、日程第2、議案第53号、曾於市大隅農産加工センターの設置及び管理に関する条例の制定についてから、日程第5、議案第56号、字の区域変更についてまで、以上4件を一括議題とします。

本案については建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

報告いたします。

建設経済常任委員会に付託された議案12件について、12月14、15日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審議した結果、それぞれ結論を得ましたので、報告します。

1番目に、議案第53号、曾於市大隅農産加工センターの設置及び管理に関する条例の制定について、本案は、曾於市大隅農産加工センターの建設に伴い、施設の維持管理を行うものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

加工センターの管理方法と職員体制については、どのようにする考えであるか、また、しばらくの間は市の直営で管理するということであるが、どの程度の期間を考えているのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、同条例案は指定管理者による管理を規定しているが、2年間程度は臨時職員2名を常駐職員として置き、市の直営で管理していきたいという趣旨の答弁がありました。

なお、このことについては、公共的団体に対する減免等の規定もあるので、団体の積極的利用を促進し、加工センターの設置目的を十分に達成できるよう運営されたいとの意見が委員よりありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2でございます。議案第54号、曾於市地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について、本案は、地域振興住宅建設事業により、市外から曾於市に定住を希望する入居者を募集するに当たり、従来の入居資格の条件を緩和させるものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。婚姻の予約者とはどういう基準を設けてあり、どのように判断していくのかという趣旨の説明がありました。これに対しましては、婚約者双方の親、または、仲人の方が記入、押印した婚姻証明書を提出していただ

くように規則で定めており、また、入居した日から1カ月以内に市役所で発行される婚姻受理証明書を提出するか、または、同居を証明する住民票を提出していただくようになっているという趣旨の答弁がありました。

なお、曾於市地域振興住宅については、本条例の制定経緯を含め趣旨を十分理解して運用すべきであり、建設場所については、その定義を明確にすべきであるとの意見の一致を見たところであります。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

3、議案第55号、公の施設の区域外設置について、本案は過疎対策事業森田北線道路改良舗装工事に伴い、公の施設を区域外に設置するものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。今回の事業は平成23年度から3カ年をかけて500mの道路整備を行うということであるが、この道路は都城市の市道なのか、また、その必要性はという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、これは曾於市の市道森田北線であり、同路線に工場2件が立地する地域住民の生活道路である。幅員が狭く、国道269号と市道の相互乗り入れの際、工場を利用する大型トラックの運行に交通安全上大変支障を来しているとのことから、早期の拡幅が望まれる場所であります。拡幅用地の一部は都城市であるため議決が必要であるという趣旨の答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

4、議案第56号、字の区域変更について、本案は、県営中山間地域総合整備事業（木場迫地区）完成に伴い、従来の字界が原形をとどめなくなったことにより、新字界を定めるものであります。

以上、審査を終え、特に意見もなく、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

山下委員長も合併後初めての委員長でありますけれども、今後たびたび質問することになるかと思いますので、よろしくお願いします。

まず、質問の第1点、議案の54号であります。

第1点は、この地域振興住宅を委員会としてどう受けとめるかでございます。私個人的には、やはりこの市単独の、この池田市政のもとの旧活性化住宅にかわる振興住宅であります。基本的には、これは積極面が大きいと肯定的に受けとめて

おります。委員会としても、もちろんそれが前提だと思うんですが、大事な点でありますので、確認をさしてください。これが質問の第1点であります。

それから、第2点目は、そう言いまして、やはり人間がつくる条例であります。あるいは、施策、事業でありますので、当然個々を分析をいたしますと内容的に問題点あるいは今後修正すべき点があることは、これは当然のことじゃないかと思えます。そうした立場から、今回、市は条例改正を提案したのだとうけとめております。質問の第2点目ではありますが、このほかに、私は条例全体を見まして、現実にやはりそぐわない点があるのではないかという点を二、三感じております。委員会としては、今回提案された条例の改正案のほかに、本来、議会サイドから見て修正すべき点はなかったのかどうか議論がされていたら、議論の経過を報告をしてください。これが質問の第2点目であります。

それから、質問の第3点目ではありますが、この条例の改正の第5条にありますように、この世帯主というのが出てまいります。配偶者というのはわかります。で、世帯主といいますと、これも大体想像ができるわけではありますが、この条例で明記されています世帯主の考え方、とらえ方、ある面での定義を、委員会としてはどのように受けとめて議論がされたのでしょうか。世帯主の定義です。一般には、夫婦関係におきまして配偶者と一方が世帯主になるでしょうけれども、そのように限定した定義でいいのかどうか、もっと膨らます意味での世帯主というとらえ方であるのかどうかを含めて、この条例に規定する市当局の世帯主についての議論と、そして、市の考え方が聞かれていたら、示していただきたいと考えています。これが以上3点の質問であります。

次に、議案の55号についてでございます。

これは先日議案提案でも質疑がありましたが、私はちょっとミスで準備しておりました質問をしてないので、関連して二、三質問をいたします。

今回のこの議案につきましては、ただいまの委員長報告にもありましたけれども、長年、あそこには地元企業があるということを、これもやはり大きな立場から見て、工場がすべてではないんですが、通行上支障があれば、やはりいろいろ知恵を出し合ってそして幅を広げるというのは、これは当然のことじゃないかと思っております。特に企業が地元に大きく貢献していることもありますので、そのようにやるのは、これは必要なことじゃないかと思えます。

それを前提として二、三質問をいたします。質問の第1点ではありますが、幅が狭いということで、現在、その前に、現地調査をされたのかどうかです。やはり現地調査をやった上で審議すべきじゃないかと、個人的に思っております。これが質問の第1点であります。

それから、第2点目は、幅員が現在何mで、そして、何mに基本的には広げたいという市の考え方であるのかが第2点目であります。

それから、第3点目は、23年度からということではありますが、23年度、本年度はどれだけの予算措置がされているのかが3点目の質問であります。

それから、4点目は、関連いたしまして、もちろんこの都城の市の分まで道路を広げたいということではありますが、これは市が用地取得を行った上での幅員であるのか、そのことが考えられますけども、確認方々質問いたします。市が都城の用地を購入して、それを市の道路としての考え方で今回議案が提示されているのか。

以上、4点の質問であります。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

まず、54号の地域振興住宅の条例の一部改正の件でございますけども、この地域振興住宅の受けとめ方は、委員会としてはどう議論されたかということでございますけども、直接的にこの条例全体について議論はなかったわけでございますが、しかし、本年度まで含めまして50棟のこの住宅を建経委員会並びに議会としては認めておりますので、非常に有意義な施策だというふうに皆さんは認識していたからこそ、議論がなかったというふうに考えております。

それから、修正すべき点はほかにはないかということでございましたけれども、この報告書にも書いてありますとおり、特に決算審査があった際に、決算審査委員の方々全員で財部の現場を見たわけですが、これに関連しまして、決算委員長の報告がございます。ということで、建設場所について、もうちょっと定義を、当初の制定時の趣旨ということから考えて、定義を明確にすべきであるという意見がございました。

それから、世帯主の定義のことでございますけれども、特にこの世帯主についての質疑も意見もございませんでしたけれども、この対照表の中で、世帯主とは、こういう者をいいますというのが出ておりました。このことだということで皆さんは理解されたから、質疑がなかったというふうに考えております。

次に、55号の森田北線、いわゆる公の施設の区域外設置についてでございます。

これは現地調査を実施をいたしております。15日の日に実施をいたしました。

それから総体のことでございますけれども、現在の幅員を6mに、総延長が改良予定のところが23、24、25、500mございますけれども、全部を6mに拡張するために、都城市側の土地に一部入り込むと。184.17m²が、これは延長では81mですけれども、本年度のところが一部入り込まなければ、この6mが確保できないということで、そっこのほうに。

（「何mから」と言う者あり）

○建設経済常任委員長（山下 諭）

ちょっと現行何mというのは確認いたしておりませんが。

（何ごとか言う者あり）

○建設経済常任委員長（山下 諭）

ということでございます。

土地は曾於市が取得しまして、曾於市の市道ということで管理していくということでございます。本年度予算措置はなされております。

○21番（徳峰一成議員）

議案の54号から2点質問いたします。

総体として、この条例のほかに修正箇所があるのかについては議論がされてあるようであります、建設場所等についてですね。で、それに対して、市当局の受けとめ方と対応といいますか、どういった考え方が示されたのでしょうか、それをお聞かせください。これが質問の第1点であります。

それから、第2点目、この世帯主の定義であります、改めて確認をさしてください。通常は夫婦関係において配偶者といったら、定義としては女性に当たります。で、それにかわるのですから、当然夫、男性になります。そうした狭い範囲での夫婦関係における世帯主というふうに、先ほど1回目の委員長答弁は解釈していいのか、確認をさしてください。これが質問の2点目であります。

それから、議案の55号について、基本的には委員長の報告はわかりました。付随的な質問で申しわけないんですが、この23年度は幾らが予算措置されたのでしょうか。あわせて、もう23年度は年度末が近付いておりますけれども、なぜ、この当局は今の段階でこうした提案をするのか。本来でありましたら、やはり当初予算の3月時点でこの種の提案はすべきではないかと思います。つまり予算とセットです。今回補正予算で新たな関連する予算が増額されているのだったら、今回も事業として、経過として話がわかるわけでありまして、それに予算措置がされているということではありますが、なぜ、また、当然予算措置をした段階で、あるいは、予算措置を市当局が内部的に検討する段階で、当然当局としては現地調査も行い、都城の市有地が入っているということは想定した上での予算措置であったわけでございます、あるいは、あるはずでございます。ですから、なぜ今回事後おくれて、このような提案となったのか、もし論議がされてたらお聞かせ願いたいと思います。今後のやはりあらゆる施策に生かすべき1つは教訓点があるんじゃないかと受けとめているために、そうした立場からの質問でございます。

以上です。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

まず、この条例の改正を考えるべきじゃないかということで、ここに出しておるわけでございますけど、これにつきましては、執行部が退席しまして最後の段階でこういうまとめになりますので、執行部がこれにどのような答えをしたかということになりませんが、その前に、執行部といたしましては、決算審査特別委員会の委員長の報告並びに今回私どものこのような意見が途中ではありましたので、十分理解されているというふうに考えております。

それから、世帯主の定義は、この新旧対照表にございますとおり「主として生計を維持し、その世帯を代表するものとして社会通念上妥当と認められる者をいう」ということになっております。これについて特別に議論はなかったんですけど、やはり考え方としましては、私は、夫婦であるということだけじゃなくても、いわゆる外から見て、条例に書いてありますとおりの社会通念上妥当と認められると、より広く考えておるんじゃないかというふうに私は解釈いたしております。これは論議にはなっておりません。

それから、予算は、大体1路線2,000万というようなことであれしていらっしゃるようですが、本年度は1,997万円ということでございまして、もう測量がされて杭が打ってあったんですが、現場を見て、いわゆる都城市のほうにかけないというような方法でLカッターというんですが、もうぎりぎりということで検討されたようでございますけれども、どうしてもこれだけをかけなきゃいけないと。これはもう予算の範囲内でできるということでございました。

（「金額は」と言う者あり）

○建設経済常任委員長（山下 諭）

総額は1,997万円ということでございます。

（「23年度分ですね」と言う者あり）

○建設経済常任委員長（山下 諭）

23年度分です。

○21番（徳峰一成議員）

世帯主については、やはりもっと当局を含めて研究すべきじゃないかと思います。一般にこの条例化された文章、特にこの固有的な名称を含む文言については、広くもう行政上定着した定義の文言と、いわば、それから若干外れたといいますか、それほどでもない定義があると思うんです。

で、世帯主の場合は厳密に言いましてどうかと。で、これも全国の事例がいっぱいありますので、それに照らして考えて研究しながら文言は使うべきじゃないかと思っておりますが、答弁はよろしいです。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○16番（五位塚剛議員）

議案の53号について1点だけ質問をしたいと思います。

指定管理の問題で書かれておりますけど、当分の間、直営で管理をするということの答弁であるみたいですけど、現在ある加工センターやら研修センターについては、市の予算の中で賃金を取りながら運営をしているわけですけど、やはりこれは市の直営が一番私はいいと思っておりますが、委員会の皆さんたちは、この運営に関してはやはり直営方式がいいという方向で議論はされなかったのかです。この2年後に指定管理、実際に団体に変わるおそれがあるのか、そのあたりの議論の状況を求めたいと思います。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

この施設につきましても現地を調査をいたしました。木材を主としてできている施設でございまして、54%の進捗率ということでございます。来年の2月に完成でございしますが、できた後、いわゆる24年の4月から運営されるわけですが、条例の中には指定管理者を置くことができるような規定もございしますが、説明としましては、施設が大きくて今から順調に運営するためには、やはり当分の間は、説明では2年間ほどというように考えておりましたけれども、ということで、常駐職員を2名置き運営したいと。その常駐職員あるいは管理が十分民間に委託してもできるということになれば、そうされるだろうと思っておりますけども、説明としては2年間ということでございますから、あるいは3年になるかも、2年になるかもわかりませんが、今のところの執行部の考え方としては2年間直営でやってみないと、なれるまではやってみたいという考え方のようでした。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、日程第2、議案第53号、曾於市大隅農産加工センターの設置及び管理に関する条例の制定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第53号、曾於市大隅農産加工センターの設置及び管理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第54号、曾於市地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第54号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第54号、曾於市地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第55号、公の施設の区域外設置について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めま

す。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第55号、公の施設の区域外設置については可決されました。

次に、日程第5、議案第56号、字の区域変更について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第56号、字の区域変更については可決されました。

—————・—————

日程第6 議案第57号 宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結について

○議長（谷口義則）

次に、日程第6、議案第57号、宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結についてを議題といたします。

本案については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（吉村幸治）

総務常任委員会付託事件審査報告、総務常任委員会に付託された議案3件、陳情3件を、12月13日委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、議案3件、陳情1件についてそれぞれ結論を得ましたので、報告します。

議案第57号、宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結につい

て、この変更協定は、平成21年10月6日に締結された協定を変更するもので、生活機能の強化に関する政策分野に教育及び文化を加え、公共施設の相互利用、圏域文化の保存、特色ある教育の推進について現状の情報等を共有し、協議を重ね、連携・協力をしていくものである。

個々の内容については、公共施設の総合利用について施設の総合利用を推進し、市民に対し利用案内等の情報提供を行うものである。

圏域文化の保存・継承については、地域伝統芸能等の情報を提供し、参加を促すものであり、特色ある教育の推進については、地域資源や高専・大学を活用した教育の推進、生涯学習の機会充実を図るものであるとの説明がありました。

委員より、詳細については今後協議していくということであるが、いつごろをめぐりにたたき台を出すのかとの問いに、今回、3市1町の議会の議決をもって年明けに部会が開かれる予定であり、各市町の施設の利用料金体系の状況を収集し検討していくとの答弁でありました。また、仮に22日に可決されたとしても、内容にはまだ十分踏み込んでいない形での締結となり、学校関係などいろんな問題が山積している中で、見切り発車になるのではとの問いに、まず協定の中で今後協議をして連携を図っていくことを決めて、協議後に開催される専門部会において高校関係等の問題が協議されていくものと思っている。なお、ビジョン懇談会も設置されており、市の代表の方の参加もあり、専門部会で協議した事項については、協議会のメンバーである市長、議長の指示を仰げるものと思っており、6月議会のころに中間報告を考えているとの答弁でありました。

また、今回の変更で教育及び文化の項目を加えた新たな協定を追加しようというときに、主管課として教育委員会がこの問題についてどのようにとらえた上で臨んでいくのか、基本的なスタンスを把握しておく必要がある。協定を結んでいる以上は、我がまちには何らかのメリットがなければならないし、高校再編など、この協定の中に含んでいる意味は深いものがあり、そのことを確認しておくべきとの意見がありました。

以上、審査を終え、採決の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

質問の第1点であります。今回のこの提案に先立ちまして、市当局は教育委員会を含めてどれだけ都城市を含めて協議を重ねてきたのか、審議されていたらお聞

かせください。これが第1点であります。

第2点目は、関連いたしまして、それを受けてのもちろん提案であります、一応今回のこの教育及び文化を新たに協定書に加えることによりまして、全体としてもちろんプラス面が大きいからの提案であろうかと思うんですが、一方、このデメリットは全くないのか、質問がされていたら聞かせてください。これが質問の第2点目であります。

で、第3点目は、ただいまの委員長報告にも関連いたしますが、これを協定化することによりまして、やはり効力あるというか、実効あることになれば、絵にかいたもちになるわけであります。で、具体的に実効あるものにしなければなりません、それで、質問の第3点目ありますが、新たな予算措置あるいは条例制定、特に条例の改正等が必要になろうかと思えます。それは具体的にはいつごろからそうした実効性のある、市民にとって、関係者にとって実効ある措置が曾於市の場合は考えられるのか、期待できるのか論議がされてたら、お聞かせ願いたいと考えています。

で、最後に第4点目、今の3点目に関連いたしまして、より具体的にはどういった点で実効性があるという論議がされたのか、期待感が持てるのかです。期待感が持てるから、実効性があるから協定化されるわけでありまして、ですから、どういった中身、内容で特に実効性が期待できるのかが論議されていたら、お聞かせ願いたいと考えています。

以上、4点です。

○総務常任委員長（吉村幸治）

4点ですので、委員会の質疑内容を答弁しますが、前もって質疑がないので、なかなか難しい問題があるんですが、どれだけ都城市と協議してきたのかという1点目だったと思うんですが、本会議の総括質疑の中でも徳峰議員からありましたが、教育委員会が報告もさしてもらいましたが、社会教育課だけが何らかの形でかわっていたということで、教育委員会全体、教育長を含め全体でこの問題については、まだ突っ込んだ話がされてなかったんじゃないかなということで、今回の報告の中で、十分今後教育委員会としてのスタンス等もとらえて臨むべきだということとでつけ加えたところであります。

それから、教育及び文化を追加することに対してデメリットはということでしたかね。当然生活圏が曾於市は都城の中でありますので、デメリットを考えていくわけじゃいけませんので、曾於市にも、我がまちにも何らかのメリットがなければならないということで、十分そのことを考えて臨むべきだということで、委員からは、このことには質疑があったところであります。

執行部としては、今後、中身は十分専門的とか、ビジョン協議会等もありますので、その中でやっていくということでありました。具体的な予算措置とかそういうのはまだ出てこなかったと思います。

(何ごとか言う者あり)

○総務常任委員長（吉村幸治）

それも委員会の中では出なかったと思っています。

それから、どういった実効性が期待されるかということですが、期待されるかということでありますが、報告もさしてもらったとおり、文厚の中でも出ましたが、高校再編の問題もありますので、これを1つのメリットに持っていけないかということで、委員会としては執行部側に強く要望したところであります。

以上です。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第57号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第57号、宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結については可決されました。

日程第7 議案第58号 指定管理者の指定について（財部交流館）

日程第8 議案第59号 指定管理者の指定について（末吉老人福祉センター）

日程第9 議案第61号 指定管理者の指定について（大隅農村環境改善センター）

- 日程第10 議案第62号 指定管理者の指定について（大隅農業構造改善センター）
日程第11 議案第64号 指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）
日程第12 議案第65号 指定管理者の指定について（下水道浄化センター）
日程第13 議案第66号 指定管理者の指定について（財部南地区公民館）
日程第14 議案第67号 指定管理者の指定について（大隅高齢者コミュニティセンター）
日程第15 議案第68号 指定管理者の指定について（財部北地区生活改善センター）
日程第16 議案第69号 指定管理者の指定について（財部中谷地区集会施設）
日程第17 議案第70号 指定管理者の指定について（青少年館等）
日程第18 議案第71号 指定管理者の指定について（末吉高松イベント広場）
日程第19 議案第72号 指定管理者の指定について（末吉寺田コミュニティ広場）
日程第20 議案第73号 指定管理者の指定について（市民プール）

○議長（谷口義則）

次に、日程第7、議案第58号、指定管理者の指定について（財部交流館）から、日程第20、議案第73号、指定管理者の指定について（市民プール）までの以上14件を一括議題といたします。

議案14件については、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

報告いたします。

2、議案第58号、指定管理者の指定について（財部交流館）、3、議案第59号、末吉老人福祉センター、4、議案第66号、財部南地区公民館、5、議案第67号、大隅高齢者コミュニティセンター、6、議案第68号、財部北地区生活改善センター、7、議案第69号、財部中谷地区集会施設、8、議案第70号、青少年館等、9、議案第71号、末吉高松イベント広場、10、議案第72号、末吉寺田コミュニティ広場、11、議案第73号、指定管理者の指定について（市民プール）、以上10議案は、これまで指定管理していた各施設について、指定期間が平成24年3月31日をもって満了となることから、引き続きそれぞれの団体へ指定管理者を指定する内容であります。

本委員会に付託された議案における指定の期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間でありますが、末吉老人福祉センターについては、現在計画されている健康増進施設の建設見込みに伴い、平成25年3月31日までの1年間となっております。

市民プールについては、公募の結果、2社によるプレゼンテーションが行われ、（株）メルヘンスポーツに決定されたとの説明でありました。市民プールについて

は、委員より、利用者をふやすためには、スイミングスクールの充実が欠かさないことから、各大会等で会社名を前面に出した宣伝を積極的に行うべきではないかとの問いに、指定管理者と検討して努力していきたいとの答弁でありました。

次に、指定管理者の指定に関する議案の提案方法について質疑があり、協定書や指定管理料などを各団体と十分協議した上で議会に提案すべきではないか、3月定例会での提案では支障があるのかとの問いに、公募により指定管理者が替わる場合、議決後の期間が短ければ、引き継ぎなどについて不安が残るとの答弁がありました。また、債務負担行為の設定の必要性については、契約ではなく協定であり、単年度の年度協定の中で指定管理料が決定されることから、必要ないと考えているとの説明でありました。

本案の議決後の流れについては、可決後、告示とともに各団体へ指定の通知を行うとの説明でありましたが、それ以降において、指定管理料も含めた協議を行うのであれば、指定管理団体と金額面などで合意できなかった場合に問題が起こる可能性が否定できないとの意見がありました。

今回の指定管理に関する議案の審査においては、指定管理料や協定書の内容が不明確な中での審査であり、提案の仕方については全体的に今後十分な検討が必要であります。

以上、審査を終え、本委員会としては、採決の結果、議案第58号から第73号の各議案については、それぞれ賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長（谷口義則）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

報告いたします。議案第61号、指定管理者の指定について、これは大隅農村環境改善センター。議案第62号、指定管理者の指定について（大隅農業構造改善センター）、議案第64号、指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）、議案第65号、指定管理者の指定について（下水道浄化センター）、以上、4議案が一括上程されましたので、一括して報告いたします。

まず、大隅農村環境改善センターについては、指定管理者を大隅町菅牟田校区公民館へ指定するものであります。このことについては、指定管理料の定めかたはどのようにしているのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、管理料は毎年度ごとに検討し、各年度の当初予算に計上するという趣旨の答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としましては、本案について採決の結果、全会一致

で可決すべきものと決定しました。

次に、大隅農業構造改善センターについては、大隅南地区農業構造改善センターの指定管理者を、大隅町大隅南校区公民館へ、岩川地区農業構造改善センターの指定管理者を大隅町岩川校区公民館へ指定するものであります。

以上、これは特に質疑もなかったわけですが、以上、審査を終え、特に意見もなく、本委員会としましては、本案については採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、清流の森大川原峡については、指定管理者を曾於市森林組合へ指定するものであります。このことについては、前回指定した平成19年より現在の指定管理料が約140万円ふえているが、この理由は何かという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、当初指定管理者として指定した平成19年から、オートキャンプ場などの管理場所がふえたことに加え、施設修繕費も含ませたことで指定管理料の増額となったという趣旨の答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、下水道浄化センターについては、指定管理者を株式会社大隅衛生曾於へ指定するものであります。このことについては、同センターの管理状況及び指定管理者の選定方法はどうかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、週2日、維持管理有資格者2人体制で管理しており、供用開始した平成16年から管理業務を委託してから8年目、また、指定管理施設に変更して6年目になるが、現在のところ事故等を起こすことなく順調に管理運転されているという趣旨の答弁がありました。また、指定管理者の選定は、下水道の整備に伴う一般廃棄物処理等の合理化に関する特例措置法に基づき選定したという趣旨の答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

○議長（谷口義則）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

総じて私は、今回のこの指定管理の提案は、議会人から見ても失礼千万な当局の提案だと怒りさえ覚えております。もう失礼な提案です、これは。

質問の第1点であります、この建経委員会でも4つのただいまの報告では議案が提案されておりますが、言うまでもなく、指定管理料というのは相手方に今後向う5年間管理委託をお願いしますという議会への市当局の提案でありますよね。で

すから、当然お金が伴います。幾らで管理を委託しますかというお金が伴います。つまり指定管理料が。その指定管理料をまだ明確に提案できないというか、もうこれは根本において欠陥の事項がありますが、その点については、どのような審議がされたのかです。

それから、第2点目、今後向う5年間委託するとして、当然指定管理料だけじゃなくて、どういった内容と、どのような条件のもとでやはり管理を委託するという、当然双方が協議しなければなりません。そして、それをもって最終的には議会の議決を経て協定書をする。具体的には年度協定と、そして、基本協定があるのじゃないかと思います。そうした詰め作業が全くされてないまま議会に、ただ指定管理団体だけ提案しているという。ですから、指定管理料だけじゃなくて、内容、中身においても提示ができない、協議がされないためにされないと。こうした根本問題がやはりあります。議案の中身が欠けております。で、この点についてはどのような審議がされたのかです。

で、3点目、ですから、この指定管理はお金が伴うわけでございますから、当然予算措置が必要でございます。ですから、来年の4月からの実施でありますので、本来ならば、予算措置の関係で、私は3月の議会において詰めた内容の指定管理料と協定書の内容を提案して、で、セットで新年度からの、来年度からの予算措置も行っていくというのが、これは当然しごくのことじゃないかと受けとめておりますが、そういった議論はされなかったのか。

で、先ほども委員長報告にありました、当局としては、3月議会じゃいろいろ、すぐ4月からだと支障を来す厳しい面もあるという、これは当局の事情であります。で、そのことをもって、だから、今回提案してもいいというもんでは、これは絶対議会の立場から見たらないと私は受けとめております。もうこれは話にならない弁明であります。当局からみて、当局の言い方は。

いずれにいたしましても、3点目の予算措置についての議論はされなかったのか。本来のあり方のやはり提案をするべきじゃなかったのかと思っておりますが、議論がされてたら、以上3点でありますけども、報告をしてください。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

この指定管理者の指定につきましては、本会議でもいろいろと質疑がありまして、当局の考え方というのは説明があったところでございます。私どもとしましては、やはり指定管理の内容はどうなっているかなというようなことで、大隅農村環境改善センター、それから、大隅農業構造改善センターのうちの岩川地区農業構造改善センター、それと、下水道浄化センターについて、現地を調査をいたして審議をいたしております。

指定管理料が明確でないということは私の委員会でも出ましたけれども、これは、ここの1番目の61号のところで書いておりますとおり、指定管理料はどのようにしているのかという趣旨の質疑に対しまして、管理料は毎年度に検討して、毎年度の当初予算に計上しているんだと。今回は、指定管理者を指定してもらうために、議会の議決をしてもらうんだというような説明でございました。

ただ、意見としましては、今、徳峰議員から質疑がありましたように、3月の議会にセットで出してもらったら、より理解しやすかったなあというような意見もありました。

それから、それぞれの4件の指定の内容でございますけども、当然これ条例がございますから、条例に基づきまして、今回はすべて2回目であるようでございますので、それに基づいて行っているということでございます。

予算措置がないということは、今申し上げましたとおり、今回は指定管理者をこういう管理者に指定したいという議案であると。予算については3月の当初予算で、これ単年度の管理料、管理料を計上していくんだという説明でありました。

○21番（徳峰一成議員）

日常生活において単純化して考えれば、私たちが日常生活においていろんな方と仕事をする上で、お金の出し入れを伴う依頼をすることがあります。で、頼む場合は、当然どの業者にするかについてもセットで、お金は幾らでしていただけますかって。で、どういった条件内容でしていただけますかって、双方が協議した上で最終的に取り決めるでしょう。今回は団体名だけ提案されていて、お金は幾らですか、あるいは、どういった内容で、条件で仕事をしていただけますかという、これは全く欠けているんですよ。欠陥事項なんです。基本的な問題、枝葉じゃなくて。

ですから、指定管理については、もうよろしいです。で、その条件、内容についても協議がされてないと受けとめております。この間の本会議、委員会審議ではです。議会議決を経てから、これから話し合おうということなんですよ。例えば船の航海で言いますと、羅針盤を持たないまま船が出るのを認めるようなもの。方向性もわからんまんま、いわば船の航行、あるいは、飛行機の運行を認めるようなもんじゃなかと思うんです、形を変えたら。これでいいのかということなんですよ。目的意識性のない内容の、ただ業者だけ、団体だけが決まっているという内容について、そのあたりの論議はされなかったのか、これが第1点。

それから、第2点目、関連いたしまして、賛成された理由です。こうしただれが見ても、もう根本において欠陥事項であります。賛成されたのは、その理由があるから賛成されたと思うんですよ。理由がなかったら反対したらいいわけでありまして、議会でありますから。だから、どういった理由でもって賛成されたのか、その

賛成された内容について、理由について聞かせていただきたいと思います。

以上、2点です。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

さきに申しましたように、指定管理料の定め方につきましては、ここに書いてあるとおりでございまして、ただ、その中で、こういう意見はございました。同じ同様の施設の施設であっても、広さとか、庭というんですか、運動場です。このようなところの面積も違うし、置いてある子供の遊具というんですか、このようなものがあるから、やっぱし、そのようなものまで含めて画一的な指定管理料というのはどうかという意見はありましたけども、それは別にこの委員会の総括の意見ということじゃなくて、これはまだ指定管理料そのものの額が出てきておりませんので、今までの23年度の予算までの中身を含めて、そのような意見がございました。

今回のこの議案は指定管理者としての能力はあるかどうかということだけのあれで指定をされております。一番最後に行きました下水道浄化センター等は大変大きな施設でございますけれども、立派に管理されているということでございます。

それから、賛成した理由、4件とも委員会は全会一致でございましたけれども、特に反対という討論もありませんでした。私は、委員長として、今まで新しく新規に指定される管理者ではございませんので、それぞれよくやっつけていращやるといふ認識があつて、皆さん賛成されたといふふうに理解して、全会一致という言葉を使いました。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

言葉尻をとらえるわけじゃ全然ないですので、受けとめてください。今、委員長が、能力がどうであるかで判断したということではありますが、ですから、能力というのは、指定管理料をどれだけで請け負うか、あるいは、その条件内容について、こういった条件内容で指定管理を行うのかを含めてが能力でしょう。だから、能力についての準備がされてないんですよ。各団体を提案しても、こういった条件内容で指定管理料を含めて、一応提案されているのか、聞いても、協議されてないから、答えることはできんとですよ。そこにおいて根本的に欠陥ではないかと受けとめているんです。それは答弁はよろしいです。

で、今回、もしこれを議会が認めますと、これから最終的な指定管理と協定書の内容について、当局は詰めた議論を行います。で、仮に、これはお金が伴う、特にこの収益性といいますか、競争性の高いようなそうした指定管理団体において、今までではなかったと思うんですが、やはりあり得る話として、双方が協議したけれども、最終的に指定ができなかった、そうならないとも限らんとですよ。

そうしたら、やはりこの議会としてのありようにも問題が出てくるんじゃないかと。先ほど、どちらの委員長であったか、3月議会に提案したら、4月の関係で非常に対応が厳しいということがありましたが、むしろ、今回提案したほうが、私はより危険性は高いと思うんですよ。全く協定書の、あるいは、指定管理料の中身はこれからですから。

繰り返しますが、本来のあり方は、指定管理料を含めて、協定書の中身を双方が十分に協議した上で、そして、相手側が協定書を破ったら、ペナルティーを含めて協定書の中に一応書き込んで、いわば議会が認めるのを印鑑がつくまで十分整えた上で議会に提案するのが最も私はオーソドックスであり、また、より危険性は少ない対応のあり方じゃないかと思うんです。もうすべて100%に近い形で十分に協議した上で、後はもう議会の議決をいただくだけ。もし破ったら、そのかわり厳しいペナルティーを科すと、業者、団体と。そのほうがより本来的だと私は思うんですね。そのことを含めて、ちょっとまとまりが質問なかったですけども、審議されてたらお聞かせ願いたいと考えております。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

今の質疑がありましたような内容での質疑とか意見はございませんでした。さっきから申しますように、もう今回の場合は、そういう指定管理者の指定をして、今後において協定を結んでいくんだということでございましたので、具体的にそういう指定管理料を含めての意見はございませんでした。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はございませんか。

○16番（五位塚剛議員）

まず、文厚の大川内委員長に質問したいと思います。

文厚で審議したすべての議案のこの指定管理者です。相手方との協定書は委員会に提示はされたのか。要するに、どこどことやりますということが提案されたわけですから、受けますよという協定書が提案がされたのが、これが第1点。

第2点目は、5年間ということになっておりますけど、私は長過ぎるのではないかと考えております。この間いろんな問題がありまして、できるならば3年ぐらいがいいのじゃないかというふうに考えておりますけど、なぜ5年なのか。審議の状況をお聞かせいただきたいと思います。

それと、債務負担行為の問題が書かれておりますが、総務省の指導でも、期間が長過ぎるといろいろな支障があるから、必ず債務負担行為を設定をすることというのが通達が出てるんです。22年の12月28日に第38号で出されておりますが、このあたりの問題を委員会の人たちは理解をしているのか、どうなのか、この3点を答

え願いたいと思います。

建経の委員長も全く同じ内容です。協定書がちゃんと、相手とこれ指定管理を結びますということですから、ちゃんと協定書が出されたのか、印鑑を押したやつが出されたのかです。あと、5年間の問題。それと、債務負担行為の問題、この3点全く同じように答弁していただきたいと思います。

以上です。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

お答えいたします。

報告書にも書きましたけれども、提案だけされて、協定書は提出されておられません。それで、これも書きましたけれども、やっぱりその協定書と、それから指定管理料を出して委員会に提案されたほうがいいんじゃないかということは、強い意見が出されたところであります。

また、5年間が長過ぎるのではないかと、3年間ぐらいがどうかということは、全然審議されておられません。

それから、債務負担行為ですが、これは意見として出ておりましたけれども、基本協定は5年間でありますけれども、指定管理料は年間協定で定められるので、この債務負担行為は必要ないということで、委員会では承っております。

以上であります。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

協定書は、この議決を受けての協定書を締結されるということでございますから、協定書の提出は求めておりません。

それから、5年間のことでございますけれども、これについても特にございませんでしたけれども、この下水道が通算6年ということで報告いたしておりますけれども、これは当初が1年しとって、それから5年ということで、各施設と合わせたというようなことになっているようでございます。

債務負担行為につきましては、今、文教厚生委員長のほうからありましたとおり、単年度で単年度で予算を上げていくということでございますので、債務負担行為については特に論議はされておられません。

○議長（谷口義則）

ここで、五位塚議員の質疑を一時中止して、昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時再開いたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、五位塚議員の質疑を続行いたします。

○16番（五位塚剛議員）

文厚の委員長と建経の委員長に1点ずつだけ質問したいと思います。

経過から見て、いろいろ私は、この当局の提案は問題があると思っております。

両委員長は採決には携わってないわけですが、基本的には、当局のこの指定管理の指定については、非常に問題があるというふうに思っておりますが、両委員長、この当局の提案について、どのように認識しているのか、問題はないというふうに確信を持って言えるのか、答弁をお願いしたいと思います。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

お答え申し上げます。

審査の途中で、やはりその協定書それから指定管理料を提出したほうがいいんじゃないかという意見もありましたですけれども、当局より指定先と、それから指定管理者、それから指定期間、これがあれば問題ないということでしたので、粛々と議事は進めた次第であります。

意見としましては、この報告にもしてありますけれども、やっぱり提案の仕方には今後十分注意していただきたいと、そういうのは出たところであります。

以上であります。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

今回の議案について問題はなかったかという認識でございますが、建経の委員会としましては、すべて全会一致でございまして、執行部の提案をそのまま認めたということになっております。

さっきの質疑の報告の中でもちょっと申し上げましたけれども、3月の議会でも出してもらえば、指定管理料もはっきりしてくるんだったなという話はございました。その点等を含めまして、今後は当局のほうも検討されるだろうとは思いますが、このことが委員会のすべての意見ということではなかったから、書いてないわけですが、私は、個人的ということでは問題ないと思っておりますが、委員長としまして、皆さん方全員が一致の意見でございましたので、問題はないというふうに考えております。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第58号、指定管理者の指定について（財部交流館）の討論を行います。

反対の討論はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

共産党議員団は、議案58号には強く反対いたします。

以下の討論は59号から73号まで同じでありますので、討論は省略をいたします。

本議案は来年の4月1日から5年間管理を委託する提案であります。であるならば、1年間の委託料を議案として議会に示すのが、議案の中身の基本の中の基本でなければならないと思います。しかし、今回の議案には指定管理料が提示されていない、まだ協議もされておられません。私は、執行部の提案としては常識を疑う提案だと受けとめております。

私たちは日常生活では、どんな内容におきましても相手方に例えば仕事を依頼する場合は、幾らでお願いするか、双方が協議した上で、そして合意した上で仕事を依頼するのが通常でございます。ところが、今回の提案にはこうした常識が欠けております。この1点からいいましても、議会は一致して議案を否決して、再度しっかりした議案の提出を要求すべきだと言えます。

2点目、今回の提案には、指定管理料のほかに今後5年間どのような条件と内容で管理を委託するかが議会に示されておられません。つまり、これらについて双方が正式にまだ協議はされておられません。このことも驚きであります。本来ならば双方が十分協議を重ね基本合意を行った上で、つまり、基本協定や年度協定の内容について合意をした上で、後は議会議決を経て双方が印鑑をつくるところまで双方が管理委託について十分合意した上で、議案として議会に提案すべきでございました。

しかし、今回の提案にはそのことがされていないために、議会で質問しても答えられない内容であります。このように提案の中身において、議案としての体をなしていないことから、議会は一致して本来反対すべきであります。

3点目、もともと指定管理の議案は予算を伴う内容であります。ところが、提案された議案は指定管理料が提示できないこともあり、指定管理に必要な予算が提案されていない。さらに、指定管理は来年度からの実施ということで、来年3月の当初予算を待たなければ予算提案ができないといった市当局は自己矛盾というか、ジレンマに陥っております。このため、本来なら今回の指定管理料については、来年3月の議会で予算とセットで提案すべきだったと言えます。これが最も本来といいですか、オーソドックスなあり方と言えます。

以上、3点にわたり討論をいたしました。このように、今回提案された議案は議案としての基本的な中身がないものとなっており、議会は委員会で賛成された方を含めて、できるならば全会一致で否決して、再度中身、内容のあるよりしっかりした議案を3月市議会までに提出すべきだと考えます。そうでなければ議会のチェック権の放棄に結果的になりかねない対応だと受けとめております。

以上が討論であります。

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、議案第58号、指定管理者の指定について（財部交流館）は可決されました。

次に、議案第59号、指定管理者の指定について（末吉老人福祉センター）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、議案第59号、指定管理者の指定について（末吉老

人福祉センター）は可決されました。

次に、議案第61号、指定管理者の指定について（大隅農村環境改善センター）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第61号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、議案第61号、指定管理者の指定について（大隅農村環境改善センター）は可決されました。

次に、議案第62号、指定管理者の指定について（大隅農業構造改善センター）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第62号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、議案第62号、指定管理者の指定について（大隅農業構造改善センター）は可決されました。

次に、議案第64号、指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第64号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、議案第64号、指定管理者の指定について（清流の森大川原峡）は可決されました。

次に、議案第65号、指定管理者の指定について（下水道浄化センター）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、議案第65号、指定管理者の指定について（下水道浄化センター）は可決されました。

次に、議案第66号、指定管理者の指定について（財部南地区公民館）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第66号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、議案第66号、指定管理者の指定について（財部南地区公民館）は可決されました。

次に、議案第67号、指定管理者の指定について（大隅高齢者コミュニティセンター）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、議案第67号、指定管理者の指定について（大隅高齢者コミュニティセンター）は可決されました。

次に、議案第68号、指定管理者の指定について（財部北地区生活改善センター）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、議案第68号、指定管理者の指定について（財部北地区生活改善センター）は可決されました。

次に、議案第69号、指定管理者の指定について（財部中谷地区集会施設）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、議案第69号、指定管理者の指定について（財部中谷地区集会施設）は可決されました。

次に、議案第70号、指定管理者の指定について（青少年館等）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、議案第70号、指定管理者の指定について（青少年館等）は可決されました。

次に、議案第71号、指定管理者の指定について（末吉高松イベント広場）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決で

あります。常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、議案第71号、指定管理者の指定について（末吉高松イベント広場）は可決されました。

次に、議案第72号、指定管理者の指定について（末吉寺田コミュニティ広場）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第72号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、議案第72号、指定管理者の指定について（末吉寺田コミュニティ広場）は可決されました。

次に、議案第73号、指定管理者の指定について（市民プール）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

この73号についても、共産党議員団は反対いたします。討論の内容は、先ほど申したことに加えて、この市民プールは、後の文厚委員会関係では、60号もそうであります。非公募でなくて、公募により指定管理団体を一応市としては内定して議会に提案をいたしております。つまり公募によって行っておりますので、お互い一応指定管理料を含めて競わせております。

で、特に第1点目の問題点は、指定管理料についても一応提示されておりますが、それが最終的な指定管理料として議会に提案されることにはなっておりません。協議がされてないからでございます。もちろん、この公募した中で、条件等についても一定プレゼンテーションを含めて協議されておりますが、それが正式に、議会審議の中では正式な内容としては、まだ提示ができない状況であります。

つまり、申し上げたいのは、公募により競わせておりますけれど、その中身、内容が指定管理料を含めて最終的に議会に提案される段階にはなっていないというこ

とでございます。なっていないまま議案として提案しているという、全くこの点も客観的に見て、いい加減というか、不十分な内容の段階での提案であります。これ、いいのかということが議会人としても問われているんです。ですから、特にこの議案については強く反対せざるを得ません。これは後ほどの交流センターも同様であります。

以上です。

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第73号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、議案第73号、指定管理者の指定について（市民プール）は可決されました。

—————・—————

日程第21 議案第60号 指定管理者の指定について（養護老人ホーム清寿園）

○議長（谷口義則）

次に、日程第21、議案第60号、指定管理者の指定について（養護老人ホーム清寿園）を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって渡辺利治議員の退席を求めます。

（渡辺利治議員 退場）

○議長（谷口義則）

本案については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

報告いたします。

12、議案第60号、指定管理者の指定について（養護老人ホーム清寿園）、本案は、曾於市養護老人ホーム清寿園を、社会福祉輪光福祉会に、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間、指定管理者に指定するものであります。

指定管理者の選定については、平成23年10月4日から14日までの公募期間に2社が応募され、10月24日の選定委員会、11月1日のプレゼンテーションを経て決定さ

れたとの説明でありました。

委員より、指定管理者選定における評価項目について質疑があり、利用者の平等利用、施設の効果を最大限に発揮、管理経費の縮減、管理を安定して行う能力の4項目をさらに13項目に細分化して採点しているとの説明でありました。また、委員より、公募に関しては市のホームページも積極的活用するよう意見がありました。

以上、審査を終え、本案は採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第60号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、議案第60号、指定管理者の指定について（養護老人ホーム清寿園）は可決されました。

渡辺利治議員の入場を許可します。

（渡辺利治議員 入場）

—————・—————

日程第22 議案第63号 指定管理者の指定について（メセナ住吉交流センター）

○議長（谷口義則）

次に、日程第22、議案第63号、指定管理者の指定について（メセナ住吉交流センター）を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって海野隆平議員の退席を求めます。

(海野隆平議員 退場)

○議長（谷口義則）

本案については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

報告いたします。

議案第63号、指定管理者の指定について（メセナ住吉交流センター）、本案は、メセナ住吉交流センターの指定管理者を、株式会社メセナ末吉へ指定するものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。指定管理料についてはどのように定めているのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、指定管理料は利用料を含め売り上げの95%とし、5%は市への納付金として納付していただいているという趣旨の答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○16番（五位塚剛議員）

建経の委員長に質問したいと思います。

提案のときに、担当課長に私質問いたしまして、指定管理料は幾らになるのかということで質問いたしましたら、売り上げの5%が指定管理料であるという説明を私は受けたと思っているんですけど、そうではないのか。これを見る限り、売り上げの95%だということで書かれております。で、5%を市に納付金として納めるといってございんですけど、提案のときの説明とこれが違うんですけど、委員長、どういうことなのか説明を求めたいと思います。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

この指定管理料の件につきましては、今回のこの指定の24年度以降については、まだ出ていないわけですけども、大変施設が大きくて、あのような温泉を中心とした施設であるもんだから、委員の中から、その点の質疑があったわけでございます。本年度の当初予算にも出ているんですけども、売り上げ料の5%は、本年度の予算で7,000万円でございますから350万円は市のほうに納付金ということにいただくということになっておりまして、後の95%は指定管理料であるという説明を受けております。

○16番（五位塚剛議員）

基本的には、この指定管理を始めて、当局の予算の出し方というのは、1年間の収入、で、経費を含めた支出、これが残念ながら私たち議会で審議ができない状況になってるんですよ。要するに、指定管理者に全部任せている状況で。しかし、指定管理料は幾らという形で出るんですけど、私が提案のときに質問をしたのは、指定管理料は幾らなのかと言ったら、売り上げの5%、369万3,000円という答弁があったんです。それは間違いだったのか。大体7,000万の5%という、私もずっとそれは計算でわかっておりました。だから、350万前後が指定管理料だろうという認識で実際思っていたんです。それが、当局の説明と、この委員長報告との違いがあるんですけど、中身としては私もわかるんですよ。実際はそうですから。だけど、この前の説明とどうだったのかというのが、もし、この前の提案の説明が間違っているんだったら、ちゃんと訂正してもらわんと。議事録に残っているはずですよ。

委員長、休憩をとってちゃんと調べて、答弁してもらえんでしょうか。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

その本会議で出ました質疑の内容については、委員会では説明は受けておりません。委員会審議のときに、こういう質疑をいたしまして、ただいま説明しましたとおりの回答を得ましたので、記載したわけでございます。

○16番（五位塚剛議員）

3回目の質問に入る前に、この前の提案の仕方が、私たち議員に説明したのと違ってらんだったら、ちゃんと当局は訂正をして承認をしないと、これはおかしいと思うんです。そのことだけちょっと議長の権限で、そういうふうに私が質問して、そういうふうに答えたと思ってるんです。多分皆さんもそう思っていらっしゃると思うんです。間違ってたら、私が訂正しますけど、私のほうが間違ってたかったら、ちょっと確認をとって、議長、確認だけしてください。そうせんと3回目の質問ができません。

○議長（谷口義則）

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時29分

再開 午後 1時32分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、五位塚議員の発言を許可いたします。

○16番（五位塚剛議員）

私たちは、議会人としては、基本的には当局が出された予算、議案について慎重

審議のもとで決定権を持っております。一応、皆さんたちもこの議案書に写し書きをしていると思うんです。質問したら、売り上げの5%、369万3,000円を指定管理料として基本的には考えているという数字が発表されました。ですから、これを前提として議論したときに、全く別な形でこれ書かれておりますので、内容はわかると思うんです。

しかし、委員長、質問いたします。建経の委員の方々は当局の説明とこのことが相反することが出ているんだけど、そのあたりは疑問に感じられなかったんですね。本会議での提案と実際のことが矛盾したことが書かれてるんですけど。私は、指定管理料が間違ってるとか、そういうことを言っているわけじゃないですよ。当局の説明の仕方が間違っていたとすれば、そうしてもらえば、それで済むことになるんですけど、委員長、再度、間違いがないというふうに思っていらっしゃるんですか、お答えください。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

ただいま説明しましたような答弁に対しまして、特に委員の中からは質疑もないし、本会議の答弁と違ってんじゃないかというような質疑もございませんでした。

そういうことで、委員会としては、私が報告しましたこれですね。正しいと。もし違うんだという認識がどなたかの委員でもあれば、そういう質疑があったと思いますけども、なかったわけですから、私は報告したのが正しいというように考えておりますし、今、確認しましたところ、そのとおりだということでございます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

まず、質問の第1点であります、このメセナ住吉交流センターは、多くの指定管理を含めて数ある施設の中でも一定収益性があり、そしてまた、その実効性がある施設の1つであります。

それを前提にして、やはり指定管理のあり方についても考えていかなければ、あるいは、対応していかなければいけないと、個人的には思っております。

その点で、質問の第1点であります、これは、非公募か、公募であるのか、これが第1点であります。

で、第2番目は、この指定管理をメセナ末吉に一応引き続き指定管理をしたいという提案であります。その点で、この収益性のある施設でありますので、この収益性の部分をいかにどういった形で振り分けるかが、やはり1つは現在も今後も大事だと思うんです、議会のサイドとしても。

で、この点については、これがオープンした当初から、私を含めて、本会議を含

めて議会でも論議してきた経過があります。この収益性の部分を、もう共産党議員団は、基本的には減価償却のほうに組み入れる形で対応すべきじゃないかということも、提案と指摘をしてまいりましたけれども、結果として、そうではなくて、今、報告があったように一定の部分を指定管理料として回すということに、今現在なっております。

そこで、質問であります、現在も今後もこうした売り上げの5%を指定管理料として一応定めるというやり方が、この住吉交流センターの場合も引き続きいいのかが、審議の過程の中で審議されていたら、お聞かせ願いたいと考えております。

やはり、とにかくこの状況が動く中であります。1つの経営体的側面もありますので、ですから、今までのやり方が今後もいいとは単純にもう言えない部分が、場合によっては出てくると思うんです。もちろん、それはすべてじゃないですけども。

で、この交流センターの場合も、現行どおりのやはり指定管理料のあり方を含めての対応のあり方がもっともベターであるか論議されてたら、お聞かせ願いたいと考えております。

以上です。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

施設全体をメセナ末吉、ここに指定をするということでございます。これは非公募でございます。

それから、収益性の配分、これについて、委員会の中では大変立派な運営がされておりますけれども、どうすべきだという意見は出ておりません。

それから、5%は今後も続くのかということでございましたけれども、これは、現在までが5%であったということの回答でありまして、今後もこれを続けていくということについては、意見は出ておりません。また、論議はされております。

○21番（徳峰一成議員）

2回目の質問であります。

非公募ということではあります、この収益性を伴う施設において今回も非公募であったその理由について質問が出されていたら、あるいは、なぜ公募としなかったのかを含めて議論がされていたら、お聞かせ願いたいと考えております。これが第1点。

それから、やはり大事なのは、先ほどの質疑の繰り返しになりますけども、今後向う5年間管理を委託するわけでしょう。今後が大事だと思うんです。これまでのことは今後についての1つの考える素材、材料にはなりますけども、大事なのは今後の問題です。だから、今後の提案です。ですから、今後いかに中身、内容において運

営していくかが大事だと思うんです。その点で、今後のあり方について委員会審議の中で、指定管理料だけではなくて、運営の内容において審議されていたら、お聞かせ願いたいと考えております。

以上、2点です。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

特に、なぜ今までどおりメセナ末吉1社にしたのかということの意見は出ておりません、論議はされていません。

それから、今後、ずっと5%というんですが、これでいくかということは、さっき申しましたように、予算計上されているわけでありませんし、今まではどうであったかということでの回答でございます。これは23年度までが、このようなパーセントで委託料を払っていると、納付金をもらっているということでございまして、22年度決算等が、大体概略が当初予算時は判明するのではなかろうかと思いますが、その点、来年度、委託料を計算するときに、いろいろ配慮されるし、また、私ども委員会としてもその辺を見据えて論議すべきだとは思っていますけれども、今後どうしていくかということについての委員会の中では議論は出ておりません。

○21番（徳峰一成議員）

今回16件の指定管理が出されておりますが、この非公募としたのが3件ですか。その中で、2件ですか、例えば収益性のあるのでは、文厚関係ではプールについては、これは公募としているんです、競わせているんです。で、同じ収益性があるただいま審議のこの交流センターについては、非公募としているんですよ。で、なぜ、非公募とした、あるいは、公募としたかを、やはりそれなりの整合性を持たした形で市当局は議会に対して説明する義務が、私はあると思うんです。

ですから、先ほどのような単純な質問をしたわけでありまして。やはりそこをチェックするのが、おこがましいですけども、議会の私は役割の1つじゃないかと思うんです。整合性のあるやはり指定管理についても対応を、議会も含めて市民に対して説明していただくというのが大事ではないかと思うんです。特に、2回目の指定管理の今回の大型の提案でありますので、もし意見が出されていたら出していただきたいと思います。

で、2点目でありますけれども、先ほどの繰り返しになりますけれども、指定管理料を含めて、今後の中身、内容について、やはりじっくり論議した上で、もし内容的に問題がないと思ったら、よしとすると。賛成したら当然いいわけでありましてけれども、そこを今回議論しなければ、3月議会では、もう既に予算審議の中でしか、もう審議ができないんです。議会としては。後はもう決算ですよ。もう後手後手に回らざるを得ないような議会の対応にならざるを得ないんです。ですから、くどい

ようですけども、今回の提案の中において前向きな議論を市当局も出していだいて、内容において素材を。そして、前向きな対応を、立場からの議会も審議を行っていくというのが、私は本来のあり方じゃないかと思うんです。くどいようでありますけども。

で、その点で全く今後の運営のあり方については審議がなされなかったんでしょうか。大変重要な大型施設ではあるんですがね。

以上です。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

質疑がありましたような、そういうことは今回は出ておりませんので、ただ今質疑がありましたことを頭に置きながら、当初予算時等については委員長して委員会を運営していきたいというふうに考えております。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、議案第63号、指定管理者の指定について（メセナ住吉交流センター）は可決されました。

海野隆平議員の入場を許可します。

（海野隆平議員 入場）

日程第23 議案第74号 平成23年度曾於市一般会計予算の補正について（第5号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第23、議案第74号、平成23年度曾於市一般会計予算の補正について（第5号）を議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（吉村幸治）

議案第74号、平成23年度曾於市一般会計予算の補正について（第5号）所管分、企画課に係る歳出では、パークゴルフ・フラワーパーク公園整備事業について質疑があり、プロポーザルは指名選考か、公募か、また、現地説明会を開催したということであるが、基本的にどういう内容の設計を依頼したのかとの問いに、指名選考委員会を開いて決定した。設計内容については、パークゴルフ場はいろいろな制約があるので、54ホールを日本公認コースに。花のほうについては、パークゴルフ場54ホールを配置した残りの部分について、花公園、通路等をいろんな地形を考慮して配置し、また、高齢者等の来場が多いものと予想されるので、花を見るときに高低差で歩きにくく負担が大きくならない等の内容の設計を依頼したとの答弁でありました。

総務課に係る歳出では、東日本大震災により消防団員253名の方が被災され、その中で215名が共済関係に該当するようであるが、まだ数字が確定していない。また、消防協力者2名の方が亡くなられている。この255名の被災者に対する消防団員等公務災害補償は、従来の1,900円の共済掛金では対応できなくなり、市町村で抱えている全消防団員の共済掛金を今回2万4,700円に引き上げるもので、曾於市では消防団員620名分の増額補正である。この措置は平成23年度1年限りのものであるとの説明がありました。

次に、財政課に係る歳入では、財政調整基金繰入金の予算現額は3億3,682万3,000円でありましたが、今回1億6,755万2,000円を繰り入れ、補正後の予算額は5億437万5,000円になり、補正後の基金残高見込みは26億4,677万2,000円になるとの説明でありました。

臨時財政対策債の補正について質疑があり、起債同意額決定による減額ということであるが、起債が少なくて済んだのか、起債が抑えられたのか、また、臨時財政対策債は本来国が負担すべきものであるが、国の対応はどうなるのかとの問いに、今回の臨時財政対策債については、年度当初から国の予算が厳しいと予測して、当初予算で昨年より20%を超える額を減額して予算計上していたが、今回の国の配分額が示され、見込みよりさらに少ない決定額になったとの答弁でありました。また、

臨時財政対策債は本来国が負担すべきもので、国の財政が厳しいので各自治体の借り入れになるが、全額交付税措置の対象であり、結果的には、後年度にすべて補てんされるものであるとの答弁でありました。

以上、審査を終え、採決の結果、本案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（谷口義則）

次に、文教厚生常任委員会の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

報告いたします。

議案第74号、平成23年度曾於市一般会計予算の補正について（第5号）、所管分、審査における主な質疑内容と結果を報告いたします。

福祉事務所関係では、高齢者訪問給食サービス事業委託料2,258万7,000円の増額について質疑があり、平成23年5月より末吉地区、同じく6月より大隅地区で開始された土日祝祭日の配食サービスにより利用者が増加したことに伴う補正であるとの説明がありました。また、平成23年10月の実績としては、末吉地区2,917食、大隅地区4,918食、財部地区3,164食であり、360名の方々がサービスを受けられているとの説明でありました。

次に、子ども手当費4,061万3,000円の減額については、これまで一律1万3,000円の支給でありましたが、平成23年10月より、3歳未満は一律1万5,000円、3歳以上小学校終了までは1万円（第3子以降1万5,000円）、中学生は一律1万円に改正されたことに伴う補正であるとの説明がなされました。

保健課関係では、保健衛生事務費のドクターヘリ救急車搬送使用料として1万6,000円が計上されております。ドクターヘリについては、本年12月26日より本稼働されるものであり、曾於市内のランデブーポイントは、学校施設や公園など合わせて24カ所であるとの説明がありました。なお、鹿児島市から本市までの所要時間は約15分であります。

教育委員会総務課関係では、中学校統合に伴うスクールバス停留所設置等工事費197万円が計上され、執行部よりスクールバス導入計画（案）が示されました。委員より、停留所については、交通量や外灯などに配慮され、安全面、防犯面に十分留意されるよう意見がありました。

社会教育課関係では、市民プールの施設管理費のコインロッカー備品購入費281万2,000円について質疑があり、以前より大きめのコインロッカーを男性50人分、女性80人分設置するものであるとの説明がありました。また、末吉鉄道記念館管理

費の水銀灯修繕料16万円については、腐食により建てかえるとの説明でありましたが、水銀灯の重要な役割を理解され、管理状況を把握するとともに、計画的な修繕・整備を行うよう意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（谷口義則）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

報告いたします。

議案第74号、平成23年度曾於市一般会計予算の補正について（第5号）所管分でございます。

所管にかかわる歳入については、県支出金134万5,000円の増、諸収入で2,054万円の減、分担金及び負担金151万8,000円の増が主なものです。歳出については、農林水産業費5,046万7,000円の増、商工費57万8,000円の増、土木費736万8,000円の増、災害復旧費154万円の増が主なものです。

次に、質疑の概要を申し上げます。

まず、経済課関係について、環境保全型農業直接支払交付金事業により交付金の支払いはどのようになっているのかという趣旨の質疑がありました。このことについては、対象者をエコファーマー認定農業者とし、これによって認定された農業者へ国は10a当たり4,000円を直接本人に支払い、県、市それぞれ10a当たり2,000円を支払いし推進を図るもので、市内財部3戸、末吉6戸、大隅12戸の計21戸が今回申請しているという趣旨の答弁がありました。

この事業については、今後の重要な農業政策の中心となり得る事業と考えられるもので、この事業を推進させるため、もっと周知の徹底に努め、食の安全を推進すべきであるとの意見の一致を見たところであります。

次に、畜産課関係について、畜産基盤再編総合整備事業の減額の主な理由は何かという趣旨の質疑がありました。このことについては、当初の用地造成と牛舎建設、機械導入と測量試験費で事業費を計上していたが、個人から株式会社への組織変更のための法人化の手續に手間取り、年度内での全体工事の完成が困難となったことなどから、今年度は測量試験だけに絞り、工事や機械導入については平成24年度に移行したいといったことから、今回減額をお願いするところであるという趣旨の答弁がありました。

なお、この事業については、中規模以上の農家を育成する事業なので、この政策の対象にならない農家の育成に関する施策も充実すべきであるとの意見が委員より

ありました。

次に、耕地課関係について、県営土地改良事業における県営かんがい排水事業負担金の対象地区は大隅南地区であるが、現在の進捗状況はどのようになっているのかという趣旨の質疑がありました。このことについては、対象面積212ha、受益農家272戸、同意率93%、平成33年度が最終予定年度であり、全体事業費22億300万円と見込んでいるという趣旨の答弁がありました。

次に、建設課関係について、交通安全施設整備事業において、中学校統合に係る通学バス停周辺外灯設置とあるが、具体的に設置場所はどこかという趣旨の質疑がありました。このことについては、末吉町南之郷コースの仮屋バス停に自立柱1基、財部南コースの帯野バス停に共架を1基、上村バス停に自立柱1基、中野バス停に共架を1基、南方神社前バス停に共架を1基、今別府バス停に自立柱1基、財部北コースは、赤坂バス停に自立柱1基、吉ヶ谷バス停に自立柱1基、財部北小前バス停に共架1基、正部バス停に共架1基を設置するという趣旨の答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（谷口義則）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時09分

○議長（谷口義則）

議案第74号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

総務委員長に、説明書23ページのこのパークゴルフ・フラワーパーク整備事業について二、三質問を申し上げます。

質問の1点は、今回のこの予算提案につきましては、先日私の本会議の質問を受けましての当局から、プロポーザルについて資料が2枚提出されましたけども、これを踏まえて二、三質問を申し上げます。

プロポーザルについては、条例ではなくて、この設置規定の中で規定されておりますけれども、委員長、手元にありますか、プロポーザルの審査委員会設置規定です。この設置の1条の中にうたわれているのが、特にこの告示は、曾於市プロポーザル方式実施要綱第6条の規定に基づき、曾於市パークゴルフ・フラワーパーク等の整備に伴う基本実施設計業務に当たり、プロポーザル方式により設計者の特定を

適正かつ公平に行うために、曾於市パークゴルフ・フラワーパーク等整備事業基本実施設計業務プロポーザル審査委員会を設置するとあります。

つまり、今回提案されているこの予算は、このプロポーザルについての位置づけとしては、このパークゴルフ・フラワーパークの整備に伴う基本実施設計業務を行う前段といいますか、前提として市当局にとっては必要であるということで、プロポーザル方式を採用した。で、それを選定するための委員会であります。目的がですね。

で、それを踏まえて質問いたしますけども、今回この市が提案したプロポーザルについては胡摩地区と高之峯の2カ所ありますけども、一応この10社に依頼する前提として、それぞれ2カ所、30ha、そして、その中で、パークゴルフ場8ha、そして、フラワー公園が基本的に8haということを基本に、あるいは前提に10社に依頼しているのか、確認がとれていたら報告をしてください。

もう一回言いますと、2つの予定候補地について面積が30haで、その中でパークゴルフ関係が約基本的には8ha、そして、フラワー公園が8haということを前提としての依頼を市はしたのか、確認がとれていたら報告してください。

それから、2点目は、この設置規定の中でのこの委員のあり方でありますけれども、委員は、もう委員長が観光協会副会長の井手上氏が、もう委員長として指定がされております。これは、この設置規定によりますと、それは第3条の中で、市長がもう委員長まで任命するとあります。通常は、私の知る限りにおいては、数ある審議会、協議会については、もちろん委員については市長が委嘱いたしますけれども、委員長については互選されてますよね、互選。市長の任命じゃなくって。第1回のこの委員会を、いろんな審議会、協議会を開いて、その中でどなたが委員長、ある意味では会長とも言ったりしますが、互選により副委員長を含めて決めています。これが、まあ通常であります。これは旧町前から、合併前から。

ところが、今回のこのプロポーザルの審査委員会については、この規定の中で、市長がもう委員長まで任命するとあります。ですから、配付された中においても、もう委員長は井手上氏が委員長ということで、もう明記されています。で、なぜそうなったのかです。もうこれでは、委員会そのものが市当局の市長の手のひらに乗った形での、いわばもう最初の組織のあり方自体が委員会にならざるを得ないんじゃないかと思うんです。厳しく言いましてですね。そのあたりが審議されていたら、お聞かせ願いたいと思っております。委嘱するのはもちろん市長ですけども、委員長は其中で互選というのが、これは通常じゃないでしょうか。条例であろうと、内部規定であろうと、組織としては、ありようとしてです。そう思っておりますが、審議されていたら、お聞かせ願いたいと考えております。

さらに、この第4条の中で、会議の議事は出席委員の過半数の同意をもって決するとあります。ただし、可否同数の場合は委員長が決すると。一般的な組織においては、当局の関係を含めて、行政関係を含めて、過半数で決するというのは、これは一般的であります。

しかし、そもそもといいますか、委員が委員長を除いても15名ですか。委員長を除いても15名の中で、市職員が副市長のお2人を含めて7名ですね。15名の半分近い7名がもう市の職員ですよ。市の職員は、市が進めていることにとっても、大衆かというか、委員が加わった中においては、反対はできないと思うんです。反対的な意見もなかなか言えないって。ましてや、この賛否を取るときに過半数というのはいかなものかって。本当に民主的な組織と言えるかということです、これが。当局の手のひらに乗った組織じゃないですか、もう。当局の都合のいいような形でこの設置規程がつくられているって。そうした疑問を含めて意見は出なかったのか、お聞かせ願いたいと考えております。

以上、大きくは3点であります。

○総務常任委員長（吉村幸治）

今回説明資料の23ページのパークゴルフ・フラワーパーク整備事業についての質疑であります、本会議でも、特に議員は十分このことについては、委員会の4回についても、時期等も聞かれましたので、時期等は来年の1月から2月にかけてということで、4回やられるということでありましたので、そっちのほうは、我々は、委員会としては、プロポーザルをどのようにやったのかということで報告をさしてもらったとおり、どのような手立てでやったのかということ、この20万3,000円とは若干違いましたが、委員会ではずっとプロポーザルについても審議してきましたので、経過を見ていこうということでございましたので、どのようにやったかということをお聞きしたので、報告さしてもらったところでありますが、本会議で配付された設置規程について、1条、それから3条、4条。まあ4条は出席委員の今言った過半数ということで、委員が全部で16名ですが委員長を除けば15名ですので、半数となれば、職員が入っている中でいかなものかということでありますが、そのことについては、委員会では出ませんでしたので、この設置規程の中身については、委員会の中では出なかったと記憶しておりますが、報告さしてもらったとおり以外のことは出なかったと思っています。

（何ごとか言う者あり）

○総務常任委員長（吉村幸治）

2カ所については、もともと現地調査も、胡摩と高之峯については、現地調査も我々は陳情にからめて現地調査もしていますので、そこについて、この報告をした

とおり、業者に指名選考を10社して、現地説明会をしたということで、我々は共通認識で委員会に臨んだところであります。

○21番（徳峰一成議員）

最初の1点目の質問に再度質問を申し上げます。

一応2カ所についてそれぞれ30haということは、これまでも市長答弁でありました。で、30haを前提に、その中の8haと8haがそれぞれフラワー公園とパークゴルフ場ということを基本といいますか、前提としての10社に対するプロポーザルということで確認されたのかという、先ほど1回目の質問なんです。

で、なぜかといいますと、1つは、現地を見られたということでもありますけども、高之峯と胡摩地区は同じ面積の30haではありましても、全然地形が違うでしょう。で、どういった内容のプロポーザルかが、どこまでの内容かが定かでないから想像を前提としての質問にならざるを得ないんですが、しかし、全然地形が違うところにおいて、同じ30の中で8ha、8haのプロポーザルを依頼したとして、プロポーザル自体が、先ほど申し上げましたように基本実施設計を前提としてのプロポーザルでありますから、どこまで適切で、内容豊かな、今後の客観的な議会としての審議に耐えられるプロポーザルであるのかが、私はわからないというか、疑問なんです。その点で、そうした疑問は委員会の審議の中では出されなかったですかと。場所が両方とも平坦だったら、あるいはわかるんだけども、そうじゃないもんだから、お聞きしたんです。そのあたりについては議論がされたのかということでもあります。

そして、少なくとも30haの中で8ha、8haは前提としたいと考えたいんですが、そのあたりはどうであったのかなんですよ、これが第1点、繰り返しますけど。

第2点目は、なぜ、このことにこだわるかということ、それがすべてではないんですが、1つの理由として、グラウンドゴルフというのがまた出ているからであります、グラウンドゴルフというのが。で、フラワー公園とパークゴルフを前提としてのということで確認がされたら、一応それを前提にして実施設計と基本設計も当たらなければいけないからであります。そのあたりは基本的にはどうであるのかということ、今この時点で、議会サイドとしてやはり当局に確認を求めるとするのは非常に私は大事じゃないかと思うんです。その点での質問なんです。それがすべてではないんですけども。

以上、2つの点からのもし論議がされてたら、お聞かせ願いたいと考えております。

○総務常任委員長（吉村幸治）

30haということを徳峰議員は言いますが、基本的には、そこに書いていますとおり、パークゴルフ場54ホール日本公認コースでつくった残りを花公園ということで、

15haの中につくるんだということで、我々は認識しましたが、林地開発の絡みがあるから面積が広がっていくんだということでありまして、このパークゴルフ場と花公園まで入れて15だということで、私は、そういう形で聞いているところでありますが、それ以上のことは、委員会の中では今回は出ていません。

どのようにプロポーザルを業者に頼んだのかということを中心に今回は質疑して、報告さしてもらったところであります。

○21番（徳峰一成議員）

くどいようですが、1点だけ確認をいたします。

この予算の説明資料にありますように、あくまでも今回のこの当局の予算提案というのは、事業の名称にありますように、パークゴルフ場とフラワーパークのための整備事業ということで受けとめていいですね。これ以外は全然書いてないものですから、あらゆる資料に、今回の予算に関連しては。それを一応議会としては、もちろんそれ以上の判断材料がないから、一応確認をお互いしていいわけですね。この1点だけ確認さしてください。それ以外全然もう資料としても提示されていないから。

以上です。

○総務常任委員長（吉村幸治）

当然ここに載せてありますように、パークゴルフ場、フラワーパーク整備事業の中の、主体的にはプロポーザル審査委員会の出会謝礼だということで、我々は審議したところであります。その20万3,000円の内訳は、委員会説明資料に詳しく載せてありますので、1人何回とか、そこまで具体的に載せてありますので、それ以上のことは委員会では審議しておりません。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○16番（五位塚剛議員）

建経の委員長に1点だけ質問したいと思います。

予算説明資料の60ページが農業費の畜産振興費なんです。それで、委員長報告もありましたように、畜産課関係で今回の減額は、3人の方々のうち1人が個人から法人に変えたために、最終的には事業としてできなかったということで減額の予算でございますが、質問の第1点です。本来なら提案のときに当局に質問すればよかったんでしょうけど、ちょっと私もうっかりしておりまして、申しわけないけど答えていただきたいと思います。この予算を見る限り、総事業費というやつは3人の人を足していくと1,350万2,000円になるんです。この総事業費というやつは3人の方々を。で、本人負担が合計で377万9,000円で、どうもこの減額の予算の仕方とい

うのがちょっと理解が私できないんです。この予算の減額の仕方というのは、どういう意味でこの予算が減額になっているのか、これが第1点。

第2点目は、1人の方が、中島さんから会社、アグリファームの中島に変わるということで、しかし、ほかの2人は何も支障はないと思うんだけど、これは3人でないと事業名が認められない内容の事業なのか、これが第2点目。

で、今回はこの事業を取りやめて、24年度に移行したいという文言が書いてあるんですね。で、大体こういう県単の補助事業、国の補助事業の場合は、一たん確定をすれば、また次年度に同じ人に予算をとるというのは非常に難しいんですね。これ予算を返すわけですから。それよりは、予算はもらっておいて、同時並行で名義の変更と24年度へ繰り越ししたほうがよかったんじゃないかと思うんですけど、そういうふうに議論はされなかったのか、この3点をお答え願いたいと思います。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

本件は、歳入のところとも関連するわけですが、今回は本人負担の事業を繰り越したために、その他の財源のところで減額になっているということでございます。この事業は、もう御承知だと思いますけども、県の地域振興公社が個人が27.5%、それから国が50%、県が22.5%の負担割合で、畜産や資料置き場の整備、機械の整備をするというものでございます。

今回は、報告がちょっとこれ足らなかったなと思いますけれども、会社に変更するという点での手間取りというんですか、いろいろな関係等、それから、1人新規に入ってきております。そういうことで、中島さん、それから下成さん、森岡さん、それからもう一人だったと思うんですが。中島さん、下成さん、森岡さんが追加ということで入ってきておまして、こういうような関係で、総体事業を組み立ててやるためには、やはり一緒にやろうというようなことで、本年度は試験測量という要望になっておりますけども、設計だけを済ませて、来年度に一括してやるということでございます。そういうふうな意味で、このような方法をとったということでございます。大変事業としては金額が大きいあれでございますから、単年度では終わらないというようなことで、24年度に実際の事業を送るということで、このような措置をしたということでございます。

これは、市の負担というのはわずかな負担があると思いますけども、ほとんど個人と国と県の経費で事業をするというものでございます。

以上です。

○16番（五位塚剛議員）

まあ新しい委員長に質問するのも非常に苦痛も感じているんですけど、今のまた説明を聞くと、下成さん、森岡さんを含めて新規でふえるというような説明を今さ

れたんですけど、60ページのこの当局の説明資料で見ると、減額でこれ出してるもんですから、全体事業との関係で、要するに、総事業費というのは一人一人書いてあるんですね。それを足してでも1,350万2,000円にしかならないもんですから、この予算の2,119万1,000円というのがどこから出てくるのか、ちょっと私がいなかったんです。だから、この全体の予算現額の2,497万というのは、この3人の以外にもまだたくさんいらっしゃるのかですね。で、この3人は、私は今、委員長報告を見たら、減額だというふうに理解したんですよ。文章を、今の委員長の報告を。だから、この3名は、この予算から減額だというふうに認識していいんでしょうかね。ちょっとその辺の確認をさしてもらえませんか。

それと、なぜ予算はそのまま、繰り越しというか、これは明許繰り越しを含めてあるんですけど、それをしなかったのか、そういう説明は当局はなかったのか、できたら休憩を挟んで当局に聞いてお答え願えませんか。そうしないと3回目がまたちょっとずれてくるなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

当初、中島道雄さんが個人でありましたけれども、これをアグリファーム中島に変更して、今年度は測量試験のみにすると。下成さんは、飼料畑造成等であったんですが、これも本年度は測量試験等にすると。新規の森岡さんについては、その事業費は入ってなくて、測量試験費のみというようなことでございます。

でございますから、当初の下成さん、中島さんの分の事業費だったから、総計で合計すると今年度は2,119万1,000円の減額になるという説明でございました。

それから、繰越明許にしなかった理由ということでございますけれども、これは1つの条件がありまして、いつでもできるということではないと思っております。そういう意味で、減額しても間に合ったということで、今回提出をされております。ちょっと違ったですかね。そういうことで、答弁させていただきます。

○16番（五位塚剛議員）

まあ当局じゃないから、なかなか答弁が難しかったと思うんですけど、一応私の理解として、この事業を予算をもらってやろうと思ったけど、実際できなかったことがありまして、しかし、最低は測量試験だけは行って、しかし、24年度に新たにまた予算を出して引き続き同じ事業でやるという認識でよろしいんでしょうか。これは県を含めてそういう継続に基本的には、その予算がまた来年もらえるという確認をしてよろしいでしょうか。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

私どもはそういう認識でこれをお認めいたしました。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。本案は各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、議案第74号、平成23年度曾於市一般会計予算の補正について（第5号）は原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第24 議案第75号 平成23年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第3号）

日程第25 議案第76号 平成23年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第2号）

日程第26 議案第77号 平成23年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第3号）

日程第27 議案第78号 平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第3号）

日程第28 議案第79号 平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算の補正について（第3号）

日程第29 議案第80号 平成23年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第2号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第24、議案第75号、平成23年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正（第3号）についてから、日程第29、議案第80号、平成23年度曾於市水道事業会計予算の補正（第2号）についてまでの以上6件を一括議題といたします。

議案6件については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

報告いたします。

14、議案第75号、平成23年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第3号）、15、議案第76号、平成23年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第2号）、16、議案第77号、平成23年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第3号）、以上、3議案について審査過程での主な質疑内容と結果を一括して報告いたします。

今回の国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の補正は、地方公務員共済組合の負担率の変更に伴う職員給の追加であります。

介護保険特別会計の補正では、緊急通報システム設置委託料90万4,000円の増額について質疑があり、利用者が増加したことによる補正で、11月現在では、財部26台、末吉70台、大隅69台の計165台が設置されているとの説明でありました。

また、普及啓発については民生委員の方々への周知や市報での周知に加え、今後配置される訪問専門員を通じた啓発にも取り組んでいきたいとの説明でありました。

本年度より新たに導入されている本システムについては、曾於市のひとり暮らしの高齢者に対する必要な施策として、利用者の意見なども取り入れて発展的に改善を加え、より充実した施策となるよう意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会では、議案第75号、第76号、第77号の特別会計予算の補正について採決の結果、それぞれ全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（谷口義則）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

報告いたします。

議案第78号、平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第2号）でございます。

今回の補正は、排水設備工事費補助金の追加が主なものであり、歳入については、受益者負担金現年度分80万円と、一般会計繰入金19万1,000円の追加であります。歳出については、排水設備工事費補助金80万円の追加が主なものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

まず、当初計画より接続者がふえたということであるが、その理由は何かという

趣旨の質疑がありました。これに対しましては、接続推進員を配置している効果と思われ、11月7日現在の接続率は60.92%で、供用開始している区域内1,745戸のうち1,063戸が接続していただいているという趣旨の答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては本案については採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第80号、平成23年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第2号）。

今回の補正は、収益的支出におきましては、水源地整備事業の事業変更等による委託料の減額や各水源地取水ポンプ場等の修繕費、有形固定資産減価償却費、固定資産除却費の追加が主なものであります。資本的支出においては、水源地整備事業の事業変更等による建設改良費の減額であります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

まず、原水及び浄水費について、八反第2水源地に関する委託料の減額が計上されているが、これまでの経緯をどのように総括されているかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、掘削に先立ち、尾崎山から川内、菅渡から荷原の範囲に10点の観測地点を設けて電気探査を実施し、その結果を踏まえてさく井地点の選定作業を行った。箇所決定に当たっては、八反第1水源地、市民プール、末吉小の水質が良好なこと、電気探査結果により有望と見込まれる区域の中にあること。また、鉄分の多い南側・北側の区域や、埋め立て工事履歴のある上町地区、硝酸態窒素の浸透が危惧される畑地は対象から除外するなど、さまざまな要件を考慮しさく井したが、水質検査の結果、水道水としては不適合であった。現在、日常的に足りているが、ポンプ故障時や生活態様の変化に伴う水量増も見込まれるので、水源開発の必要性がある。今後の水源掘削については、今回の経過を踏まえ、一層慎重に、でき得る限りの調査の上、実施するという趣旨の答弁がありました。

なお、このことについては、水は生きる上で最も大切なものであるので、水量不足を起こさないよう今回の経験を生かし、万全を期してもらいたいとの意見が委員よりありました。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございます。

○議長（谷口義則）

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（吉村幸治）

議案第79号、平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算の補正について（第3号）。

生活排水処理事業特別会計では270万7,000円の増額となり、浄化槽（5人槽）3基分の工事請負費の補正が主なものであります。

以上、審査を終え、特に意見、討論もなく、採決の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（谷口義則）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

建設経済委員長に質問いたします。

水道事業の補正予算は、末吉上水の第2水源の失敗に伴う、言わば、後始末的な補正予算となっております。

で、委員長報告の中にもありましたけれども、委員会審議の中でも、このいわゆる第2水源の失敗についてどのように総括しているかという、適切といえますか、もっともな質問があったようであります。そして、それに対する当局答弁も委員長から説明がありました。

で、当局の説明と答弁は、本会議での私の質問に対する答弁と基本的には同じ立場、考え方からの答弁であるようであります。つまり、その水源地の水源の失敗については、この八反地区周辺を前提としていろいろ調査をした結果が、このようなことになったということですね。

最初の繰り返しで申しわけないんですが、この末吉上水の配水池を含めた全体系のもとでの水源地について、八反地区だけでなく、いわゆる菱田川の水系についても調査を行った上で、どこが一番ベターであるか、ベストであるかで、やはり水源を設置すべきだったという大きな立場からの当局答弁になっておりませんけれども、そのあたりについては説明はなかったのか。

菱田川水系も調べないままやったことについては、問題点は指摘されなかったのか、委員会審議の中で、これが質問の第1点であります。

で、第2点目は、ですから私は、先日もやはり当局としては落ち度があるって、市長を初めとして、一定の何らかの責任をとるべきじゃないかということで率直に申し上げたんです。

で、その点での指摘は委員会としてなされなかったのか、報告をしていただきたいと思います。余りにも当局の答弁と考え方が、私は甘過ぎると思っているからです。

次の質問であります。そうした中で、53ページの金額的に大きいのが、委員長報告でありましたように、固定資産の除却費の追加分の1,574万1,000円であります。

が、会計処理上の問題ではありますけども、これについて質問と説明がなし得ていたら、重ねて説明をしてください。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

ただいま御質問になっております八反第2水源がだめだったということ、これは決算審査のときから、委員現況調査をされたようでございますし、また、議案審議のときも詳しく推移がなされております。

私どものほうに4枚の資料が渡されて、ああ5枚ですか、ありますけども、本会議で質疑に対する回答をされた内容と同じかと思いますが、この八反第2水源よりほかを調査しなかった理由というわけでございますが、これはここの総括の2番目に出ておりますように、第1水源がいい水でありまして、近くに工事をするので、いわゆる接続の経費が安くなると、安価になるというようなことから、このようなあれをされたというふうに、この説明の中の1個もございます。

また、過去に調査され、掘削した水質の状況、これ、資料には40カ所ございますけど、このうちに水質がいいというふうに判断されたのが21、不適と判断されたのが19カ所であると、その不適の一番大きな事由は、鉄分が12カ所、マンガンが1カ所、硝酸が5カ所、それから砂が入ったのが1カ所というような説明を受けております。

こういうことで説明では、今の八反第1が、一番的確であるということで掘削を約51mですか、されておりますけれども、出てきた水が、いわゆる飲料に不適であったということでございます。

そういう意味で、他の水源は、10点の観測値で電気探査は実施されておりますけれども、それを試掘して、水質がよかったか悪いかということはされておらないようでございます。

それから、固定資産除却費の件ですけど、これはもう特に帳簿上というようなことで、質疑ということはなされておられません。

以上でございます。

○21番（徳峰一成議員）

繰り返しますけれども、この問題での市長を初めとしたトップの責任については、言及は進まなかったと確認してよろしいでしょうか。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

具体的に、市長、担当者の責任を問うという質疑はございませんでした。ただ、出てきた意見の中で、これは議会も認めたことじゃなと、我々も1%も責任がないということじゃないというような意見ですか、話もございました。

そこで、一番最後書いておりますとおり、もう水というのは大変大切なもので

あるから、とにかく水量の不足を起こした場合に困るということで、この第2水源を掘ったわけでございます。

ですから、これはやはりそういう予備的な水源は必要であるから、今回のこのような事態を経験を生かして、今後、掘削されるのであれば、万全を期してそういう処置をしていただきたいと。

今回でも説明があったように、24年度に末吉小のプールの水質検査をして、これではよければ25年度に設備をつなぐなどというような工事を考えているというような説明がございました。

とにかく、今回の経験を生かしてくださいというのが、我々委員会の一致した意見でございました。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、日程第24、議案第75号、平成23年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正（第3号）について討論を行います。反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第75号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第75号、平成23年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正（第3号）については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第76号、平成23年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正（第2号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第76号、平成23年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正（第2号）については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第77号、平成23年度曾於市介護保険特別会計予算の補正（第3号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第77号、平成23年度曾於市介護保険特別会計予算の補正（第3号）については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第78号、平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正（第2号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第78号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第78号、平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正（第2号）については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第79号、平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算の補正（第3号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第79号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第79号、平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算の補正（第3号）については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第80号、平成23年度曾於市水道事業会計予算の補正（第2号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

共産党議員から第80号には賛成をいたします。

先ほど申し上げましたように、あるいは本会議でも指摘いたしましたが、今回のこの議案は、第2水源の失敗に伴う、言わば後始末的な処理であります。率直に言って市のトップには責任があると考えており、今後もその立場で取り上げてまいります。予算自体は多くの現実的な、もうやむ得ない処理でありますので賛成をい

たします。

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第80号、平成23年度曾於市水道事業会計予算の補正（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第30 陳情第11号 郵政改革法案の早期成立を求める陳情書

○議長（谷口義則）

次に、日程第30、陳情第11号、郵政改革法案の早期成立を求める陳情書を議題といたします。

本件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（吉村幸治）

陳情第11号、郵政改革法案の早期成立を求める陳情書。

本陳情は、曾於市財部町北俣6011—3、坂口利幸氏、曾於市大隅町中之内5759—1、川村省一氏、曾於市大隅町月野8698—1、吉田辰夫氏、曾於市末吉町二之方299—2、瀬戸吉一氏から提出されたものであります。

この陳情の要旨は、平成19年10月、郵便、貯金、保険の郵政三事業の民営化、分社化により、郵便外務員に貯金・保険の取り扱いを依頼できない、郵便局へ郵便の問い合わせができない、各種手数料が上がった等、地域住民から不満の声が多く寄せられている。全国2万4,000郵便局ネットワークが国民共有の財産であり、生活に必要不可欠なライフラインでもあり、それを今後も維持し、さらに地域社会が有効活用していくためにも、一刻も早い郵政改革法案の成立を求める意見書を関係機関に提出するものであります。

審査過程では、郵便・貯金・保険の窓口など市民サービスに大きな支障を来しており、地域の実情に合わない合理化が進められてきたことなどから、一刻も早い郵

政改革法案の成立を目指すべきとの意見がありました。

本委員会では、採決の結果、本陳情は全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより陳情第11号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する常任委員長の報告は採択であります。本件は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、陳情第11号、郵政改革法案の早期成立を求める陳情書については、採択することに決しました。

日程第31 議会運営等調査特別委員会の設置について

○議長（谷口義則）

次に、日程第31、議会運営等調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております特別委員会の設置については、去る平成22年12月の本会議において、地方分権改革が本格化し、地方議会の果たす役割と責任は増大化しつつあり、議会の機能を十分発揮するために言論の府として議員の発言を保障し、活発な議論を推進することと、二元代表制の一翼として行政機関との緊張ある関係を保ちながら、共通の目的である市民の負託に耐え得る議会を構築していくことを目的に、議会運営等調査特別委員会が設置され、この間、小委員会において調査研究に取り組み、本年12月5日の特別委員会の報告をもって

調査を終了されておられます。

しかしながら、本定例会以降も引き続き調査・研究を要することから、議長を除く20人の委員をもって構成する議会運営等調査特別委員会を設置し、これらに付託の上、調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、本件については議長を除く20人の委員をもって構成する議会運営等調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、議会運営等調査特別委員会の委員長及び副委員長を互選することになっております。

また、同条例第10条第1項の規定により、委員長及び副委員長がいないときは、議長が委員会の招集、日時、場所を定めて委員長の互選を行わせることになっております。

ここで、議会運営等調査特別委員会を開会していただき、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

議会運営等調査特別委員会開会のため、暫時休憩いたします。

議員の皆さんは、議員控室にお集まり願います。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時20分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの休憩中に開会されました議会運営等調査特別委員会から、委員長及び副委員長の互選の結果について議長に報告がありましたので、お知らせいたします。議会運営等調査特別委員会委員長、久長登良男議員、同副委員長、原田賢一郎議員、以上のとおりであります。

日程第32 議員派遣の件

○議長（谷口義則）

次に、日程第32、議員派遣の件を議題とします。

お諮りいたします。議員の派遣については、会議規則第159条の規定により、次

期定例会までお手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において決定することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。したがって、お手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において措置することに決しました。

ここで、追加日程配付のためしばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時22分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま、会議規則第14条第1項の規定により、発議2件及び会議規則第104条の規定により、各常任委員長から閉会中の継続審査3件並びに継続調査3件、議会運営委員長から閉会中の継続調査1件の申し出が別紙のとおり提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、発議2件、閉会中の継続審査3件、並びに継続調査3件、議会運営委員長から閉会中の継続調査1件の申し出を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 発議第8号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書案

○議長（谷口義則）

追加日程第1、発議第8号、郵政改革法案の早期成立を求める意見書案を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○16番（五位塚剛議員）

発議第8号、郵政改革法案の早期成立を求める意見書案。

これは、先ほどの陳情第11号を受けての発議になります。上記の議案を別紙のとおり、曾於市議会会議規則第14条第1項の規定により提出をいたします。平成23年12月22日。曾於市議会議長谷口義則殿。提出者は、私を初め吉村幸治議員、土屋健

一議員、渡辺利治議員、海野隆平議員、漆間純明議員。

提案の理由とまた意見書案については載っておりますので、お目通しをよろしく
お願いしたいと思います。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第8号は、会議規則第37
条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よつて、発議第8号は委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより発議第8号を採決いたします。この採決は起立によつて行ひます。本案
は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よつて、発議第8号、郵政改革法案の早期成立を求める意
見書案については、原案のとおり可決されました。

—————・—————

追加日程第2 発議第9号 APECでのTPP交渉参加表明に抗議する意見書案

○議長（谷口義則）

追加日程第2、発議第9号、APECでのTPP交渉参加表明に抗議する意見書
案を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○5 番（山下 諭議員）

発議第9号、本案はけさの全協で緊急提出するということに決まった案件でございます。A P E CでのT P P交渉参加表明に抗議する意見書案。

上記の議案を曾於市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成23年12月22日。曾於市議会議長谷口義則殿。提出者、曾於市議会議員、山下諭議員、賛成者、同久長登良男、同原田賢一郎、同大川内富男、同西川熊則、同吉村幸治、同渡辺利治。

これ、意見書案は朗読を省略いたします。

提案理由。例外なき関税撤廃を原則とするT P Pは、食料供給を海外に依存し、国土を荒廃させるものであります。国内農業や地域経済の振興とは到底両立できるものではなく、また、農業を基幹産業とする本市が、危機的かつ深刻な影響を受けることは明白です。

与野党間を問わず、A P E Cの拙速な参加表明には慎重な意見が続出し、地方議会でも交渉参加に反対する意見が相次いで可決されている中、こうした声をないがしろにし、政府は事実上の交渉参加に踏み切ったことは極めて遺憾であり、本議会は政府のこのようなT P P交渉参加表明に断固抗議するものであることから、国に対して意見書を提出するものであります。よろしく御賛同のほどお願い申し上げます。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第9号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、発議第9号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより発議第9号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、発議第9号、APECでのTPP交渉参加表明に抗議する意見書案については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案2件が議決されましたが、その提出手続及び字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、その提出手続及び字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

_____・_____・_____

追加日程第3 常任委員会の閉会中の継続審査申出について（総務常任委員会）

追加日程第4 常任委員会の閉会中の継続審査申出について（文教厚生常任委員会）

追加日程第5 常任委員会の閉会中の継続審査申出について（建設経済常任委員会）

○議長（谷口義則）

次に、追加日程第3から追加日程第5、常任委員会の閉会中の継続審査申出についてまでの、以上3件を一括議題といたします。

各常任委員長から、目下委員会において審査中の事件について会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり、継続審査とすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

_____・_____・_____

追加日程第6 常任委員会の閉会中の継続調査申出について（総務常任委員会）

追加日程第7 常任委員会の閉会中の継続調査申出について（文教厚生常任委員会）

追加日程第8 常任委員会の閉会中の継続調査申出について（建設経済常任委員会）

○議長（谷口義則）

次に、追加日程第6から追加日程第8、常任委員会の閉会中の継続調査申出についてまでの、以上3件を一括議題といたします。

各常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。3件につきましては、各常任委員長からの申し出のとおり、継続調査とすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。3件につきましては、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

追加日程第9 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（谷口義則）

次に、追加日程第9、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、継続調査とすることにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の日程のすべてを終了しました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○市長（池田 孝）

本定例会におきまして、多くの議案など御提案を申し上げましたが、議会においては慎重に審議をしていただき、そしてすべてものを可決などいただきました。また意見などについては、今後の提案など、また執行等について十分生かされるように努力してまいりたいと思います。

今後とも、よろしく御指導のほどお願いを申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

○議長（谷口義則）

以上で、本定例会に付議された案件は、すべて議了いたしました。

これにて、平成23年第4回曾於市議会定例会を閉会いたします。

—————・—————・—————

閉会 午後 3時32分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

曾於市議会前議長

曾於市議会議長

曾於市議会前副議長

曾於市議会議員

曾於市議会議員